明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年三月十三日

○第十五回国会　参議院会議録附録（その一）

○質問主意書及び答弁書
通商産業省鉱山保安局長の炭労争議に介入する通牒についての質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和二十七年十一月二十日
吉田　法晴
参議院議長佐藤尚武殿

通商産業省鉱山保安局長の炭労争議に介入する通牒についての質問主意書
一、昭和二十七年十月三十一日付「争議中における採炭切羽維持について」の通商産業省鉱山保安局長名通牒によれば「争議中においても坑内外保安の確保」のためには、「切羽の進行」即ち採炭のためにも「所要の勧告を行」い得、或は「鉱山保安法第二十五条による命令を発」し得ることになるが、
1　かかる通牒を発することは争議に介入することになるが政府の所見如何。
2　本通牒は「鉱山における人に対する危害の防止」を第一義的目的とする鉱山保安法制定の趣旨に反しており、適当と認め難いが、これに対する政府の見解を承りたい。
二、本通牒に基き鉱山保安法第二十五条によるものとして誤れる命令が切羽進行のため発せられたとしても、争議中の労働者は直接或は間接にもこれに拘束されるものでないから、これを拒否しても、鉱山保安法第五条には勿論、直ちに労働関係調整法第三十六条の違反に該当するものでないと考えるが、この点についての見解を承りたい。
三、本通牒の意義効果については、通産次官の口頭による回答或は衆議院通商産業委員会における答弁中にも述べられているが、その趣旨はその後具体的に如何なる方法で各鉱山保安監督部長に伝えたか承りたい。
四、保安委員会は鉱業権者の保安に関する責務、保安管理者の保安に関する職務を民主的に行うための機関と解せられるが、今回の如き不当不法な通牒に基く勧告命令が鉱山において実施せられんとする場合これを阻止し得る唯一の機会となるであろうが、保安委員会委員のかかる場合の役割について政府の意見を承りたい。

内閣参質第八号
昭和二十七年十二月二日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員吉田法晴君提出通商産業省鉱山保安局長の炭労争議に介入する通牒に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田法晴君提出通商産業省鉱山保安局長の炭労争議に介入する通牒に関する質問に対する答弁書
一、十月三十一日附通牒について
1　本通牒は、各鉱山保安監督部長に対し、争議中の保安監督の方針を指示したものであつて、重大災害の防止を主眼とするものであり、また監督指導の手段としては、極力経営者および労働者側の良識に訴え、自主的解決を促進する方法を指示し、鉱山保安法第二十五条により本来鉱山保安監督部長に存する保安監督上の命令権の発動についても、特に事前に通商産業省に打合せるべきことを指示し、事務処理の慎重を期したものであつて、本通牒をもつて争議に対する干渉とは考えていない。
2　鉱山保安法における「保安」とは、同法第三条に明記する通り、
（イ）鉱山における人に対する危害の防止
（ロ）鉱物資源の保護
（ハ）鉱山の施設の保全
（ニ）鉱害の防止
の四者が含まれ、これを綜合した看点から保安監督行政を実施しているものであり、本通牒が鉱山保安法制定の趣旨に反しているとは考えられない。
二、鉱山においては、鉱山保安法の規定する人命の安全保持施設の正常な機能を持続させることが、労調法第三十六条の実質的内容をなしこれに違反する行為を違法争議行為とする判決例があるが、本通牒が鉱山保安法第二十五条による命令権の発動につき、事前打合せを指示し、事務処理の慎重を期したものであることは前記の通りである。
三、本通牒の趣旨及び十一月七日附の事務次官口頭回答の趣旨については、十一月八日附通牒「十月三十一日附通牒に関するその後の経過について」により各鉱山保安監督部長に対し、これを伝えるとともに、十一月十一日開催の各監督部管理課長会議において、その趣旨を詳細に説明した。
四、保安委員会は、保安管理者（または鉱業権者）の保安に関する職務の執行に協力し、これに勧告を行うものであり、争議中の各鉱山における保安確保のための具体的対策を保安委員会の議に附し、委員の良識により自主的にその解決を図ることは誠に望ましいと考える。

戦傷病者及び戦没者遺族についての質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和二十七年十二月三日
片岡　文重
参議院議長佐藤尚武殿

戦傷病者及び戦没者遺族についての質問主意書
終戦後ここに七年有余、戦争の最大犠牲者である戦傷病者や戦没者遺族に対して、満足な国家保障もせずかつ具体的な職業対策もなく今やこれらの人々は憲法の保障する基本的人権の侵害はおろか生存権すら脅威されている現況にある。
よつて左記諸点に対する政府の所見並びにその対策を詳細にかつ具体的に明示されたい。
一、政府はあらゆる施策に優先し、戦傷病者や戦没者遺族の生活の安定に努力すべきであると考えるが、戦後既に七年有余未だこれらの人々に対する満足な国家保障もせず、具体的な職業対策も行うことなく、生活環境に恵まれないこれら不幸な人達は、明日の生活はおろか今日の生活さえ支えられぬどん底生活にあえいでいるが、政府は完全な国家保障法の制定と身体障害者強制雇傭法を実施する意思ありや、ありとすればその具体案を詳細に示されたい。
二、昭和二十一年二月一日発令のポツダム宣言受諾に伴う恩給法特例

の勅令第六十八号は、昭和二十六年五月一日一部改正されたが、今後その傷病恩給の階級差を短縮し、症状等差による支給範囲を改正し、支給金額を増減する意思ありやいかん、もしありとすればその具体案を詳細に示されたい。

三、戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金支給については、軍属や学徒挺身隊員等に対し、戦地の範囲と受傷原因について制限規定が設けられたのみならず在職期間に関する規定は極めて実際に即していない。これが制限を緩和拡張すべきであると思うが、政府の所見いかん。

1　昭和十六年十二月七日以前の受傷者に傷害年金を支給する要ありと思うが、改正する意思なきや。

2　軍属の傷害年金については、軍人と同様にすべきであると思うが、改正する意思なきや。

3　戦地についての指定期間外の者でも公務に基因して受傷した者は、その資格を認むべきが妥当と思うが、政府の所見いかん。

4　政府は戦傷病者戦没者遺族等援護法は暫定的なものであると明言しているが、効力を失する期限を示されたい。

四、政府は恩給法特例審議会の答申案に基き傷病恩給を改正し、七項症以下を一時金で打切るということが伝えられているが、七項症以下のものでも身体障害の程度が極めて重いものについては救済する必要があると考える。これに関する政府の所見を問う。

五、日本政府の至上命令により、今次大戦に従軍し受傷した元朝鮮出身の傷い軍人、軍属は日本国の独立とともに自動的に韓国人に編入されたが、韓国代表部では「貴殿達の生活の保障は当然日本政府が負うべきである」として全く省みられていない。これらの韓国人に対する政府の保護対策いかん。

六、戦後七年有余未だに跡を断たない傷い軍人軍属の白衣募金については、放置するを許されない緊急解決を要する問題と思うが、これが対策としては名目的、形式的の方策では根本的解決は得られない。須らく真に困る者を救済するという実質的実体主義の方策を採らねばならぬと思うが、これに対する政府の所見いかん。

内閣参質第九号

昭和二十七年十二月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員片岡文重君提出戦傷病者及び戦没者遺族に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員片岡文重君提出の戦傷病者及び戦没者遺族についての質問に対する答弁書

(一)　身体障害者の雇傭促進については、わが国現下諸般の情勢にかんがみ、これが雇傭を法律をもつて強制することよりも、広く国民全般特に雇傭主の理解と認識を深め、同胞愛を基調とする雇傭勧奨の措置をとり、その最も適する職場に導くように努力することが適当であると考える。

(二)　旧傷病軍人の恩給については、国家財政その他諸種事情を考慮して増額改正したいと考えているが、その具体案については、目下慎重検討中である。

(三)　戦傷病者、戦没者遺族等援護法における軍属に対する年金については、旧令による共済組合等からの年金受給のための特別措置法における内地勤務の軍属に対する処遇との権衡を図るため、受傷した地域及び原因について軍人と異なる制限を設けており、一応妥当なものと考えるが、なお将来の研究にまちたい。

なお、援護法が暫定的であるというのは、軍人恩給が復活した後においては、同法による軍人に関する処遇は、恩給法により行われるという趣旨である。

(四)　恩給法特例審議会の建議に基く傷病軍人恩給の具体的改正については、目下慎重に検討中である。

(五)　設問の例の如きものに対する保護対策としては、日韓協定の成立まで暫定的に、その者について生活困窮の事実があれば、生活保護法の保護に準じ、従来日本国籍を有していた時と同様に取り扱い、同法に規定する保護を行つている。

(六)　戦傷病者の援護については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行により、一応その対策が確立されたが、なお、白衣の募金等にみられる如く、社会的更生のできない者が相当の数にのぼつているので、これらの人々に対しては生活の援護を行うとともに、職業訓練、就職のあつ旋、更生資金の貸付等総合的な対策を講じ、その社会的更生を促進せしめるよう必要な措置をいたしたい。

神戸拘置所における公務員の暴行凌虐事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年二月二日

須藤　五郎

参議院議長佐藤尚武殿

神戸拘置所における公務員の暴行凌虐事件に関する質問主意書

一、昭和二十七年十一月二十二日、午後七時四十分頃、神戸拘置所に拘禁中の刑事被告人李洪両氏は当日臨床許可を貰つて(下痢のため)ねていたが、看守が階下で他の収容者を大声で叱りつけていたため、苦痛を感じ、既に就寝後の時間でもあるので、静かにするように抗議した処、看守はいきなり李氏を暴力でもつて房から引き出し、同所内刑務課室に連行し、当直看守長以下二十数名の看守で取りまき、李氏をののしりつつ、手拳及び土足で殴打暴行を加えたのである。

中でも森本某及び近藤某両看守は最も積極的にこの暴行に参加し、暴行を加えつつ「朝鮮人や赤は一人二人殺しても問題にならない。おれは軍隊にいる時に沢山人を殺しなれているからお手のものだ。お前らを強制送還する前に、俺たちの手で叩き殺してやるんだ。」と叫び、殺意をさえほのめかした。更にその上後手錠、防声具を施したまま六時間余の間放置し、深夜に至つて漸く解放したが、李氏は当時下痢で衰弱していたため、殆んど意識不明の状態になり、防声具を外すと同時に、多量の鼻血を出した。

二、このような状態から考えると、李氏が拘置所内において、収容者の権利と待遇改善のたたかいの先頭に立つている人物であるが故に、故意に計画的に仕組まれた暴行・拷問であることは極めて明らかである。

三、収容者に対する神戸拘置所当局の暴行の事実は、これだけではない。

われわれの関知しているものの中から特徴的な例を挙げれば、

(1)　十二月一日、病舎収容中の金漢基被告人は、ふとんの問題で看守に正当な要求を出したという理由で、看守の怒りを買い、病舎担当看守に扉の大錠で、頭を殴打され、四ヶ所の裂傷を負つている。

(2)　又今一つの例をあげると、金七植被告人は、公判廷での態度が悪いという一方的理由で拘置所の公判出廷詰所内の房で、十数人の看守に暴行を加えられ、髪の毛を一にぎり脱かれた。

他にもこのような暴力的傾向は拘置所内において数多く起つている。

右の如き非人道的暴力行為は最近ことに激しく全国的に数限りなくお

こつている。明らかに戦前にまさる軍国主義、弾圧政治の復活である。

左記の諸点に対する政府の所見ならびに具体的対策を明示されたい。

1　右にあげた暴行事件、その他メーデー被告等に対する暴行事件、これらの事実を否定し去ることはできない。

政府はこれら一連の暴行事件に対しいかなる見解を有するや。ならびに今後の対策をとう。

2　これら鬼畜ともいうべき暴行を行つた当事者（所長以下）は即日罷免すべきであると考えるが、政府の所見如何。

3　神戸拘置所暴行事件に対し、政府は具体的にいかなる処置を現在までにとつたか。詳細に示されたい。

右に関する今後の対策を問う。

内閣参質第一〇号

昭和二十八年二月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員須藤五郎君提出神戸拘置所における公務員の暴行凌虐事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須藤五郎君提出神戸拘置所における公務員の暴行凌虐事件に関する質問に対する答弁書

一、神戸拘置所の暴行事件として列挙されている事案について慎重且つ詳細に調査した結果、その真相は次のとおりであり、何等暴行等の事実は認められない。

1　昭和二十七年十一月二十二日午後七時四十分頃、被告人李洪雨に対して殴打暴行を加えたという点については、同月二十一日午後七時三十分全収容者に就寝を指示した後に、被告人金栄泰が隣房の収容者と通声をしていたため、静粛方注意を促していたところ、これと何等関係のない被告人李洪雨が突然注意を促していた職員に対して大声で悪口雑言を浴せ、全収容者就寝後の静安を乱すおそれがあるため、一応舎房中央にある処遇係事務室に職員一名で連行し、静粛方説諭したるに全舎房に響きわたる程の大声で暴言を繰り返すのみで更に反省するところがなかつた。同人のこの大声により保安課本部で執務していた職員二名が馳せつけ、さらに同人を保安課本部に連行し説諭を加えたるところ、全く反省の色がないのみかむしろ益々喧噪叫喚をほしいままにし、机を叩きあるいは蹴る等の挙に出で、今にも職員に暴行を加えそうな気勢を示すに至つたので、当直看守長は監獄法第十九条にもとづいて戒具施用を命じた。ところが同人は益々激昂して戒具施用を阻み職員を足で蹴りまたは体当りして来る等の反抗及び暴行を続け容易に施用させなかつたが、午後八時三十分当直看守長以下七名の職員でこれを取り押え防声具及び手錠を施用の上東舎第二十房に拘禁したものである。

なお、右の措置に際し職員において被告人李洪雨に暴行あるいは暴言をなしたというがごとき事実は、全くない。

2　昭和二十七年十二月一日、病舎収容中の被告人金漢基を殴打したという点については、同日午後三時四十分頃同人を花柳病患者として病舎に収容したところ、同房の被告人神田厳の看衣が不潔であること等を理由として転房を強要したので、職員が病舎には目下空房がない旨を諭示して納得させようとしたが、頑としてこれをきき入れず、かえつて大声をもつて職員の悪口雑言を繰り返えすに至つた。そのため職員は居房扉を閉めて事態の収拾を計らんとしたところ、腕力をもつて扉を閉めさせずますます喧噪叫喚をつづけ、このままでは全舎房の秩序を害することが甚しいので保安本部に連行しようとしたが、同被告人は右職員の胸部を突き、殴打すべく飛びかかつて来たので双方が居房前廊下でつかみ合いの乱闘となり、その際職員は右第四指第二関節部に挫傷を負い、同被告人は職員のもつていた舎房用鍵で挫傷を負つたものであつて、職員が一方的に舎房用鍵で被告人の頭を殴打したというが如き事実はない。

3　被告人金七植が公判廷において態度が悪かつたという理由で暴行を受けたという点については、昭和二十七年七月二十九日神戸地方裁判所二階の法廷で同人外三名の審理が終り、同日午前十一時頃閉廷となつたため、被告人等を退廷させようとしたところ、大声で傍聴人と拗言を交わしこれを制止せんとする職員に対し怒号し喧噪を極め容易に退廷しないので、職員は被告人等の身体を支えるようにして退廷した。かくして法廷より出た被告人等を裁判所内の留置場に連行の途中、被告人金七植は階段を降りる際職員の背を数回乱打しまたは蹴る等の暴行を加え、なお留置場に着いても興奮して容易に入房せず、果ては入房を促す職員に飛びついてもみ合う状態となつたが、漸くこれを取押え手錠を施したものであつて、被告人金七植が職員より暴行を受けたというが如き事は全くなく、むしろ職員が被告人金七植より暴行を受けたものである。

右の外、神戸拘置所におけるメーデー被告人に対する暴行事件及びその他被告人に対する暴行事件というが如きものは現在のところ判明しているものはない。

なお、法務省としては常に人権の尊重に万全を期しいやしくも収容者の人権を毀損するが如きことなきよう留意しており、将来ともこの方針に変りはない。

二、以上のように、本件に関しては質問主意書記載の如き人権侵害の事実は全く存在しないのであるが、仮に若し暴行等の事実が存したものとすれば、その内容に応じ懲戒処分又は刑事処分に付して断固処断する考えである。

三、神戸拘置所における暴行事件と称するものの真相は、一に述べたとおりであるが、なお一の1については本年一月十八日付李洪雨から神戸地方検察庁に対し告訴が提出されており目下同検察庁において更に、慎重取調中である。

インドネシヤ産等生こんにやく輸入に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年二月三日

梅津　錦一

参議院議長佐藤尚武殿

インドネシヤ産等生こんにやく輸入に関する質問主意書

政府が現下生こんにやく玉を輸入しようとする計画についてその内容を明示せられたい。

農林省（農水産課）においては一駄一四万円を上廻るようであるならば、輸入も止むを得ないと考えているようであるが、生産地においては、この計画を業者が利用して、インドネシヤ産との比較を基礎として、すでに一俵買四千円（昨秋収獲期当時）したものが、現在では二千三百円に買いたたかれている。この現象はなお下降状態にあるが、このままでは生こんにやく生産農家にとつては死活の問題である。特にこんにやく生産農家は、生活の大半をこれに依存しているのであるから、政府は速やかにこれが対策をたてる要ありと思うが、政府の責任ある答弁を求める。

内閣参質第一一号
昭和二十八年二月十三日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員梅津錦一君提出インドネシヤ産等生蒟蒻輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員梅津錦一君提出のインドネシヤ産等生蒟蒻輸入に関する質問に対する答弁書

国内における蒟蒻芋の生産は、主として山間急傾斜地帯に集団栽培され、逐年増産の傾向で、二十七年度には作付面積約八、二〇〇町、生産数量約一、三七二万貫（精粉換算約一五五万貫）にも達し、需要を充足できる状況である。従つて、これが適正価格の維持安定を図ることは当該地帯の農家経済の改善上重要である。

然るに国内産の蒟蒻は、価格低廉な外国産蒟蒻粉を無計画的に輸入する場合には非常な圧迫を受けること必至であるので、二十七年十月から二十八年九月までの年間輸入量の五〇〇屯を四月以降六月迄の月割一六六屯以内の内地着荷とし、且つ右の輸入によつて国産蒟蒻粉の産地価格が不当に下廻る場合は外貨割当を停止することにしたのであるが、目下のところ国内価格は昨年十一月当時より相当低落しているので輸入を停止している。

なお、現行の輸入関税十五%を約四十五%に改正することに内定している。

製油工業危機対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年二月六日
油井賢太郎

参議院議長佐藤尚武殿

製油工業危機対策に関する質問主意書

一、わが国産業経済上極めて重要な役割を演じている製油工業の中核をなしているものは輸入大豆をその主要原料として経営せられているのであるが、最近政府において、政府資金による外国産大豆及び大豆粕の輸入並びにその廉価払下げ等が考慮中であるといわれている。

この反面多額の国幣の犠牲をもつて実行せられんとする菜種の政府買上政策によつて齎らされる菜種の増産に伴う大豆の輸入の抑制並びに大豆粕の輸入の促進等も計画されているのであるが、これらの諸政策についての具体的方策を示されたい。

二、これらの一見逆行せる諸施策は総てわが国の製油工業に重大な影響を及ぼし、その存続の危機にさえ逢着し潰滅に瀕せんとしている状態であるが、かかる窮地に陥つている製油工業の将来に対し、政府は如何なる対策をもつてその発展策を実施せんとするものであるか明らかにされたい。

三、最近における麦類及び菜種の作付状況を見るに、昭和二十六年に比べて昭和二十七年は麦類は約六万数千町歩減少し、菜種は約七万数千町の増加と見ている。この結果は外国食糧の輸入増加を必要とし、菜種の政府買上げのため国家財政の膨脹を余儀なくされ、更にわが国重要産業である製油工業の危殆を招来する等国家経済上相当の悪影響を来たす面が多いものと認められるのであるが、凡ゆる利害得失につき政府としての見解を示されたい。

四、亜麻仁粕その他製油製品中国内及び国外における需要関係から輸出が可能なものについては、出来るだけ輸出の増進を図ることが肝要と思われるが、輸出の許可申請等に対して政府は何故か躊躇しその許可を遷延する傾向があり、業界よりこれを改めることを要望されているが、政府の所見を承りたい。

内閣参質第一二号
昭和二十八年二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員油井賢太郎君提出製油工業危機対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員油井賢太郎君提出の製油工業危機対策に関する質問に対する答弁書

一、(一)　大豆の政府買入については、先般成立した飼料需給安定法に基いて飼料の需給及び価格の安定を図り、もつて畜産の振興に寄与する目的をもつて、昭和二十八年度において食糧管理特別会計で輸入大豆最高約四〇、〇〇〇屯を買い入れる計画であるが、買入の時期、数量、払下げの価格等については未だ検討中の段階にあり、この実施に当つては、国内製油工業に対する影響を充分考慮して運用に遺憾なきを期する積りである。

(二)　最近における菜種の増産は著しいものがあり、昭和二十八年産は既に定植済みであり、増産が確実視されている。これをこのまま自由に放任すれば菜種価格は低落と変動に見舞われ、農家経済と製油企業は極めて困難な事態に置かれることが予想されるので政府においては菜種の如く、国民経済上重要な資源で且つ、農業所得上主要な源泉である農産物の価格が適正な水準から低落することを防止するため農産物価格安定措置に就て検討中である。

なお、菜種の増産に伴う大豆の輸入調整と大豆粕の輸入については、製油企業に及ぼす急激な影響を最少限度に止めるよう充分配慮したい。なお具体案については事務的に検討中の段階であり、大豆搾油業界とも連絡を密にして遺憾のないことを期している。

二、(一)　菜種の増産については、三に記載の通り未利用裏作への作付導入及び生産費の切下げによる油の消費並びに輸出の増進を図るものであつて、長期的観点から見れば麦の増産及び大豆の輸入による大豆粕搾油企業の育成に不当な圧迫を加えるものとは認められない。

(二)　製油企業の振興については、企業合理化促進法の対象業種に指定し企業の合理化と設備の近代化を促進し、且つ、中小企業等協同組合法に基く組織化に努め、設備・運転資金のあつせんを図る一方油脂の消費増進と海外への輸出振興対策を講じて操業度を高める等諸般の施策を研究中である。

三、菜種の増産は、農家経営の安定と土地の改良に役立つので大いに奨励しているが品種改良と肥培管理の改善による反当収量の増加と、東北、北陸地方における未利用裏作への導入普及に重点を置いている。菜種増産による麦作の減産は九州南部の湿田地帯のように麦の不適地に菜種が導入されるなど例外的な場合に限られている。

四、製油製品中、油脂については、自由に輸出を認めると共に極力その輸入を抑制しているが、油粕類については、肥料等の需要に対して国内供給量及び価格の点で充分とは云えないのでその輸出については慎重に取扱つている。

最近における亜麻仁粕のような一時的な特異事情に対しては、一定の条件を附して国内消費用を確保する一方相当量の輸出を認める措置を講じその調整を図つている。

不当にして人権を全く無視した強制送還に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年二月二十四日

須藤　五郎

参議院議長佐藤尚武殿

不当にして人権を全く無視した強制送還に関する質問主意書

出入国管理令及び外国人登録法が国会通過の折、政府は朝鮮人の人権をじゆうりんすることはしない。人道的見地から取扱うということを繰返し述べたのであるが、取締当局の一方的な取扱いによつて全く人権を無視している実例を左に掲げて政府の責任ある答弁並びに適切なる処置を求める。

即ち、現在大村収容所及び鹿児島収容所に数百名にのぼる人々が収容されているが、その中に外国人登録法違反を問われて収容中の李信雨氏の問題である。

李氏は本籍は朝鮮であるが、約三十年前に入国し、日本に長く在住していた。去る昭和二十五年十二月二十六日大阪簡易裁判所において窃盗罪として懲役六ケ月を宣告されたが、判決文にはつきりと犯行当時極度に心神耗弱の状態にあつたことが記載されているように、全くの軽犯であつたのである。

刑期が終る頃の二十六年五月頃に家族の住んでいる大阪市東成区森町の民生委員桜井某より家族に明日釈放されるから迎えに行くようにとの伝言があり、家族は喜んで当日迎えに行つたところ、出獄と同時に、入国管理庁神戸出張所を通じて大村収容所に強制送還のため送られたのである。

現在大阪市東成区には李氏の家族（妻、長男、次男、長男の妻）がおり、又姉及び弟の一家もそれぞれ日本に在住しており、釈放されれば、家族、親戚の者が李氏の行動を保証できることは明らかであり、このようにして人権を無視し、家族一同を悲惨においこむ強制送還は断じて許すことができないものと考える。

よつて政府に対し左の質問を行い、責任ある答弁と処置を要求する。

一、政府の強制送還に関する方針如何。又立法当時の政府の責任ある答弁及び立法趣旨とこの問題はくいちがい、非道な処置と考えるが、政府の見解如何。

二、具体的な実例である李信雨氏の処置についての政府の見解を問う。

三、速かに釈放し、温い家族の手にかえすべきであると思うが、政府の具体的措置如何。

内閣参質第一三号

昭和二十八年三月三日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員須藤五郎君提出不当にして人権を全く無視した強制送還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須藤五郎君提出不当にして人権を全く無視した強制送還に関する質問に対する答弁書

一、政府の強制送還に関する方針は、昭和二十七年四月二十八日参議院本会議において主務大臣から説明した通りであり、これを変更してはいない。また立法当時の政府の答弁及び立法趣旨と本件との間に食違いはないと考える。即ち前記説明で明示した通り「一定の刑罰を受けた者とか特に悪質の者」に対して法令の適用は当然であり、本件は正しくこの範囲に含まれるのであるから、非道な処置とは言えないと解する。

二、本件の李信雨は、窃盗罪等により二回懲役刑に処せられた者で、同人にかかる外国人登録令違反事件の処理は、旧外国人登録令第十六条の規定に基き適法になされてあり、且つ本人もその処分に対して何等の異議がない次第で、本件処置は正当な処分であると信ずる。

三、本件は、前示の如く適法な処分であるから、直に本人を放免する要がないと考える。

在日朝鮮人の強制送還に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年三月二日

衆岩　傳一

参議院議長佐藤尚武殿

在日朝鮮人の強制送還に関する質問主意書

昨年第十三回国会において出入国管理令及び外国人登録法が審議されたさい、各議員から在日朝鮮人を韓国政権下に強制送還することは、国連憲章に反し、基本的な人権を蹂躙することであると主張され、私は強制送還された金氏が南朝鮮において直ちに死刑に処せられている事実を指摘し、軽々しく強制送還することは、政府が虐殺の援助をすることになると断じ、各党各派からも人道上の問題を生ぜしめないようにとの発言がなされ、政府もまた人道に反しないようにする点を繰返し答弁していることは速記録の上で明らかである。

ところがその後の入国管理局の措置を見る時、きわめて重大な問題が生じており、当局の処置に関する政府の責任ある措置と答弁を求めるものである。

一、現在大村収容所及び鹿児島収容所に収容されている数百名の収容者の氏名及び収容の理由は、当然公開すべきであるにも拘らず、名簿の公開を拒否し、その理由として収容者の人権を擁護するため発表できないと入国管理局はいつている。このような理由は常識では理解納得することはできない。

今まで公表しない根拠はいかなる所にあるのか。

二、われわれは名簿を即時公開すべきで、かかる秘密な措置は即時改めるべきであると考えるが、如何。

三、救援に出張した人々の報告によると、夏のランニングシヤツ一枚で厳寒をすごしているものや、はがき一枚すら買えないで知人や親戚に手続きの連絡もできないものなど皆地獄同然であると叫んでいたそうである。そればかりでなく、面会を要請したのに対し収容所としては上部の命令がなければ面会すらも許可しないと拒みつづけ、長時間収容所と折衝してやつと面会を許されているのである。

鹿児島収容所の面会室に現われた朴南鎮外数名は、男泣きに泣きながら「私たちはどうでも良いから大村収容所や当収容所で苦しんでいる同胞を至急救援してくれ」と悲痛な叫びをあげていたことも報告されている。

右の各件について政府はいかなる見解を有するか。この非を認め、直ちに適切なる措置をとられるかどうか。

四、両法令通過後すでに朴用学、金三用、李相浩等は政治的見解を異にしている韓国に強制送還されており、更に品川の黄仁杓の場合は日本で生れ、日本の学校を卒業し、日本の生活に溶けこんでいる人であるが、登録法違反者として、強制退去令状一枚で、戦乱の真只中に追放されようとしており、このような事実はその外にも次々と起つているのである。

われわれは本人の希望しない政権の下に強制送還することは、国連憲章に反するのみでなく、基本的人権の侵害も甚だしいものであるから、国際法にのつとり、本人の希望しない政権の下への強制送還を中止すべきであると考えるが、政府の見解は如何。

五、一九四五年九月二日以前より居住している在日朝鮮人は日本国民と同様に扱い、出入国管理令及び外国人登録法の適用を除外し、現

在激化している不安を除くべきであると考えるが如何。

六、右の見地に立つて現在大村及び鹿児島収容所等にいる朝鮮人は即時釈放し、各自の家庭に復帰させ、職業を与えるような援助をすべきであると考えるが、政府の見解如何。

内閣参質第一四号

昭和二十八年三月十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員兼岩傳一君提出在日朝鮮人の強制送還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員兼岩傳一君提出在日朝鮮人の強制送還に関する質問に対する答弁書

一、被収容者の名簿を公開し、事件に関係のない一般の人達にまで知らせることは、被収容者の人権を侵す虞が多分にあり、名簿は公表しない方がよいと考えている。

二、前述の通りこの措置は、被収容者の立場を考えるとき行政庁としては、当然の措置であつて、これを秘密主義と言うことは当らないと解する。

三、被収容者の処遇については、収容所職員に対して収容所開設以来機会あるごとに第一線の外交官としての態度と見識をもつて事に当るよう指導訓育するとともに、人権擁護の点について特に意を払つて収容所の秩序維持に万全を期しておる次第であつて、お尋ねの件については、被収容者の人権を擁護する建前から本人の親戚、知人等被収容者に有利な便宜供与のできる者については、収容所の保安上支障を来さない限り最大の面会の自由を与えており、且つ、今後もこの方針通り実施するつもりである。

又収容所には、被収容者に貸与するため、冬衣、冬袴、冬シャツ、冬袴下各二千着、夏衣上下各百着を備えており、衣類のない者にはそれを貸与している。そして日用品については、本人の自費で購入できない者に対しては、タオル、石鹸、歯ブラシ、チリ紙等を支給している実状である。

従つて処遇上甚しき不当な取扱は絶対にない。

四、退去強制処分の実施については、既に国会において政府の方針を明らかにした通りであつて、政府としては、法令に基いて正当に行うつもりである。

五、在日朝鮮人は、すべて平和条約発効と同時に外国人となつたのであるから、出入国管理令及び外国人登録法の適用を除外することを考えていない。

六、現在大村収容所等に収容されている朝鮮人は、それぞれ適法な処分によつて収容しているのであるから、これらの人を直ちに放免する要がないと考えている。

○審査報告書

〔第八号参照〕

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二日

外務委員長　徳川　頼貞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉原　荒太　　園　伊能

伊達源一郎　　石黒　忠篤

平林　太一　　有馬　英二

大隈　信幸

要領書

一、委員会決定の理由

本案はさきに「在外公館増置令」を以て増置された在中華民国日本国大使館、在ジャカルタ、在ラングーン、在ヘルシンキ、在ロンドン、在プレトリアの各日本国総領事館及び在リマ日本国領事館の名称及び位置に関する規定及び「在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に関する政令」を以て規定された右七在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する規定を「在外公館の名称及び位置を定める法律」及び「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の改正により、法律を以て規定せんとするもので、その措置は妥当と認められる。

二、事件の利害得失

必要なる在外公館の増置及び右在外公館に勤務する外務公務員の職務遂行上必要な給与を法律を以て保障する利益がある。

三、費用

本改正に係る昭和二十七年度の費用は本予算に計上済である。

審査報告書

一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月三日

人事委員長　門田　定蔵

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

カニエ邦彦　　千葉　信

高田なほ子　　紅露　みつ

北村　一男　　溝口　三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は昭和二十七年十二月分の俸給について、一般職の職員等の俸給月額の全額を十二月上旬に支給する途を開こうとするものであり、必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

昭和二十七年末における俸給の支給について本措置をとることにより、年末における公務員生計の負担の軽減に寄与する。

三、費用

別に費用を要しない。

〔第九号参照〕

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月八日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　　菊川　孝夫

菊田　七平　　野溝　勝

小宮山常吉　　西川甚五郎

平沼彌太郎　　大矢半次郎

小林　政夫　　杉山　昌作

伊藤　保平　　森　八三一

黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国民金融公庫の資本金を増額するとともに、昭和二十七年度に限り、資金不足を補うため、同公庫の予算に定められた金額以外に一時借入金をすることができるようにしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行に伴う必要な経費として、昭和二十七年度一般会計予算補正に出資金三十億円が、同政府関係機関予算補正に借入金二十億円がそれぞれ計上されている。

〔第十号参照〕

審査報告書

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十一日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　山下　義信
谷口弥三郎　河崎　ナツ
藤原　道子　井上なつゑ
長島　銀藏　深川タマエ
大谷　瑩潤　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は旧看護婦規則による看護婦で一定の条件に該当するものに保健婦、助産婦等の国家試験の受験資格を与えようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本案の改正によつて旧看護婦規則による看護婦に保健婦、助産婦等の国家試験の受験資格を与え得る利益がある。

三、費用

本改正案施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十一日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　山下　義信
谷口弥三郎　河崎　ナツ
藤原　道子　井上なつゑ
長島　銀藏　深川タマエ
大谷　瑩潤　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は学校教育法第五十六条に規定する者及び旧中等学校の卒業者等のはり師、きゆう師及び柔道整復師の学校及び養成施設における修業年限を短縮し、旧国民学校の高等科の卒業者等に対して学校又は養成施設への入学又は入所資格を与え、並びに旧中等学校の卒業者で一定の条件に該当するもの等に対して診療エックス線技師試験の受験資格を与えようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の改正によつて旧中等学校卒業者等にはり師、きゆう師及び柔道整復師の学校及び養成施設の修業年限を短縮し、旧国民学校高等科卒業者に入学入所資格を与え得るとともに旧中等学校卒業者の一定の条件に該当するものに対して診療エックス線技師受験資格を与え得る利益がある。

三、費用

本改正案施行のため特に費用を要しない。

〔第十一号参照〕

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

池田宇右衞門　滝井治三郎
小串　清一　宮本　邦彦
西山　龜七　石原幹市郎
藤野　繁雄　三橋八次郎
德川　宗敬　鈴木　強平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行法に対して(一)補助の対象となるべき災害復旧事業は一箇所の工事費が「十五万円以上のもの」と規定せられているのを「十万円以上」に引下げる(二)被災施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当なときにこれに代るべき必要な施設をする場合において、原形復旧に要する金額をこえる部分（超過事業費）に対する補助率について、超過事業なる取扱を廃止して、これを原形復旧に対するものと同率に引上げるの二点につき改正を加え、且つこれらの改正規定を本年一月一日以降発生した災害に遡及適用することとするが超過事業なる取扱の廃止については、特に昭和二十六年以前に発生した災害に因るものの中昭和二十七年三月三十一日現在において国の補助金の交付の未済のものについて適用せんとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

農林水産業施設の災害復旧を促進し、農林水産業の発展に寄与する。

三、費用

本改正によつて(一)本法の対象となる一箇所工事費の引下げにより六億一千二百三十九万四千円、(二)超過事業費取扱の廃止により、(イ)災害復旧補助率適用による増額十一億一千六百三十五万六千円(ロ)高率補助適用による差増三億四千九十九万四千円。計二十億六千九百七十四万四千円を必要とするがその中(一)については昭和二十七年度補正予算において要求せられており、(二)については昭和二十八年度予算に要求することになつている。

審査報告書

漁船乗組員給与保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十二日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千田　正　松浦　清一
木下　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、漁船乗組員給与保険の保険金の支払期間を限定しようとするものであつて、現行では、乗組員が抑留された場合、保険金の支払は、当人の抑留の終るまで、即ち本人が帰還した日まで行われることになつておるのであるが、これを抑留された日から起算して六年四箇月を経過したら、それまでで打切り、その翌月からは、組合は保険金の支払責任を負わない旨の規定に改めようとするものであつて、一般の社会保険立法に則り妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

保険の建前上、他の保険立法と均衡を保ち、漁船乗組員給与保険の運営を円滑にする利益がある。

三、費用

本法施行のために別段の費用を必要としない。

〔第十二号参照〕

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十六日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　新谷寅三郎
尾崎　行輝　山田　節男
水橋　藤作　鈴木　恭一

一、委員会の決定の理由
本件は放送法第三十七条の規定に基き、日本放送協会の昭和二十七年度追加収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めているものであるが、その内容は日本放送協会が従来実施している標準放送に加えて新たにテレビジョン放送を開始するために必要なものであつて、妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
日本放送協会は新たにテレビジョン放送をなすことができ、これによつてわが国の文化、産業及び経済等の発展に寄与することができる利益がある。

審査報告書
労働金庫法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月十六日
労働委員長　吉田　法晴
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
波多野林一　片岡　文重
村尾　重雄　野田　卯一
早川　愼一　安井　謙
重盛　壽治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は労働組合等の労働者団体が行う福利共済活動の発展を促進し、労働者に対する生活金融を行う労働金庫制度の基礎を確立するに必要な規定を定めたものであつて、現行法規の不備を是正し、労働金庫をして、本来の使命を達成させるために適切な措置であると認めた。
二、事件の利害得失
健全な労働組合運動の発達の促進に寄与するとともに、労働者の生活の安定に貢献する。
三、費用
特に費用を要しない。

審査報告書
簡易郵便局法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月十五日
郵政委員長　大島　定吉
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
柏木　庫治　野田　俊作
城　重臣　寺尾　豊

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、簡易郵便局に委託すべき事務の範囲を拡張して、新たに郵便振替貯金を加えるとともに、取扱手数料の支払月額の制限を廃止せんとするものであつて妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
窓口取扱事務が拡張され公衆の利便を増大するとともに、委託事務運営の実情に即応する利益がある。
三、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月十七日
郵政委員会理事　城　義臣
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
三橋八次郎　駒井　藤平
野田　俊作　柏木　庫治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用を円滑ならしめるために必要であつて妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
積立金の運用を円滑にすることができる。
三、費用
本法施行のため別に費用を必要としない。

〔第十三号参照〕

審査報告書
母子福祉資金の貸付等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月十八日
厚生委員長　藤森　眞治
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
河崎　ナツ　藤原　道子
井上なつゑ　大谷　瑩潤
深川タマエ　小杉　繁安
長島　銀蔵　堂森　芳夫
山下　義信　草葉　隆圓
谷口弥三郎　常岡　一郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その福祉を増進するため、都道府県が母子家庭に対して行う生業資金その他の資金の貸付について貸付方法及び利率並びにその貸付金の財源等に関して定めるとともに、各都道府県に母子相談員を設置しようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
母子家庭の福祉を増進し得る利益がある。
三、費用
本法の施行に伴い、昭和二十八年度予算において約九億円を要する。

審査報告書
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月十七日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
松永　義雄　木村禧八郎
小宮山常吉　西川甚五郎
黒田　英雄　岡崎　眞一
伊藤　保平　大矢半次郎
木内　四郎　杉山　昌作
小林　政夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、旧漁船保険法第十七条ノ二第一項の特約による保険の再保険に係る事故が、昭和二十六年度において異常に発生し、これに伴い漁船再保険特別会計に生じた同年十二月以降の損失を補てんするため、昭和二十七年度において一般会計から繰入金をしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
漁船再保険特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度特別会計予算補正に、一般会計から漁船再保険特別会計の特殊保険勘定への繰入金として、一億百八十一万六千円が計上されている。

審査報告書
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十七日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松永　義雄　木村禧八郎
小宮山常吉　西川甚五郎
黒田　英雄　岡崎　眞一
伊藤　保平　大矢半次郎
木内　四郎　杉山　昌作
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、漁船乗組員給与保険法の制定に伴い、同法に規定する漁船乗組員給与保険に係る政府の再保険事業の経理を、漁船再保険特別会計に給与保険勘定を設けて行うこととしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

漁船乗組員給与保険に係る政府の再保険事業の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十八日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小宮山常吉　菊田　七平
大野　幸一　小林　政夫
杉山　昌作　木内　四郎
西川甚五郎　大矢半次郎
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、食糧管理特別会計の負担に属する、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額千七百億円を二千二百億円まで引上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

食糧管理特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四三号、第六七二号　名古屋市に労災病院設置の請願
第二四八号　福島県に労災病院設置の請願
第四八二号　北海道美唄市に労災病院設置の請願
第五八五号　広島県呉市に中国四国労災病院設置の請願
第七四九号　失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十三日

労働委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会請願特別報告第一号

名古屋市に労災病院設置の請願
第一四三号　名古屋市昭和区鶴舞町四三ノ一愛知県地方労働組合評議会内　寺門博提出
第六七二号　名古屋市中区大池町四ノ一愛知労働基準協会内　村岡嘉六外六百三十六名提出

福島県に労災病院設置の請願
第二四八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

北海道美唄市に労災病院設置の請願
第四八二号　北海道美唄市長　桜井省吾外一名提出

広島県呉市に中国四国労災病院設置の請願
第五八五号　広島県知事　大原　博夫提出

失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願
第七四九号　大阪府池田市池田職業安定所内池田自由労働組合内　福原留吉提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十三日

労働委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

名古屋市に労災病院設置の請願

請願者　名古屋市昭和区鶴舞町四三ノ一愛知県地方労働組合評議会内　寺門博（第一四三号）

請願者　名古屋市中区大池町四ノ一愛知労働基準協会内　村岡嘉六外六百三十六名（第六七二号）

右の請願は、愛知県は労災保険加入事業数において全国第三位、労働者数においては第四位で、その災害件数もこれに比例して高率を示しているにもかかわらず労働者の災害に対して安じて療養のできる施設のないことは誠に遺憾である。聞くところによれば既に東京、神戸、小倉、仙台に労働者災害補償保険法第二十三条に基く保険施設として綜合病院の設置をみているよしであるが、名古屋市においては既に二万坪の土地を提供しその設置方を要望しているのであるから、中部地方の中枢都市名古屋市に労災病院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県に労災病院設置の請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第二四八号）

右の請願は、昭和二十七年度において、宮城県および秋田県に労災病院を新設するよしであるが、福島県は常磐炭田を控え東北第一の資源地帯であり、各種産業も盛んになり、労災保険の適用事業数、労働者数、保険料収納額、保険給付額等東北六県中第一位で、従つて災害率も高く、負傷も高度のものが多いにもかかわらず、専門整形外科の施設がないため不利不便はじん大であるから、今回東北に新設せられる労災病院を当福島県に是非設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道美唄市に労災病院設置の請願

請願者　北海道美唄市長　桜井省吾外一名（第四八二号）

右の請願は、労働者災害補償保険法が施行されてから四箇年、この間適用事業場は逐年増加し、産業災害に対する諸施設も着々整備拡充され、東京、九州、関西、東北等の各地区においては、労災病院を始め、けい肺療養所、傷い者訓練所等の福祉施設が完備され、さらに昭和二十八年度には北海道にも労災病院が設置されるとのことであるが、北海道については、石狩炭田の中央に位置し、気候温和、交通至便しかも敷地等の提供も用意されている美唄市に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県呉市に中国四国労災病院設置の請願

請願者　広島県知事　大原博夫

（第五八五号）

右の請願は、政府は昭和二十八年度においても労災特別会計予算をもつて国立労災病院を地方に設置する由であるが、広島県呉市は、戦後旧軍港市転換法による旧海軍施設の平和産業工場への転換、中大工場の誘致にも成功し、将来中国四国地方の重工業の中心地としての発展過程にあり、また四国中国を結ぶ水陸交通の便もとくに発達し、かつ風光明びで地理的にも環境的にも全く大病院所在地として好条件を備えているから、中国四国労災病院を呉市に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願

請願者　大阪府池田市池田職業安定所内池田自由労働組合内　福原留吉（第七四九号）

右の請願は、日雇労務者の平均日当は二百六十円で、これでは明日の生活さえ維持困難であり、その上学校の給食費、P・T・A会費等必要経費がかさみ主食の配給さえとることもできない状態である。加えて最近の物価の値上りはますます生活を苦しくし、年末より正月にかけての連続休日のため、無収入状態が起るので正月の寒空に路頭に迷わねばならぬような事態が生じる。これら日雇労務者の最低生活を守るため、（一）越年資金として平均日当の一箇月分を支給すること、（二）十二月中は日曜日を含め完全就労を図ること、（三）平均日当を五割値上げし、平均三百六十円とすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八一号、第一八五号　電産争議早期解決に関する陳情（三通）

第九九号、第一三九号　停電ストライキの即時中止に関する陳情（五通）

第一五〇号　日雇労働者の失業対策に関する陳情

第一五二号　電産、炭労両争議の早期解決に関する陳情

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

第二〇二号　炭労ストライキの早期解決に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十三日

労働委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会陳情特別報告第一号

電産争議早期解決に関する陳情

第八一号　島根県庁商工課内島根県電力協議会内　山本孝吉外二名提出

第一八五号　群馬県太田市長　武藤伝次郎外一名提出

停電ストライキの即時中止に関する陳情

第九九号　東京都中央区京橋一ノ一〇商工組合中央金庫内社団法人日本中小企業団体連盟会長　豊田雅孝提出

第一三九号　広島県呉市蔵本通リ五ノ一呉商工会議所会頭　下原次郎外七名

日雇労働者の失業対策に関する陳情

第一五〇号　山形県知事　村山道雄外七名提出

電産、炭労両争議の早期解決に関する陳情

第一五二号　群馬県議会議長　金子金八提出

炭労ストライキの早期解決に関する陳情

第二〇二号　福島県粟屋郡宇美町長　持田弥三外三名提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十三日

労働委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電産争議早期解決に関する陳情

陳情者　島根県庁商工課内島根県電力協議会内　山本孝吉外二名（第八一号）

陳情者　群馬県太田市長　武藤伝次郎外一名（第一八五号）

右の陳情は、電力事業はその公益性にかんがみ、これが運営については会社側、組合側とも充分なる自覚と誠意とが必要であるが、今回の賃上げ争議は遂に大規模な電源ストまでに進展し、国民生活はもとよりわが国産業経済におよぼす被害の深刻なことはかつてその比をみないものがある。このような国民大衆に及ぼす争議をすみやかに解決させる積極的な努力をつくされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

停電ストライキの即時中止に関する陳情

陳情者　東京都中央区京橋一ノ一〇商工組合中央金庫内社団法人日本中小企業団体連盟会長　豊田雅孝（第九九号）

陳情者　広島県呉市蔵本通り五ノ一呉商工会議所会頭　下原次郎外七名（第一三九号）

右の陳情は、停電ストライキにより中小企業のこうむる損害は、作業中断による不良品の続出、残業、深夜業による超過勤務手当の支出増大、製品納期延滞による契約破棄、または弁償金の支払等実にじん大であり、特に年末を控え生産の増強に迫られている際、かような事態が旬日にわたれば中小企業の倒産は火をみるよりも明らかであるから、電気産業労働組合の争議による停電ストライキを即時中止せしめるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、労使両当事者間の自主的交渉によつて停電ストライキが早急に解決することを期待するものであつて願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者の失業対策に関する陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一五〇号）

右の陳情は、東北、北海道地方は、積雪期における公共事業および一般民間事業の休止または縮少に伴い、例年日雇労働者の失業者が増加し、しかも年末年始をひかえ、いわゆる越年求職闘争が活発に発生する実状にあるから、日雇労働者雇用吸収の最も重要な役割を占めている失業対

策事業の、第三、四半期割当に当つては、積雪地帯における特殊事情を考慮の上、追加割当わくの拡大方についての趣旨であつて特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電産、炭労両争議の早期解決に関する陳情

陳情者　群馬県議会議長　金子金八（第一五二号）

右の陳情は、今次の電産ならびに炭労争議は、中小企業に深刻な打撃を与え、供出途上にある米穀の脱穀調整等にじん大な悪影響をおよぼしており、このまま同争議の長期化する場合は、復興途上にあるわが国経済を破局に導き、祖国復興に暗影を投ずる結果となるから、すみやかに具体的解決策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

炭労ストライキの早期解決に関する陳情

陳情者　福岡県粕屋郡宇美町長　持田弥三外三名（第二〇二号）

右の陳情は、今回の全国炭坑労働組合の無期限罷業は既に一箇月以上を過ぎたが、福岡県宇美町にとつての影響は重大かつ悲惨であつて、本町政の運営も危たいにひんしているから、一日もすみやかに解決するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七八号　織物消費税に関する請願

第七九号、第八六号、第八七号、第一四四号、第一八七号、第一九九号、第二二三号、第二四四号、第二七二号、第三四八号、第三八五号、第三九二号、第四六九号、第四七四号、第五五六号、第五九四号、第六〇七号、第七四四号、第七四五号　ガソリン税軽減に関する請願

第八〇号、第八五号、第二四七号、第二九八号、第三二一号、第三五一号、第三六四号、第七四六号　酒税引下げに関する請願

第一六〇号　生命保険の所得税控除額引上げ等に関する請願

第一六一号　福島県石川町にたばこ試験場設置の請願

第二三〇号　勤労所得税の控除額引上げに関する請願

第二四五号　工芸ししゆう画の物品税撤廃に関する請願

第三九一号　観賞用写真等の物品税減免に関する請願

第五五七号、第六二五号　勤労所得税等減免に関する請願

第五九三号　たばこ小売の利益率引上げに関する請願

第五九五号　貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十七日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

織物消費税に関する請願

第七八号　大分県東国東郡国東町大字鶴川　山本儀助外二十四名提出

ガソリン税軽減に関する請願

第七九号　大分県別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社社長　八坂善一郎提出

第八六号　秋田市下中城町三社団法人秋田県貨物自動車協会長　中崎三郎提出

第八七号　福岡市薬院大通一福岡県自家用自動車組合内　中村義鷹提出

第一四四号　名古屋市東区東外堀町二ノ二愛知県乗用自動車協会内　藍川清英提出

第一八七号　茨城県水戸市栅町三五水戸地区通運協会内　阿美久吾提出

第一九九号　島根県松江市朝日町五九〇島根貨物運送株式会社取締役社長　平佐京太郎提出

第二二三号　岐阜県高山市花里町四ノ一一飛騨運輸株式会社取締役社長　漆山義雄外四名提出

第二四四号　和歌山市美園町五紀伊通運株式会社社長　平井俊吉提出

第二七二号　新潟市一番堀通町二ノ一新潟県バス、ハイヤ協会内　中野四郎太外一名提出

第三四八号　愛媛県松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　吉田一二提出

第三八五号　岐阜市高野町八ノ三四〇〇ノ四第一合同運輸株式会社代表取締役　高橋理三郎提出

第三九二号　島根県松江市朝日町五九二ノ二山陰運送株式会社社長　北垣芳次郎外五名提出

第四六九号　岩手県宮古市宮古第一四地割字沢田三三ノ一下閉伊貨物自動車運送株式会社社長　吉田定右ェ門外二名提出

第四七四号　愛知県豊橋市花田町字東郷一二渥美運輸株式会社取締役社長　谷田重信提出

第五五六号　福岡市薬院大通り二交通会館内福岡県自家用自動車組合内　中村義鷹外九百九十八名提出

第五九四号　岐阜県多治見市本町一ノ三多治見運送株式会社社長　加藤茂吉提出

第六〇七号　宮城県刈田郡白石町大字白石字字外北小路一六宮城県南貨物自動車株式会社専務取締役　鈴木松雄外一名提出

第七四四号　高知市種崎町五〇高知県陸運株式会社社長　川村虎雄提出

第七四五号　北海道札幌市北四条西一七東方北海道通運協会内　信田重提出

酒税引下げに関する請願

第八〇号　長野県下伊那郡市田村　関川寛治外八名提出

第八五号　石川県金沢市馬場崎町一九　安田蓁外六名提出

第二四七号　福島市本町二六福島県酒販協会連合会内　黒沢松五郎提出

第二九八号　滋賀県大津市松本石場町三〇　北条賢一外百八十三名提出

第三二一号　福岡県門司市大里六、四〇一日本酒類株式会社門司工場内　佐藤一男外六名提出

第三五一号　埼玉県入間郡飯能町元久下二の七　島崎義一外三百八十四名提出

第三六四号　福島県平市南町二五福島県酒販協会内　古川伝一提出
第七四六号　東京都渋谷区代々木大山町一、〇三二　山崎政雄外百六名提出
生命保険の所得税控除額引上げ等に関する請願
第一六〇号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四生命保険協会内　矢野一郎提出
福島県石川町にたばこ試験場設置の請願
第一六一号　福島県石川郡石川町役場内石川地方町村会内　吉田嘉重外一名提出
勤労所得税の控除額引上げに関する請願
第二三〇号　宮崎市別府市宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲提出
工芸ししゆう画の物品税撤廃に関する請願
第二四五号　京都市下京区西木屋町通り七条上ル新日吉町一二四　村田春緑外二十名提出
観賞用写真等の物品税減免に関する請願
第三九一号　神戸市灘区高尾通四ノ九末積本店内　末積与太郎提出
勤労所得税等減免に関する請願
第五五七号　横浜市西区表高島通り二ノ甲ノ二全日本造船三菱日本重工横浜造船分会内　天野正夫提出
第六二五号　横浜市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　木田富蔵提出
たばこ小売の利益率引上げに関する請願
第五九三号　群馬県高崎市相生町九上信越たばこ販売協同組合連合会長　深町栄太郎外十一名提出
貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願
第五九五号　山梨県甲府市桜町二甲府身辺雑貨類物品税協力会内　篠原方泰外二名提出

右三十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十七日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

織物消費税に関する請願

請願者　大分県東国東郡国東町大字鶴川　山本儀助外二十四名（第七八号）

右の請願は、織物消費税の撤廃に伴い、昭和二十五年一月一日現在手持在庫品に対する納めすぎ税金を還付されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ガソリン税軽減に関する請願

請願者　大分県別府市大字別府九七五ノ一〇東豊運送株式会社々長　八坂善一郎（第七九号）
請願者　秋田市下中城町三社団法人秋田県貨物自動車協会長　中崎三郎（第八六号）
請願者　福岡市薬院大通一福岡県自家用自動車組合内　中村義麿（第八七号）
請願者　名古屋市東区東外堀町二ノ二愛知県乗用自動車協会内　藍川清英（第一四四号）
請願者　茨城県水戸市栅町三五水戸地区通運協会内　阿美久吾（第一八七号）
請願者　島根県松江市朝日町五九〇島根貨物通送株式会社取締役社長　平佐京太郎（第一九九号）
請願者　岐阜県高山市花里町四ノ一一一飛騨運輸株式会社取締役社長　漆山義雄外四名（第二三三号）
請願者　和歌山市美園町五紀伊通運株式会社々長　平井俊吉（第二四四号）
請願者　新潟市一番堀通町二ノ一新潟県バス、ハイヤ協会内　中野四郎太外一名（第二七二号）
請願者　愛媛県松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　吉田一二（第三四八号）
請願者　岐阜市高野町八ノ三四〇〇ノ四第一合同運輸株式会社代表取締役　高橋理三郎（第三八五号）
請願者　島根県松江市朝日町五九二ノ二山陰運送株式会社社長　北垣芳次郎外五名（第三九二号）
請願者　岩手県宮古市宮古第一四地割字沢田三三ノ一下閉伊貨物自動車運送株式会社社長　吉田定右ェ門外二名（第四六九号）
請願者　愛知県豊橋市花田町字東郷一二渥美運輸株式会社取締役社長　谷田重信（第四七四号）
請願者　福岡市薬院大通り二交通会館内福岡県自家用自動車組合内　中村義麿外九百九十八名（第五五六号）
請願者　岐阜県多治見市本町一ノ三多治見運送株式会社々長　加藤茂吉（第五九四号）
請願者　宮城県刈田郡白石町大字白石字字外北小路一六宮城県南貨物自動車株式会社専務取締役　鈴木松雄外一名（第六〇七号）
請願者　高知市種崎町五〇高知県陸運株式会社社長　川村虎雄（第七四四号）
請願者　北海道札幌市北四条西一七東方北海道通運協会内　信田重（第七四五号）

右の請願は、輸送事業にとつて、ガソリンは、電鉄事業における電力に匹敵するものであるが、ガソリン税は、電気ガス税の十倍という重税であり、税負担の均衡上不合理であるから税率を一割（キロ立当り二千円）程度に引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

酒税引下げに関する請願

請願者　長野県下伊那郡市田村　関川寛治外八名（第八〇号）
請願者　石川県金沢市馬場崎町一九　安田蓊外六名（第八五号）
請願者　福島市本町二六福島県酒販協会連合会内　黒沢松五郎（第二四七号）
請願者　滋賀県大津市松本石場町三〇　北条賢一外百八十三名（第二九八号）
請願者　福岡県門司市大里六、四〇一日本酒類株式会社門司工場内　佐藤一男外六名（第三二一号）
請願者　埼玉県入間郡飯能町元久下二の七　島崎義一外三百八十四名（第三五一号）
請願者　福島県平市南町二五福島県酒販協会内　古川伝一（第三六四号）
請願者　東京都渋谷区代々木大山町一、〇三二　山崎政雄外百六名（第七四六号）

右の請願は、正規酒類の供給量は需要量に遠く及ばないので推定三百万石の密造酒が生産されており、また勤労大衆は安い酒類を要望しているから、酒税を最低三割引き下げられ

たいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生命保険の所得税控除額引上げ等に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四生命保険協会内　矢野一郎（第一六〇号）

右の請願は、生命保険は、資金運用面において長期資金としての役割を果す一方、本来の保険機能の面においても現在の社会保障制度を補充して重要な機能をなしているが、現在政府が生命保険に対して採られている所得税法上の控除額は西独逸の同種施策と比較してもはるかに低額であるばかりでなく、これにより生命保険の普及を助成し、資本蓄積の実効を挙げるためには遺憾ながら低きに過ぎるから、生命保険料については、所得税法第十一条の五の所得よりの控除額年額四千円を、年額一万二千円に引き上げるとともに、死亡保険金の受取人に対する相続税についても、相続税法第十二条第七号の受取人一人につき二十万円の非課税額を五十万円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、今直ちに実現することは困難としても将来に於て考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県石川町にたばこ試験場設置の請願

請願者　福島県石川郡石川町役場内石川地方町村会内　吉田嘉重外一名（第一六一号）

右の請願は、福島県石川地方は、松川葉たばこの発祥地として全国に知られている天恵的たばこ産地であるが、近時松川葉の持味が認められて全国のたばこ産地は松川葉に耕作転換の機運にあり、目下本葉の試験研究の重要性が要請されているが本県には小規模の県営たばこ試験場があるばかりで真の成果は望まれないから、石川町に専売公社直営のたばこ試験場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労所得税の控除額引上げに関する請願

請願者　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲（第二三〇号）

右の請願は、所得税法第九条第一項第五号によつて、勤労所得者の所得税課税標準が、給与所得の十分の一・五に相当する金額を控除して課税しているが、これは他の所得者に比し過重負担であるから、勤労所得者に対する控除額を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

工芸ししゆう画の物品税撤廃に関する請願

請願者　京都市下京区西木屋町通り七条上ル新日吉町一二四　村田春緑外二十名（第二四五号）

右の請願は、かつてわが国貿易界に主要な地位を占めていた日本ししゆう業界は、世相の推移と戦争によつて一時壊滅したが、終戦後再興の途上にあること数年、伝統的特殊技術の継承に努めつつある。しかるに今回物品税法第一条所定の課税物品丙類として、課税されることになり、移出価格に対し三割の課税が決定され、関係者に大きな打撃を与えているから、技術保存に強力な助成手段を講ずるとともに工芸ししゆう画の物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

観賞用写真等の物品税減免に関する請願

請願者　神戸市灘区高尾通四ノ九末積本店内　末積与太郎（第三九一号）

右の請願は、物品税第一種丁類第四十七号によつて現行二割の税率を課せられている観賞用写真および印刷物類は、極めて低廉なる価をもつて小売販売されている大衆家庭向の唯一つの装飾と慰安のための重要な文化材の一つであり、これに対しぜいたく、しやし品的課税は有害無益の悪税であるから、観賞用写真および印刷物類に対する物品税は、百円未満を無税、三百円未満を一割に減免せられたいとの趣旨であつて参議院は、特に情操教育上必要なものについては妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者　群馬県高崎市相生町九上信越たばこ販売協同組合連合会長　深町栄太郎外十一名（第五九三号）

右の請願は、昨年十二月たばこ小売の利益率は高級品八歩、下級品七歩に引き上げられたが、これは業者の望む歩合になお遠いばかりでなく売行き旺盛な都市小売人に厚く下級品連絡協議会内　木田富蔵（第六二五号）

右の請願は、終戦以来既に七年を経過した今日、わが国工鉱業生産水準は戦前を三十パーセントも上回り資金蓄積率もまた二十パーセントを上回つているといわれているが、この反面勤労者の賃金水準が戦前の七十パーセント程度にあることは極めて不合理である上に加えて、高率の勤労所得税を課せられているため、これら勤労者は極度に生活権を脅かされているから、(一)所得月額一万五千円まで免税、(二)超過勤務手当の免税、(三)社会保険料金の免税、(四)退職手当金の免税等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、今直ちに実現することは困難としても将来において考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

のみの売行きの多い地方小売人にとつてははなはだ遺憾であるから、月五千円程度の利益金で小売人専業では生計を維持することができないから、利益率を全品種にわたり一割に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願

請願者　山梨県甲府市桜町二甲府身辺雑貨類物品税協力会内　篠原方泰外二名（第五九五号）

右の請願は、輸出産業の発展と零細工業の維持を図るため、物品税法中の貴石、半貴石類には適当なる免税点を設置し、室内装飾用品ならびに身辺細貨類の現行免税点二百五十円を二千円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二四号　税制改正に関する陳情

第一三三号　給与所得税軽減に関する陳情

第一四〇号　揮発油税軽減に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十七日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第一号

税制改正に関する陳情

第一二四号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

給与所得税軽減に関する陳情

第一三三号　京都市議会議長　竹内忠治外五名提出

揮油税軽減に関する陳情

第一四〇号　東京都中央区新富町三ノ二全国石油協会内　森平東一提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十七日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

税制改正に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎（第一二四号）

右の陳情は、数次にわたる税制改革によつて、ある程度の減税が行われたが、わが国の現情および過去の実情に照らすとき、国民の税負担は依然として過重であるばかりでなく、独立後の経済自立と発展のためには、更に減税の必要があるから、(一)減税を内容とする税制改正を行うこと、(二)民間資本の蓄積、企業経営内容の充実および健全化を促進する意図をもつて税制を改正すること、(三)国税では直接税に重点を置き、租税体系の均衡を図り、地方税では税制の簡素化を図ること等の施策をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

給与所得税軽減に関する陳情

陳情者　京都市議会議長　竹内忠治外五名（第一三三号）

右の陳情は、平和回復に伴い、わが国経済が漸次常態に復しているにもかかわらず勤労者の生活水準の復調は遅々として進まず、産業の発達に至大な影響力をもつ勤労者の生活水準が経済の回復に比しいちじるしい不均衡を示すことは、国家の将来のため由々しい大事であるから、給与所得軽減の措置をとり、勤労者の生活水準の向上に資するとともに、公務員等に支給される臨時給与はその特殊性に鑑み免税もしくは大幅な減税の対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

揮発油税軽減に関する陳情

陳情者　東京都中央区新富町三ノ二全国石油協会内　森平東一（第一四〇号）

右の陳情は、現在揮発油税は一キロリットル一万一千円消費者価格の約四割五分となつているため、自動車運送業者はもとより石油販売業者の経営状態をいちじるしく悪くしており、ひいてはわが国産業経済の正常な活動を阻害しているから、わが国経済活動のうち揮発油の動力源として占める役割の重要性を考えて、他の動力源と比較していちじるしく均衡のとれない現在の税額を少くとも油価の一割から一割五分、即ち一キロリットルにつき三千円位に軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四一号　百日ぜきジフテリア注射禍救済に関する請願

第一六五号　都市清掃事業費国庫補助等に関する請願

第七一六号　同右

第二九九号　児童福祉事業伸展に関する請願

第三一九号　汚物掃除法改正に関する請願

第三二〇号　同右

第三八六号　らい予防法改正に関する請願

第四六四号　国立筑紫病院の定員増加に関する請願

第四八一号　東京都立川市の水道施設完備促進に関する請願

第六三四号　国立療養所栗生楽泉園整備に関する請願

第六六一号　結核病床増加に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十三日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第一号

百日ぜき、ジフテリア注射禍救済に関する請願

第四一号　岡山県吉備郡真備町長　妹尾恵喜雄外一名提出

都市清掃事業費国庫補助等に関する請願

第一六五号　神戸市長　原口忠次郎提出

第七一六号　大阪府堺市長　大塚正提出

児童福祉事業伸展に関する請願

第二九九号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会長　田

子一民提出
汚物掃除法改正に関する請願
第三一九号　広島市長　浜井信三外四名提出
第三二〇号　北海道札幌市長　高田富与提出
らい予防法改正に関する請願
第三八六号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　加賀美君彦外九千五百名提出
国立筑紫病院の定員増加に関する請願
第四六四号　福岡市野多目五九五国立筑紫病院内全医労筑紫支部内　岡部修造外二百二十四名提出
東京都立川市の水道施設完備促進に関する請願
第四八一号　東京都立川市柴崎町三ノ四四　須田エン外八十五名提出
国立療養所栗生楽泉園整備に関する請願
第六三四号　群馬県吾妻郡草津町栗生六五五ノ一国立療養所栗生楽泉園内　藤田武一外千四十名提出
結核病床増加に関する請願
第六六一号　熊本県菊池郡西合志村再春荘内　古家基提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十三日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

百日ぜき、ジフテリア注射禍救済に関する請願

請願者　岡山県吉備郡真備町長　妹尾恵喜雄外一名（第四一号）

右の請願は、岡山県真備町の百日ぜき、ジフテリア注射禍の原因については保健所、県当局ならびに厚生省係官の調査にもかかわらず未だ判明せず、患家の受けている精神的経済的負担は誠に深刻かつじん大であり、この救済のための町出費も多額にのぼつているが貧弱な町財政力をもつてしては、患家の希望を到底達し難い実情にあるから、国家においてすみやかに万全の対策を樹立し、不幸な患者のために最善の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市清掃事業費国庫補助等に関する請願

請願者　神戸市長　原口忠次郎（第一六五号）
請願者　大阪市堺市長　大塚正志（第一六七号）

右の請願は、近年都市衛生行政は飛躍的な進展をきたしたのであるが、公衆衛生の基本的施策であり保健衛生行政の第一線ともいわれる清掃事業は、なお旧態依然たる方式によつているため、近来人口の都市集中と化学肥料の増産、加うるに農村経済の不況等諸条件のるい積によつて都市の清掃事業は益々困難をきたし、各都市ともこの困難に逢着しつつある現状であるから、本事業のあい路打開のために、（一）国庫補助金の交付、（二）清掃事業に対する起債わくの設置、（三）地方財政平衡交付金の増額等の財政措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉事業伸展に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会長　田子一民（第二九九号）

右の請願は、児童福祉事業の伸展を図るため、（一）季節保育所を児童福祉法による施設としこれを育成助長すること、（二）児童福祉施設収容児童の育英事業を文部省所管の育英事業より切り離すこと、（三）母子福祉法を制定すること、（四）母子金庫を設立すること、（五）母子相談所を整備拡充すること等の措置をすみやかにとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

汚物掃除法改正に関する請願

請願者　広島市長　浜井信三外四名（第三一九号）
請願者　北海道札幌市長　高田富与（第三二〇号）

右の請願は、公衆衛生の根本施策である都市の汚物清掃法は、明治三十三年、当時の都市の形態に基いて制定されたもので、人口の都市集中と昼間人口の膨脹、交通機関の発達に伴いますます社会的連帯性をおびてきた現在の社会状態にはそぐわないものであるから、現行汚物掃除法を近代立法に改正され清掃事業に対する国庫補助規定を明らかに定めるとともに、改正前においても国庫補助の予算措置を講じ、本事業に対する起債のわくを拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい予防法改正に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　加賀美君彦外九千五百名（第三八六号）

右の請願は、らい予防に関する現行法は、明治四十二年に施行されたもので、当時の浮浪らい患者を強制隔離収容することを目的としたらい行政および療養所運営の法的根拠を規定した便法的立法で、若干の部分的改正があつたとはいえ、医学の進展、社会文化の向上等に伴い、らい療養所の性格も一変した現在、いまだに明治時代の旧法が施行されていることは、驚くべきことで、同法の不備、お盾、弊害等は年とともに深刻となつているから、時代の実情に適合した保護的、社会的、文化的立法に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立筑紫病院の定員増加に関する請願

請願者　福岡市野多目五九五国立筑紫病院内全医労筑紫支部内　岡部修造外二百二十四名（第四六四号）

右の請願は、国立筑紫病院は、診療に看護に、病院業務のモデル病院として努力しており、完全給食、完全看護の方向に進んでいるが、現在の定員ではこれ等業務の完全な遂行は困難であるから、本病院の定員を増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都立川市の水道施設完備促進に関する請願

請願者　東京都立川市柴崎町三ノ四四　須田エン外八十五名

（第四八一号）

右の請願は、井戸水がほのおを上げて燃えるという報道によつて、立川市の飲料水問題が広く世人に訴えられてからすでに二年有余になるが、今日なお根本的解決策も講ぜられず、依然として給水車による給水が続けられているが、その後分析の結果猛毒性四エチール鉛が検出されているから、立川市に全額国費による水道施設をすみやかに完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所栗生楽泉園整備に関する請願

請願者　群馬県吾妻郡草津町栗生六五五ノ一国立療養所栗生楽泉園内　藤田武一外千四十名（第六三四号）

右の請願は、関係当局の努力とプロミンの出現により、らい療養患者の前途は、光明に輝いているが、国立療養所栗生楽泉園の施設は、戦時中の拡張で現在に至つているため、建物の腐朽はなはだしく、加うるに下水道の不備によつて汚水が流出し、衛生上極めて憂慮すべき状態にあるから、防火、耐寒、道路等について同園の施設を整備改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核病床増加に関する請願

請願者　熊本県菊池郡西合志村再春荘内　古家基（第六六一号）

右の請願は、わが国における結核病院、療養所のベットの不足から患者の入院隔離ができず同病の感染源となり、また他の重症者を入院させるため無理な退院による再発、悪化、さらに入院のできるのを待つている間に死亡する者さえあつて、今回の短期入院制度もこの解決策とはなつていないから、病棟の増築、ベットの増床につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八一四号　国立高田病院施設整備に関する請願

第八三二号　らい療養所の慰安謝金増額に関する請願

第八三三号　らい療養所の文化教養費増額等に関する請願

第九二四号　国民健康保険事業の再建強化に関する請願

第九六二号　国立療養所賄費増額に関する請願

第九八四号　らい予防法改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十七日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第二号

国立高田病院施設整備に関する請願

第八一四号　新潟県高田市南本町三国立高田病院内　服部修　提出

らい療養所の慰安謝金増額に関する請願

第八三二号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　加賀美君彦外九千八百名提出

国民健康保険事業の再建強化に関する請願

第八三三号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　加賀美君彦提出

国民健康保険事業の再建強化に関する請願

第九二四号　桐生市本町一群馬県国民健康保険団体連合会理事長　前原一治提出

国立療養所賄費増額に関する請願

第九六二号　京都市右京区山田平尾町京都厚生園内　高田敦弘外二千三百四名提出

らい予防法改正に関する請願

第九八四号　静岡県駿東郡富士岡村神山一、九一五国立駿河療養所内　田中章道提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十七日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国立高田病院施設整備に関する請願

請願者　新潟県高田市南本町三国立高田病院内　服部修（第八一四号）

右の請願は、国立高田病院の建物設備は、旧陸軍当時（明治四十一年設立）のもので既に五十年近くも経つているため、老朽はなはだしく、改築に迫られながらも意に任せず放置されている現状であるから、すみやかに施設整備を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい療養所の慰安謝金増額に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　加賀美君彦外九千八百名（第八三二号）

右の請願は、らい患者に対しては現在月額四百円の療養慰安金が支給されているが、現在の物価高ではこれで栄養や衣類および身の回り品の不足を補い、たばこ、果物、菓子等を購入するには不充分であるから、現行四百円の慰安謝金を八百円に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい療養所の文化教養費増額等に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇　加賀美君彦（第八三三号）

右の請願は、国立らい療養所患者の最低生活の維持のためおよび施設の壊滅的破損防止のため、（一）文化教養費および義肢、義歯等の製作費の予算を計上すること、（二）附添手当を増額すること、（三）食糧費を増額すること、（四）医療施設整備費を継続すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の再建強化に関する請願

請願者　桐生市本町一群馬県国民健康保険団体連合会理事長　前原一治（第九二四号）

右の請願は、国民健康保険事業の再建強化の根本対策として、（一）国民健康保険法第二条を強制規定に改めること、（二）同法第四十七条を改正して医療給付費その他に要する費用の国および都道府県の義務負担規準を明記すること、（三）国民健康保険医療費に対し二割（結核五割）国庫負担をすること、（四）国民健康保険保健施設費に対し三分の一の国庫負担をすること、（五）都道府県国民健康保険団体連合会に対し事務費の全額を国庫補助とすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所賄費増額に関する請願

請願者　京都市右京区山田平尾町京都厚生園内　高田敦弘外二千三百四名（第九六一号）

右の請願は、結核患者にとつて栄養は病気克服の最大要素であるにかかわらず、国立療養所の賄費は一人一日八十二円であり、この僅少なわく内では最大の努力をもつてしても完全給食は不可能で、規定のカロリーを確保するためには必然的に安価の粗雑な材料を使用するほかなく、代用食の劣悪とともに副食の質が低下し実質カロリーが摂取できない現状であるから、早急に最低線一人一日百三十円まで増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい予防法改正に関する請願

請願者　静岡県駿東郡富士岡村神山一、九一五国立駿河療養所内　田中章道（第九八四号）

右の請願は、現行のらい予防法は、明治四十二年、浮浪らい患者の強制収容を目的としたらい行政および療養所運営の法的根拠を規定した便法的法律で、四十年後の今日においては、医学の進展、社会文化の向上等による、不備、矛盾、弊害等の面が深刻化し、このままでは、患者の人権は常に踏みにじられ、家族は不安と生活困窮におののき、らい予防の目的達成は極めて困難となつているから、現今の実情に即した保護的、社会的、文化的立法に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七一号　戦犯刑死者遺族の援護に関する請願

第三一〇号　戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する請願

第三九三号、第四六六号　未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

第五九九号、第六三〇号、第六三一号、第六三二号、第六六二号、第六六三号、第六六七号、第六七八号、第六七九号、第六九二号、第七二六号　未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

第六四五号　傷い軍人の国家補償に関する請願

第七二四号、第七二七号　元満州開拓者遺族等援護に関する請願

第七七八号　戦傷病者援護に関する請願

第八一三号、第八四三号　未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

第八九七号　戦没者遺族の年金等支給促進に関する請願

第九二五号　生活保護法適用者に対する遺族年金等の取扱に関する請願

第九五一号　戦没者遺族の年金支給等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十八日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第三号

戦犯刑死者遺族の援護に関する請願

第二七一号　新潟県議会議長　西川弥平治提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する請願

第三一〇号　石川県鳳至郡黒島村長　北潟治三郎外百六十九名提出

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

第三九三号　徳島市蔵本町国立徳島病院内　隅蔵由一提出

第四六六号　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院内白友会内　前田金左ェ門外二百九十八名提出

未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

第五九九号　兵庫県庁社会課内兵庫県在外同胞帰還促進期成連盟内　川辺秀太郎外二名提出

第六三〇号　大津市白玉町二一滋賀県在外同胞救出連盟内　大塚泰順提出

第六三一号　広島県庁世話課内広島県在外同胞帰還促進連盟内　任都栗一興提出

第六三二号　福島県庁内福島県留守家族連合会内　鈴木質提出

第六三三号　高松市西浜町一三香川県未帰還者留守家族連合会内　辻松太郎提出

第六六二号　松山市勝山町一二八愛媛県外地抑留者家族会連合会内　橋本儀一郎提出

第六六三号　熊本市千葉城町二海外抑留同胞救出国民運動熊本県本部内　大久保勢輔提出

第六六七号　前橋市田中町甲五九群馬県復員引揚促進家族連盟会内　北川光雄提出

第六七八号　宮城県庁内引揚促進宮城県留守家族同盟内　門間正寿提出

第六七九号　青森市新町五九青森県海外抑留同胞引揚促進連盟内　岩渕謙二郎外一名提出

第六九二号　千葉県君津郡久留里町復員引揚促進家族連盟君津支部内　松井芳兵衛提出

第七二六号　茨城県水戸市北三の丸一一九　大島真一郎提出

傷い軍人の国家補償に関する請願

第六四五号　熊本市南千反畑町一〇五熊本県傷痍軍人会内　笠時乗外九千七十七名提出

元満州開拓者遺族等援護に関する請願

第七二四号　山形県新庄市議会議長　高山庄太郎外百四十七名提出

第七二七号　山形市旅籠町二八四社会福祉法人山形県社会福祉協議会長　高橋龍太郎外四万八千百十七名提出

戦傷病者援護に関する請願

第七七八号　広島県賀茂郡寺西町国立広島療養所内　金光俊男提出

未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

第八一三号　茨城県水戸市北三の丸一一九　大島真一郎提出

第八四三号　岡山市門田岡山県引揚促進連合会内　星島義兵衛提出

戦没者遺族の年金等支給促進に関する請願

第八九七号　東京都世田ヶ谷区代田二ノ九五八　山内保次外六百四十二名提出

生活保護法適用者に対する遺族年金等の取扱に関する請願

第九二五号　奈良県議会議長　松井六輔提出

戦没者遺族の年金支給等に関する請願

第九五一号　愛媛県庁内愛媛県遺族会内　久松定武提出

右二十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十八日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦犯刑死者遺族の援護に関する請願

請願者　新潟県議会議長　西川弥平治（第二七一号）

右の請願は、未復員者給与法の一部が改正され、戦犯受刑者の留守家族に対して同法の適用が決定されたが、戦犯刑死者とその遺族に対しては、未だ何の恩典もないことは誠に遺憾であるから、戦傷病者戦没者遺家族等援護法の一部を改正して、戦争犯罪人として処刑された者の遺族に対しても、これを適用し、刑死者の霊を慰めるとともに、その遺族の援護実現に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する請願

請願者　石川県鳳至郡黒島村長　北潟治三郎外百六十九名（第三一〇号）

右の請願は、今回戦傷者戦没者遺族等援護法が公布されたが、軍人軍属（法第二条）と軍属（法第三十四条第二項）が差別され、なお一般に軍属と解されていた人々がこの法に該当しない場合もできるのではないかとの疑義が生じている。しかしながらこれら殉職した人々は単に手続上のわずかの違いが今日にいたりかような結果を生じたのであつて、その本質においては少しも変るところがないのであるから、法律第百三十七号中一部を改正して両者同格に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

請願者　徳島市蔵本町国立徳島病院内　隈蔵由一（第三九三号）

請願者　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院内白友会内　前田金左ェ門外二百九十八名（第四六六号）

右の請願は、戦争犠牲者に対する各種援護法の制定とあいまつて戦争犠牲者に対する援護対策が確立されつつあるとき、戦後すでに七箇年いまなお病床にあつて悲惨な毎日を過している傷い者の生活は困窮を極めているから、これら未復員者給与法適用患者に対し生活扶助料を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

請願者　兵庫県庁社会課内兵庫県在外同胞帰還促進期成連盟内　川辺秀太郎外二名（第五九九号）

請願者　大津市白玉町二一滋賀県在外同胞救出連盟内　大塚泰順（第六三〇号）

請願者　広島県庁世話課内広島県在外同胞帰還促進連盟内　任都栗一興（第六三一号）

請願者　福島県庁内福島県留守家族連合会内　鈴木質（第六三二号）

請願者　高松市西浜町一三香川県未帰還者留守家族連合会内　辻松太郎（第六三三号）

請願者　松山市勝山町一二八愛媛県外地抑留者家族会連合会内　橘本儀一郎（第六六二号）

請願者　熊本市千葉城町二海外抑留同胞救出国民運動熊本県本部内　大久保勢輔（第六六三号）

請願者　前橋市田中町甲五九群馬県復員引揚促進家族連盟会内　北川光雄（第六六七号）

請願者　宮城県庁内引揚促進宮城県留守家族同盟内　門間正寿（第六七八号）

請願者　青森市新町五九青森県海外抑留同胞引揚促進連盟内　岩淵謙二郎外一名（第六七九号）

請願者　千葉県君津郡久留里町復員引揚促進家族連盟君津支部内　松井芳兵衛（第六九二号）

請願者　茨城県水戸市北三の丸一一九　大島真一郎（第七二六号）

右の請願は、終戦後七年を経過し、講和条約の発効により独立を回復した現在なお、ソ連、中共その他の地域に多数の同胞が抑留されており、これらの留守家族は悲惨な状態に置かれているから、この際政府は、特定の未帰還者に限らず留守家族全員に対し、最低生活の維持と子弟の教育費等を確保できる国家補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい、ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い軍人の国家補償に関する請願

請願者　熊本市南千反畑町一〇五熊本県傷痍軍人会内　笠時乗外九千七十七名（第六四五号）

右の請願は、傷い軍人に対しては、戦傷病者遺家族等援護法によつて暫定的に措置を講ぜられたが、その精神においてまたその内容において国家補償の根本義にはるかに遠いものであるから、これら傷い軍人に対する国家補償の徹底を期するため、恩給法の復活、医療、生業の育成、生活扶助等を内容とする抜本的国家補償法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満州開拓者遺族等援護に関する請願

請願者　山形県新庄市議会議長　高山庄太郎外百四十七名（第七二四号）

請願者　山形市旅籠町二八四社会福祉法人山形県社会福祉協議会長　高橋熊太郎外四万八千百十七名（第七二七号）

右の請願は、軍人軍属の遺族、未帰還者の留守家族に対する国家処遇が確立した現在、当時国策上の移民計画によつて満州開拓に従事した者の犠牲者に対しては、国家的援護措置が講ぜられていないのは極めて遺憾であるから、これ等犠牲者の遺族ならびに未帰還者の留守家族に戦傷病者戦没者遺族等援護法ならびに特別未帰還者給与法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者援護に関する請願

請願者　広島県賀茂郡寺西町国立広島療養所内　金光俊男（第七七八号）

右の請願は、戦傷病者に対する国の施策はなお不充分な点が多いから、（一）未復員者給与法適用者に対し、生活費として月二千円を支給すること、（二）戦傷病者の雇用、生業資金の貸付、職業補導等の立法措置を講ずること、（三）傷害年金の増額および支給範囲を拡大すること等戦傷病者援護について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

請願者　茨城県水戸市北三の丸一一九　大島真一郎（第八一三号）

請願者　岡山市門田岡山県引揚促進連合会内　星島義兵衛（第八四三号）

右の請願は、戦後七年いまなお、ソ連、中共に帰国を阻止され高度の強制を加えられている未帰還者の留守家族に対して国家補償的立場から救護法の立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦没者遺族の年金等支給促進に関する請願

請願者　東京都世田ヶ谷区代田二ノ九五八　山内保次外六百四十二名（第八九七号）

右の請願は、本年四月、戦没者遺家族援護法が実施され、終戦後八箇年の間苦しい生活を続けてきた遺家族に一すじの光明を与えたのであるが、その後一向に年金や弔慰金の支給が進まず、正月を控えて、遺家族は現金の支給を今日か明日かと待ちわびているから、年金等の支給を年内に完了するよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法適用者に対する遺族年金等の取扱に関する請願

請願者　奈良県議会議長　松井六輔（第九二五号）

右の請願は、生活保護を受けている世帯が戦傷病者、戦没者遺族等の遺族年金および障害年金を受けたときは、生活保護法による収入認定の際、世帯収入として差し引かれる取扱いであるが、この種世帯の困難なる生活実態にかんがみ、その年金の金額を弔慰金と同様世帯収入と認定しないよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦没者遺族の年金支給等に関する請願

請願者　愛媛県庁内愛媛県遺族会内　久松定武（第九五一号）

右の請願は、現行の戦傷病者戦没者遺族等援護法は、遺族の希望するところと異り、趣旨においても措置においても不充分不徹底であるから、遺族補償制度の確立を図るとともに年金の増額、弔慰金の支給範囲拡大等援護措置の万全を期するため同法をすみやかに改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五号　伊勢志摩国立公園集団施設工事着工促進に関する陳情

第六号　伊勢志摩国立公園磯部村地内にゴルフ場設置の陳情

第七号　三重県吉津村外三箇村の伊勢志摩国立公園編入に関する陳情

第七一号　結核予防法と生活保護法との調整に関する陳情

第一七三号　結核療養施設拡張等に関する陳情

第一九二号　都市清掃事業費国庫補助等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十三日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

伊勢志摩国立公園集団施設工事着工促進に関する陳情

第五号　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉提出

伊勢志摩国立公園磯部村地内ゴルフ場設置の陳情

第六号　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉提出

三重県吉津村外三箇村の伊勢志摩国立公園編入に関する陳情

第七号　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉提出

結核予防法と生活保護法との調整に関する陳情

第七一号　鹿児島市山下町一鹿児島市保健所内　千早正寿提出

結核療養施設拡張等に関する陳情

第一七三号　東京都議会議長　斉藤清亮外七名提出

都市清掃事業費国庫補助等に関する陳情

第一九二号　大阪府堺市長　大塚正提出

右六件の陳情は内閣に送付すると要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十三日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

伊勢志摩国立公園集団施設工事着工促進に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第五号）

右の陳情は、伊勢志摩国立公園中、鳥羽小浜集団施設工事については、既に厚生省告示によつて決定を見ており、外来客よりもその実現を要望されているから、方針の決定に基きすみやかに早期着工を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊勢志摩国立公園磯部村地内にゴルフ場設置の陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第六号）

右の陳情は、伊勢志摩国立公園地域内磯部村高峰ノ原約十五万坪の村有地をゴルフ場として開放することは、京阪神はいうまでもなく多数の訪客を誘致し単に一地区の発展ばかりでなく国立公園全体に及ぼす影響も大きく、また外客の誘致にも大きな役割をはたすこととなるから、すみやかに磯部村地内にゴルフ場設置が実現するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県吉津村外三箇村の伊勢志摩国立公園編入に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第七号）

右の陳情は、三重県吉津村、島津村、中島村、鵜倉村の四箇村は伊勢志摩国立公園に編入せられていないのであるが、本地域の持つ文化的、経済的条件より考えても、また伊勢志摩の女性美に対し外洋に直面する豪壮な海洋美においても当然伊勢志摩国立公園に編入せらるべきものと考えられるから、前記四箇村の編入をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防法と生活保護法との調整に関する陳情

陳情者　鹿児島市山下町一鹿児島市保健所内　千早正寿（第七一号）

右の陳情は、さきに実施された生活保護法施行規則の一部改正によつて生活保護者の結核患者においては、結核予防法に基く医療は市長が医療公費負担を承認しない限り生活保護法による医療扶助では受けることができなくなつたが、結核予防法と生活保護法との調整によつて、結核予防法の医療公費非承認患者であつても生活保護者については従前通り生活保護法による医療扶助で治療ができるようすみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核療養施設拡張等に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮外七名（第一七三号）

右の陳情は、結核の絶滅を期するためには、衛生思想の普及と環境衛生の改善に努め、療養拡設の拡充を図ることが必要であるが、これに対する国の施策は患者の増加に間に合わない状態にあるから、療養施設の拡充と療養費の国庫負担について抜本的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市清掃事業費国庫補助等に関する陳情

陳情者　大阪府堺市長　大塚正（第一九二号）

右の陳情は、近年都市衛生行政は飛躍的な進展をきたしたのであるが、公衆衛生の基本的施策であり保健衛生行政の第一線ともいわれる清掃事業は、なお旧態依然たる方式によつているため、近来人口の都市集中と化学肥料の増産、加うるに農村経済の不況等諸条件のるい積によつて都市の清掃事業は益々困難をきたし、各都市ともこの困難に逢着しつつある現状であるから、本事業のあい路打開のために、（一）国庫補助金の交付、（二）清掃事業に対する起債わくの設置、（三）地方財政平衡交付金の増額等の財政措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二四号　社会保険医療給付費二割国庫負担に関する陳情

第二三二号　社会保障制度確立に関する陳情

第二五九号　結核対策に関する陳情

右六件の陳情は内閣に送付すると要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十三日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

伊勢志摩国立公園集団施設工事着工促進に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第五号）

右の陳情は、伊勢志摩国立公園中、鳥羽小浜集団施設工事については、既に厚生省告示によつて決定を見ており、外来客よりもその実現を要望されているから、方針の決定に基きすみやかに早期着工を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県吉津村外三箇村の伊勢志摩国立公園編入に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第七号）

右の陳情は、三重県吉津村、島津村、中島村、鵜倉村の四箇村は伊勢志摩国立公園に編入せられていないのであるが、本地域の持つ文化的、経済的条件より考えても、また伊勢志摩の女性美に対し外洋に直面する豪壮な海洋美においても当然伊勢志摩国立公園に編入せらるべきものと考えられるから、前記四箇村の編入をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防法と生活保護法との調整に関する陳情

陳情者　鹿児島市山下町一鹿児島市保健所内　千早正寿（第七一号）

右の陳情は、さきに実施された生活保護法施行規則の一部改正によつて生活保護者の結核患者においては、結核予防法に基く医療は市長が医療公費負担を承認しない限り生活保護法による医療扶助では受けることができなくなつたが、結核予防法と生活保護法との調整によつて、結核予防法の医療公費非承認患者であつても生活保護者については従前通り生活保護法による医療扶助で治療ができるようすみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核療養施設拡張等に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮外七名（第一七三号）

右の陳情は、結核の絶滅を期するためには、衛生思想の普及と環境衛生の改善に努め、療養拡設の拡充を図ることが必要であるが、これに対する国の施策は患者の増加に間に合わない状態にあるから、療養施設の拡充と療養費の国庫負担について抜本的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市清掃事業費国庫補助等に関する陳情

陳情者　大阪府堺市長　大塚正（第一九二号）

右の陳情は、近年都市衛生行政は飛躍的な進展をきたしたのであるが、公衆衛生の基本的施策であり保健衛生行政の第一線ともいわれる清掃事業は、なお旧態依然たる方式によつているため、近来人口の都市集中と化学肥料の増産、加うるに農村経済の不況等諸条件のるい積によつて都市の清掃事業は益々困難をきたし、各都市ともこの困難に逢着しつつある現状であるから、本事業のあい路打開のために、（一）国庫補助金の交付、（二）清掃事業に対する起債わくの設置、（三）地方財政平衡交付金の増額等の財政措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二四号　社会保険医療給付費二割国庫負担に関する陳情

第二三二号　社会保障制度確立に関する陳情

第二五九号　結核対策に関する陳情

右六件の陳情は内閣に送付すると要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十三日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

伊勢志摩国立公園集団施設工事着工促進に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第五号）

右の陳情は、伊勢志摩国立公園中、鳥羽小浜集団施設工事については、既に厚生省告示によつて決定を見ており、外来客よりもその実現を要望されているから、方針の決定に基きすみやかに早期着工を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県吉津村外三箇村の伊勢志摩国立公園編入に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第七号）

右の陳情は、三重県吉津村、島津村、中島村、鵜倉村の四箇村は伊勢志摩国立公園に編入せられていないのであるが、本地域の持つ文化的、経済的条件より考えても、また伊勢志摩の女性美に対し外洋に直面する豪壮な海洋美においても当然伊勢志摩国立公園に編入せらるべきものと考えられるから、前記四箇村の編入をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核予防法と生活保護法との調整に関する陳情

陳情者　鹿児島市山下町一鹿児島市保健所内　千早正寿（第七一号）

右の陳情は、さきに実施された生活保護法施行規則の一部改正によつて生活保護者の結核患者においては、結核予防法に基く医療は市長が医療公費負担を承認しない限り生活保護法による医療扶助では受けることができなくなつたが、結核予防法と生活保護法との調整によつて、結核予防法の医療公費非承認患者であつても生活保護者については従前通り生活保護法による医療扶助で治療ができるようすみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核療養施設拡張等に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮外七名（第一七三号）

右の陳情は、結核の絶滅を期するためには、衛生思想の普及と環境衛生の改善に努め、療養拡設の拡充を図ることが必要であるが、これに対する国の施策は患者の増加に間に合わない状態にあるから、療養施設の拡充と療養費の国庫負担について抜本的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市清掃事業費国庫補助等に関する陳情

陳情者　大阪府堺市長　大塚正（第一九二号）

右の陳情は、近年都市衛生行政は飛躍的な進展をきたしたのであるが、公衆衛生の基本的施策であり保健衛生行政の第一線ともいわれる清掃事業は、なお旧態依然たる方式によつているため、近来人口の都市集中と化学肥料の増産、加うるに農村経済の不況等諸条件のるい積によつて都市の清掃事業は益々困難をきたし、各都市ともこの困難に逢着しつつある現状であるから、本事業のあい路打開のために、（一）国庫補助金の交付、（二）清掃事業に対する起債わくの設置、（三）地方財政平衡交付金の増額等の財政措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生委員会陳情特別報告第二号

社会保険医療給付費二割国庫負担に関する陳情

第二二四号　福島市中町七一福島県医師会長　岩永幾太郎提出

第二三二号　社会保障制度確立に関する陳情

第二五九号　結核対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十七日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

社会保険医療給付費二割国庫負担に関する陳情

陳情者　福島市中町七一福島県医師会長　岩永幾太郎（第二二四号）

右の陳情は、厚生省は目下昭和二十八年度予算案に健康保険、船員保険ならびに国民健康保険への医療給付

費の二割を国庫負担にすべく大蔵省と接衝中であると聞いているが、医療給付費の二割国庫負担は、社会保険の健全な発展と社会保険への前進を意味するもので、国民福祉のため緊急不可欠の問題であるから、二割国庫負担を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保障制度確立に関する陳情

陳情者　岩手県盛岡市加賀野四三岩手県国民健康保険団体連合会内　佐藤公一（第二三二号）

右の陳情は、生命維持の線を浮き沈みしている幾十百万の人々の生活から遠ざかりつつある社会保障制度の現状は忍び難いから、(一)医療保障の完べきを期するため医療費に対し国は二割の負担を実現すること、(二)国民健康保険未実施市町村の解消、(三)結核治療費を全額国庫負担とするよう結核予防法を改正、(四)住宅の保障政策を徹底すること、(五)社会福祉事業の充実を図り母子身体障害者児童等の保護対策の強化、(六)社会保障制度審議会の勧告案の実現、(七)社会保障確立のため、恒久的運動体を組織し憲法第二十五条の具現、等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核対策に関する陳情

陳情者　札幌市南七条西一六北海道結核予防会長　井上善十郎（第二五九号）

右の陳情は、結核予防対策の万全を期するため、(一)保健所機構を強化拡充し、全国民に対する結核健康診断を行い、また年令の制限なく予防接種を行い、これが費用を全額国庫負担とすること、(二)結核患者に対する療養費の半額国庫負担を全額国庫負担とすること、(三)結核予防思想の普及徹底を図ること等徹底的諸施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九五号　戦傷病者戦没者遺族等援護法改正等に関する陳情

第一二六号　第十東予丸の死没復員軍人遺族援護に関する陳情

右の陳情　第一七一号　戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

第一七四号　元満州等の開拓団員犠牲者遺族援護に関する陳情

第二〇八号　戦傷病者戦没者遺家族等援護年金および弔慰金に関する陳情

第二一二号　戦傷病者の更生援護に関する陳情

第二五四号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第二五五号　戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

第二五六号　元満州開拓者遺族等援護に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十八日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第三号

戦傷病者戦没者遺族等援護法改正等に関する陳情

第九五号　北海道知事　田中敏文提出

第十東予丸の死没復員軍人遺族援護に関する陳情

第一二六号　愛媛県宇和島市議会議長　松田満義提出

戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

第一七一号　東京都議会議長　斎藤清亮外八名（二通）提出

元満州等の開拓団員犠牲者遺族援護に関する陳情

第一七四号　長崎県議会議長　岡本直行外二名（二通）提出

戦傷病者戦没者遺家族等援護年金および弔慰金に関する陳情

第二〇八号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

戦傷病者の更生援護に関する陳情

第二一二号　広島県賀茂郡寺西町国立広島療養所内　金光俊男提出

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

第二五四号　群馬県議会議長　金子金八提出

戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

第二五五号　群馬県議会議長　金子金八提出

元満州開拓者遺族等援護に関する陳情

第二五六号　群馬県議会議長　金子金八提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十八日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法改正等に関する陳情

陳情者　北海道知事　田中敏文（第九五号）

右の陳情は、政府においては、恩給法特例審議会を設置されこの是正のため軍人軍属またはその遺族に関する事項を調査審議されているが、自由意志を超越した至上命令によつて軍務に服することを余儀なくされた軍人軍属の中公務のため生命を失いあるいは傷痍を負つた者と生存者とを同一に考えるべきではなく、戦傷病者および戦没者遺族に対しては生存軍人軍属と別個に国家補償の精神に基いて一般公務員に等しい処遇をなすよう緊急に措置をなすべきであり、その方法として現援護法該当者中恩給法を復活適用できるものについては恩給法を復活適用し、その他のものについては所要の改正を加えて現援護法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第十東予丸の死没復員軍人遺族援護に関する陳情

陳情者　愛媛県宇和島市議会議長　松田満義（第一二六号）

右の陳情は、昭和二十年十一月六日広島県尾道港を出帆今治港に向け航行中木ノ浦附近において不慮の災厄にあつた第十東予丸遭難者の遺家族には、法律第百二十七号による「戦傷病者、戦没者遺家族等援護法」の適用から除外せられいまだ何等の援護措置も講ぜられずまことに遺憾であるから、現行援護法の一部改正あるいは単行法制定等により本問題の解決に有効適切な方法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情
陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮外八名（第一七一号）

右の陳情は、戦犯者として拘置されている者に対しては、未復員者給与法が適用され援護の措置が講ぜられることになつたが、戦犯刑死者の遺族に対しては何等の援護措置が講ぜられていないのは、同胞互助友愛の精神に欠け、誠に遺憾であるから、戦傷病者戦没者遺族援護法を改正し、刑死者の遺族にも同法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
元満州等の開拓団員犠牲者遺族援護に関する陳情
陳情者　長崎県議会議長　岡本直行外二名（第一七四号）

右の陳情は、太平洋戦争による戦没者の遺家族に対しては援護の措置が講ぜられ国家補償が実施されているにかかわらず、国策の線にそい移民計画に基いて満州その他に入植した開拓団の死亡者、傷病者ならびにその遺家族に対しては、何等国家補償の措置が講ぜられていないことは不合理であるから、これ等団員犠牲者に対しても軍人軍属同等の援護措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦傷病者戦没者遺家族等援護年金および弔慰金に関する陳情
陳情者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第二〇八号）

右の陳情は、戦傷病者戦没者遺家族等援護法施行に伴い、昭和二十八年二月末の締切りを目標に年金ならびに弔慰金の審査が行われているが、申達件数三万四千三百六十二件に対し、中央の審査裁定件数はわずか六千四百八十三件にすぎず、関係者の不安はもとより民生安定を期する法の趣旨にも反するから、同法による年金および弔慰金の審査裁定事務の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦傷病者の更正援護に関する陳情
陳情者　広島県賀茂郡寺西町国立広島療養所内　金光俊男（第二一二号）

右の陳情は、戦傷病者の更生援護に万全を期するため、(一)未復員者給与法被適用者に対し医療給付以外に生活費として月額二千円を支給すること、(二)戦傷病者の雇用、生業資金の貸付、職業補導等に就いて適切な立法措置を講ずること、(三)障害年金の増額および支給範囲の拡大と障害年金受給療養者、未復員療養者に対する終身医療給付を行うこと、(四)生活保護法による被保護者の恩給、障害年金を同法施行上の本人の所得と看さないこと等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情
陳情者　群馬県議会議長　金子金八（第二二四号）

右の陳情は、現在施行されている戦傷病者、戦没者遺族等の援護は暫定的の色彩が強く、かつ遺族の実態等に適合しないものがあり、遺族その他に不満不平の声が少くないから、同法を全面的に再検討して恒久的かつ根本的な戦争犠牲者援護対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情
陳情者　群馬県議会議長　金子金八（第二一五五号）

右の陳情は、戦争受刑者に対しては、第十三回国会において未復員者給与法の一部を改正し、特別未帰還者と看做しその留守家族に特別未帰還者給与法を適用したが、戦争受刑死者とその遺族に対しては未だ何の恩典もないのは黙視できないから、戦傷病者戦没者遺族等援護法をこれら戦争受刑死者にも適用し、その遺族に援護の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
元満州開拓者遺族等援護に関する陳情
陳情者　群馬県議会議長　金子金八（第二一五六号）

右の陳情は、元満州開拓者の遺族、留守家族に対する援護の重要性に鑑み、これ等の者に対しても軍人軍属同様に戦傷病者、戦没者遺族等援護法および未帰還者給与法を適用するよう法律の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

〔第十四号参照〕

審査報告書

てん菜生産振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十九日
農林委員長　山崎　恒
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
池田宇右衛門　楠見　義男
東　隆　加賀　操
岡村文四郎　宮本　邦彦
羽生　三七　滝井治三郎
西山　亀七　石原幹市郎
藤野　繁雄　三橋八次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案はてん菜の生産増強を図ることによつて寒地における農業経営の合理化を推進するとともに国内における砂糖の供給の増加を期する目的をもつて(一)てん菜生産振興計画の策定並びにこれが実施に対する国庫の補助(二)本法

の目的を達成するため特に必要ある場合政府におけるてん菜糖の買入(三)農林大臣のてん菜糖製造業者に対するてん菜の買入及び取引条件並びにてん菜糖の製造及び貯蔵等に関する指示等について規定し、昭和三十七年三月三十一日限り失効する限時法たらしめんとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

寒地における農業経営の合理化を推進し、国内における砂糖の自給度を増大する。

三、費用

生産奨励に要する経費については、昭和二十七年度予算において七百五十万円が計上されており、買入関係の経費については、食糧管理特別会計において処理することとなつている。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

長島　銀藏　山下　義信
堂森　芳夫　谷口弥三郎
河崎　ナツ　大谷　瑩潤
中山　壽彦　藤原　道子

要領書

一、委員会の決定理由

本法案は、軍人軍属が、海外から帰還し復員後遅滞なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中において、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合にも戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用し援護することができるよう改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

復員後の事故にかかつた者にも援護することができる利益がある。

三、費用

本法施行のために約四百八十万円を要する。

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堂森　芳夫　谷口弥三郎
河崎　ナツ　藤原　道子
大谷　瑩潤　長島　銀藏
中山　壽彦　山下　義信

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生大臣が、失業保険法による失業保険金の最高日額を基準として、船員保険法による失業保険金の最高日額を定め得るよう改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

最近の経済情勢に対処して急速に船員の失業保険金の変更をなし得る利益がある。

三、費用

本法の施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

外航船船建造融資利子補給法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十九日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　高田　寛
一松　政二　小野　哲
植竹　春彦　小酒井義男
新谷寅三郎　鈴木　清一
中村　正雄　前之園喜一郎
内村　清次　仁田　竹一
入交　太藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、一般金融機関に対し、外航船船の建造に要する資金の融通について、政府が予算の範囲内において利子を補給することにより、貸付利子の引下げを図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

外航船船の建造を促進するとともに、海運業経営の改善に資する利益がある。

三、費用

本年度補正予算案に、国庫債務負担行為として、昭和二十八年度以降七ヶ年度を通じ、総額三億三千五百五十三万八千円の利子補給が計上されている。

審査報告書

中小漁業融資保証法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十九日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

玉柳　實　千田　正
木下　辰雄　松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は漁業権証券等の出資を基金とし、原則として都道府県の区域をその区域とする漁業信用基金協会を設立し、この協会が中小漁業に対する金融機関の融資を保証し、且つ、この保証につき国が保険を行つて資金の融通を図ろうとするものであつて適切な措置と認める。なお本法律案に対し次の附帯決議を行つた。

政府は、本法実施に当つては、次の措置を講ずべきである。

一、地方公共団体が協会の会員として出資するに当つては、その資金に充当するための起債を認めること。

二、本法による融資に対しては、政府はその利子補給の方途を講ずること。

二、事件の利害得失

中小漁業の金融難を打開して、その漁業経営を円滑にし行詰つた現下の中小漁業の発展興隆に寄与する。

三、費用

中小漁業融資保証保険特別会計へ一般会計から五億円（昭和二十七年度補正予算に計上済み）繰入れることになつている。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十九日

外務委員長　德川　頼貞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉原　荒太　曾祢　益
岡田　宗司　平林　太一
石黒　忠篤　團　伊能
伊達源一郎　加藤シヅエ
大隈　信幸

要領書

一、委員会の決定の理由

アメリカ合衆国は、日本国との平和条約第十三条(b)に基きわが国

との民間航空運送協会が締結されるまで、平和条約発効後四年間、わが国において航空業務を運営する一方的な特権を有しているが、この協定によつてわが国は米国と平等の条件で日米間の国際航空に従事し得ることになるので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

平和条約で定められた航空業務の片務的状態が解消され、わが国の航空企業もまた、米国航空企業と同等の条件でアメリカ合衆国に乗入れることができ、わが国航空事業の発展に資する利益がある。

三、費用

本年度においては更に追加歳出を要しない。

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三八号、第三九号、第七五号、第七六号、第七七号、第八八号、第一五五号、第一五六号、第一六三号、第一七二号、第一七四号、第二四三号、第二七〇号、第二七四号、第二七五号、第二七六号、第二七七号、第二七八号、第三一四号、第三四七号、第三七〇号、第四八〇号、第四九二号、第四九三号、第四九四号、第五三二号、第五九六号、第六三五号、第六三六号、第六三七号、第六四四号、第六六九号、第六九四号、第七一八号、第七一九号、第七三七号、第七三八号、第七五五号、第九三三号、第九四五号、第九五号　元軍人恩給復活に関する請願

第三七一号　北海道上士幌村の開発等に関する請願

第六三八号　元軍人未亡人に扶助料支給の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第一号

元軍人恩給復活に関する請願

第三八号　福岡県三井郡御原村大字下岩田一、一四三ノ三　柳勇外七百九十八名提出

第三九号　千葉県夷隅郡勝浦町出水一、二四九　吉田孝志外百三名提出

第七五号　千葉県夷隅郡浪花村岩船九四八　吉田喜久二外百五十六名提出

第七六号　長野県上田市諏訪形四四一　倉石忠一郎外三百四十四名提出

第七七号　新潟県西頸城郡糸魚川町　玉田美郎外八百十四名提出

第八八号　埼玉県行田市大字持田五、八五二　長島晋彬外二千五十九名提出

第一五五号　宮城県仙台市小田原山本丁一九　上田常男外二百三十五名提出

第一五六号　神奈川県鎌倉市扇ヶ谷西佐介七〇五　中村俊久外千百三十二名提出

第一六三号　広島県福山市御門町一、六五一　宗清常一外四百六十五名提出

第一七二号　高知市水通町一三五　高橋渉外六千五十名提出

第一七四号　宮城県仙台市保春院前丁五ノ五三　菅原半兵衛外四百九名提出

第二四三号　埼玉県浦和市高砂町五ノ一三三　近藤豊外百六十八名提出

第二七〇号　埼玉県秩父市大字大宮九九五　平野松三郎外五百五十一名提出

第二七四号　佐賀県杵島郡武雄町大字永島一四、五五九　中尾貞男外十九名提出

第二七五号　佐賀県杵島郡武雄町上西山　前田藤作外五十名提出

第二七六号　佐賀市赤松町九三　高岸実外四百八名提出

第二七七号　埼玉県児玉郡東児玉村大字関四一五　遠藤孫次外三百五十二名提出

第二七八号　新潟県高田市南城町一ノ三三　篠原誠一郎外千三百八十六名提出

第三一四号　大分県大分郡鶴崎町大字鶴崎四五六　岡本司馬平外二千五百二十二名提出

第三四七号　広島市上流川町九ノ一山口靖方　田辺松太郎外一万七千九百三十五名提出

第三七〇号　岐阜県稲葉郡芥見村芥見四、六八二　後藤福治郎外百十七名提出

第四八〇号　大分県玖珠郡玖珠町　佐藤安正外二百八十二名提出

第四九二号　大分県大野郡長谷村大字長畑一、二〇二　三浦貢外二千五十一名提出

第四九三号　大分県速見郡八坂村大字八坂一、五九四　工藤繁行外五百五十六名提出

第四九四号　大分県宇佐郡八幡村　高橋菊平外二千四百五名提出

第五三二号　千葉県印旛郡根郷村木野子二六七　宍倉茂外五十五名提出

第五九六号　名古屋市西区北鷹匠町三ノ二　大塚堅之助外八百四十二名提出

第六三五号　千葉市新田町一八七　板倉俊夫外百二十八名提出

第六三六号　香川県仲多度郡善通寺町　西本英夫提出

第六三七号　福井県三方郡十村大字黒田第四号三　山田勇太郎外八名提出

第六四四号　福岡県小倉市米町三　野中侃外五百二名提出

第六六九号　長野県小県郡浦里村三四一　小泉潔外四十二名提出

第六九四号　長野県上田市新田二、二三五　小林嘉瑞外二千十八名提出

第七一八号　高知市西町一二三　山岡重厚外千五百八十四名提出

第七一九号　奈良県北葛城郡王寺町大字王寺二、三三五　吉村信治外百七十名提出

第七三七号　福岡県三井郡御原村大字岩田　柳勇外千七百五十名提出

第七三八号　岡山県浅口郡鴨方町大字鴨方一、八七九　中西熊太外二千五百三十五名提出

第七五五号　奈良市中新屋町四一　内田仙次郎外十二名提出

第九三三号　鹿児島市山下町一七九護国神社社務所内恩給復活鹿児島県同志会内　伊木壮五郎外六万八千七百七十五名提出

第九四五号　埼玉県熊谷市三、三六五　根本亀之助外四百六十五名提出

第九五号　愛知県刈谷市元刈谷中新畑一〇愛知県恩給復活期成連盟刈谷支部内　榊山勇蔵外千四百三十名提出

北海道上士幌村の開発等に関する請願

第三七一号　北海道河東郡上士幌村長　鈴木泰助外一名提出

元軍人未亡人に扶助料支給の請願

第六三八号　京都市左京区浄土寺南田町六三　松井房野外二名提出

右四十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十九日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

元軍人恩給復活に関する請願

請願者　福岡県三井郡御原村大字下岩田一、一四三ノ三　柳勇外七百九十八名（第三八号）

請願者　千葉県夷隅郡勝浦町出水一、二四九　吉田孝志外百三名（第三九号）

請願者　千葉県夷隅郡浪花村岩船九四八　吉田喜久二外百五十六名（第七五号）

請願者　長野県上田市諏訪形四四一　倉石忠一郎外三百四十四名（第七六号）

請願者　新潟県西頸城郡糸魚川町　玉田美郎外八百十四名（第七七号）

請願者　埼玉県行田市大字持田五、八五二　長島晋彬外二千五十九名（第八八号）

請願者　宮城県仙台市小田原山本丁一九　上田常男外二百三十五名（第一五五号）

請願者　神奈川県鎌倉市扇ヶ谷西佐介七〇五　中村俊久外千百三十二名（第一五六号）

請願者　広島県福山市御門町一、六五一　宗清常一外四百六十五名（第一六三号）

請願者　高知市水通町一三五　高橋渉外六千五十名（第一七二号）

請願者　宮城県仙台市保春院前丁五ノ五三　菅原半兵衛外四百九名（第一七四号）

請願者　埼玉県浦和市高砂町五ノ一三三　近藤豊外百六十八名（第二四三号）

請願者　埼玉県秩父市大字大宮九九五　平野松三郎外五百五十一名（第二七〇号）

請願者　佐賀県杵島郡武雄町大字永島一四、五五九　中尾貞男外十九名（第二七四号）

請願者　佐賀県杵島郡武雄町上西山　前田藤作外五十名（第二七五号）

請願者　佐賀市赤松町九三　高岸実外四百八名（第二七六号）

請願者　埼玉県児玉郡東児玉村大字関四一五　遠藤孫次外三百五十二名（第二七七号）

請願者　新潟県高田市南城町一ノ三三　篠原誠一郎外千三百八十六名（第二七八号）

請願者　大分県大分郡鶴崎町大字鶴崎四五六　岡本司馬平外二千五百二十二名（第三一四号）

請願者　広島市上流川町九ノ一山口靖方　田辺松太郎外一万七千九百三十五名（第三四七号）

請願者　岐阜県稲葉郡芥見村芥見四、六八二　後藤福治郎外百十七名（第三七〇号）

請願者　大分県玖珠郡玖珠町伊藤安正外二百八十二名（第四八〇号）

請願者　大分県大野郡長谷村大字長畑一、二〇二　三浦貢外二千五十一名（第四九二号）

請願者　大分県速見郡八坂村大字八坂一、五九四　工藤繁行外五百五十六名（第四九三号）

請願者　大分県宇佐郡八幡村高橋菊平外二千四百五名（第四九四号）

請願者　千葉県印旛郡根郷村木野子二六七　宍倉茂外五十五名（第五三二号）

請願者　名古屋市西区北鷹匠町三ノ二　大塚堅之助外八百四十二名（第五九六号）

請願者　千葉市新田町一八七　板倉俊夫外百二十八名（第六三五号）

請願者　香川県仲多度郡善通寺町　西本英夫（第六三六号）

請願者　福井県三方郡十村大字黒田第四号三　山田勇太郎外八名（第六三七号）

請願者　福岡県小倉市米町三野中侃外五百二名（第六四四号）

請願者　長野県小県郡浦里村三四一　小泉潔外四十二名（第六六九号）

請願者　長野県上田市新田二、二三五　小林嘉瑞外二千十八名（第六九四号）

請願者　高知市西町一二三　山岡重厚外千五百八十四名（第七一八号）

請願者　奈良県北葛城郡王寺町大字王寺二、三三五　吉村信治外百七十名（第七一九号）

請願者　福岡県三井郡御原村大字岩田　柳勇外千七百五十名（第七三七号）

請願者　岡山県浅口郡鴨方町大字鴨方一、八七九　中西熊太外二千五百三十五名（第七三八号）

請願者　奈良市中新屋町四一内田仙次郎外十二名（第七五五号）

請願者　鹿児島市山下町一七九護国神社社務所内恩給復活鹿児島県同志会内　伊木壮五郎外六万八千七百七十五名（第九三三号）

請願者　埼玉県熊谷市三、三六五　根本亀之助外四百六十五名（第九四五号）

請願者　愛知県刈谷市元刈谷中新畑一〇愛知県恩給復活期成連盟刈谷支部内　榊山勇蔵外千四百三十名（第九九五号）

右の請願は、いずれも概ね元軍人関係恩給を停止したことは、法理的にみれば国際法、国内法を無視した処置であり、道徳的にみれば正義と人道とに反する行為と考えられるから、対日平和条約公布の日から恩給復活を再開せられたい。なお恩給復活に当つては、(一)在職年限、加算等については従来の規定を尊重すること、(二)恩給制度と社会保障制度とを区別すること、(三)戦争受刑者にも恩給復活の処置を講ずる等の点について考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上士幌村の開発等に関する請願

請願者　北海道河東郡上士幌村長　鈴木泰助外一名（第三七一号）

右の請願は、北海道上士幌村は、自然的条件悪く一万五千町歩の農耕適地を有しながら現在耕作している農地は六千五百町歩にすぎず、残る二分の一以上の土地は荒廃地として眠つているから、多年懸案となつている、(一)居辺無水地帯の開発促進、(二)糖平発電所工事の早期着工、(三)上川、十勝三股間鉄道の完成、(四)上士幌、西足寄線鉄道の敷設等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人未亡人に扶助料支給の請願

請願者　京都市左京区浄土寺南田町六三　松井房野外二名（第六三八号）

右の請願は、終戦前まで扶助料を受けていた元軍人の未亡人に対し、講和発効の今日すみやかに扶助料を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五五号　開拓地の予備隊演習地利用に関する陳情

第一一五号、第一二一号、第一九一号、第二〇五号、第二四一

号　元軍人恩給復活に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会陳情特別報告第一号

開拓地の予備隊演習地利用に関する陳情

第五五号　北海道旭川市近文六線三号　田口留之助外九名提出

元軍人恩給復活に関する陳情

第一一五号　島根県周吉郡西郷町大字西町八尾ノ一　村上留吉外二十九名提出

第一二一号　大分市大津町五〇　末広登提出

第一九一号　岡山県阿哲郡野馳村　田房仙市外二名提出

第二〇五号　高知市西町一二三　高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚提出

第二四一号　岐阜県武儀郡神洲村遺族会内　杉山徳一外四百五十八名提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十九日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

開拓地の予備隊演習地利用に関する陳情

陳情者　北海道旭川市近文六線三号　田口留之助外九名（第五五号）

右の陳情は、陳情者等は、開拓した開拓地を警察予備隊の演習地とすることを望まず現在通りの営農を強く希望している。もしやむをえない事情で演習地とする場合は、再起に応じられるような補償を確約することと、演習地となる開拓地に匹敵する農地を要求するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元軍人恩給復活に関する陳情

陳情者　島根県周吉郡西郷町大字西町八尾ノ一　村上留吉外二十九名（第一一五号）

陳情者　大分市大津町五〇　末広登（第一二一号）

陳情者　岡山県阿哲郡野馳村田房仙市外二名（第一九一号）

陳情者　高知市西町一二三高知県恩給権擁護連盟内　山岡重厚（第二〇五号）

陳情者　岐阜県武儀郡神洲村遺族会内　杉山徳一外四百五十八名（第二四一号）

右の陳情は、いずれも概ね昭和二十一年勅令第六十八号により停止された元陸海軍公務員の恩給（扶助料を含む）で既に裁定済みのものに対してはその恩給受給権を認め、他の現受恩給者と同等の率に換算の上すみやかに支給するとともに、元軍人の恩給法による恩給支給基礎年限以上に達しているものおよびそれ等のか婦等に対する扶助料未裁定者についてすみやかに裁定の上支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一七七号、第三〇三号　大阪外国語大学に産業貿易研究室設置の請願

第二三三号　教育委員会設置経営費全額国庫負担に関する請願

第二三四号　図書館および公民館建築費国庫補助等に関する請願

第二三九号　学校保健に関する単独立法等に関する請願

第三〇四号　大阪外国語大学インド語学科にヒンデイー一講座増設の請願

第三一八号　六・三制学校校舎整備費国庫補助等に関する請願

第三四四号　高等学校定時制教育振興に関する請願

第六〇五号　義務教育費全額国庫負担等に関する請願

第六〇六号、第六八五号、第六九八号、第七三六号　高等学校定時制教育振興法制定に関する請願

第六一七号、第六八四号　高等学校定時制分校設備費助成に関する請願

第六一八号　高等学校定時制分校々舎建築費国庫補助等に関する請願

第六五九号　産業教育振興法による国庫補助増額の請願

第六七三号　幼稚園教員待遇改善に関する請願

第六八一号　高等学校定時制教員給国庫補助法復活に関する請願

第六八二号　高等学校定時制分校校舎建築費国庫補助に関する請願

第六八三号　高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願

第六八六号　高等学校定時制分校に産業教育振興法による設備充実優先の請願

第七六一号　六・三制学校老朽校舎改築費国庫補助に関する請願

第七六九号　市町村教育委員会設置費全額国庫負担に関する請願

第八一二号　養護教諭二級普通免許状下付に関する請願

第八二九号、第九二三号、第九九八号　学校給食に関する請願

第八四四号　福島大学附属学校経費増額等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十日

文部委員長　若木　勝蔵

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第一号

大阪外国語大学に産業貿易研究室設置の請願

第一七七号　大阪市東区本町二日本綿糸布輸出協会内　豊島久七提出

第三〇三号　大阪市北区堂島一丁目大阪商工会議所会頭　杉道助提出

教育委員会設置経営費全額国庫負担に関する請願

第二三三号　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲提出

図書館および公民館建築費国庫補助等に関する請願

第二三四号　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲提出

学校保健に関する単独立法等に関する請願

第二三九号　宮崎市上野町二丁目宮崎県学校保健会内　川島真蔵提出

大阪外国語大学インド語学科にヒンデイー一講座増設の請願

第三〇四号　大阪市北区堂島一丁目大阪商工会議所会頭　杉道助提出

六・三制学校校舎整備費国庫補助等に関する請願

第三一八号　熊本県玉名郡緑村長　竹下十郎外二百名提出
高等学校定時制教育振興に関する請願
第三四四号　京都市下京区唐橋大宮尻町立洛陽高校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
大学の美術関係講座経費に関する請願
第五三四号　石川県金沢市中本多町四三　高橋茂男提出
義務教育費全額国庫負担等に関する請願
第六〇五号　青森市議会議長　伊東善五郎提出
高等学校定時制教育振興法制定に関する請願
第六〇六号　石川県金沢市広坂通石川県議会内石川県定時制教育振興会内　池田寛一提出
第六八五号　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
第六九八号　福島市杉妻町一福島県高等学校定時制教育振興会内　松本久吉提出
第七三六号　高知県高岡郡佐川町高知県高等学校定時制教育振興連盟内　森田茂亀外五千四十三名提出
高等学校定時制分校設備費助成に関する請願
第六一七号　金沢市広坂通石川県議事堂内石川県定時制教育振興会内　池田寛一提出
第六八四号　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
第六八九号　東京都港区立愛宕中学校内全日本中学校長会内　野口彰提出
幼稚園教員待遇改善に関する請願
第六七三号　福島市杉妻町一二木村ふさ外一万名提出
高等学校定時制教員給国庫補助法復活に関する請願
第六八一号　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
第六八二号　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願
第六八三号　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
高等学校定時制分校に産業教育振興法による設備充実優先の請願
第六八六号　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出
第六九〇号　福島県庁内福島県町村教育委員会設置費全額国庫負担に関する請願
第七六九号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
市町村教育委員会設置費全額国庫負担に関する請願
第七六九号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
養護教諭二級普通免許状下付に関する請願
第八一一号　新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所内　池田稔枝外百四十一名提出
学校給食に関する請願
第八二九号　東京都台東区下谷小学校内　小野重内提出
第九二三号　東京都芝二本榎一ノ一八全国学校給食推進協議会本部内　塩沢常信提出
第九九八号　松江市殿町一島根県婦人懇話会内　藤崎稜子提出
福島大学附属学校経費増額等に関する請願
第八四四号　福島市福島大学附属小学校内学芸学部附属小学校P・T・A内　斎藤義助外二名提出

右三十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十日

文部委員長　若木　勝蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

大阪外国語大学に産業貿易研究室設置の請願

請願者　大阪市東区本町二日本綿糸布輸出協会内　豊島久七
（第一七七号）

請願者　大阪市北区堂島一丁目大阪商工会議所会頭　杉道助
（第二〇三号）

右の請願は、わが国産業の構造と貿易構成との将来的在り方に関しては、既に先年来大阪外国語大学においてその擁する世界各国の言語、社会、文化等に関する知能を通じて産業貿易に関するユニークな科学的研究を推し進め、顕著な成績をあげているが、遺憾ながら定員上、予算上の束縛によつて、現在専任教授一人をもつてこれに充てている実状であつて、この目的に充当すべき研究室の予算にも苦慮し、教員組織の拡充にもはなはだしく事欠く状態であるから、この機構を予算上、定員上拡充して本大学に産業貿易研究室を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

図書館および公民館建築費国庫補助等に関する請願

請願者　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲（第二三四号）

右の請願は、戦後図書館法あるいは社会教育法が制定され、図書館および公民館の設置を見るに至つたが、建物の警備は、これ等施設の設置目的を達成する上に極めて重大な要件であるから、建築費の国庫補助あるいは起債許可等必要な施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校保健に関する単独立法等に関する請願

請願者　宮崎市上野町二丁月宮

崎県学校保健会内　川島真蔵
（第二三九号）

右の請願は、学校保健の問題は、学校衛生の内容更新とともに逐年その重要性を加え、学校においてのみならず社会一般の強い関心事となつている。しかるに現行の学校保健関係法規中には、時宜に適しないものが多く、これを推進する保健主事についても、全然立法的処置が考えられていないから、関係法規との関係を充分に考慮して、総合統一的法規を制定するとともに、養護学級の設置、養護教員の身分確立、学校薬剤師の設置等、必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪外国語大学インド語学科にヒンディー一講座増設の請願

請願者　大阪市北区堂島一丁目
大阪商工会議所会頭　杉道助
（第二〇四号）

右の請願は、大阪外国語学校インド語学科は現在パキスタン語（ウルドウー語）一講座であるが、インドの分割独立後インド、パキスタン両国ともそれぞれの立場から独自の新たな国語の制定を布告し、パキスタンはウルドウーを、インドはヒンディーをそれぞれの国語としてその徹底的普及に努力中であつて、日本産業界においては対印度貿易上ヒンディー修得者の需要を熱望するところであるから、昭和二十八年四月から大阪外語大学インド語学科にヒンディー一講座を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校校舎整備費国庫補助等に関する請願

請願者　熊本県玉名郡緑村長
竹下十郎外二百名（第三一八号）

右の請願は、義務教育を完遂する最も基礎的条件は六・三制施設の整備にあるから、（一）六・三制校舎整備費の二十七年度末措置分についての国庫補助、（二）危険校舎の改築に要する国庫補助および起債の確保について、昭和二十七年度補正予算において実現するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教育振興に関する請願

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻市立洛陽高校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第二四四号）

右の請願は、昭和二十三年九月、高等学校に定時制課程が設置されて以来一部町村は苦しい財政から経費を支出して分校教育を推進しているが、財力豊かな町村においては全日制高等学校ならびに定時制中心校が置かれて何等の負担を必要としない現状で、教育負担の地方差がはなはだしい実情にあるから、分校経費の全額は府県費支出を目標に、基礎的施設設備等を府県費または国費で整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大学の美術関係講座経費に関する請願

請願者　石川県金沢市中本多町
四三　高橋茂男（第五三四号）

右の請願は、現在大学において行われている美術関係講座の経費は、その設備、用具の面からもまた施設運営の面からも全く実験講座としての性格をもつもので、現行の如き非実験講座としての経費では到底満足な成果を挙げることは困難である。しかして大学における美術教育の充実強化は直接小学校、中学校、高等学校の図画工作教育に影響するところじん大であるから、大学における美術関係講座の経費を実験講座として計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費全額国庫負担等に関する請願

請願者　青森市議会議長　伊東善五郎（第六〇五号）

右の請願は、六・三制義務教育制度の確立による地方公共団体の経費負担は多額に上つているが、地方財政平衡交付金による補助はその四割乃至四割五分に過ぎず、地方公共団体にとつて誠に過重な負担となつている。義務教育は国家が国民に課したものである以上、その経費は当然国家の負担とすべきものであるから、明年度の義務教育国庫負担法の実施に先だち同法を全面的に改正し、義務教育費を全額国庫負担とするとともに、地方教育委員会経費の国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教育振興法制定に関する請願

請願者　石川県金沢市広坂通石川県議会内石川県定時制教育振興会内　池田寛一（第六〇六号）

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六八五号）

請願者　福島市杉妻町一福島県高等学校定時制教育振興会内　松本久吉（第六九八号）

請願者　高知県高岡郡佐川町高知県高等学校定時制教育振興連盟内　森田茂亀外五千四十三名（第七三六号）

右の請願は、義務教育終了後、高等学校の通常課程へ進学する者は昭和二十六年度において三十七パーセント、定時制課程へ進む者十・六パーセントで、その他の五十二・三パーセントは進学を断念しており、将来の国家を担う青年の半数が思想的にも生理的にも最も大切な時期を教育環境から離れて行くことは遺憾であり、これらの青年を指導し、教育し得る唯一の方法である定時制課程の拡充整備は急務であるから、すみやかに定時制教育振興法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校設備費助成に関する請願

請願者　金沢市広坂通石川県議事堂内石川県定時制教育振興会内　池田寛一（第六一七号）

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六八四号）

右の請願は、昭和二十三年九月定時制課程設置以来困窮の町村財政より経費をねん出して分校教育を推進しているが、一面財力の豊かな中心部の町村には府県立の全日制高校ならびに定時制中心校が置かれ何等の負担も必要としない実情であるから、分校の基礎的な施設、設備について府県費または国費によつて整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校々舎建築費国庫補助等に関する請願

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六一八号）

右の請願は、農村経済の窮乏は中学校校舎建築費ならびに小学校教育費に追われ、高等学校分校校舎建築の意図を持ちつつも実現することが困難な状態におかれているから、その建築費の三分の一を国庫補助せられるとともに、設備充実のため助成金を交付せられたい等の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業教育振興法による国庫補助増額の請願

請願者　東京都港区立愛宕中学校内全日本中学校長会内　野口彰（第六五九号）

右の請願は、中学校における産業教育の必要性を痛感していたところ本年より産業教育振興法の実施をみたが、同法に基く国庫補助額がはなはだ僅少であつたため中学校の期待に反したことははなはだ遺憾にたえないから、産業教育の重要性にかんがみ産業教育振興法による中学校への国庫補助金を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

幼稚園教員待遇改善に関する請願

請願者　福島市杉妻町一二　木村ふさ外一万名（第六七三号）

右の請願は、幼稚園教員は、義務教育教員に比し極めて薄給に甘んじながら幼児教育の特殊性を生し義務教育教員と何等変ることのない国民教育に努力しているにもかかわらず、幼稚園教員の給与の財源が市町村にゆだねられているため、全国平均六箇年勤務者でわずかに五千九百円であり、また昭和二十六年十月一日から実施されている一万六十二円ベースすら未だ実施されないところも多く至つて不利な現状におかれているから、幼児教育振興と幼稚園教員の身分の確保、生活安定のため、全国会において市町村立学校職員給与負担法の中に幼稚園教員を加えるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教員給与国庫補助法復活に関する請願

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六八一号）

右の請願は、定時制教育進展の裏付として制定された定時制教職員費国庫補助法は昭和二十三および二十四両年度のみで中止され、昭和二十五年度からは平衡交付金の中に含まれて交付されているが、各都道府県の定時制教員数は乙号基準をはるかに下回つており、同教育の進展をはばんでいるから、同法をすみやかに復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校校舎建築費国庫補助法は昭和二十三および二十四両年度のみで中止され、昭和二十五年度からは平衡交付金の中に含まれて交付されているが、各都道府県の定時制教員数は乙号基準をはるかに下回つており、同教育の進展をはばんでいるから、同法をすみやかに復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教育振興会内　池田寛一（第六一七号）

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六八四号）

右の請願は、昭和二十三年九月定時制課程設置以来困窮の町村財政より経費をねん出して分校教育を推進しているが、一面財力の豊かな中心部の町村には府県立の全日制高校ならびに定時制中心校が置かれ何等の負担も必要としない実情であるから、分校の基礎的な施設、設備について府県費または国費によつて整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校々舎建築費国庫補助等に関する請願

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六一八号）

右の請願は、農村経済の窮乏は中学校校舎建築費ならびに小学校教育費として制定された定時制教職員費国庫補助法は昭和二十三および二十四両年度のみで中止され、昭和二十五年度からは平衡交付金の中に含まれて交付されているが、各都道府県の定時制教員数は乙号基準をはるかに下回つており、同教育の進展をはばんでいるから、同法をすみやかに復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六八三号）

右の請願は、独立日本の復興進展は一に懸つて国民の勤労意欲の向上と気高い教養ある人格の修練にある。この目的に合致した定時制課程教育こそは、国家がこれを準義務教育として育成する責任を持たねばならぬことを痛感するものである。しかるに現状は悪条件に満たされ、暗い教室で空腹をかかえ、悪い設備で力の足りない先生に教を受けなければならない。このような悪条件を解消させるためには国費をもつて各府県に、モデルスクールを設け理想的な教育の模範を示すことが本教育発展の第一歩であるから、すみやかにこれが予算措置を講じて、モデルスクールを各府県に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制分校に産業教育振興法による設備充実優先の請願（第六八六号）

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎

右の請願は、高等学校定時制特に分校においては関係町村が概ね財政的に貧困な上に、学制改革による中学校々舎建築等に追われ分校を顧みる暇のない状態である。しかもへき地町村は地元に残留する青少年の教育の場として、定時制分校を最適施設としてその重要性を認め将来の発展を期待しながら、なお充分に経費をねん出し得ない現状であるから、本年立法化された産業教育振興法による設備充実を定時制に優先適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校老朽校舎改築費国庫補助に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六一号）

右の請願は、六・三制の制定により各町村が中学校の新築およびその施設等に多額の経費を要し、財政的に行き詰つている時、さらに文部省が「公立学校施設の整備、防災及災害復旧に関する法律」の制定を予定していることは、町村の負担をさらに増加させるものであるから、右法案を撤回するとともに老朽校舎の改築費の五割以上を国庫補助とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

市町村教育委員会設置費全額国庫負担に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六九号）

右の請願は、地方自治の総合的自主性の見地より、教育民主化と地方分権とは町村自治確立の基本方針であつて、市町村教育委員会の設置は教育民主化の原則よりこれを認めるも、義務教育の国家的事業性と窮迫した町村財政の現状より、教育委員会設置に要する財源措置を講ずることは、政府の当然の責任と考えられるから、市町村教育委員会設置に要する経費については全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

養護教諭二級普通免許状下付に関する請願

請願者　新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所内　池田稔枝外百四十一名（第八一二号）

右の請願は、既得権看護婦に対し、保健婦、助産婦、看護婦法の主旨に則り国家試験合格者との間に何等の差別をつけないと確認されているにかかわらず、昭和二十六年三月の教育職員免許法第五条および別表第三、六によれば養護教諭二級普通免許状の下付に関しては国家試験に合格しないものは三年間の実務による在職年数を必要とすることになつているから、この矛盾を是正して既得権看護婦に対し、養護教諭二級普通免許状を下付されるよう、すみやかに文部省々令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食に関する請願

請願者　東京都台東区下谷小学校内　小野重内（第八二九号）

請願者　東京都芝二本榎一ノ一八全国学校給食推進協議会本部内　塩沢常信（第九二三号）

請願者　松江市殿町一島根県婦人懇話会内　藤崎綾子（第九九八号）

右の請願は、戦後の教育施策の中で、学校給食は意義においても効果においても最も優れたもので、学童の体位向上、教育の機会均等、国民の食生活改善等にいちじるしい教育実績を挙げたばかりでなく、さらに均等食を通じて貧富の階層を越えての民主化に大きく寄与してきた。しかるに今回の予算においてこの関係の予算が大幅に削られ、関係者に大きな打撃を与えているから、（一）本年度補正予算に脱脂ミルク代の半額国庫負担を計上すること、（二）来年度予算に小麦および脱脂ミルクの六百万人分全額国庫負担を計上すること等学校給食の継続を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島大学附属学校経費増額等に関する請願

請願者　福島市福島大学附属小学校内学芸学部附属小学校PTA内　斎藤義助外二名（第八四四号）

右の請願は、福島大学学芸学部附属小中学校の経費は国庫で賄われているが、その額は実際の学校予算と比較して極めてきん少であり、特に小学校の場合などは実際の学校予算の三分の一程度であつて、全経費の三分の二はPTAがやむなく負担しなければならない現状に加えて、職員の待遇は県内公立学校教員に比較して二号ないし五号の低位にあるため、その研究的責任を遂行し、教育効果をあげるためには、大きな困難を感じている現状であるから、学校経費の増額、教官待遇の改善に抜本的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一二号　室蘭工業大学校舎復旧促進に関する陳情

第一三四号、第二三六号　六・三制学校施設整備に関する陳情

第一七〇号　産業教育振興法に基く国庫補助増額の陳情

第二二一号　小学校給食費全額国庫補助に関する陳情

第二二八号　国立大学附属学校経費増額等に関する陳情

第二四六号　同和教育推進に関する陳情

第二五二号　青少年問題に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十日

文部委員長　若木　勝蔵

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第一号

室蘭工業大学校舎復旧促進に関する陳情

第一一二号　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛提出

六・三制学校施設整備に関する陳情

第一三四号　京都市議会議長　竹内忠治外五名提出

第二三六号　山口県議会議長　二木謙吾提出

産業教育振興法に基く国庫補助増額の陳情

第一七〇号　長崎県議会議長　岡本直行外八名提出

小学校給食費全額国庫補助に関する陳情

第二二一号　京都市議会議長　竹内忠治外四名提出

国立大学附属学校経費増額等に関する陳情

第二二八号　島根県松江市島根大学教育学部附属中学校P・T・A会内　信太格二郎外三名提出

同和教育推進に関する陳情

第二四六号　和歌山県海草郡北野上村孟子一、〇六五　吉村覚外一万四千三百六十七名提出

青少年問題に関する陳情

第二五二号　青森市長島八三　中山真平提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十日

文部委員長　若木　勝蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

室蘭工業大学校舎復旧促進に関する陳情

陳情者　北海道小樽市議会議長　岩谷静衛（第一一二号）

右の陳情は、室蘭工業大学は、り災後既に三年になるが、校舎復旧は遅々として進まず、わずかに予定計画の約三十七パーセント、諸設備の復旧においては実に二十二パーセントに過ぎない状態にあり、このため本部、土木工学、数学、体育の各教官室および教室、製図室等をやむなく寄宿舎内に置かなくてはならない窮状にあることは、遺憾にたえないから、復旧工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校施設整備に関する陳情

陳情者　京都市議会議長　竹内忠治外五名（第一三四号）

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第二三六号）

右の陳情は、昭和二十二年度より画期的新学制が実施されているが、折角の学制も教育施設の不備のため充分の成果を挙げ得ない実情にあり、ことに大都市における小、中学校の現状は、管理室さえなく、応急最低基準の〇・七坪にすぎない実状であるから、これら学校の校舎面積をすくなくとも小学校〇・九坪、中学校一・二六坪に引き上げるよう国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業教育振興法に基く国庫補助増額の陳情

陳情者　長崎県議会議長　岡本直行外八名（第一七〇号）

右の陳情は、産業教育振興法に基く国庫補助は、昭和二十七年度から実施されているが、その額が余りにも僅かであるため、地方負担が過重となり、いちじるしく実施上困難をきたす結果となつているから、同法律の円滑な実施を期するため、その補助額を二分の一程度となるよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小学校給食費全額国庫補助に関する陳情

陳情者　京都市議会議長　竹内忠治外四名（第二二一号）

右の陳情は、小学校児童に対する給食の現状は経済情勢の変動に伴う諸物資の値上りのため、市財政の負担に堪えない状況であるが、生活保護法適用家庭児童を除いても、これに準ずる貧困家庭児童は逐次増加の傾向にあつて、これ等の給食費を市において負担することは市財政の現状より到底不可能であつて給食教育の運営に大支障をきたしているから、給食教育が義務教育の一環として行われている以上、学校給食に関する全経費は国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立大学附属学校経費増額等に関する陳情

陳情者　島根県松江市島根大学教育学部附属中学校P、T、A会内　信太格二郎外三名（第二二八号）

右の陳情は、国立大学附属学校は、大学の教育実習校として特殊な使命を持ち、地方教育振興のサービスセンターでもあるが、その運営に当つては幾多の問題があり、ことにP、T、Aの経済的負担が限界点に達しているため、その維持運営が困難となつているから、（一）附属学校経費の増額、（二）附属学校教官の待遇改善、（三）附属学校教職員の定員増加等についてすみやかにその実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

同和教育推進に関する陳情

陳情者　和歌山県海草郡北野上村孟子一、〇六五　吉村覚外一万四千三百六十七名（第二四六号）

右の陳情は、人権を尊重し、個人の尊厳と自由を確保することは、憲法の明示するところであるばかりでなく、人倫の根本である。しかるにわが国においては、いまなお特殊部落の名のもとに多数の同胞が不当な差別を受け、依然として苦もんの日夜をすごしているから、このような差別を取り除くため、徹底的な同和教育を推進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青少年問題に関する陳情

陳情者　青森市長島八三　中山真平（第二五二号）

右の陳情は、激変する国際情勢下において、独立日本の次代を担う青少年に期すべきところは誠に切なるものがあるから、青少年問題の総合的かつ徹底的施策の一環として、（一）青少年の指導、育成、保護および矯正に関する予算を大幅に増額すること、（二）青少年問題協議会の法制化と適正な財源措置を実施すること、（三）青少年問題総合研究所を設置すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五〇号　電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願

第七二八号　産金対策確立に関する請願

第八八五号　中小企業金融対策に関する請願

第八八六号　島根県江津町元大阪陸軍造兵しよう石見製造所再開に関する請願

第九六三号　中小企業者に対する金融対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十九日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第一号

電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願

第五〇号　名古屋市中区南武平町三　佐藤末蔵提出

第七二八号　産金対策確立に関する請願

第八八五号　島根県議会議長　中島龍一提出

中小企業者に対する金融対策に関する請願

第九六三号　名古屋市中区大池町四ノ一名古屋商工会議所会頭　伊藤次郎左衛門提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十九日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願

請願者　名古屋市中区南武平町三　佐藤末蔵（第五〇号）

右の請願は、電気工事従事者の技能検定制度制定についてはさきに日本電気協会その他関係者よりも請願せられその実現を期待しているが、未だ実現に至らず、近来ますます不良工事に起因する電気事故、殊に火災の急激な増加等憂慮に堪えないものがあつてもはやこのまま放任できない事態にあるから、本制度の実現を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産金対策確立に関する請願

請願者　東京都港区三田功運町二一全日本金属鉱山労働組合連合会内　原口幸隆（第七二八号）

右の請願は、金山の窮状を打開するため、政府に加工用金の価格引上げを実施した。しかるにこの施策が決定すると同時に佐渡金山を始め、有力鉱山が一斉に休廃山あるいは企業整備を断行し、他の一部鉱山は採鉱停止や操業停止の状態にあり、窮状はますます深刻化しているから、政府買上価格の引上げ、加工用金の使用制限緩和、採鉱奨励金の増額、金鉱業に対する固定資産税等の免除等すみやかに有効適切な対策を講ずるか、あるいは金に対する一切の統制を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融対策に関する請願

請願者　東京都中央区京橋一ノ一〇商工中金内社団法人日本中小企業団体連盟会長　豊田雅孝（第八八五号）

右の請願は、中小企業は、範囲が広く内容が複雑でありかつ資料が不備である等金融機関がその実体を把握するのが困難であるため個々には比較的堅実な経営が行われているにもかかわらず金融が極度にひつ迫している現状であるから、中小企業金融の疎通のため国家資金を長期にわたり低金利をもつて放出し、これを既存の中小企業専門の金融機関を通じて融通せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県江津町元大阪陸軍造兵しよう石見製造所再開に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島龍一（第八八六号）

右の請願は、島根県江津町元大阪陸軍造兵しよう石見製造所は、既に賠償指定を解除せられ、その施設は完全に保存され、従業工員もいまなお多数同町に在住して、施設とともに即時活用し得る態勢にあるから、特需の影響を受けることの少ない本県の実情賢察の上、県下中小機械工業振興のため是非とも同製造所を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業者に対する金融対策に関する請願

請願者　名古屋市中区大池町四ノ一名古屋商工会議所会頭　伊藤次郎左衛門（第九六三号）

右の請願は、中小企業の安定を図るため、（一）中小金融のため財政資金の活用等により金融機関の資金強化を図るとともに融資に関する損失補償制度の確立を図ること、（二）中小企業に対し減税を図り、ことに有能、勤勉なる中小企業者の資本蓄積を容易ならしめるよう有効適切なる措置を講ずること、（三）年末資金として中小企業向けに少くとも百億円の政府指定預金をなしその活用を図るため運用を厳重に監査すること、等の施策を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年三月十三日

○第十五回国会 参議院会議録附録（その二）

通商産業委員会陳情審査報告書
第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第七五号　鹿児島県金鉱山助成に関する陳情
第一八一号　電気設備工事費負担に関する陳情
第二〇〇号、第二五一号　中小企業者に対する年末金融対策の陳情
右の通り審査決定した。よって報告する。
昭和二十七年十二月十九日
通商産業委員長　結城　安次
参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第一号
鹿児島県金鉱山助成に関する陳情
第七五号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出
電気設備工事費負担に関する陳情
第一八一号　長崎県議会議長　岡本直行提出
中小企業者に対する年末金融対策の陳情
第二〇〇号　広島県尾道市土堂町六〇五尾道商工会議所会頭　金尾馨外十二名提出
第二五一号　名古屋市議会議長　横井亀吉提出
右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よって別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年十二月十九日
通商産業委員長　結城　安次
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
鹿児島県金鉱山助成に関する陳情
陳情者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第七五号）
右の陳情は、昭和二十五年二月の閣議決定による金鉱業増産対策（産金十トン計画）に呼応して鹿児島県神岡鉱業串木野鉱業所をはじめその他の鉱山も操業を再開したのであるが、その後経済情勢の推移は金鉱山に有利でないばかりか、政府の助成策もみるべきものがなく、いまはその大半が廃山のやむなき事態に立ちいたっているが、その不振の根本原因は実に金価格の低廉に過ぎる点にあって、このままの状態で推移すれば全金山は没落し、その従業者は失業することとなり町村の労務関係や財政、収入、社会、経済上の影響は誠に由々しい事態を生ずると考えられるから、安価な金価格をカバーする助成方につき早急施策を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電気設備工事費負担に関する陳情
陳情者　長崎県議会議長　岡本直行（第一八一号）
右の陳情は、電燈および電力の設備申込に対しては、工事費の全額または多額の金額を需用者に負担せしめ、かつその所有権は会社に帰属せしめうることになっている現行の供給規程にははなはだ不合理と思われる点が多いから、これら工事負担金規程を全般にわたって改善せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中小企業者に対する年末金融対策の陳情
陳情者　広島県尾道市土堂町六〇五尾道商工会議所会頭　金尾馨外十二名（第二〇〇号）
右の陳情は、年末を控え中小企業者の金融難は益々深刻の度を加えているから、これが打開のため、（一）大幅な中小企業年末融資金を放出して地方産業、中小企業と関連の深い金融機関の予託額を増加すること、（二）普通銀行に対しても大都市偏重、大企業重点の融資方針を中小企業貸出額に相当額振向けること、（三）これ等融資保証の裏付けとして各地信用保証協会の活用ならびに積極的育成を図ること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中小企業者に対する年末金融対策の陳情
陳情者　名古屋市議会議長　横井亀吉（第二五一号）
右の陳情は、国際経済の不況、貿易規模の縮少等による国内産業の全般的低調は、年末に近づくにつれて中小企業にしわ寄せられており、ことに大企業からの下請代金の遅延、原料高と製品安等の影響は中小企業の崩壊さえ憂慮されているから、国民金融公庫および信用金庫等に対する預託を大幅に増額するとともに信用保証協会に対する新規預託によって中小企業の年末金融ひっ迫を打開せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第四四号　吉井川下流改修工事促進に関する請願
第一六二号　砂防事業費国庫補助増額に関する請願
第一八四号　東北地方の道路、橋補修費国庫補助継続に関する請願
第一八五号　国道四号線改修工事等促進に関する請願
第二三八号　災害復旧促進に関する請願
第二四九号　小滝川改修工事施行に関する請願
第三〇六号　道路費予算増額に関する請願
第三六七号　砂防事業費国庫補助増額に関する請願
第三九〇号　北海道奈井江町、浦臼村間準地方費道の石狩川架橋に関する請願
第四九六号　岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願

第四九七号　岡山県新川砂防工事施行に関する請願
第四九八号　岡山県竹部川砂防工事施行に関する請願
第四九九号　岡山県五石川砂防工事施行に関する請願
第五〇〇号　岡山県滝谷川砂防工事施行に関する請願
第五〇一号　岡山県島木川砂防工事施行に関する請願
第五〇二号　岡山県清迫川砂防工事施行に関する請願
第五〇三号　岡山県九沓川砂防工事施行に関する請願
第五〇四号　岡山県舟木川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇五号　岡山県鳩岡川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇六号　岡山県砂川、血吸川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇七号　岡山県馬乗川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇八号　岡山県尾原川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇九号　岡山県興法地川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一〇号　岡山県雄神川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一一号　岡山県原口川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一二号　岡山県大谷川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一三号　岡山県関川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一四号　岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
第五一五号　岡山県庄原川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一六号　岡山県首尾川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一七号　岡山県新城川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一八号　岡山県舟石川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一九号　岡山県矢谷川けい流砂防工事施行に関する請願
第五二〇号　岡山県美甘村黒田地内けい流砂防工事施行に関する請願
第五二一号　岡山県中和村一の茅地内けい流砂防工事施行に関する請願
第五二二号　岡山県東谷川けい流砂防工事施行に関する請願
第五二三号　岡山県梶並川けい流砂防工事施行に関する請願
第五二四号　岡山県中田川けい流砂防工事施行に関する請願
第五二五号　魚野川砂防施設完備等に関する請願
第五二六号　治水対策促進に関する請願
第五二七号　災害土木工事の早期完成に関する請願
第五二八号　継続土木事業等の継続費設定等に関する請願
第五二九号　東北地方地すべり対策費国庫補助増額に関する請願
第五三〇号　道路、橋の補修費国庫補助継続に関する請願
第五三一号　東北地方の河川改修工事費等国庫補助増額に関する請願
第五三二号、第七三二号　唫丸

田島線道路等改修工事施行に関する請願
第六四三号　広島県井原、郷野両村間道路改良工事施行に関する請願
第七三四号　宮城県名取、七北田両河川の改修工事促進に関する請願
第七七三号　岡山県鴨方川砂防工事施行に関する請願
第八一九号　北上川上流改修工事費国庫補助増額等に関する請願
第八二一号　新潟県東頸城郡の地すべり対策推進に関する請願
第八二八号　滋賀県八日市町、三重県四日市市間道路建設に関する請願
第八四二号　岡山県吉井川下流改修工事促進に関する請願
第八九四号　岩手県綾織村日影橋等架替に関する請願
第八九五号　国道四号線中一関市、水沢町間補装工事施行に関する請願
第九九二号　京都府由良川治水工事促進に関する請願
第一〇〇一号　県道諫早鹿島線整備拡充に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十九日

建設委員長　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第一号

吉井川下流改修工事促進に関する請願

第四四号　岡山県和気郡本庄町長　大森雅英外二名提出
砂防事業費国庫補助増額に関する請願
第一六二号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出
東北地方の道路、橋補修費国庫補助継続に関する請願
第一八四号　宮城県議会議長　今野貞亮提出
国道四号線改修工事等促進に関する請願
第一八五号　宮城県議会議長　今野貞亮提出
災害復旧促進に関する請願
第二三八号　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲提出
小滝川改修工事施行に関する請願
第二四九号　福島県南会津郡伊南村　河原田三四外四名提出
道路費予算増額に関する請願
第三〇六号　奈良県議会議長　松井六輔提出
砂防事業費国庫補助増額に関する請願
第三六七号　福島県議会内　高田重作提出
北海道奈井江町、浦臼村間準地方費道の石狩川架橋に関する請願
第三九〇号　北海道空知郡奈井江町長　梅津広外十六名提出
岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
第四九六号　岡山県児島郡鉾立村長　藤原卓之君外一名提出
岡山県新川砂防工事施行に関する請願
第四九七号　岡山県玉野市長　太田淌衛外一名
岡山県竹部川砂防工事施行に関する請願
第四九八号　岡山県御津郡津賀村長　藤井鑿男外一名提出
岡山県五石川砂防工事施行に関する請願
第四九九号　岡山県和気郡三石町議会議長　武田豊外一名提出
岡山県滝谷川砂防工事施行に関する請願
第五〇〇号　岡山県川上郡宇治村長　鈴木雄祥外一名提出
岡山県島木川砂防工事施行に関する請願
第五〇一号　岡山県川上郡成羽町長　平松幹章外一名提出
岡山県清迫川砂防工事施行に関する請願
第五〇二号　岡山県後月郡井原町長　長尾実外一名提出
岡山県九沓川砂防工事施行に関する請願
第五〇三号　岡山県後月郡井原町議会議長　斉藤芳治外一名提出
岡山県舟木川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇四号　岡山県赤磐郡山方村長　直原恒外一名提出
岡山県鳩岡川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇五号　岡山県浅口郡六条院町長　清水和一外一名提出
岡山県砂川、血吸川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇六号　岡山県吉備郡阿曾村長　林徹外一名提出

岡山県馬乗川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇七号　岡山県勝田郡豊並村長　野々上忠夫外一名提出
岡山県尾原川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇八号　岡山県上房郡巨瀬村長　上森真市外一名提出
岡山県興法地川けい流砂防工事施行に関する請願
第五〇九号　岡山県上房郡水田村長　戸田達外一名提出
岡山県雄神川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一〇号　岡山県後月郡西江原町長　落合浩外一名提出
岡山県原口川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一一号　岡山県苫田郡新加茂町長　前田茂外一名提出
岡山県大谷川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一二号　岡山県和気郡伊里町長　河崎亀三郎外一名提出
岡山県関川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一三号　岡山県真庭郡美川村長　森川高蔵外一名提出
岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
第五一四号　岡山県和気郡三石町長　桑原寿治外一名提出
岡山県庄原川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一五号　岡山県苫田郡新加茂町議会議長　山本長男外一名提出
岡山県首尾川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一六号　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外一名提出
岡山県新城川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一七号　岡山県久米郡加美町長　杉山定香提出
岡山県舟石川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一八号　岡山県赤磐郡万富町長　山本寿喜太外一名提出
岡山県矢谷川けい流砂防工事施行に関する請願
第五一九号　岡山県上房郡中井村長　山根寿一外一名提出
岡山県美甘村黒田地内けい流砂防工事施行に関する請願
第五二〇号　岡山県真庭郡美甘村長　広岡美寅外一名提出
岡山県中和村一の茅地内けい流砂防工事施行に関する請願
第五二一号　岡山県真庭郡中和村長　中島祝外一名提出
岡山県東谷川けい流砂防工事施行に関する請願
第五二二号　岡山県勝田郡梶並村長　加藤完逸提出
岡山県梶並川けい流砂防工事施行に関する請願
第五二三号　岡山県勝田郡梶並村長　加藤完逸外一名提出
岡山県中田川けい流砂防工事施行に関する請願
第五二四号　岡山県久米郡神目村長　光延豊外一名提出
魚野川砂防施設完備等に関する請願
第五二五号　新潟県南魚沼郡土樽村長　南雲一郎外一名提出
治水対策促進に関する請願
第五二二号　岩手県議会議長　村上順平提出
災害土木工事の早期完成に関する請願
第五七四号　岩手県議会議長　村上順平提出
継続土木事業等の継続費設定等に関する請願
第五七五号　岩手県議会議長　村上順平提出
東北地方地すべり対策費国庫補助増額に関する請願
第五七六号　岩手県議会議長　村上順平提出
道路、橋の補修費国庫補助継続に関する請願
第五七七号　岩手県議会議長　村上順平提出
東北地方の河川改修工事費等国庫補助増額に関する請願
第五七九号　岩手県議会議長　村上順平提出
喰丸田島線道路等改修工事施行に関する請願
第五八六号　福島県大沼郡昭和村長　小林蔵田外十九名提出
第七三二号　福島県南会津郡田島町長　細井新吾外十九名提出
広島県井原、郷野両村間道路改良工事施行に関する請願
第六四三号　広島県高田郡井原村長　山県純吾外七十名提出
宮城県名取、七北田両河川の改修工事促進に関する請願
第七三四号　仙台市議会議長　早坂忠提出
岡山県鴨方川砂防工事施行に関する請願
第七三号　岡山県浅口郡鴨方町長　柚治三一提出
北上川上流改修工事費国庫補助増額等に関する請願
第八一九号　岩手県盛岡市長　二見直三提出
新潟県東頸城郡の地すべり対策推進に関する請願
第八二一号　新潟県東頸城郡安塚村役場内　武江喜作外四名提出
滋賀県八日市町、三重県四日市市間道路建設に関する請願
第八二八号　滋賀県蒲生郡八幡町長　井上孫治郎外四十四名提出
岡山県吉井川下流改修工事促進に関する請願
第八四二号　岡山県上道郡西大寺町長　家野猛之外三十名提出
岩手県綾織村日影橋等架替に関する請願
第八九四号　岩手県上閉伊郡遠野町上閉伊郡町村会内　沼里末吉外十二名提出
国道四号線中一関市、水沢町間舗装工事施行に関する請願
第八九五号　岩手県一関市長　松川星蔵外六名提出
京都府由良川治水工事促進に関する請願
第九二号　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎外七名提出
県道諫早鹿島線整備拡充に関する請願
第一〇〇一号　長崎県諫早市長　野村儀平外二十二名提出
右五十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年十二月十九日
建設委員長　下條　恭兵
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

吉井川下流改修工事促進に関する請願
請願者　岡山県和気郡本庄町長　大森雅英外二名（第四四号）
右の請願は、岡山県本庄町は、吉井川本流と同支流金剛川、初瀬川の三合流地点より約五百メートルの上流にある関係上、出水時には本流にさえぎられた両支流の水流が合流地点から逆流して本町地内は人家の浸水および耕地のかん水等その損害は測り知れないものがある。しかして昭和二十一年度より吉井川下流改修工事が着工せられつつあるが未だに本町地内の工事着工が実現せられないことは民生安定上憂慮にたえないから、昭和二十八年度より本町地内の工事に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂防事業費国庫補助増額に関する請願
請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔（第一六二号）
右の請願は、福島県には、河川法の

適用河川ならびに準用河川は現在二百四十六河川に達し、これが上流けい川に至つては実に一千有余の多きにわたり、これら水源地帯の山腹は戦時以来濫伐の影響により腐根は表土の抱擁力を失い、小量の降雨によつても護岸の崩落、浸触等活発となり、濁流とともに砂れきは転動流下し、その被害は年々増大の傾向にあるから、これらの災害を防除し、治水施策の万全を図り、産業の進展と民生の安定を期するため、砂防事業国庫補助の大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方の道路、橋補修費国庫補助継続に関する請願

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第一八四号）

右の請願は、東北地方は他の地方に比して、積雪寒冷の度がいちじるしく、特に季節風と相まつて凍結、吹きだまり等を発生し、融雪期には路面はもち論路床、路盤ならびに側溝等は根底から破壊せられ、しかも毎年これを繰り返す実情にあるため、これが復旧費は巨額に達し、窮迫した地方財政の現状では如何ともできない実情にある。しかるに政府においては二十八年度よりこれに対する補修費の国庫補助を廃止するよしであるが、もし事実とすれば、終戦以来今日まで補修をつづけようやく原形にまで立直らんとする道路、橋も元の悪路と化すおそれがあるから、東北地方の特異性を考慮の上、従前通り国庫補助を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道四号線改修工事等促進に関する請願

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第一八五号）

右の請願は、国道四号線の全面的改修工事が戦時中中断されたまま現在に至つているが、近時輸送力が飛躍的に増大し、重量車両の運行がひん繁となつたため、同工事の施行が益々必要となつており、ことに仙台以南においては、事故発生がいちじるしく、その改修舗装は関係住民の強い要望となつているから、国道四号線の全面的改修および舗装工事をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧促進に関する請願

請願者　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲（第二三八号）

右の請願は、ほとんど毎年襲来する暴風雨によつて多大な損害をこうむつている災害地においては、常に道路、河川、耕地等の復旧施策になやまされ、さらにその復旧工事が遅延するため、産業、交通、文化等の発展はいちじるしき支障をきたしている。災害対策基本法の制定等災害復旧対策の促進強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小滝川改修工事施行に関する請願

請願者　福島県南会津郡伊南村河原田三四外四名（第二四九号）

右の請願は、福島県小滝川の流路は伊南村の中心地である古町を貫流しているが、大雨で増水の場合は近接の小学校ならびに保育所はでい流の中に孤立する状態となつて再三尊い犠牲者を出す状況で、田畑四十町歩および人家三十戸も被害をこうむり、全然収穫できぬこともたびたびである。今回古町土地改良区において区画整理を施行する機会に小滝川の流路を変更して年々の災害より救われるとともに増産を計りたいのであるが、古町土地改良区自力だけでは到底実施できないから、本河川改修の上、防災工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路費予算増額に関する請願

請願者　奈良県議会議長　松井六輔（第二〇六号）

右の請願は、わが国産業、交通上重大なる役割を占める道路は、戦時中ならびに戦後を通じて久しく荒廃のまま放置せられているが、近時産業の復興は漸くその軌道に乗りいよいよ飛躍的発展を遂げ、これに伴う交通輸送量もまた急激に増大しつつあつて、極度に損傷せる現状の道路をもつてしては到底この需要を充たし得ないから、すみやかに道路費予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂防事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　福島県議会内　高田電作（第三六七号）

右の請願は、福島県には、河川法の適用河川ならびに準用河川は現在二百四十六河川に達し、これが上流けい川に至つては実に一千有余の多きにわたり、これら水源地帯の山腹は戦時以来濫伐の影響により腐根は表土の抱擁力を失い、小量の降雨によつても護岸の崩落、浸触等活発となり、濁流とともに砂れきは転動流下し、その被害は年々増大の傾向にあるから、これらの災害を除去し、治水施策の万全を図り、産業の進展と民生の安定を期するため、砂防事業国庫補助の大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道奈井江町、浦臼村間準地方費道の石狩川架橋に関する請願

請願者　北海道空知郡奈井江町長　梅津広外十六名（第三九〇号）

右の請願は、北海道奈井江町地方は、北海道の中央に位置し、食糧と石炭の大量生産および酪農と物資の集散地として知られているが、奈井江町、浦臼村間の準地方費道の中間に石狩川があり、春秋二期の降融雪時や増水期等年間三分の一は交通が絶えるため、地方民の不便と危険

は言語に尽きない窮状にあるから、すみやかにこの箇所に架橋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県児島郡鉾立村長　藤原卓之君外一名（第四九六号）

右の請願は、岡山県長谷川は、毎年のしゆんせつにより従来ほとんど被害を与えない川であるが、戦時中人手不足からしゆんせつができなくなつてから毎年の雨期に出水を生じ、道路、護岸、堤防、人家、農地等に多大の災害を与える川となつているから、現在施行中の砂防工事とともに土砂止コンクリートえん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県新川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県玉野市長　太田尚衛外一名（第四九七号）

右の請願は、岡山県新川は、水源を玉野市和田神登山に発し、市の中央を経て瀬戸内海宇野港に注いでいるが、流域一帯が花崗岩地帯で樹木が繁植できないため、降雨の都度土砂を流出し、市内の河床を埋没してはん濫するばかりでなく、港内を埋没するため、港湾作業にも重大な影響を与えているから、同川砂防工事の後期予定となつている上部砂防工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県竹部川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県御津郡津賀村長　藤井繁男外一名（第四九八号）

右の請願は、岡山県竹部川は、地勢の関係で毎年の雨期に出水を生じ、河床が洗掘され、山腹および護岸の荒廃もいちじるしいため、再三県当局に砂防工事を要請した結果昭和二十六年度砂防指定河川に指定されたものであるから、沿岸住民の不安を一掃するため、すみやかに同川に対する砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県五石川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県和気郡三石町議会議長　武田豊外一名（第四九九号）

右の請願は、岡山県五石川は、兵庫県境から金剛川上流に合流する約四キロの山間を屈曲する急こう配の川で、毎年豪雨の際は護岸の欠壊、耕地の流失等じん大な被害を与えているが、これが復旧は、多額の経費を要し、地元民の力では十分の一の復旧も困難であるから、すでに砂防河川に指定されている同川の砂防工事をすみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県滝谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県川上郡宇治村長　鈴木雄祥外一名（第五〇〇号）

右の請願は、岡山県滝谷川は、水源山地が荒廃しているため、土砂流出および川床埋積により出水の都度下流沿岸の民家や耕地にじん大な損害を与えているから、現在施行中の同川砂防工事をさらに継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県島木川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県川上郡成羽町長　平松幹章外一名（第五〇一号）

右の請願は、岡山県島木川は急流であるため、降雨出水毎に土砂を流出し、下流地域の市街地をしばしば危険に陥れているから、同川を昭和二十八年度通常砂防事業として同川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県清迫川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県後月郡井原町長　長尾実外一名（第五〇二号）

右の請願は、岡山県後月郡井原清迫川は、延長三・五キロ、流域面積三・六平方キロ、上流は戦時中増産の目的で約五町歩の開墾をなし、また鉱山跡地であるため本年七月の降雨に際してはいちじるしく土砂を流出し沿岸の田畑ならびに小田川を埋没しその被害は極めてじん大であつた。しかして、この被害の復旧を急速に実現したいから、昭和二十八年度において是非ともえん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県九沓川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県後月郡井原町議会議長　斎藤芳治外一名（第五〇三号）

右の請願は、岡山県後月郡井原町上出部九沓川は、延長四・二キロ、流域面積四平方キロにて上流地帯を戦時中開墾したため、降雨毎に土砂を流出させ沿岸の田畑、ため池等を埋没してじん大な被害を与えているから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県舟木川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡山方村長直原恒外一名（第五〇四号）

右の請願は、岡山県舟木川は、源を久米郡吉岡村境に発し、延長二・五キロ一千町歩以上の水源を保有しその大半は地形急しゆんの上伐採地若しくは急傾斜の畑地であるため、昭和二十年の大水害以来連年道路、橋、護岸の欠壊流出を見、その損害額は一千万円以上と推定されている。このような災害の大なる原因は護岸の老朽とその幅員の狭少によることが明確であるから、民生の安定、国土保全上急速に本川のけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鳩岡川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県浅口郡六条院町長　清水和一外一名（第五〇五号）

右の請願は、岡山県鳩岡川は、その上流に多数の急傾斜農地およびはげ山を擁するため、降雨の都度はげ山は崩壊し多量の土砂を下流地帯に流下させるので、沿岸地域に与える年々の被害はじん大なものがあるから、これが防止策としてすみやかに本川上流大字西区字深山地内に土砂防止用えん堤を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県砂川、血吸川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県吉備郡阿曾村長林徹外一名（第五〇六号）

右の請願は、岡山県砂川、血吸川は、山岳の花こうそう地帯から流れ出る砂川であつて、流域は概ね砂質土の半湿田の農地百余町歩を抱いて久米田川に合流しているが、降雨毎に多量の土砂を流下させるため、年々じん大な被害を下流地帯に与えているから、両川のけい流砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県馬乗川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県勝田郡豊並村長　野々上忠夫外一名（第五〇七号）

右の請願は、岡山県馬乗川は、（吉井川水系吉野川の支流）勝田郡豊並村大字馬乗、小坂、皆木の各部落を縦断して勝田町に流入しているが、奥地森林のらん伐により河床、護岸荒廃がはなはだしく、その上鉱石破砕の薬品の毒水により水田の被害も大きくなつたから、大字黒乗字一ノ瀬附近にえん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県尾原川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県上房郡巨瀬村長　上森真市外一名（第五〇八号）

右の請願は、岡山県尾原川は、昭和二十六年より砂防工事施行中であるが、予算僅少のため工事が遅々として進まず大こう水襲来の際の災害が憂慮されるから、早急に工事の完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県興法地川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県上房郡水田村長　戸田達外一名（第五〇九号）

右の請願は、岡山県興法地川流域の耕地家屋は昭和九年の大こう水以来数回にわたる被害を受け、その都度復旧工事に努力してきたが、村財政、農家経済の窮迫は労力資材の不足のためその復旧は遅々として進まず、現在の村財政では荒廃にまかすの外ない実情であるから、興法地川に対して災害防止砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県雄神川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県後月郡西江原町長　落合浩外一名（第五一〇号）

右の請願は、岡山県雄神川は、昭和二十五年砂防指定地となり昨年度ならびに本年度において床止、えん堤工事を県直営で実施されているが、本年七月の大豪雨により沿岸は大被害を受けこのまま放置できない状況であるから、昭和二十八年度においても引きつづき工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県原口川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡新加茂町長　前田茂外一名（第五一一号）

右の請願は、岡山県原口川は、昭和十六年の水害以来年々出水ごとに荒廃し河床ならびに護岸の復旧ができないため、その被害は耕地、人畜に及び緊急復旧を要する現況であるから、明年度予算によつて新加茂町大字宇野地内から大字原口地内に至る千メートルの区間の通常砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大谷川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県和気郡伊里町長　河崎亀三郎外一名（第五一二号）

右の請願は、岡山県伊里町地内の大谷川は、総延長五キロにおよぶ川で、百五十町歩の耕地と六百五十戸

の人家を沿岸に持つているが、水源地がけい谷であるため出水の都度多量の土砂を流下するため、沿岸住民の不安は極めて大きいから、同川に対して施行された砂防工事を昭和二十八年度も継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県関川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡美川村長　森川高蔵外一名（第五一三号）

右の請願は、岡山県関川は、昭和九年および昭和二十年の大こう水により、流域の水田百町歩、畑百五十町歩、家屋二百戸をことごとく流失し、国および県の復旧工事が施行されたが、砂防施設がないため、関係住民の不安は極めて大きなものがあるから、昭和二十六年度施行の関川けい流砂防工事を来年度にも継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県和気郡三石町長　桑原寿治外一名（第五一四号）

右の請願は、岡山県長谷川は、八木山和谷から長谷池に山狭を大きく屈曲して流れる急こう配の川で、毎年豪雨のたびに耕地への土砂侵入ならびに冠水、護岸の決潰等はなはだしい被害を受けているが、この復旧は多額の経費を要し、町経費または関係農民の負担で復旧が到底困難である上、既に昭和二十五年に砂防工事を要する土地として指定されているのであるから、すみやかに本川の砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県庄原川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡新加茂町議会議長　山本長男外一名（第五一五号）

右の請願は、岡山県吉井川水系加茂川支流倉見川小支庄原川は、昭和十六年の水害以降毎年の水害によつて荒廃し、小出水にも河水がはん濫する現状にあるから、これが根本的防除のため、すみやかに本川けい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県首尾川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外一名（第五一六号）

右の請願は、岡山県首尾川は本年五月砂防指定地となり現在砂防えん堤工事を施行中であるが、事業量が大きく予算が少額であるため本年度に完成が望めないから、明年度においても継続実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県城川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡加美町長　杉山定香（第五一七号）

右の請願は、岡山県新城川上流水源地は国有林によつて占められているが、昭和二十五年その中の百五十町歩を焼失したため大雨ごとにじん大な被害を生じているが、町財政の窮乏はその復旧も困難な現況であるから、本川奥地けい流に砂防施設を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県舟石川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡万富町長　山本寿喜太外一名（第五一八号）

右の請願は、岡山県吉井川支流舟石川上流は一面の森林地帯であつたが、終戦後万富町は県下有数の松食虫の侵蝕によつて近来山にほとんど立木を失い豪雨ごとに流域一帯は大被害を受けるようになつたから、本川上流にけい流砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県矢谷川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県上房郡中井村長　山根寿一外一名（第五一九号）

右の請願は、岡山県上房郡中井村大字津々和矢谷川の護岸えん堤は、侵蝕はなはだしく毎年崩壊流失し、一朝事あればその被害のじん大さは想像に余りがあるから、本村大字津々和地内矢谷川にけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美甘村黒田地内けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡美甘村長　広岡美寅外一名（第五二〇号）

右の請願は、岡山県真庭郡美甘村大字黒田三谷川は、急傾斜に加えて狭あいなけい谷を流下しているため、古来よりしばしばこう水の災禍をこうむり、沿岸住民は疲弊困ばいしているから、これが根本的防除のため、国費をもつて本川けい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県中和村一の茅地内けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡中和村長　中島祝外一名（第五二一号）

右の請願は、岡山県中和村地内山乗川は、深い谷川であるため、出水時には激流となつて沿岸に被害を与え、ことに昭和二十年九月の風水害以来は、河床の露出はなはだしく、増水毎に農地や橋を流失し、このままでは由々しい大事となるから、同村一の茅地内けい流砂防工事を昭和二十八年度工事として施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県梶並川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県勝田郡梶並村長　加藤完逸外一名（第五二三号）

右の請願は、岡山県梶並川の流域および水源地帯は、昭和十八年および二十年の大こう水により、山地がいちじるしく崩壊し、道路、橋、護岸等の被害はなはだしく、今後の被害が憂慮されているから、昭和二十年度より施行されている梶並川けい流砂防工事を昭和二十八年度に継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県中田川けい流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡神目村長　光延豊外一名（第五二四号）

右の請願は、岡山県中田川は、戦時中流域奥地の山林が濫伐されたため、数年来降雨毎にこう水を発生し、下流関係町村にいちじるしい被害を与えているから、中田川上流に砂防えん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

魚野川砂防施設完備等に関する請願

請願者　新潟県南魚沼郡土樽村長　南雲一郎外一名（第五二五号）

右の請願は、信濃川支流魚野川は、新潟、群馬の県境に源を発して南魚沼郡を縦貫し北魚沼郡に入つて信濃川に合流しているが、県内で最も災害の多い川で年々災害復旧に追われており、下流において施行された従来の一時的応急工事では被害を防ぐことができないから、同川上流の土樽村地内に完全な砂防施設と河条整理等による河川改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

治水対策促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五七二号）

右の請願は、治水対策の確立はわが国産業の振興、食糧自給の基盤であるが、連年ひん発する水害に対処するため根本的治水事業を実施しなければ年々の災害は累増するばかりで生産の増強と民生の安定を期することはできない。しかるに現在、国の治水対策費はきん少のため全計画の完成までには数十年を要する現状であるから、国においてその大幅増額を図り治水の根本対策に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害土木工事の早期完成に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五七四号）

右の請願は、年々襲来する台風、豪雨、融雪等による災害のため公共土木施設の損害は極めて大きく民生の安定、産業の振興に重大な支障をきたしている。しかるに国庫負担額はきん少であり、また年間補助金の交付が遅延するため災害の復旧は遅々としてはかどらずその結果、災害はさらに災害を誘発する現状であるから、国庫負担金の増額とその早期交付を図り、災害復旧正常化三箇年計画運動の実現に努められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

継続土木事業等の継続費設定等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五七五号）

右の請願は、政府においては、災害復旧工事は、三箇年以上に分割施行し、また一般公共事業である河川改修、道路改良、港湾修築等については、事実継続事業であつても、分割単年度工事として施行するよう予算を編成しているが、事業遂行上支障が多いから、このような事業に対しては、長期一定計画に基く不動の財政的裏づけをするため、継続費を設定するとともにこれが県負担分および県単独継続事業費について大幅の起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方地すべり対策費国庫補助増額に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五七六号）

右の請願は、東北諸県の山間地帯は、毎年地すべりが発生し、耕地の損失、河川の荒廃人家の埋没、人命の喪失等大きな損害をこうむつているので、民生安定上すみやかに対策を講ずる必要があるから、地すべり対策費を増額されたいとの趣旨で

あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路、橋の補修費国庫補助継続に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上　順平（第五七七号）

右の請願は、昭和二十八年度より道路、橋の補修費に対する国庫補助が廃止されるとのことであるが。東北地方は、積雪寒冷による道路、橋の損壊がはなはだしく、また財政事情も窮迫しているから、国庫の補助がないと、改良維持は困難となり、地方産業の開発文化の向上を妨げることになるから、道路、橋補修費に対する国庫補助金は従前通り交付されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北地方の河川改修工事費等国庫補助増額に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上　順平（第五七九号）

右の請願は、東北七県に介在する河川は、すべて国内食糧生産の根源をなしているが、いずれも荒廃河川のまま放置されている結果、沿岸耕地はこう水ごとにはん濫して、耕地は砂れきに埋められて不毛の地と化す状態にある。さらに東北七県は、宿命的に融雪という悪事象により、河川からこうむる災害が毎年繰り返されているので、融雪災害を防ぎ、かつ積寒法に基く耕地改良の実を挙げるために、東北地方の河川改修費の大幅増額によつて災害復旧を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

喰丸田島線道路等改修工事施行に関する請願

請願者　福島県大沼郡昭和村長　小林蔵田外十九名（第五八六号）

請願者　福島県南会津郡田島町長　細井新吾外十九名（第七三二号）

右の請願は、福島県南会津郡田島町より大沼郡昭和村および川口村に通ずる県道沿いの地域は、只見特定地域の一部として大規模な未開発の電力、森林資源を包蔵しており、さらに観光地として、舟ヶ鼻峠の眺望、広平のけい流の岩漁、綱木の紅葉、玉梨八町温泉等を有しているが、現在の道路は、幅員狭少屈曲、橋の不良等はなはだしく、本路線の改修はこれら資源開発上最も重要かつ急務と考えられるから、本路の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県井原、郷野両村間道路改良工事施行に関する請願

請願者　広島県高田郡井原村長　山県純吾外七十名（第六四三号）

右の請願は、芸備線井原市駅を起点として郷野村をトンネルによつて直結し、可部街道を経て壬生、大朝町に至る交通路を開拓することは、井原市駅における集荷の便を図り遠く瀬戸内海沿岸地帯、さらに阪神よりの商品の導入を便利にするとともに、沿線未開発の林産物を始め地下資源、農産物等をこれらの市場へ送り、もつて農村経済の振興を図る上に急を要するものであるから、本道路の改良工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県名取、七北田両河川の改修工事促進に関する請願

請願者　仙台市議会議長　早坂　忠（第七三四号）

右の請願は、仙台市農耕地帯を貫流する名取川および七北田川の改修工事は、連年継続施行されているが、工費等の関係で局部的応急復旧工事に止まる状態にあるので、一朝出水はん濫の折には再び流域一帯にじん大な惨害を招来することは火を見るより明らかであるから、両河川の災害復旧工事を急速に完成するとともに、これが恒久的改修工事の施行を強力に推進し、短年度に完成するよう昭和二十八年度工事予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鴨方川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県浅口郡鴨方町長　杣治三一（第七三三号）

右の請願は、岡山県鴨方川は、水源を小田郡山田村境に発し、鴨方町大字本庄および地頭上の境界を流下して里見川に合流する河川であるが、水源地区より山間流域は山岳急しゆん急こう配をなしているため、山地の崩壊、けい谷陵落、流床、洗堀等の惨状を極め、殊に河床は土砂流下によつて埋没し、護岸崩壊はなはだしく、このまま推移するときは将来大災害発生の虞があり寒心にたえないから、これが抜本的防除策として、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北上川上流改修工事費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岩手県盛岡市長　二見　直三（第八一九号）

右の請願は、北上川は岩手県に属する河川で、宮城県界から上流は原始河川でほとんど無堤に等しい状態にあつて流路は乱流を極め一朝こう水の時は横流はん濫し、ことに一の関前沢間は一日わずか六七十ミリの降雨においても耕地にはん濫し、しかも滞水日数が永いためその被害はじん大でありかかる状態にあるから、すみやかに(一)北上川上流改修工事費を増額し農業増産の確保と地方経済の安定を図ること、(二)北上川上流改修区域を一の関孤禅寺下流宮城県界まで延長約三十キロを直轄施行区域に追加し工事に着手すること、(三)北上川上流改修工事の進ちよくとともに和賀郡雫石川および北上川上流のえん堤工事に着手すること、等を実現せられたいとの趣旨であつ

て参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県東頸城郡の地すべり対策推進に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡安塚村役場内　武江喜作外四名（第八二一号）

右の請願は、新潟県東頸城郡は全国でも有数の地すべり地帯で、大正十年以来関係当局の復旧防止事業の実施によりいちじるしい効果を挙げているが、近年森林の荒廃と相次ぐ台風のため被害地が年々拡大するとともに新らしい地すべり地の発生によりその被害は森林、耕地、道路、家屋、宅地等に及ぶばかりでなく、その流出土砂は川口港湾にまで重大影響を与えている実情であるから、すみやかに治山、治水砂防事業を拡充強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県八日市町、三重県四日市市間道路建設に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡八幡町長井上孫治郎外四十四名（第八二八号）

右の請願は、滋賀県と三重県を結ぶ県道八日市、四日市線は、国際港に指定された貿易の中心地四日市港と滋賀県の中心地である湖東地方を直結し、さらに敦賀港を結ぶ最短路線で産業道路として極めて重要な路線であり、ことに奥地の山林および地下資源の開発に重要な関係があり、しかも同線はすでに一億円の経費によつて開発された林道によつてその基礎が造られているから、同線の建設を一日も早く実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉井川下流改修工事促進に関する請願

請願者　岡山県上道郡西大寺町長　家野猛之外三十名（第八四二号）

右の請願は、吉井川は天下の三大悪川と称せられるもつとも荒廃した原始河川であつて、上中流とも年次改修として施行されているが、最下流は遅々として進まない上に、児島湾淡水湖化の影響極めてじん大を加え、前門のとら後門のおおかみに等しく、全く座視するに忍びない現状であるから、本川下流改修工事の促進を期するため、昭和二十八年度以降一箇年の改修費三億五千万円を確保して向う五箇年にて完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県綾織村日影橋等架替に関する請願

請願者　岩手県上閉伊郡遠野町上閉伊郡町村会内　沼里末吉外十二名（第八九四号）

右の請願は、岩手県綾織村日影橋および青笹村初音橋は、アイオン台風のため流失し、その後応急の木橋が架けられているが、同橋は花巻、釜石間の県道に架けられ車馬の交通がはげしく常に危険におびえている実情であるから、本橋の重要性を認識してすみやかに堅ろうな橋に架け替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道四号線中一関市、水沢町間鋪装工事施行に関する請願

請願者　岩手県一関市長　松川昌蔵外六名（第八九五号）

右の請願は、国道四号線中一関市、水沢町間は、岩手県の産業道路として重要な役割を果しているが、毎年の暴風雨によつていちじるしく荒廃し、同地方の交通運輸に大きな影響をおよぼしており、ことに北上川流域総合開発の基盤としても早急な整備が必要とされているから、同区間の鋪装工事を明年度工事として施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府由良川治水工事促進に関する請願

請願者　京都府加佐郡大江町長高宮岩次郎外七名（第九九二号）

右の請願は、本年六、七月連続三回にわたつて由良川がはん濫しじん大なる被害をこうむつたが、これは山林濫伐により長年月にわたる土砂の流出、たい積が河底をいちじるしく高め、また下流とくに河口附近に中洲を形成し、かつ河口を狭あいにしてはなはだしく流速を阻害してはん濫地域をとみに拡大し、さらに上流の築堤は下流域の水害増高の速度を早める等の要因の競合によるものであるから、これが治水対策として大野ダム建設による水位の底下を図るとともに河口の切開き、中洲の取除き工事をすみやかに施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道諫早鹿島線整備拡充に関する請願

請願者　長崎県諫早市長　野村儀平外二十二名（第一〇〇一号）

右の請願は、県道諫早、鹿島線は、国鉄長崎線に平行し長崎、佐賀両県庁を結ぶ最短路線であるが、その幅員の狭いこと、路面の荒廃していること、さらに彎曲の多いこと等典型的悪路であるため交通事故が多く、重車両（トレーラーバス、トレーラートラック）の運行は到底不可能な状態にあつて、交通および地方産業の発展をいちじるしく阻害しているから、すみやかに本路線の整備拡充を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九号　伊勢志摩国立公園長岡鏡浦海岸バス道路改良工事施行に関する陳情
第一〇号　伊勢志摩国立公園五ヶ所、浜島両町間車道改良工事等施行に関する陳情
第一一号　伊勢志摩国立公園内府県道宇治山田五ヶ所線改良工事施行に関する陳情
第五八号　指定県道四日市八日市線改良工事施行に関する陳情
第八二号　国道十八号線改良工事促進に関する陳情
第九七号　都市計画促進に関する陳情
第一〇三号　工業用水建設に関する陳情
第一〇五号　国道一号線改良工事促進に関する陳情
第一〇八号　大阪市の公営住宅建設に関する陳情
第一一八号　給与住宅建設促進に関する陳情
第一三二号　道路舗装費国庫補助増額に関する陳情
第一四八号　積雪寒冷地帯の道路改良費等国庫補助増額に関する陳情
第一四九号　砂利道補修費国庫補助継続に関する陳情
第一六三号　産業労務者住宅建設資金融資に関する陳情
第一六四号　岡山県国府村油杉地内砂防ダム工事施行に関する陳情
第一六五号　岡山県杣原川けい流砂防工事施行に関する陳情
第一八六号　戦災復興事業促進に関する陳情
第一八七号　京都府由良川改修工事促進に関する陳情
第二五七号　災害復旧事業促進に関する陳情
第二六一号　高知県仁淀川修築工事施行に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月十九日

建設委員長　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第一号

伊勢志摩国立公園長岡鏡浦海岸バス道路改良工事施行に関する陳情
第九号　三重県志摩鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉提出
伊勢志摩国立公園五ヶ所、浜島両町間車道改良工事等施行に関する陳情
第一〇号　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉提出
伊勢志摩国立公園内府県道宇治山田五ヶ所線改良工事施行に関する陳情
第一一号　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉提出
指定県道四日市八日市線改良工事施行に関する陳情
第五八号　三重県四日市市松本　勢江道路改修期成同盟会内　九鬼紋十郎提出
国道十八号線改良工事促進に関する陳情
第八二号　京都府福知山市議会議長　奥田慶三提出
都市計画促進に関する陳情
第九七号　大阪府知事　赤間文三外三名提出
工業用水建設に関する陳情
第一〇三号　三重県議会議長　野呂顕太郎提出
国道一号線改良工事促進に関する陳情
第一〇五号　三重県議会議長　野呂顕太郎提出
大阪市の公営住宅建設に関する陳情
第一〇八号　大阪市議会議長　清水太一郎提出
給与住宅建設促進に関する陳情
第一一八号　東京都千代田区丸の内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出
道路舗装費国庫補助増額に関する陳情
第一三二号　京都市議会議長　竹内忠治外五名提出
積雪寒冷地帯の道路改良費等国庫補助増額に関する陳情
第一四八号　山形県知事　村山道雄外七名提出
砂利道補修費国庫補助継続に関する陳情
第一四九号　山形県知事　村山道雄外七名提出
産業労務者住宅建設資金融資に関する陳情
第一六三号　大阪市東区大手前之町二大阪住宅復興促進協議会内　小田原大造提出
岡山県国府村油杉地内砂防ダム工事施行に関する陳情
第一六四号　岡山県邑久郡国府村長　浦上今治外一名提出
岡山県杣原川けい流砂防工事施行に関する陳情
第一六五号　岡山県児島郡荘内村長　大賀卓外一名提出
戦災復興事業促進に関する陳情
第一八六号　東京都千代田区大手町一ノ七東京都建設局区画整理部内　高野直治外八名提出
京都府由良川改修工事促進に関する陳情
第一八七号　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎外七名提出
災害復旧事業促進に関する陳情
第二五七号　宮城県庁内宮城県災害復旧促進協議会内　富田広重提出
高知県仁淀川修築工事施行に関する陳情
第二六一号　高知県高岡郡越知町長　吉岡慶喜外一名提出

右二十件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月十九日

建設委員長　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

伊勢志摩国立公園長岡鏡浦海岸バス道路改良工事施行に関する陳情
陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第九号）

右の陳情は、伊勢志摩国立公園中海洋に東面し変転極りない景観をもつ長岡村および鏡浦村はその美伊勢志摩随一と称せられているが、交通の便に恵まれずただだからうじて牛車の便にたよつているという実に非文化的な実状にあるから、国立公園開発の趣旨に則りすみやかに長岡鏡浦海岸バス道路の改修および新設工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊勢志摩国立公園五ヶ所、浜島両町間車道改良工事等施行に関する陳情
陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第一〇号）

右の陳情は、五ヶ所を起点として浜島町に至る車道は、伊勢志摩国立公園の重要な観光道路であるが、経路の関係で時間的、経済的損失が極めて大きく、利用者に多大の不便を与えているから、早急に同線の改修および新設工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊勢志摩国立公園内県道宇治山田五ヶ所線改良工事施行に関する陳情

陳情者　三重県志摩郡鳥羽町財団法人伊勢志摩国立公園協会長　石原円吉（第一一号）

右の陳情は、伊勢志摩国立公園地域内宇治山田市を起点とし度会郡五ヶ所町に至る府県道宇治山田、五ヶ所線は、従来観光道路として一応の役目を果してきたのであるが、近時産業道路としての利用度が加わつたため剣峠の難路は磯部にう回するか舟運によるの外なくその損失は実に言語に絶する現状であるから、本道路の改修について格別の助力を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指定県道四日市八日市線改良工事施行に関する陳情

陳情者　三重県四日市市松本勢江道路改修期成同盟会内　九鬼紋十郎（第五八号）

右の陳情は、指定県道四日市八日市線は、四日市市を北陸地方および京阪地方とを連ね中部日本を横断する大幹線で、三重県将来の発展を約束する最高のものであるが、その大部分が改修されているにもかかわらず石榑峠において県境まで二キロ余の未改修箇所が残されている。本区間の改修により全線貫通可能な状態にあるから是非とも改修工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道十八号線改良工事促進に関する陳情

陳情者　京都府福知山市議会議長　奥田慶三（第八二号）

右の陳情は、国道十八号路線は、古来山陰街道と呼ばれ、国内道路の幹線としてその重要性を認められ、逐次これが改修に努力されているが、山陰の産業、交通、保安の要衝地である福知山市内の実状を見るに交通量は激増の一途をたどつているにもかかわらず道路の急こう配、狭、屈曲は旧来のままなんら改修を加えられておらず、かえつて不便は増大し、特に市内処々の低地区は降雨によるわずかの出水毎に浸水し、交通のと絶することは毎年数回に及んでいる現状であるから、本路線中本市内の路線を早急に改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市計画促進に関する陳情

陳情者　大阪府知事　赤間文三外三名（第九七号）

右の陳情は、新時代に即応する都市計画制度確立のため、すみやかに法的措置をとるとともに都市計画に関する国庫補助の増大を図りまた中小都市の振興について国の重点施策を行い、水利地益税等の制度を再検討されるとともにガソリン税創設に当つては、その一部を都市計画の目的税とする等都市計画財源の確保を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

工業用水建設に関する陳情

陳情者　三重県議会議長　野呂顕太郎（第一〇三号）

右の陳情は、工業用水は近代化学工業に不可欠の立地因子であり、わが国の工業地帯においても、すでに私営、公営の用水施設が設けられている。しかし近年の工業設備増大と拡張は、既設用水の需要を満し得ない状況にあり、一面都市計画地盤沈下対策等の公共的見地からしても、工業用水の拡充および新設工事は焦びの急務となつているから、工業用水建設促進の方途を法制化するとともに国庫補助あるいは地方債発行等適切な措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道一号線改良工事促進に関する陳情

陳情者　三重県議会議長　野呂顕太郎（第一〇五号）

右の陳情は、国道一号線は、南伊勢、紀州方面における総合開発が日程に上つている今日、また近時強力に推進されているわが国観光事業の立場から、いよいよその重要度が増してきているのであるが、最近自動車交通の異常な発達とともに中京、京阪神方面より本国道を去来する大型車両はいちじるしく激増しており、殊に明年度は伊勢神宮遷宮の年に当つているため多数車両の混雑が予想されるから、すみやかに本国道の改修に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪市の公営住宅建設に関する陳情

陳情者　大阪市議会議長　清水太一郎（第一〇八号）

右の陳情は、わが国産業経済の中枢として国家再建に重大な役割を担う大阪市の住宅復興を促進するため、（一）公営住宅建設資金の貸付、（二）仮設、転用住宅に関する補助金の交付または起債の許可、その他一般住宅の建築促進、民間の危険建物対策、防火建築帯の指定、建築行政の移管等について早急に有効適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

給与住宅建設促進に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎（第一一八号）

右の陳情は、わが国経済は、戦後七箇年有余の間にいちじるしい回復を遂げたが、住宅問題のみは依然として深刻な様相を示しており、しかも今後の人口増加、老朽消耗、災害喪失などを考えると、現在の建設状況では、当分この問題は解決される見込がなく、ことに給与住宅の不足は、生産能率に大きな影響があるから、（一）勤労者住宅建設を目的とする地方債発行のわくを拡大すること、（二）現行の住宅金融公庫制度を改善活用し、産業労務者用住宅の建設について国庫補助を拡大すること

等給与住宅建設の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路舗装費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　京都市議会議長　竹内忠治外五名（第一三二号）

右の陳情は、政府において道路の建設維持修理に関し、本年度より公共事業として取り上げたが、その額は極めて微々たるものであるから、各都市道路の現況に鑑み、本年度の補正予算または、明年度予算において道路舗装費国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷地帯の道路改良費等国庫補助増額に関する陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一四八号）

右の陳情は、東北地方の産業経済は、地理的条件に恵まれないため立遅れの状況にあり、ことに道路の整備が非常に遅れているため、豊富な水利資源や地下資源が未開発のままとなつているから、降雪期および融雪期にいちじるしい被害を受ける積雪寒冷地帯の道路改良費等に対する国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂利道補修費国庫補助継続に関する陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一四九号）

右の陳情は、来年度より砂利道補修に対する国庫補助が打ち切られる由であるが、地方財政の現況では、地方財源のみによる維持補修は困難である。とくに東北七県北海道地区は他地区に比し道路の維持修繕に巨額の経費を要する実状にあるから、二十七年度の五倍程度の国庫補助を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業労務者住宅建設資金融資に関する陳情

陳情者　大阪市東区大手前之町二大阪住宅復興促進協議会内

小田原大造（第一六三号）

右の陳情は、現下の住宅難の実情にかんがみ、政府においてはこれに対する立案中のよしであるが、産業労務者住宅建設に対する資金融通は融通率七割以上、利息年六分以下、償還期間木造十五年、耐火三十年、年間融資二百億程度とし、立法ならびに予算措置を完全かつ早急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県国府村油杉地内砂防ダム工事施行に関する陳情

陳情者　岡山県邑久郡国府村長浦上今治外一名（第一六四号）

右の陳情は、岡山県国府村における水害復旧ならびにその防止対策として、昭和二十五年度より三箇年継続事業によつて本村磯上流に砂防ダム工事を実施中であるが、本工事の完成のみでは被害を防止することは困難と考えられるから、本村油杉地内にさらに一箇所砂防ダム工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県笹原川けい流砂防工事施行に関する陳情

陳情者　岡山県児島郡荘内村長　大賀卓外一名（第一六五号）

右の陳情は、岡山県笹原川は、鴨川の上流笹原より分れる一小けいであるが、この上流は荒廃杉行林およびはげ山で囲まれているため、毎年梅雨期その他大雨などの際は多量の土砂を下流に流して治水および下流地域の水防上非常に憂慮されるばかりでなく、河床高位のために耕地に対する被害は極めて大きいから、これが防止のため、すみやかに本川（児島郡荘内村地内）にけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災復興事業促進に関する陳情

陳情者　東京都千代田区大手町一ノ七東京都建設局区画整理部内　高野直治外八名（第一八六号）

右の陳情は、戦災復興事業の促進を期するため、（一）昭和二十四年に決定された五箇年計画総予算を現在の物価水準に改訂すること、（二）本事業の国庫補助率を当初の八割に還元するとともに事業費の地方負担分については全額起債を認めること、（三）昭和二十七年度補正予算に最低十八億円程度を追加計上すること、（四）連絡街路の整備工事ならびに地区内幹線街路の舗装に対する国庫補助等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府由良川改修工事促進に関する陳情

陳情者　京都府加佐郡大江町長　高宮岩次郎外七名（第一八七号）

右の陳情は、京都府由良川の治水工事は、沿岸十四万住民の歎願により、福知山市地域の築堤工事が施行され、本年その左岸工事がほとんど完成したのであるが、同工事の完成により、下流における増水が増加し、水害を繰り返す結果となつているから、福知山以北の下流沿岸を水害から救うため、由良川河口の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧事業促進に関する陳情

陳情者　宮城県庁内宮城県災害復旧促進協議会内　富田広重

（第二五七号）

右の陳情は、最も緊急を要する災害復旧事業でさえ五年、六年を過ぎても完成しないため、災害はさらに災害を誘発するの惨状を繰り返す状況にあるから、（一）災害復旧正常化三箇年計画を確立し本年度より直ちに緊急措置を講ずること、（二）現行公共土木施設災害復旧事業国庫負担法および関係法令を改正し地方財政援助の方途を講ずるとともに工事の執行の容易にしかつ迅速に完成を図ること、（三）積雪寒冷地方のか動悪条件の実情に応じ経費の効率的使用を期すること、（四）水防の強化に対し真剣なる国の助成施策を確立すること、等を早急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県仁淀川修築工事施行に関する陳情

陳情者　高知県高岡郡越知町長　吉岡慶喜外一名（第二六一号）

右の陳情は、高知県越知町は四国第三位の大川である仁淀川の中流に位し、本川激流の中心は本町に年々歳押寄せ、護岸は流出し、濁流は田畑や市街地をのみ、町民の不安は年とともに増す状態にあるから、工事予算を増額して本川の修築工事の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第十五号参照〕

審査報告書

湿田単作地域農業改良促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

楠見　義男　滝井治三郎　東　隆　加賀　操　宮本　邦彦　徳川　宗敬　鈴木　強平　羽生　三七　島村　軍次　岩崎正三郎　三橋八次郎　藤野　繁雄　西山　亀七

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、湿田であるため農地としての利用率が低く農業生産力が劣つている地域について総合的な計画に基いて農地の改良及び農業技術の改善を最も効率的に行い食糧その他農産物の増産に寄与するため（一）「湿田単作地域」及び「湿田単作地区」の指定（二）「湿田単作地区」についての農業改良計画の策定及びこれが実施（三）農業改良計画を実施するために必要な経費予算及び金融に対する政府の責任（四）湿田単作地域農業改良促進対策審議会等について規定し昭和三十三年度をもつて失効する限時法としようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

湿田単作地帯の農業改良を促進し、農業生産の増大に寄与する。

三、費用

本法実施に要する費用として本年度において審議会に必要な経費を支出することとなし、その他の費用については明年度以降において予算措置を講ずることとなつている。

審査報告書

オホーツク海暴風浪及びカムチヤツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松浦　清一　千田　正　木下　源吾　片柳　眞吉　木下　辰雄　青山　正一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十七年十月二十三日のオホーツク海における暴風浪及び同年十一月五日にカムチヤツカ沖に発生した地震により起きた津波によつて漁船、漁具、養殖施設及び共同利用施設が受けた損害の復旧を円滑にするため損失補償及び利子補給を行うことを目的としたものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害損失

本法を施行することによつて、これらの災害を受けた漁業者が、その漁船、漁具その他を急速に復旧することができ、漁業発展に寄与する。

三、費用

本法施行のため昭和二十八年度予算に相当額を計上の予定である。

審査報告書

昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　小宮山常吉　小林　政夫　伊藤　保平　西川甚五郎　木内　四郎　黒田　英雄　大矢半次郎　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十七年分の所得税について課税標準の計算上、社会保険料の控除を行い、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給与所得及び退職所得に対する所得税について源泉徴収税額の軽減を行う等のため、所得税法の臨時特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

所得税負担の軽減に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　小宮山常吉　小林　政夫　松永　義雄　伊藤　保平　西川甚五郎　大矢半次郎　黒田　英雄　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十七年度における食糧の消費者価格及び生産者価格の改定措置等に伴つて生ずる食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十七年度において一般会計から食糧管理特別会計に百十四億六千万円を限り、繰入をしようとするものであつて、やむを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失
食糧管理特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用
この法律施行に伴い必要な費用として昭和二十七年度特別会計予算補正の一般会計から食糧管理特別会計への繰入金中に百十四億六千万円が計上されている。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

河井　彌八　横尾　龍
椿　繁夫　中川　幸平
上原　正吉　成瀬　幡治
村上　義一　栗栖　赳夫
上條　愛一

要領書

一、委員会の決定の理由
外国に移住しようとする者のために、必要な教養を与え、及びその渡航手続をあつ旋する機関を設置することは適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失
この措置により、わが国として、優秀な移民を送り出すため、これに必要な教養を与え、及び渡航に必要な手続をあつ旋することができる。

三、費用
昭和二十七年度補正予算に海外移住あつ旋業務費として五十五万七千円が計上されている。

審査報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

成瀬　幡治　上原　正吉
中川　幸平　椿　繁夫
横尾　龍　河井　彌八
村上　義一　栗栖　赳夫
上條　愛一

要領書

一、委員会の決定の理由
宮仁親王の所有に係る福島県所在の土地及び家屋を同県に対し賜与することは適当の措置と認めた。

二、事件の利害得失
この措置により福島県に観光及び厚生施設として利用し得る土地及び家屋を賜与することができるのであるが、県当局は、充分諸事情を調査の上万全の処置を講ずることが必要である。

三、費用
本議決により別に費用を要しない。

決算委員会審査報告書

昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算
昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算
昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算

第一　本件の内容及び審査の経過
昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算並びに昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算は、日本国憲法第九十条及び財政法第四十条の規定により昭和二十六年二月二十四日国会に提出され、直ちに当委員会に付託されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。

一般会計

(1)　昭和二十四年度一般会計決算
総額は
歳入　七千五百八十六億千百余万円
歳出　六千九百九十四億四千八百余万円
差引　五百九十一億六千三百余万円
の剰余を生じたが、この剰余金は財政法第四十一条の規定によつて昭和二十五年度の歳入に繰入れた。

(2)　右の剰余金額には翌年度に繰越した歳出予算額及び前年度から繰越された剰余金の使用残額が含まれているので、これらを差引くと、財政法第六条にいうところの剰余金は
百九十五億五千四百余万円
である。同条の規定によつて、この剰余金の二分の一を下らない金額を、公債又は借入金の償還財源に充てることになつている。

(3)　前記決算総額は
歳入予算額　七千四百十三億千三百余万円
歳出予算額　七千四百十億四千六百余万円
に比較すると
歳入においては
百七十二億九千八百余万円を増加し
歳出においては
四百十五億九千八百余万円を減少した。

(4)　歳出予算額については、予算決定後において、前年度歳出予算残額を本年度に繰越したものがあつたため
歳出予算額　七千四百十億四千六百余万円
前年度より繰越
十六億七千五百余万円
合計　七千四百二十七億二千二百余万円
となつた。これに対し支出済の本年度歳出額
六千九百九十四億四千八百余万円
の外、本年度内に支出を終らないで翌年度に繰越したもの
百八十九億五千七百余万円
があるので、
差引不用額　二百四十三億千六百余万円
となつた。

(5)　国庫債務負担行為の限度額は
財政法第十五条第一項に基くもの　三十一億千二百余万円
財政法第十五条第二項に基くもの　一億円
のところ、実際に負担した債務額は
財政法第十五条第一項に基くもの　三十余万円
外に財政法附則第四条に基くもの　三十四億七千六百余万円
財政法第十五条第二項に基くもの　零
外に財政法附則第四条に基くもの　二千五百余万円
であるが、そのうち本年度支出その他の事由によつて、債務の消滅したものは
財政法第十五条第一項に基くもの　六千九百余万円
財政法第十五条第二項に基くもの　百余万円
であつて、差引翌年度以降へ繰越した債務額は左の通りである。
財政法第十五条第一項に基くも

の　三十四億七百余万円
財政法第十五条第二項に基くもの　二千三百余万円

(6) 公債は
本年度発行額
九百八十四億六千余万円
既往年度よりの繰越額
二千二百九億九千二百余万円
合計　三千百九十四億五千三百余万円
本年度償還その他
六百四十九億八千八百余万円
差引翌年度以降へ繰越額
二千五百四十四億六千四百余万円

(7) 借入金は
本年度借入額
百八十六億六百余万円
既往年度よりの繰越額
五百三十九億千五百余万円
合計　七百二十五億二千二百余万円
本年度償還その他
四億九千三百余万円
差引翌年度以降へ繰越額
七百二十億二千九百余万円

(8) 元臨時軍事費特別会計の借入金は
本年度借入額　七十億円
既往年度よりの繰越額
七十億円
合計　百四十億円
本年度償還額　七十億円
差引翌年度以降へ繰越額
七十億円

(9) 大蔵省証券及び一時借入金は発行したものはない。

(10) 元臨時軍事費特別会計の本年度整理額は
歳入　一億七千三百余万円
歳出　零
であつて、一般会計の歳入歳出に組入れることなく、単にこの決算に附記されている。

特別会計
昭和二十四年度における特別会計の数は三十四であつて、各特別会計の決算額の合計額は
歳入決算額　一兆八千三百九十四億七千二百余万円
歳出決算額　一兆七千五百七十二億七千五百余万円
である。

政府関係機関
昭和二十四年度における政府関係機関の数は二十一であつて、各機関の決算額の合計額は
収入決算額　一兆四千四百六十九億五千余万円
支出決算額　一兆三千百七十五億七千八百余万円
である。

当委員会においては爾来関係各方面と折衝して慎重審議を重ね、以つて今日に至つたものである。

第二　本件審査の結果

一、会計検査院が検査報告中に指摘している不当事項については、第四項に記載する若干の事項につき、多少見解を異にするものを除き、その検査報告と見解を同じくする。

二、決算のうち、その他の事項については異議がない。

三、左の三項目については、内閣に対し、将来の注意を促すため、特に警告する。

(一) 会計検査院の検査報告中に掲げられている不当事項は、終戦後年々著しく漸増し、当年度においては実に七五〇筆の多きに上り、なお今後も減少の見込が立たないと言われている。かくの如きは近時における一般社会の道徳水準の低下によるものとは言いながら、公職にある者の行為として誠に遺憾に耐えないところである。不当行為の内容は千差万別であるが、架空名義の支出、予算制度を無視したる支出、並びに職員の不正行為による国損の如きは、最も戒心を要する問題である。内閣は、公務員一般に対して綱紀粛正に努め、吏道の昂揚、遵法精神の涵養のため最善の方策を講ずべきである。

(二) 違法又は不当の行為者に対する行政処分を見るに、刑事事件に関連する場合を除き、一般的に処分が軽きに失する嫌がある。その事態の相当重い場合においてさえ、法律上の行政処分即ち「戒告」以上の処分を受けている者は極めて稀に見るに留まり、行政処分に至らざる「訓告」又は「注意」処分に過ぎないことが殆んど全部である。また、不当行為の実行者たる末端の職員を責めるに急にして、その上級職員たる監督者及び決定者の責任追及が軽視されている傾向を認める。実際問題として、その不当行為が、上司の指揮または許容の下に行われたものと認められる場合が少なくないのに、その責任追及が軽視または看過されていることは不当である。なお、各官庁における処分を比較すると、一般的に見て均衡を失していると感ぜられるものもある。

行政処分を適正ならしめることが、不当行為を未発に防止する上に最も必要なる対策であることについては、当委員会は昭和二十一年度の決算審査報告以来、連年繰り返して内閣に警告を与えて来た次第であるから、内閣は真摯なる態度を以て、速かに適切なる措置を講ずべきことを、重ねて茲に警告する。

(三) 国有財産その他の国有物件の管理及び経理につき、措置宜しきを得ないものの多いことが、例年の通り会計検査院から報告されている。国有財産にありては、或は建物の買受人が代金納入前に既に解体移築し、或は機械の買受人が代金納入前に既に移転据付を終りて使用せるものあり、或は貸付料及び売渡代金の収納未済又は徴収未決定額の八億円を超ゆるに至れる如き、その他幾多の好ましからざる事例があり、かの聖十字学園事件の如きはその最も顕著なる一例である。また、国有物件にありては、不当価格による購入、不急品又は不適品の購入、過大量の購入、従つて保有量の過大、保管方法の不良による品質の低下、現品と帳簿との不符合、その他種々なる不当事項を生じている。当委員会は、本件につき、既に昭和二十一年度の決算審査報告を始め、しばしば内閣の注意を喚起し来つたのであるが、この際重ねて内閣に対し、速かに有効適切なる対策を講ずるよう警告する。

なお、物品会計規則は明治二十二年制定のまま、著しい改正を加えられずして今日に至れるものであり、現在においては物品経理の万全を期する上に不充分であると認めるから、速かに時宜に適する物品会計法規を制定し、以て時弊を矯正することの必要を認める。

四、政府当局と会計検査院との間に見解の相違を見ている項目、並びに特に一言するを適当と認めた項目についての所見は、左の通りである。

(一) 決算検査報告番号第三二七号（大蔵省所管）は随意契約で九州商船に売り渡した元飛行機救難艇について、当初貨客船用として指名競争入札に

付し七四五万余円で同会社に落札したが連合国軍の売渡許可が済んでいなかつたので売渡に至らず、一時使用の形式で修理中のところ、連合国軍の指令により客船として使用することを禁止されたため、この入札を無効とし、改めて客船として使用しないことの条件で同会社に随意契約により著しく低下の一八六万余円で売渡したものであるが、実地検査の際には貨客船として就航している状況であるから、条件違反として契約を解除すべきものと認め注意したが、まだその処置がとられていないとの指摘を受けたものであり、当局の説明書によれば、本件船舶は現在国庫補助金等を受けて指定航路に就航中であるので、直ちに契約を解除することは困難な実情にあるので慎重に処置を考慮中であるというのである。

審査の際における当局の説明によれば、法務府の意見に基いて契約を解除しないこととしたこと、会社に対して当初の落札価格と随意契約価格との差額の一部だけでも納付方を交渉したところ会社は之に応じないというのである。

条件違反を理由として契約の解除が出来ないことについては法務府の見解を尊重するの外ないと認めるが、当初の落札価格と随意契約価格との差の甚だしいことに鑑み、少くとも随意契約価格の査定につき不充分の点があつたものと認める。

（二）　決算検査報告番号第三三三号（大蔵省所管）は財団法人聖十字学園に対し公益施設に使用することを条件として随意契約により売り渡し、代金の延納を認め、その一部が納入された元厚生省東京衛生試験所の土地焼損建物等に関し、会計検査院実地検査により右財団は土地及建物の一部を転売し、又土地の一部を、その上に店舗を新築して転売していることが判明したので、条件違反として契約を解除すべきものと認め注意したが、まだその処置がとられていないとの指摘を受けたものであり、当局の説明書によれば、本件船舶は現在国庫補助金等を受けて指定航路に就航中であるので、直ちに契約を解除することは困難な実情にあるので慎重に処置を考慮中であるというのである。

審査の際における当局の説明によれば、法務府の意見に基いて契約を解除しないこととしたこと、会社に対して当初の落札価格と随意契約価格との差額の一部だけでも納付方を交渉したところ会社は之に応じないというのである。

条件違反を理由として契約の解除が出来ないことについては法務府の見解を尊重するの外ないと認めるが、当初の落札価格と随意契約価格との差の甚だしいことに鑑み、少

庫収入とすることが出来ず、係官が個人名義で無利息の銀行預金として保管するという会計法規の精神に違反する所謂「公金に非ざる非私金」の保管事実が発生したこと、(3)当局は売買契約締結前に払下申請人である聖十字学園が整地及び建築工事等に着手していたことを看過しており、国有財産の管理甚だ不当であつたこと、(4)聖十字学園は資力薄弱な財団法人であつて本件買受能力がなかつたことは容易に判断出来る事情であつたのに、その資力につき十分の調査を行わなかつたことは当局の過失であること、(5)会計検査院の実地調査によつて判明した転売の部分についてのみの一部解約に止めて、全面的解約の処置をしなかつたのは、聖十字学園の名にかくれて行われている各種の事業を、何れも公益事業と認定したためであるが、事実に対する甚だしい誤認に基くものであること等が明らかとなつた。

なお、本件に関する国会の審査に鑑みて、当局は売買契約の全部解除の通知を発し、其他所有権移転の仮登記等の法律上必要な手続を採つた旨の報告があつた。

（三）　決算検査報告番号第四三二号（大蔵省所管終戦処理関係）は、艦艇解撤の間接費の配賦に関し、解撤工事と全く業種の異つた造船工業の原価計算方式により直接労働時間を基準として間接費を配賦したことは、造船工業に比べ材料費が少く労務費が直接原価の大半を占める解撤工事については負担が過大となり妥当とは認められず労務費に材料費等を加算した直接原価を基準として配賦を行うのが実情に即し合理的であり、現にこの方法により工事費の精算を行つたものもあるとの指摘を受けておるものであり、当局の説明書によれば、艦艇の解撤作業は当初、内務、運輸、大蔵、商工の四省共同通牒をもつて収支混淆の形により施行させ、造船工業原価計算準則により処理することを承認したものであるから、精算を行うに当り、間接費の配賦方法を変更することは、解撤作業以外の造船部門のすべてにつき計算を変更させなければならぬ結果となり、他の工事がすでに決済を終了しているので極めて困難である。但し会計検査院の意見に基く方法により精算したものもあり、全体として処理不統一の結果を生じたことは遺憾であるというのである。

造船工事と解撤工事とを併せて行う場合に於ける間接費の配賦方法に就ては理論的には会計検査院の見解は妥当であると認めるが、日本政府が期限付きで連合国軍より解撤を命ぜられたので、工事の早期完了に重点を置かざるを得なかつた当時の事情に鑑み、間接費の配賦方法に関する検討が不充分であつた嫌がある点については情状を酌量すべきである。但し精算に当り間接費配賦方式の不統一を生じたことは遺憾である。

（四）　決算検査報告番号第四三三号（大蔵省所管終戦処理関係）は、佐世保船舶に請け負わせた解撤工事精算額のうち四九三万余円につき、右は同社が松庫商店に売り渡した発生材中二、七六五屯の中割作業費に相当するものであり、契約により買受人が負担したものであるから、これを国の負担する解撤工事費に加算すべきではないと指摘されたものであり、当局に於ては、右金額は一三、五〇〇屯分に対する価格の値上分と作業費との合計額より松庫商店の立替えた作業費を差引いた差額であり、佐世保船舶が松庫商店より受取つた二、七六五屯に対する作業費は六九万余円であるから、これを解撤工事費より差引いて支払つたものであるが、佐世保船舶と松庫商店との契約の不備により、かかる誤解を生じたこと、並びに鉄鋼原料政策上の強い要請があつたにしてもかかる不経済な作業を行つたことは遺憾であると説明している。

本件佐世保船舶が松庫商店より受取つた四九三万余円が二、七六五屯と一三、五〇〇

屯の孰れに対する作業費であるかについては、断定を下すに至らないが、国が支払つた中割作業の実費より遙かに低い金額を作業費として屑鉄買受人から徴収したこととなり、政府としては不経済な作業を行つたこととなつたのは、処置当を得ないものがあつたと認めざるを得ない。

（五）決算検査報告番号第四三四号（大蔵省所管終戦処理関係）は、解撤業者が工事費中役務費等の計算に当り、過大な予定原価を実費として計上し、あるいは架空の経費を積算したもの等があつたのに、これをそのまま支出したため実費を超過して支出したものがあると指摘されたものであり、当局に於ては指摘を受けたもののうち熊本財務部に関するものは指摘に基いて返納させたが、その他のものは算出方法が異るためであるという趣旨の説明をしており、見解が相違している。

本件見解を異にするもののうち、大阪財務部及び東京財務部に関するものについては、審査の際、当局から会計検査院の見解の通りであるとの説明があつた。

中国海運局及び第六管区海上保安本部に関するものに就いては、孰れの見解が妥当であるかに対する断定を下すに至らないが、少くとも（一）労務費に関しては当局の算定に誤のないこと、（二）潜水艦の引上に使用した高須丸の燃料費は、同船がその役務に服した事実は明らかであるが、その経費を証明する資料なきため、之を確認し得ざるものであること、（三）間接費については、計算方法の差により金額に差を生じたものであること、だけは審査の結果明らかとなつた。然しながら金額の上から見て最も重要なる役務費の計算に関しては、当時の伝票等につき詳細に検討することが、今日に於ては最早不可能であると言わざるを得ない。

（六）決算検査報告番号第四四八号（大蔵省所管終戦処理関係）は、白洋舎に請け負わせた厚木基地連合国軍関係の洗たく役務の料金につき、昭和二十四年八月までの分は東京物価事務局認可の連合国軍関係洗たく料金を、そのまま適用し、九月以降は認可料金の約一割引で支出しているが、右認可料金は、自家工場で役務を行うものに対して定められているものであつて、軍基地内でその建物を使用し、電気、水等の供給を受け、且つ運搬も軍側で行つているものに対して適用するのは妥当な処置ではないとの指摘をうけたものであり、当局に於ては、一般に認められた統制額とは別個に地方長官が定めた例外許可価格によつたものであつて、九月以降は一割引を実施していると説明している。

実地調査及び審査の結果、本件厚木基地内に於ける白洋舎の洗たく役務については、品目に依り例外許可料金によるものと、一般の連合国軍関係洗たくに関する認可料金によるものとの二種類に分れており、二十四年度支払金額中、後者に属するものは、その約九割を占めておること及び会計検査院の指摘は、後者に対するものであるのに、当局の説明は前者に対するものであることが判明した。

軍基地内に於て、その建物を使用し、電気、水等の供給を受くる有利な条件で洗たくする場合の料金は、自家工場で洗たくする場合の料金に比し、安かるべきは常識的にも、又他の実例に照しても当然であるので、本件役務については、自家工場で行う洗たく役務に対して定められた認可料金より相当割引した料金で契約することが妥当であると認められ、当局もこの指摘を是認した。

（七）決算検査報告番号第四八八号（農林省所管）は、みそ原料用として、二十四年十月長崎県醤油味噌協同組合に売り渡した輸入とうもろこし粉に関し、その後の価格改訂により同年六月にさかのぼつて値上りしたものであるから、契約に基き新旧価格の差額相当額を徴収すべきであるのに、なんら手続をしていないと指摘されているものであり、当局の説明書によれば、本件の売却指令は二十四年四月であり、本件輸入とうもろこし粉は、食糧配給公団の所有にかかる綜合配給不適格品で、食糧庁で買戻の上引渡したものであり、当該品は離島における遠隔の地等に散在したため集荷に時日を要し、実際の引渡手続は十月末に行われたものであるというのであつて、見解を異にする案件である。

本件については、審議に当り、当局に於ては売却指令の出たのは四月であるが、実際の集荷は十月であり、この時に正規の契約が成立したものと見るべきであり、従つて改訂価格で決済すべきであるとの会計検査院の見解に従うこととなり、二十七年二月新旧価格の差額相当額を徴収した旨の説明があつた。

（八）決算検査報告番号第五一八号（郵政省所管）は、三友物産から購入した電気冷凍機（須中製）並びに間接撮影装置（大日本レントゲン製）に関し、右はツカサ商会が各製作業者から購入したものを更に三友物産が買い受けた上、ツカサ商会の購入価格より高価で郵政省に納入したものであり、もし直接製作業者又はその代理店から一般市価で購入したとすれば著しく経費を節約できたものと認められるとの指摘を受けたものであり、当局もその指摘を認めている。

実地調査したところ、本件は形式上は公入札であり乍ら、実質上は所謂悪質御用商人によつて縄張り関係で契約を独占されているために、不当に高価に購入する結果を来している容疑が濃厚であつた。当局に於ては本件三友物産に対し、出入り差止め等の処分を行つた旨の報告があつた。

（九）決算検査報告番号第五六六号（電気通信省所管）は、三友物産から購入した深部治療レントゲン装置（東芝製）は一般市価に比し高価であり、もし直接メーカー又はその取次販売店から購入したならば著しく節約ができたものと認められるとの指摘を受けたものであり、当局もこれを認め、事後において高価であることが判明したので、他の物品を附属として納入させたと説明している。

本件は前掲郵政省所管第五一八号と同一性質の案件であろうという容疑を、実地調査の際にいだいたのであつたが、当局に於ては、三友物産に対し出入り差止めの処分を行つた旨説明があつた。

（十）決算検査報告番号第六一四号（建設省所管）は、兵庫県から収納した災害復旧工事費分担金につき、災害復旧工事は改良計画による既改修個所の被害復旧を目的とするものであるのに、本件工事は未改

修個所の改良工事を施行したものであるから、これを県が工事費の三分の一を分担する災害復旧工事として施行したのは適当でなく、当然県が二分の一を分担する改良工事として施行すべきであると指摘されており、当局に於ては、災害復旧工事の原則は原形復旧を目的とするものであるが、本工事は改良工事計画区域中の未着手箇所ではあるが、緊急に復旧工事を施行する必要を認め、既定改修工事に対する分担率即ち一般の災害復旧と同率を適用したものであると説明している。

本件は、災害復旧工事に改良工事を含めて同時に施行されたものであるが、当局に於ては、その後会計検査院の見解の通り災害復旧工事に該当する部分には災害復旧の補助率を、改良工事に該当する部分には改良工事の補助率を適用することに改め、収納済金額との差額を二十六年十二月に収納したとの説明があつた。

（十一）　決算検査報告番号第六二一号（建設省所管）は、宮城県鳴子地内江合川筋の堤防護岸災害復旧工事費につき、右工事中控横堤は再度被災の場合、被害を部分的ならしめ、且つ堤内の排水処理を目的として築造するものであるが、本堤は、練石積堤防に護岸を施行し、二十三年災害当時の最高水位からなお一米五〇の余裕高があるので、更に本件控横堤を築造するのは原形復旧を本旨とする災害復旧補助の範囲を越えたものと認めるとの指摘を受けたものであり、当局の説明書によれば、本個所は後方山地より流出する水流の排水施設が河川堤防に及ぼす影響の大なるを認め、排水路を復旧するため洪水時も本川水位の影響を受けない工法を用いたものであり、従つて本件工事は本川堤防の控横堤ではなく排水路工事として施行したものであるというのであつて見解を異にする案件である。

本件は、従来、排水路と見るべき具体的施設はなかつたから、堤内の排水処理を目的として築造された本件控横堤は原形復旧を本旨とする災害復旧補助の範囲を越えるという会計検査院の見解と、従前の堤防は霞堤防で自然排水となつていたものであり、本件の如き一貫堤防の場合には、具体的排水施設と一体となつて初めて従来の堤防と同一の効果を有する施設となるものであるから、本件排水施設は原形復旧の範囲に含まれるという建設省の見解の対立である。この見解の孰れを是とすべきかにつき断定を下すことは困難であるが、実地調査による現地の観察並びに、本件と同一の事例は殆んど無いという事実等に照し、本件は災害復旧補助の範囲を越ゆる疑があると認められ、当局に於ても今後、補助超過の問題については一層慎重の考慮を払う旨の発言があつた。

（十二）　決算検査報告番号第六四八号（日本国有鉄道所管）は、随意契約で請け負わせた第三期信濃川発電設備水路ずい道掘さくその他その一工事の代金として支出したもののうちには、当初の工事に引続いて施行されることとなつていたその二工事の請負契約が契約制度改正による手続等のため約一箇月程遅延し作業停止期間を生ずるので工事の進ちよくを計るため設計変更をし、正規の契約更改の手続をとらず、その一工事と同一単価で施行したものに対する支出を含んでいることに関して、工事契約当初の工事単価は主体工事をしゆん功させるに必要な附帯経費を、その工事量の直接経費に加算して割り出されたものであるから、既定工事量を異動する場合は計算を改定の上、新単価を決定すべきであり、本件の場合、仮設備費、労務者旅費等附帯経費は請負額の追加工事の単価には積算する必要がなかつたものであるとの指摘を受けたものであり、当局の説明書によれば、本件水路ずい道工事は緊急施行を要したためと予算の関係上、数次に分割して請負わせたものであるが、仮設備等の附帯経費は工事完成までに償却させることとし、契約工事毎に分割して積算したものであり、従つて本件追加工事については別段契約単価の更改を要しないものと認め処理したものであるというのである。

本件水路ずい道工事は全工事のうち一部は随意契約により残りの部分は公入札によつて施行されているので、全工事費の支払の内容に基いて両者の見解の孰れが正しいかを判断することは不可能であるが、随意契約によるその一工事及びその追加工事に対する支払の内訳によれば、当局の説明している算出方法に依る金額を超過する附帯経費が支払われたこととなつておるので、工事費支払の際に於ける当局の支払請求書の検討が不充分であつたことは明らかであり、本件については、少くとも、この点の批難は免れ得ないものと認める。

（十三）　決算検査報告番号第六四九号（日本国有鉄道所管）は、随意契約で間組に請け負わせた大船分工場電車職場鉄材加工その他工事の代金につき、労務費にあつては鉄骨工その他の人工数及び労務費単価が過大に計算され、その他諸経費中には重ねて積算されたものがあるとの指摘を受けたものであり、当局の説明書によれば、本件工事は旧飛行機工場の取り壊し材を使用したこと、国鉄としては初めての大建築であり、作業の性質上労務者の危険負担を相当見込まなければならないこと等の特殊事情を勘案して本工事費を積算したものであるが、会計検査院の指摘の点については十分注意するというのである。

本件工事費にどの程度の過大計算及び重複積算があると見るべきかについての断定は困難であるが、本件工事費の査定は計画的ではなかつたにせよ、寛に過ぐるものがあつたと認める。

（十四）　決算検査報告番号第六五〇号（日本国有鉄道所管）は、随意契約で鉄道建設興業に諸負わせた赤岩駅通過線新設その二、その三工事費に積算された労務費は一万六千八百余人工分、三八六万余円であるが、人工の所要量を実際の工事について検討すると標準歩掛に列車の運行の際の手待二割を加算しても五千五百人工程度で足りるものであり、本件労務費は著しく過大と認められ、又雑費及び経費もこれに比例して増大していると指摘されたものであり、当局の説明書によれば、本工事は山間の狭隘な地区にある折返し駅に於ける、しかも列車間合を利用する等悪条件のもとに施行を要したこと、及び本

工事の特異性を考慮に入れ且つ労務増を要するものがあつたこと等を勘案して労務費の加算を行つたものであるというのである。

本件は、前掲第六四九号と同様に、過大積算の程度についての断定は困難であるが、本工事費の査定は計画的ではなかつたにせよ、寛に過ぐるものがあつたと認める。

なお、本件会計検査院の指摘は本件工事の実際を示すものと見るべき現場記録が有力な資料となつているものであり、各工事についても、その実際を表示する記録を作ることを実行し、契約代金算定に当つては、これを参酌して国が不当の不利益を蒙ることのないよう、将来の注意を喚起しているものと認めるから、当局に於ては、その意とするところを十分に尊重して最善の考慮を払うよう要望する。

（十五）　決算検査報告番号第六五一号（日本国有鉄道所管）は随意契約で鉄道建設興業に請負わせた大河津側信濃川分水路橋梁橋脚新設その他工事の代金五七八万余円に関し、本件工事は特に難工事でもないから通常四〇〇万円程度で契約できた工事と認められると指摘されており、当局に於ては、設計当時の公定価格及び適正歩掛によつて見積つたものであるから、総体的に見て妥当な工事費と認めると説明している。

本件については、孰れの見解が妥当であるかに関し断定を下すに至らなかつた。但し本件指摘は、国鉄の工事は従来殆んど総てが随意契約により施行せられておるが、本件工事に引続いて施行された地蔵堂側の橋脚新設工事に対する競争入札の落札価格が、仮令一部斟酌すべき特殊事情があるとしても、本件随意契約価格よりも著しく低価であつた事実等に鑑み、なるべく競争入札に附して契約価格の適正を図るよう将来の注意を喚起しているものであり、適切な見解と認められるから、当局に於ては、この点に関し最善の考慮を払うよう要望する。

右の通り多数をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田　七平　　成瀬　幡治
島村　軍次　　小酒井義男
三浦　辰雄　　長谷山行毅
西山　亀七　　滝井治三郎
宮田　重文　　岩男　仁蔵
岡本　愛祐　　宮本　邦彦
中川　幸平

少数意見報告書

昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算

右の件に関する委員会の決定に対しては、主として左の理由により反対であるから、参議院規則第七十二条により少数意見報告書を提出する。

理　由

一、本件の不当事項に対する処分が完全でない。

一、不当事項に対する改善の跡が少しも見えない。

一、国費の濫費が多すぎる。

昭和二十七年十二月二十三日

決算委員会

少数意見者

カニエ邦彦

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇二五号、第一〇四二号、第一〇八〇号、第一一〇〇号、第一一〇一号、第一一〇二号、第一一〇三号、第一一一三号、第一一三六号、第一一四七号、第一二一八号、第一二一九号　元軍人恩給復活に関する請願

第一一三七号　恩給復活に関する請願

第一一四六号　恩給法等の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願

第一二六二号　傷い軍人軍属の恩給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第二号

元軍人恩給復活に関する請願

第一〇二五号　滋賀県大津市真西町五丁目富八尺麿外六千九百六十九名提出

第一〇四二号　宮崎市大字恒久二、一九一　金子篤外六千二百九十五名提出

第一〇八〇号　大分県別府市浜脇新町二組　小野斌提出

第一一〇〇号　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外五千四百六十名提出

第一一〇一号　東京都新宿区市谷本村町四二　永持源太外四十四名提出

第一一〇二号　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓九〇一　梅木留助外百八十一名提出

第一一〇三号　秋田県北秋田郡西館村谷地中九〇　高橋栄二郎提出

第一一一三号　長野県小県郡浦里村浦野九五　山浦昇司外四十四名提出

第一一三六号　広島県福山市御門町一、六五一ノ三　宗清常一外二千八百九十三名提出

第一一四七号　山口県豊浦郡西市町大字殿敷一、〇七一　藤本茂外三千二百二十七名提出

第一二一八号　横浜市戸塚区戸塚町神奈川県恩給復活期成連盟内　仙波安芸提出

第一二一九号　大分県佐伯市本町　金田高明外九百九十八名提出

恩給復活に関する請願

第一一三七号　香川県丸亀市塩屋町三三二　芥正栄提出

恩給法等の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願

第一一四六号　北海道網走郡津別町三区　清水雅一郎外十二名提出

傷い軍人軍属の恩給に関する請願

第一二六二号　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外二十三名提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

元軍人恩給復活に関する請願

請願者　滋賀県大津市真西町五三　国富八尺麿外六千九百六十九名（第一〇二五号）

請願者　宮崎市大字恒久二、一九一　金子篤外六千二百九十五名（第一〇四二号）

請願者　大分県別府市浜脇新町二組　小野斌（第一〇八〇号）

請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外五千四百六十名（第一一〇〇号）

請願者　東京都新宿区市谷本村町四二　永持源太外四十四名（第一一〇一号）

請願者　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓九〇一　梅木留助外百八十一名（第一一〇二号）

請願者　秋田県北秋田郡西館村谷地中九〇　高橋栄二郎（第一一〇三号）

請願者　長野県小県郡浦里村浦野九五　山浦昇司外四十四名（第一一二三号）

請願者　広島県福山市御門町一、六五一ノ三　宗清常一外二千八百九十三名（第一一三六号）

請願者　山口県豊浦郡西市町大字殿敷一、〇七一　藤本茂外三千二百二十七名（第一一四七号）

請願者　横浜市戸塚区戸塚町神奈川県恩給復活期成連盟内　仙波安芸（第一一一八号）

請願者　大分県佐伯市本町　金田高明外九百九十八名（第一二一九号）

右の請願は、元軍人関係の恩給の復活に当つては、証書を交付されている者に対しては、適正なる率に換算して即時支給するとともに、未裁定者の審議は早急に実施の上すみやかにその支給を開始せられたい又在職年限、加算等は従来の規定精神を尊重し、戦没者遺族、戦傷病者に対する処置をなるべく厚くせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給復活に関する請願

請願者　香川県丸亀市塩屋町三三二　芥正栄（第一一三七号）

右の請願は、請願者芥正栄は、昭和十年に退職して以後普通恩給の支給を受けてきたのであるが、昭和二十一年二月一日突然一時恩給に変更の裁定を受けたのにたちまち困窮の生活に陥つた者である。任官以来の在職十六年八箇月に、日露戦争中の応召期間が加算せられ恩給が支給されていたが、勅令第百六十八条により一時恩給に変更されたものであるから、既に講和条約の発効した今日、すみやかに恩給を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法等の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願

請願者　北海道網走郡津別町三区　清水雅一郎外十二名（第一一四六号）

右の請願は、樺太における特定郵便局の制度は、明治四十二年に創設され、局長の身分を終身官とし、一定の条件を具備すれば、世襲も許された特殊な制度であつた。しかるに昭和二十一年勅令第五四号により廃官となつた旧局長は、わずかばかりの退職金を受けたのみで、内地における局長に比べ極めて不合理な差別待遇となつているから、この差別待遇を是正するため、昭和二十五年法律第一八四号附則第八項を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い軍人軍属の恩給に関する請願

請願者　福島県若松市栄町三四八　田場川留作外二十三名（第一二六二号）

右の請願は、元軍人軍属関係の恩給扶助料等が一切廃止された中で、傷い軍人軍属に対する恩給のみは、昭和二十一年勅令第六十八号によつて残されが、その支給金額は年金としては（全手指の機能を失つた程度）四百円から六百四十円、一時金としては（片側じん臓を失つた程度）百六十円から四百八十円という低額であり、その後これらの支給額は徐々に増額はされたが、現在の物価の上昇率からみれば極めてきん少であつて、終戦後七箇年にわたる窮乏生活によつて、これ等の者は疲弊困ばいの極に達しているから、傷い軍人軍属に対する恩給制度を現在の実状に適するよう改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

密漁船取締に関する陳情

陳情者　長崎県北松浦郡鷹島村鷹島漁業協同組合長理事　木下宗一（第三一〇号）

右の陳情は、密漁船の零細漁民に与える脅威は、年々増大の一途にあるが、最近に至つては、ことにはなはだしく、長崎県における中型底曳網、五智網等による不法操業は、暴力事件さえ発生している実情にあるから、取締船を増加し、密漁船の徹底的取締を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八九号　戦犯者の釈放に関する請願

第一五九号　福島県石川町に簡易裁判所設置の請願

第七二二号、第七二三号　戦犯者の釈放等に関する請願

第九四八号　大分家庭裁判所新築に関する請願

第一二六三号　大阪府布施市に大阪地方裁判所支部設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

法務委員長　岡部　常

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第一号

戦犯者の釈放に関する請願

第八九号　山口県厚狭郡厚狭町大字鴨庄一一三　山本彦二提出

福島県石川町に簡易裁判所設置の請願

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三一〇号　密漁船取締に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会陳情特別報告第二号

密漁船取締に関する陳情

第三一〇号　長崎県北松浦郡鷹島村鷹島漁業協同組合長理事　木下宗一提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

密漁船取締に関する陳情

陳情者　長崎県北松浦郡鷹島村鷹島漁業協同組合長理事　木下宗一（第三一〇号）

右の陳情は、密漁船の零細漁民に与える脅威は、年々増大の一途にあるが、最近に至つては、ことにはなはだしく、長崎県における中型底曳網、五智網等による不法操業は、暴

第一五九号　福島県石川郡石川町役場内石川地方町村会内　吉田嘉重外一名提出
戦犯者の釈放等に関する請願
第七二二号　茨城県庁内茨城県戦争受刑者世話会内　友末洋治提出
第七二三号　福島県庁内愛の運動福島県協議会内　藤巻栄作提出
大分家庭裁判所新築に関する請願
第九四八号　大分市篠栗町四八二　高山英明外三百五十名提出
大阪府布施市に大阪地方裁判所支部設置の請願
第一二六三号　大阪府布施市長　鈴木義仲外二十九名提出
右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十七年十二月二十二日
法務委員長　岡部　常
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦犯者釈放に関する請願
請願者　山口県厚狭郡厚狭町大字鴨庄一一三　山本彦二（第八九号）
右の請願は、戦争犯罪に問われいまなお比島、濠洲および巣鴨において服役中の者に対し、(一)講和条約第十一条に基く国内諸法令の廃改善、(二)九月二十八日の記念日を期し全面釈放の強力なる勧告、(三)未復員者給与法ならびに遺族援護法の適用、(四)無罪もしくはえん罪者に対する損害賠償の要求等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県石川町に簡易裁判所設置の請願
請願者　福島県石川郡石川町役場内石川地方町村会内　吉田嘉重外一名（第一五九号）
右の請願は、福島県石川町は、国鉄水郡線に沒う県南における地方行政の中心をなす枢要の地であつて、石川、東白川の二郡を統轄する石川地方事務所を始め、各種官庁等概ね備つてきたが、未だ唯一つ簡易裁判所がないことは遺憾であり、その必要を痛感し、地方民の要望もまたし烈なものがあるから、すみやかに本町に簡易裁判所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願
請願者　茨城県庁内茨城県戦争受刑者世話会内　友末洋治（第七二二号）
右の請願は、政府はさきに関係各国に対して戦犯者の全面釈放を勧告したが、これがすみやかにかつ明確に解決されるよう努力せられるとともに、戦争受刑者留守家族に対する国家補償の強化ならびに戦争受刑死者遺族に対する国家補償制度の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願
請願者　福島県庁内愛の運動福島県協議会内　藤巻栄作（第七二三号）
右の請願は、いまなお戦犯として服役中の受刑者に対し、(一)死刑服役中の者に対する助命、減刑、釈放、(二)内外地を通じ終身刑以下の減刑釈放、(三)海外服役者の内地送還等の具体的措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分家庭裁判所新築に関する請願
請願者　大分市篠栗町四八二　高山英明外三百五十名（第九四八号）
右の請願は、大分家庭裁判所は、昭和二十四年敷地を購入確保しているにかかわらず未だ庁舎の建設をみず、地方裁判所の庁舎および検察庁の庁舎を使用しているが、はなはだ狭く事務処理に多大の支障をきたし、家庭裁判所と地方裁判所が同一庁舎内で執務することは弊害も大きく、別府を控えて家事事件も多い上、地理的にもすみやかな庁舎完成が当然と考えられるから当家庭裁判所の新築について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府布施市に大阪地方裁判所支部設置の請願
請願者　大阪府布施市長　鈴木義仲外二十九名（第一二六三号）
右の請願は、大阪府中河内地区における裁判所取扱件数は誠に多い現状に鑑み、地元住民の熱望するところにより、布施市に現存する簡易裁判所を大阪地方裁判所の支部に昇格設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六八号、第九四号、第一一一号、第二〇六号　戦犯者の釈放に関する陳情
第八九号、第二五三号　戦犯者の釈放等に関する陳情
第一九九号　戦犯者の減刑等に関する陳情
第二九四号　戦犯者の助命等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十七年十二月二十二日
法務委員長　岡部　常
参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会陳情特別報告第一号

戦犯者の釈放に関する陳情
第六八号　広島県佐伯郡玖波町議会議長　荒田近太郎外一名提出
第九四号　和歌山県伊都郡見好村長　戸西倍一提出
第一一一号　島根県議会議長　中島竜一提出
第二〇六号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

戦犯者の釈放等に関する陳情
第八九号　長崎県西彼杵郡雪浦村議会議長　山口助市外一名提出
第二五三号　群馬県議会議長　金子金八提出

戦犯者の減刑等に関する陳情
第一九九号　広島県三原市議会議長　荒木繁提出

戦犯者の助命等に関する陳情
第二九四号　山梨県富士吉田市
靖国会内　堀内美之助外一万
二千九百六十二名提出

右八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

法務委員長　岡部　常

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　広島県佐伯郡玖波町議会議長　荒田近太郎外一名
（二通）（第六八号）

右の陳情は、現在なお比島、濠洲において服役している戦犯者に対する助命、内地送還ならびに巣鴨拘置所に拘禁中の戦犯者の赦免については、政府においてそれぞれ適切な措置を講ぜられつつあるものと思うが、すでに赦免を発表した中国以外の関係国に対し、すみやかに釈放の手続を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　和歌山県伊都郡見好村長　戸西倍一（第九四号）

右の陳情は、戦争犯罪者の釈放は、講和条約の発効と同時に行われなければならなかつたのにその実現をみなかつたことは誠に遺憾であるから、政府はすみやかにこれが対策を講じ、その釈放方について即時関係各国に対し勧告せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　島根県議会議長　中島竜一（第一一一号）

右の陳情は、講和条約の発効に際し一般受刑者は広範囲にわたり恩赦の恩恵に浴したが、内地送還や赦免に期待をかけていた戦犯者に対しては何等の恩恵もなかつたので、外地にある戦犯者および巣鴨に拘禁中の人人の失望はもち論留守家族の悲しみはしのび難いものがあるから、すみやかにこれら戦犯者が赦免されるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一〇六号）

右の陳情は、対日平和条約第十一条の規定によれば、関係各国は日本国の勧告に基いて、拘禁されている者を釈放減刑しまたは仮出所させることができることになつており、入所中の戦犯服役者ならびにその家族の唯一の希望はこれが実現にかかつているから、政府は関係各国に対してこれが折衝を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者　長崎県西彼杵郡雪浦村議会議長　山口助市外一名
（二通）（第八九号）

右の陳情は、平和条約が発効し、独立した今日、戦犯者としての服役はみるに忍び得ないものがあるから、この際平和条約第十一条の適用により内外の戦犯者全員を即時釈放するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者　群馬県議会議長　金子金八（第二五三号）

右の陳情は、去る十三国会においては戦争受刑者に対する釈放決議も満場一致をもつて可決せられ、さらに政府においても去る八月十五日関係各国に対し全員釈免勧告の外交措置を講ぜられた如く報道されているが、依然仮釈放すら少い現状においては服役者はもち論家族は日夜焦燥の念にかられ悲嘆の極にあるから、すみやかに受刑者の即時全員釈放と外地服役者の即時内地送還ならびに死刑執行の停止について強力なる方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の減刑等に関する陳情

陳情者　広島県三原市議会議長　荒木繁（第一九九号）

右の陳情は、目下服役中のB・C級戦犯は、降伏直後現地の混乱と興奮の中にしかも短期間内に数千名の者が起訴され裁判を受けたがために言語の不通習慣の相違から人違いその他によつて無実の罪を受け、また責任のない行為について科刑せられた者もすこぶる多く、すでに死刑に処せられた九百五十三名の中にもこの種の罪による者も少くないから、目下巣鴨に服役中のB・C級戦犯全員八百二十名と比島の百十一名、マヌス島の二百六名の減刑と内地送還に努力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の助命等に関する陳情

陳情者　山梨県富士吉田市靖国会内　堀内美之助外一万二千九百六十二名（第二九四号）

右の陳情は、講和発効の今日いまなお冷たい鉄さくにしん吟する多数の戦犯者があることは、遺憾にたえないから、すみやかにこれ等の者に対する助命、減刑、内地還送等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇二〇号　六・三制学校建築費国庫補助に関する請願

第一〇四九号　学校給食に関する請願
第一一一六号、第一二七六号
幼稚園設置に関する請願
第一一六一号　勤労青少年教育振興法制定に関する請願
第一一六二号　国立大学附属学校経営費増額等に関する請願
第一二七三号　義務教育費全額国庫負担等に関する請願
第一二七四号　六・三制学校施設基準坪数引上げ等に関する請願
第一二七五号　教職員給与の市町村委譲反対に関する請願
第一二七七号　幼稚園職員の待遇改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

文部委員長　若木　勝藏

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第二号

六・三制学校建築費国庫補助に関する請願

第一〇二〇号　山口県議会議長二木謙吾提出
学校給食に関する請願
第一〇四九号　山口県防府市多々良　毛利誠子提出
幼稚園設置に関する請願
第一一一六号　名古屋市西区志摩町一全国モデル幼稚園協議会内　浅野寿美子提出
第一二七六号　岐阜市加納西丸加納幼稚園内東海幼稚園連合会内　福田実外五名提出
勤労青少年教育振興法制定に関する請願
第一一六一号　甲府市塩部町山梨県高等学校定時制教育振興会内　小田切彰外千四百九十五名提出
国立大学附属学校経営費増額等に関する請願
第一一六二号　甲府市山梨大学附属中学校ＰＴＡ会内　平井連外三百九十四名提出
義務教育費全額国庫負担等に関する請願
第一二七三号　鹿児島市山下町鹿児島県教育委員会内ＰＴＡ連絡協議会内　増田静提出
六・三制学校施設基準坪数引上げ等に関する請願
第一二七四号　鹿児島市山下町鹿児島県教育委員会内ＰＴＡ連絡協議会内　増田静提出
教職員給与の市町村委譲反対に関する請願
第一二七五号　鹿児島市山下町鹿児島県教育委員会内ＰＴＡ連絡協議会内　増田静提出
幼稚園職員の待遇改善に関する請願
第一二七七号　岐阜市加納西丸加納幼稚園内東海幼稚園連合会内　福田実外五名提出

右十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

文部委員長　若木　勝藏

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助に関する請願

請願者　山口県議会議長　二木謙吾（第一〇二〇号）

右の請願は、教育の振興は、教職員の質的向上と学校施設の整備が先決要件であるが、戦後の財政事情では、六・三制施設の最低基準さえ確保できない実情にあり、危険校舎の改築その他施設の緊急整備を要するものが累積の状態である。しかるに地方財政の現状は、国の強力な財政措置がない限り、その整備は到底不可能であるから、（一）六・三制施設の最低基準に対する建築整備費、（二）危険校舎の改築ならびに寒冷湿潤地帯の屋内運動場整備費、（三）教育施設の災害復旧費に対する高率国庫補助制度の確立等諸施策の法制化をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食に関する請願

請願者　山口県防府市多々良毛利誠子（第一〇四九号）

右の請願は、学校給食の教育的意義の一つは食品に貴せんがないということの真意を理解させることにあり、また学校給食を通じてし好教育、栄養教育、食品教育等を施す機会とすれば食物に対する考え方が国民的教養として身につき、やがてこれら少年が中堅国民として成長した場合は真剣に日本の食糧問題打開に努力することは明らかであるから、学校給食の全国的実施を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

幼稚園設置に関する請願

請願者　名古屋市西区志摩町一全国モデル幼稚園協議会内浅野寿美子（第一一一六号）
岐阜市加納西丸加納幼稚園連合会内福田実外五名（第一二七六号）

右の請願は、教育の振興は幼児教育がその基盤をなすものであるが、わが国の幼稚園教育施設は未だみるにたえない状態であるから、幼稚園施設は国費によつて設置せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労青少年教育振興法制定に関する請願

請願者　甲府市塩部町山梨県高等学校定時制教育振興会内小田切彰外千四百九十五名（第一一六一号）

右の請願は、勤労青少年教育の重要性にかんがみ教育基本法の精神に則り、働きながら学ぶ青少年に与えられた教育の機会均等を実質的に保障し、勤労と勉学に対する正しい信念を確立し、国民の教育水準の向上に寄与するため、勤労青少年教育振興法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立大学附属学校経営費増額等に関する請願

請願者　甲府市山梨大学附属中学校ＰＴＡ会内　平井連外三百九十四名（第一一六二号）

右の請願は、国立大学附属学校は、大学の教育実習校として特殊な使命を持つているが、その運営に当つては幾多の問題があり、ことにＰ・Ｔ・Ａの経済的負担が限界点に達しているため、その維持運営が困難となつているから、（一）附属学校経費の増額、（二）新給与準則の確立等の実施を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
義務教育費全額国庫負担等に関する請願
請願者　鹿児島市山下町鹿児島県教育委員会内ＰＴＡ連絡協議会内　増田静（第一二一七三号）

右の請願は、義務教育費は全額国庫負担とするとともに、市町立高等学校職員の恩給支給は定時制、全日制の区別なく同一に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
六・三制学校施設基準坪数引上げ等に関する請願
請願者　鹿児島市山下町鹿児島県教育委員会内ＰＴＡ連絡協議会内　増田静（第一二一七四号）

右の請願は、六・三制基準坪数を中学校一・二六坪、小学校〇・九坪に引き上げるとともに、学校の災害復旧ならびに老朽校舎改築補助のためそれぞれ災害復旧法、老朽校舎改築補助法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
教職員給与の市町村委譲反対に関する請願
請願者　鹿児島市山下町鹿児島県教育委員会内ＰＴＡ連絡協議会内　増田静（第一二一七五号）

右の請願は、今回地方教育委員会設置によつて、教職員給与が市町村に委譲せられるときは、市町村に財政上貧富の差があるため、昭和初期にあつたような教員給料不払等の最悪の場合が生ずることも予想せられるから、市町村委譲には絶対に反対するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
幼稚園職員の待遇改善に関する請願
請願者　岐阜市加納西丸加納幼稚園内東海幼稚園連合会内　福田実外五名（第一二一七七号）

右の請願は、公立幼稚園職員の任免権が都道府県にありながら、その給料は市町村支弁となつているため、その給与にはなはだしい差異を生じ、機会あるごとに小、中学校への転勤を希望し、幼稚園教育のため終生勤務することは至難な状態であるから、これを救うため市町村立学校職員給与負担法第二条中に「幼稚園職員」と明記して俸給および諸給与を都道府県支弁とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七六号　六・三制学校老朽校舎改築費国庫補助に関する陳情
第二八〇号　義務教育職員給与の国庫負担等に関する陳情
第二八二号　商船大学東京校舎返還に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日
文部委員長　若木　勝蔵
参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第二号

六・三制学校老朽校舎改築費国庫補助に関する陳情
第二七六号　埼玉県北埼玉郡加須町長　関口茂忠外三名提出
義務教育職員給与の国庫負担等に関する陳情
第二八〇号　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長　中井光次提出
商船大学東京校舎返還に関する陳情
第二八二号　東京都文京区弓町一ノ二五社団法人海洋会内商船大学東京校舎返還促進本部内　小泉秀吉外十六名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日
文部委員長　若木　勝蔵
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
六・三制学校老朽校舎改築費国庫補助に関する陳情
陳情者　埼玉県北埼玉郡加須町長　関口茂忠外三名（第二七六号）

右の陳情は、児童、生徒の生命、身体の保障等の見地から危険校舎の改築こそ焦びの急を要する緊急な問題であるが、市町村独自で改築費を賄うには余りにも高額で国家の強力な援助なしでは到底実現困難であるから、二十八年度予算の編成には文部省の要求を全面的に取り上げ老朽校舎改築のため必要な国庫補助を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
義務教育職員給与の国庫負担等に関する陳情
陳情者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長　中井光次（第二八〇号）

右の陳情は、教育委員会制度については、根本的にはこれを廃止し、市町村長を中心とする制度を確立することが適当と考えられるが、少くとも現にその設置される間は、義務教育に関する権限の市町村移管に随伴して、教職員給与費を市町村支弁とすることは理論上当然であるとしても、その前提として、(一)教職員給与費を全額国庫負担とすること、(二)前項の実現を見ない間は、今後における教職員給与水準の推移をも考慮の上、市町村に対し十分の財源措置を講ずること、等の実施を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
商船大学東京校舎返還に関する陳情
陳情者　東京都文京区弓町一ノ二五社団法人海洋会内商船大学東京校舎返還促進本部内　小泉秀吉外十六名（第二八二号）

右の陳情は、講和条約の批准後数箇月を経た今日いまだに商船大学東京

校舎が本来の目的以外に使用せられていることは、わが国の海運発展上誠に遺憾であるから、すみやかに返還措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六六〇号、第一二〇八号、第一二〇九号、第一二一〇号、第一二七八号　母子福祉法制定に関する請願

第一〇二二号、第一〇七三号、第一〇八六号、第一一六五号　未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

第一〇五一号、第一〇八四号　元満州開拓者遺族等援護に関する請願

第一〇五四号　日雇労働者健康保険法制定に関する請願

第一一七八号、第一一八五号、第一一八八号、第一一二二号　都市清掃施設整備国庫補助等に関する請願

第一〇七九号　地盤変動による上水道復旧事業継続の請願

第一一三八号　らい予防法改正に関する請願

第一一六三号　社会保障制度に関する請願

第一一六四号　国立療養所賄費増額に関する請願

第一一七九号　医療扶助安定措置等に関する請願

第一一八〇号、第一一八三号　未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

第一一八二号　理容師美容師法実施に関する請願

第一二〇二号　結核後保護施設整備拡充に関する請願

第一二一一号　らい療養所の慰安謝金増額に関する請願

第一二一二号　らい療養所の文化教養費増額等に関する請願

第一二一三号　自然公園候補地指定促進に関する請願

第一二七九号　国立療養所の看護婦増員に関する請願

第一二八〇号　国立松江病院存置に関する請願

第一二八一号　旧南洋群島官民戦没者遺族援護に関する請願

第一二八四号　派出看護婦等の日雇健康保険に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第四号

母子福祉法制定に関する請願

第六六〇号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六全国未亡人団体協議会内　涌井まつ提出

第一二〇八号　岐阜県多治見市豊岡町一　井上春子外八千三百二十二名提出

第一二〇九号　岐阜県恵那郡坂本村　熊谷すみ子外六千九百九十三名提出

第一二一〇号　仙台市北一番町七三宮城県未亡人連合会内　伊東ミサヲ外千二十六名提出

第一二七八号　岐阜市東住田町　吉野堯子外八千百二十五名提出

未帰還者留守家族の国家補償に関する請願

第一〇二二号　東京都千代田区西神田二ノ二在外同胞帰還促進全国協議会内　有田八郎提出

第一〇七三号　京都市中京区夷川通り烏丸西入　守山久次郎外四名提出

第一〇八六号　宇治山田市宮後町三重県海外抑留同胞救出連盟会内　松田信一郎提出

第一一六五号　横浜市日本大通り神奈川県議会事務局内神奈川県未帰還者家族会内　松岡正二提出

元満州開拓者遺族等援護に関する請願

第一〇五一号　長野県知事　林虎雄外十名提出

第一〇八四号　東京都千代田区丸の内三ノ一民生局内愛の運動関東近県連合協議会内　伊藤辰男提出

日雇労働者健康保険法制定に関する請願

第一〇五四号　長野県松本市一、二〇五土建産業労働組合長野地方連合会内　笠井銀治郎提出

第一一七八号　埼玉県行田市　長　馬場秀夫提出

第一一七号　埼玉県川口市　長　田中徳兵衛提出

第一一八号　東京都庁内都市清掃協会内　安井誠一郎提出

第一一二二号　東京都知事　安井誠一郎外五名提出

地盤変動による上水道復旧事業継続の請願

第一〇七九号　高知市長　氏原一郎外三十二名提出

らい予防法改正に関する請願

第一一三八号　熊本県菊池郡合志村栄三、七九六国立療養所菊池恵楓園内　増重文外千五百名提出

社会保障制度に関する請願

第一一六三号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会長　田子一民提出

国立療養所賄費増額に関する請願

第一一六四号　京都市右京区山田平尾町京都厚生園内　高田敦弘外二千八百七十六名（二通）提出

医療扶助安定措置等に関する請願

第一一七九号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　猪又徳治提出

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

第一一八〇号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟内　猪又徳治提出

第一一八三号　徳島県麻植郡西尾村国立徳島療養所内　山本藤夫提出

理容師美容師法実施に関する請願

第一一八二号　京都市中京区丸太町御前通京都理容学校内　竹原富三提出

結核後保護施設整備拡充に関する請願

第一二〇二号　富山県婦負郡古里村新町三、一四五国立療養所古里保養園内　江尻章提出

らい療養所の慰安謝金増額に関する請願

第一二一一号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇国立癩療養所多摩全生園内　湯川恒美提出

らい療養所の文化教養費増額等に関する請願

第一二一二号　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇国立癩療養所多摩全生園内　湯川恒美提出

自然公園候補地指定促進に関する請願

第一二一三号　東京都千代田区霞ヶ関厚生省内国立公園全国協議会内　田村剛提出

国立療養所の看護婦増員に関する請願

第一二七九号　静岡県浜名郡赤佐村於呂国立療養所天竜荘竜和会内　溝口幸次外六百十三名提出

国立松江病院存置に関する請願

第一二八〇号　島根県松江市議会議長　菅野一外一名提出

旧南洋群島官民戦没者遺族援護に関する請願
第一二八一号　東京都新宿区西大久保二ノ二九二財団法人共助義会会長　木下新蔵外一名提出
派出看護婦等の日雇健康保険に関する請願
第一二八四号　東京都文京区西須賀町一七東京地方附添婦組合内　堀江ハル提出

右三十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日
厚生委員長　藤森　眞治
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

母子福祉法制定に関する請願
請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六全国未亡人団体協議会内　涌井まつ（第六六〇号）
請願者　岐阜県多治見市豊岡町一　井上春子外八千三百二十二名（第一一〇八号）
請願者　岐阜県恵那郡坂本村熊谷すみ子外六千九百九十三名（第一一〇九号）
請願者　仙台市北一番町七三宮城県未亡人連合会内　伊東ミサヲ外千二十六名（第一一一〇号）
請願者　岐阜市東住田町　吉野堯子外八千百二十五名（第一二七八号）

右の請願は、育成途上の子女を抱え、自分に経済的自立の力なく、困苦とたたかう母子世帯は、生活保護法の被保護世帯の過半数に及んでいるが、本法に紙一重の立場の者も多数で、現行での母子世帯更生はほとんど期待できない現状に加えて、社会保障制度の早期実現も期し難い今日、その一環として母子不可分の原則に基く母子福祉法の即時制定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族の国家補償に関する請願
請願者　東京都千代田区西神田二ノ二在外同胞帰還促進全国協議会内　有田八郎（第一〇二二号）
請願者　京都市中京区夷川通り烏丸西入　守山久次郎外四名（第一〇七三号）
請願者　宇治山田市宮後町三重県海外抑留同胞救出連盟会内　松田信一郎（第一〇八六号）
請願者　横浜市日本大通り神奈川県議会事務局内神奈川県未帰還者家族会内　松岡正二（第一一六五号）

右の請願は、終戦後七年を経過し、講和条約の発効により独立を回復した現在なお、ソ連、中共その他の地域に多数の同胞が抑留されており、これらの留守家族は悲惨な状態に置かれているから、この際政府は、特定の未帰還者に限らず留守家族全員に対し、最低生活の維持と子弟の教育費等を確保できる国家補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満州開拓者遺族等援護に関する請願
請願者　長野県知事　林虎雄外十名（第一〇五一号）
請願者　東京都千代田区丸の内三ノ一民生局内愛の運動関東近県連合協議会内　伊藤辰男（第一〇八四号）

右の請願は、軍人軍属の遺族、未帰還者の留守家族に対する国家処遇が確立した現在、当時国策上の移民計画によつて満州開拓に従事した者の犠牲者に対しては、国家的援護措置が講ぜられていないのは極めて遺憾であるから、これ等犠牲者の遺族ならびに未帰還者の留守家族に戦傷病者戦没者遺族等援護法ならびに特別未帰還者給与法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者健康保険法制定に関する請願
請願者　長野県松本市一、二〇五土建産業労働組合長野地方連合会内　笠井銀治郎（第一〇五四号）

右の請願は、日雇労働者は社会保険のらち外に置かれ全く放任されているが、これら労働者は日々の生活に追われもし一度病気や負傷に見舞われたときは本人には死を家族には生活の破壊と餓死を宣言されたと同じ状態になるから、すみやかに日雇労働者健康保険法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市清掃施設整備国庫補助等に関する請願
請願者　埼玉県行田市長　馬場秀夫（第一〇七八号）
請願者　埼玉県川口市長　田中徳兵衛（第一一一七号）
請願者　東京都庁内都市清掃協会内　安井誠一郎（第一一一八号）
請願者　東京都知事　安井誠一郎外五名（第一一二二号）

右の請願は、都市清掃事業の完ぺきを期するためには、その施設の整備充実が何より必要であるが、これに要する多額の経費は施設整備を阻む最大のあい路となつているから、これを打開するために国庫補助金の交付ならびに起債のわくの設定について、すみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地盤変動による上水道復旧事業継続の請願
請願者　高知市長　氏原一郎外三十二名（第一〇七九号）

右の請願は、地盤変動による水脈変調枯渇または沈下による海水浸透等は、住民の生活に直接響き、その苦悩はきわめて大きい。また地震後に起る飲料水の変調は、災害直後に起るものとさらに年とともに変調し、海水の浸透等が拡大するものがあり、一方当初予算決定後資材の高騰によつて工事が不能となることがある等、継続予算を要するものが多いから、昭和二十五年度より実施されている上水道復旧事業の継続実施について必要な予算を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい予防法改正に関する請願

請願者　熊本県菊池郡合志村栄三、七九六国立療養所菊池恵楓園内　増重文外千五百名（第一一三八号）

右の請願は、医学の進歩、社会文化の向上等にともないらい療養所の本質性格も一変した現在、いまだに明治四十年代のらい予防法が施行されているため、患者の人権は常にじゅうりんされ、家族は永久に秘密漏えいの不安と何等保障なき生活の困窮におのおのき、またらい療養所は依然患者が行くのを好まない不自由暗黒の場所にとどまり、らい予防の目的は遅々として達せられない実情であるから、らい予防法を緊急に時代の実情に適合した保護的、社会的、文化的立法に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保障制度に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会長　田子一民（第一一六三号）

右の請願は、戦後公的扶助制度が画期的に発展したにもかかわらず、最近いよいよ窮迫する庶民生活を反映し、さらには無限に変転する複雑な社会状勢の下に起る幾多の生活悲劇と社会問題に対しては、最早や社会保障制度の全面的実施に待つ外途なき現状であるから、これが促進を図るため、(一)社会保障制度第二次勧告を即時実現すること、(二)社会福祉金庫法を制定し、政府および地方公共団体の財政支出により、中央および地方に社会福祉事業振興金庫を設置すること、(三)母子福祉法を即時制定すること、(四)国または地方公共団体は社会福祉協議会に対し運営費の一部を負担すること、(五)各種募金を制限するため寄附募金調整法を制定すること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所賄費増額に関する請願

請願者　京都市右京区山田平尾町京都厚生園内　高田敦弘外二千八百七十六名（第一一六四号）

右の請願は、国立療養所の賄費は、現在一日一人八十二円で主食費三十二円副食費五十円であり、この僅少なわく内においては、療養所給食係の最大の努力をもつてしても完全給食は不可能であつて、すでに発表された厚生省栄養課発行の資料によつても最低百四十五円を必要とすることによつても明らかであるから、是非とも最低一人一日百三十円まで増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

医療扶助安定措置等に関する請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　猪又徳治（第一一七九号）

右の請願は、本年十月新潟県下一円に行われた大量の医療券打切問題は、該当者はもとより他の社会保険による入院患者にも追つて波及する虞れがあるとして、県下各療養所病院の入院患者全般に深刻な精神的打撃を与えたことは誠に遺憾である。この原因については主として県財政上の理由に基くものといわれているが、結核症の如く長期にわたる闘病生活で特に精神的安静を要する療養者にとつて医療券打切のため療養半ばで退院を余儀なくされることは、患者はもち論その家族にとつても大きな痛手であるから、医療扶助安定のため、国庫補助増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内新潟県患者同盟内　猪又徳治（第一一八〇号）

請願者　徳島県麻植郡西尾村国立徳島療養所内　山本藤夫（第一一八三号）

右の請願は、未復員給与法の適用患者には生活保護法その他社会保険による入院患者の場合と異り、生活扶助料や傷病年金等がないため療養を続けるに必要な日用品の購入、栄養の補給にもこと欠く始末で経済的にいよいよ困窮しているから、未復員者給与法適用患者に対し生活費一人当り月額二千円程度を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容師美容師法実施に関する請願

請願者　京都市中京区丸太町御前通京都理容学校内　竹原富三（第一一八二号）

右の請願は、理容師、美容師法は、公衆衛生の向上および増進のために制定されたのであつて、その目的達成のための経過規定として法第三十一条が規定されたのであるが、もしこれが存続延期されるようなことがあれば理容師、美容師の質的低下は免れず法制定の趣旨に反することになるから、現行法通り実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核後保護施設整備拡充に関する請願

請願者　富山県婦負郡古里村新町三、一四五国立療養所古里保養園内　江尻章（第一二〇二号）

右の請願は、一応回復した結核患者は、基準法に基く身体検査厳行の結果ほとんど就職不能状況でことごとくその生存を絶たれている状態であるから、入院治療患者が社会復帰前の一定期間を軽作業労働に服しつつ自活の道を修得するための結核後保護施設を国立または県立等によつて設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい療養所の慰安謝金増額に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山

町南秋津一、六一〇国立癩療養所多摩全生園内　湯川恒美
（第一二一一号）

右の請願は、らい患者に対しては現在月額四百円の療養慰安金が支給されているが、現在の物価高ではこれで栄養や衣類および身の回り品の不足を補い、たばこ、果物、菓子等を購入するには不充分であるから、現行四百円の慰安謝金を八百円に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい療養所の文化教養費増額等に関する請願

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇国立癩療養所多摩全生園内　湯川恒美
（第一二一二号）

右の請願は、国立らい療養所患者の最低生活の維持のためおよび施設の壊滅的破損防止のため、(一)文化教養費および義肢、義歯等の製作費の予算を計上すること、(二)食糧費を増額すること、(三)附添手当を増額すること、(四)医療施設整備費を継続すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自然公園候補地指定促進に関する請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関厚生省内国立公園全国協議会内　田村剛（第一二一三号）

右の請願は、政府は去る九月多年にわたる国立ならびに国定公園設定の全国的要望に応え、全国に十九箇所の自然公園候補地を選定し、保護ならびに利用計画等を樹立の上正式に指定する方針とのことであるが、詳細な計画を確立するまでには相当の年月を要するので、指定までの相当空白期間において風致の破壊行為についてもまた利用者の増加に伴い好ましくない施設の設置についても、これを防止する法的根拠なく、風致保護の万全を期し難いから、各候補地について地元の協力を得てすみやかに指定の手続を完了せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所の看護婦増員に関する請願

請願者　静岡県浜名郡赤佐村於呂国立療養所天龍荘龍和会内　溝口幸次外六百十三名（第一二七九号）

右の請願は、国立療養所における看護婦の不足は結核治療にきわめて大きな支障となつているが、ことに国立療養所天龍荘においては、患者百十八名に対し僅かに五名で定員に対して七十二名不足の現状である。従つて病院経営の上におよぼす支障はきわめて大きく、治療の遅延、医療従事員の過労は関係者に多大の不安を与えているから、国立療養所の看護婦増員について予算の増額、看護婦検定試験制度の復活等適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立松江病院存置に関する請願

請願者　島根県松江市議会議長菅野一外一名（第一二八〇号）

右の請願は、国立松江病院の結核療養所切換えが伝えられているが、松江市においては都市計画の住宅予定地に国立島根療養所が設置されており、さらに松江病院を結核療養所に切り換えることは結核地帯を拡張することになる、国際観光都市松江市の発展をはばむことになる。また七十ないし八十パーセントの結核患者を収容している同病院を結核療養所に切り換えても実質的増床は五十床にすぎない実情であるから、地方における医療センターとして地元民に愛されている松江病院を引き続き国立総合病院として存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧南洋群島官民戦没者遺族援護に関する請願

請願者　東京都新宿区西大久保二ノ二九二財団法人共助義会会長　木下新蔵外一名（第一二八一号）

右の請願は、サイパン、テニアン、グアム、アンガール等の旧南洋群島は、いずれも重要な海軍基地であつたが、米軍の上陸に際して在住一般邦人の多くは軍と共に玉砕の悲運に見舞われた。しかるにこれら戦没者の遺家族に対して何等の援護措置を採られていないことは極めて不合理であるから、すみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

派出看護婦等の日雇健康保険に関する請願

請願者　東京都文京区西須賀町一七東京地方附添婦組合内　堀江ハル（第一二八四号）

右の請願は、派出看護婦および附添婦は、法定伝染病、結核患者等の看護にもつとも身近にあつて労働時間は拘束十四時間という容易に感染されやすい危険な状態にあるにもかかわらず、病気になつてもなんの保障もなく現行の健康保険法さえ適用されないから、派出看護婦および附添婦に日雇健康保険を作り、二十八年度より実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六五号、第二七三号、第二七八号　国民健康保険事業の再建強化に関する陳情

第二六六号　戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

第二八六号　引揚者の国家補償に関する陳情

第三一六号　元満州開拓者遺族等援護に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第四号

国民健康保険事業の再建強化に関する陳情

第二六五号　松江市南田町三〇　島根県国民健康保険団体連合会内　難波保一提出

第二七三号　鹿児島市議会議長　新川近義提出

第二七八号　宮崎県東臼杵郡西郷村長　甲斐寛外百五十一名（百五十二通）提出

戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

第二六六号　大阪市東区馬場町　大阪府民生部世話課内　杉道助提出

引揚者の国家補償に関する陳情

第二八六号　山口県都濃郡富田町　藤本近三提出

元満州開拓者遺族等援護に関する陳情

第三一六号　山形県飽海郡松嶺町議会議長　後藤俊治提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国民健康保険事業の再建強化に関する陳情

陳情者　松江市南田町三〇島根県国民健康保険団体連合会内　難波保一（第二六五号）

陳情者　鹿児島市議会議長　新川近義（第二七三号）

陳情者　宮崎県東臼杵郡西郷村長　甲斐寛外百五十一名（第二七八号）

右の陳情は、現下行づまりの状況にある国民健康保険事業の難局打開のため、（一）法第二条を改正し、市町村は国民健康保険を行う義務のあることを規定すること、（二）療養給付費の二割（結核については五割）を国庫負担とし、昭和二十七年度より実施すること、（三）直営診療施設費国庫補助を大幅に増額し、補助率三分の一を二分の一に増額するよう法定すること、（四）再建整備資金貸付および奨励交付金交付条件を緩和し交付率を増額するとともに、その総額を大幅に増額し併せて支給手続きを簡素化すること、等を急速に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

陳情者　大阪市東区馬場町大阪府民生部世話課内　杉道助（第二六六号）

右の陳情は、平和条約の発効によりようやく独立を回復したわが国において、全国各地に戦没者追悼式が挙行されたことは極めて意義深いことであつた。しかるに戦犯刑死者についてはいまだに慰霊供養さえ公にできず、遺族も一般戦争犠牲者援護の対象から除かれていることは、一家の支柱を失つて窮迫の生活に耐えている遺族にとつて心痛の極であるから、戦犯刑死者の遺族に対して戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者の国家補償に関する陳情

陳情者　山口県都濃郡富田町　藤本近三（第二八六号）

右の陳情は、終戦後七年、旧軍人遺家族等に対してはすでに救済策が実施され、恩給制度さえ復活せんとしている今日、海外引揚者に対しては、いまなお在外資産の補償措置さえ採られず、国策の線に副い海外異境に幾十年の辛苦を重ね、血と汗によつて蓄積した資産が賠償金として接収または没収され、悲惨な生活を余儀なくされている引揚者が極めて多いから、引揚者に対する国家補償の措置をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満州開拓者遺族等援護に関する陳情

陳情者　山形県飽海郡松嶺町議会議長　後藤俊治（第三一六号）

右の陳情は、軍人軍属の遺族、未帰還者の留守家族に対する国家処遇が確立した現在、当時国策上の移民計画によつて満州開拓に従事した者の犠牲者に対しては、国家的援護措置が講ぜられていないのは極めて遺憾であるから、これ等犠牲者の遺族ならびに未帰還者の留守家族に戦傷病者戦没者遺族等援護法ならびに特別未帰還者給与法を適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四七一号　福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願

第一〇六四号　栃木県宇都宮郵便局庁舎建築に関する請願

第一一二一号　東京都千代田区大手町二ノ八全国指導農業協同組合連合会長　荷見安外一名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

郵政委員長　大島　定吉

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願

第一〇六四号　栃木県宇都宮郵便局庁舎建築に関する請願

第一一二一号　植物種子の郵便料金改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

郵政委員長　大島　定吉

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願審査特別報告第一号

福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願

第四七一号　福島県南会津郡荒海村長　星犬四郎外二名提出

高知県上分村に郵便局設置の請願

第七一七号　高知県高岡郡上分村長　朝比奈利喜外三名提出

栃木県宇都宮郵便局庁舎建築に関する請願

第一〇六四号　栃木県宇都宮市塙田町字二里山三五七ノ一全逓信従業員組合宇都宮郵便局支部内　中里隆藤太提出

植物種子の郵便料金改正に関する請願

第一一二一号　東京都千代田区大手町二ノ八全国指導農業協同組合連合会長　荷見安外一名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

郵政委員長　大島　定吉

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願

請願者　福島県南会津郡荒海村長　星犬四郎外二名（第四七一号）

右の請願は、福島県荒海村は、南北に長い村であるため、一つの郵便局では所管業務の遂行に不便が多く、ことに電信電話の事務に至つては、特別加入区域外に役場、その他の機関があるため、本村の発展に大きな支障となつているから、現在の、荒海村簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格するとともに交換台を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県上分村に郵便局設置の請願

請願者　高知県高岡郡上分村長朝比奈利喜外三名（第七一七号）

右の請願は、高知県上分村は、戦後疎開者や引揚者が多く定住したばかりでなく須崎町と近いため、年々人口が増加しているが、郵便局がないため、村民の不便は極めて大きく、文化の発展にも支障をきたしているから、昭和十四年局舎建設に着工し、戦争のため中止されたままになつている上分村郵便局をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県宇都宮郵便局庁舎建築に関する請願

請願者　栃木県宇都宮市塙田町字二里山三五七ノ一全逓信従業員組合宇都宮郵便局支部内中里隆藤太（第一〇六四号）

右の請願は、宇都宮郵便局庁舎は、昭和十三年に本建築するためしゆん工完了まで約一箇年の使用を予定し、県の敷地を借用して仮設したものであるが、戦争の進展するに及んで資材その他の事情から本建築の着工不能に陥り、仮局舎を使用のまま現在に至つているため局舎は極度に破損し、憂慮すべき状態にあるから、早急に局舎を新築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

植物種子の郵便料金改正に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町二ノ八全国指導農業協同組合連合会長　荷見安外一名（第一一二一号）

右の請願は、現行郵便法第二十六条による植物種子の料金は「重量百グラムまたはその端数ごとに二円」と規定されているが、農家の栽培するそ菜等の種子はその七割以上が購入種子によつて賄われ、しかもその相当量が郵送によつて流通されており、これら植物種子の売買および郵送は、一合またはその倍数の単位によつて行われるものが大部分であつて、一合の目的は普通包装共大体百三十グラムに達するのが実状で、現行のように百グラムを単位とする規定は取引の実状に即しないから、植物種子の郵便料金については「重量百三十グラムまたはその端数ごとに二円」と改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四〇号、第四〇九号、第四六五号、第六六五号、第八一八号、第八九八号　衛生管理者免許下付に関する請願

第七七五号　失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願

第九五六号　けい肺特別法制定に関する請願

第一〇五五号　技能者養成制定確立に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

労働委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会請願特別報告第二号

衛生管理者免許下付に関する請願

第四〇号　京都府舞鶴市行永　片桐つる代外二百十六名提出

第四〇九号　東京都世田ヶ谷区大蔵町国立大蔵病院内　富田清子外百十名提出

第四六五号　福岡県野多目五五九国立筑紫病院内全医労筑紫支部内　岡部修造外百三名提出

第六六五号　熊本県菊池郡菊池村国立療養所菊池病院内　奥村ヌイ外二十三名提出

第八一八号　新潟県高田市南本町三国立高田病院内　山崎シズ外百七十四名提出

第八九八号　福島県岩瀬郡須賀川町大字森宿国立福島療養所内　蛭田恒子提出

失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願

第七七五号　長崎県議会議長　岡本直行提出

けい肺特別法制定に関する請願

第九五六号　兵庫県養父郡関宮村吉井一、一九八中瀬鉱山労働組合内　能見元次郎提出

技能者養成制度確立に関する請願

第一〇五五号　長野県松本市一、二〇五土建産業労働組合長野地方連合会内　笠井銀治郎提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

労働委員長　吉田　法晴

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

衛生管理者免許下付に関する請願

請願者　京都府舞鶴市行永　片桐つる代外二百十六名（第四〇号）

請願者　東京都世田ヶ谷区大蔵町国立大蔵病院内　富田清子外百十名（第四〇九号）

請願者　福岡県野多目五五九国立筑紫病院内全医労筑紫支部内　岡部修造外百三名（第四六五号）

請願者　熊本県菊池郡菊池村国立療養所菊池病院内　奥村ヌイ外二十三名（第六六五号）

請願者　新潟県高田市南本町三国立高田病院内　山崎シズ外百七十四名（二通）（第八一八号）

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町大字森宿国立福島療養所内　蛭田恒子（第八九八号）

右の請願は、保健婦、助産婦看護婦法の一部が改正され、従来行われていた国家試験による乙種看護婦の昇格制度が廃止されたが、本年一月二十四日附労働省令によれば、衛生管理免許は、国家試験合格者のみに下付されることになつており、甲乙両種看護婦一本化の趣旨に反することになるから、この矛盾を是正するため、右労働省令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第七七五号）

右の請願は、失業対策事業に従事する日雇労働者の基準賃金は、現在日額最高二百二十八円に押えられており、しかも月間を通じて僅か二十日間就労するに過ぎないため、生活は極度の窮乏を告げているから、（一）基準賃金の引上げ、（二）失業対策事業に対する国庫補助の大幅増額、（三）越年越夏手当の支給等について必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

けい肺特別法制定に関する請願

請願者　兵庫県養父郡関宮村吉井一、一九八中瀬鉱山労働組合内　能見元次郎（第九五六号）

右の請願は、わが国のけい肺病は、医学的研究の不充分と低劣に労働条件のために、関係労働者の約十三パーセントが患者として生命の危険と生活の不安にさらされているが、けい肺の特性と予防施設の不備を克服するためには現在の対策では到底満足な成果を望めないから、強制力をもつけい肺特別法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

技能者養成制度確立に関する請願

請願者　長野県松本市一、二〇五土建産業労働組合長野地方連合会内　笠井銀治郎（第一〇五五号）

右の請願は、土建産業に働く労働者の技能の低下と指導者不足の対策として、土建産業労働組合長野連合会では、技能者養成規程の定めるところにより、実技の教習を除く他の科目の集団養成を組合の事業として取り上げて、二年を経過したが、経済的にまた具体的な指導方針に種々な困難があるから、青少年の技能養成の重要性にかんがみ経済的裏付および専門家の指導等により技能養成制度の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五七号、第一五八号、第一七五号、第一九七号、第五五三号、第五八八号、第五八九号、第六二二号、第六二三号、第六二四号、第六九三号、第七四七号、第七四八号、第七七七号、第八三一号、第八五〇号、第八五一号、第八五二号、第八五三号、第八五四号、第八五五号、第八五六号、第八五七号、第八五八号、第八五九号、第八六〇号、第八六一号、第八六二号、第八六三号、第八六四号、第八六五号、第八六六号、第八六七号、第八六八号、第八六九号、第八七〇号、第八七一号、第八七二号、第八七三号、第九四六号、第九四七号　警察責任転移の時期繰上げに関する請願

第二二九号　市町村吏員の給与ベース改訂に伴う財源措置の請願

第二三二号　地方公共団体の公共企業優先に関する請願

第五五四号　歯科医に対する特別所得税の請願

第五八二号　地方税法改正に伴う減収補てん財源措置等の請願

第六八〇号、第六九七号　高等学校定時制分校校舎建築費起債に関する請願

第六九六号　地方財政平衡交付金法中一部改正に関する請願

第六七七号　地方債のわく拡大に関する請願

第一一九七号　平衡交付金増額等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

地方行政委員長　油井賢太郎

参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会請願特別報告第一号

市町村吏員の給与ベース改訂に伴う財源措置の請願

第二二九号　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲提出

地方公共団体の公共企業優先に関する請願

第二三二号　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲提出

歯科医に対する特別所得税の請願

第五五四号　東京都千代田区神田小川町一ノ三社団法人日本歯科医師会長　入交直重提出

地方税法改正に伴う減収補てん財源措置等の請願

第五八二号　岩手県議会議長　村上順平提出

高等学校定時制分校校舎建築費起債に関する請願

第六八〇号　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎提出

第六九七号　福島市杉妻町一福島県高等学校定時制教育振興会内　松本久吉提出

地方財政平衡交付金法中一部改正に関する請願

第六九六号　福島市杉妻町一福島県高等学校定時制教育振興会内　松本久吉提出

地方債のわく拡大に関する請願

第七六七号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出

平衡交付金増額等に関する請願

第一一九七号　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会会長　中井光次提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

地方行政委員長　油井賢太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

市町村吏員の給与ベース改訂に伴う財源措置の請願

請願者　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲（第二二九号）

右の請願は、現下吏員の生活は極めてひつ迫しており、市町村当局としても給与の上昇の必要が痛感されているが、乏しい財政ではその実施は全く不可能であるから、このベースアップに伴う財源措置を国庫補助によつて講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年三月十三日

○第十五回国会 参議院会議録附録（その三）

意見書案
地方公共団体の公共企業優先に関する請願
請願者　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会
内　岩切哲（第二三二号）

右の請願は、地方公共団体が行う公営事業は、その性質上公共性が大きく、財政的にも重大な関係を持つため、上下水道事業、電気ガス事業、電車、自動車、船舶等の運輸事業等が地方自治法に規定されている。しかるに現在これ等の事業が認許可官庁の裁量によって画一的統制政策下に、しかも私益会社の独占事業として経営されていることは、地方公営企業法および同労働関係法の趣旨に反するものであるから、公共企業は私営に優先する原則を確立するよう関係法令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
歯科医に対する特別所得税の請願
請願者　東京都千代田区神田小川町一ノ三社団法人日本歯科医師会長　入交直重（第五五四号）

右の請願は、昭和二十七年六月二十八日法律第二一六号によつて施行せられた地方税法の一部改正はその運用に当り立法の主旨と異なり、共済組合の分の診療収入が課税の対象となつている等の不合理があるから再度改正せられるとともに、特別所得税の課税対象から除外する社会保険の診療収入は健康保険法、国民健康保険法のみにとどめず、船員保険法、生活保護法、国家公務員共済組合法、労働者災害補償保険法等も含められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
地方税法改正に伴う減収補てん財源措置等の請願
請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五八二号）

右の請願は、今回地方税法の一部を改正する法律の施行によつて地方公共団体は、相当多額の税の減収をきたすが、これに対し国の財源措置ができておらず、さらに国家公務員に対する夏季手当の支給、勤務地手当および寒冷地手当支給地域の変更、給与ベースの引上げ等に伴い地方公務員の給与も併行して引き上げなければならないが現在の地方財政の実状では実施不能であるから、地方財政平衡交付金の増額その他の方法により、充分なる財源措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
高等学校定時制分校校舎建築費起債に関する請願
請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町京都市立洛陽高等学校内全国高等学校定時制教育振興会内　中川源一郎（第六八〇号）

請願者　福島市杉妻町一福島県高等学校定時制教育振興会内　松本久吉（第六九七号）

右の請願は、昭和二十三年の学制改革により、高等学校に定時制課程が設けられたことは、働きながら学ぶ者にとつて適当な制度として認められているが、これが校舎の建築は遅遅として進まず、折角の制度も施設面では空文に等しい現状であるから、高等学校定時制分校校舎の建築のための起債を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
地方財政平衡交付金法中一部改正に関する請願
請願者　福島市杉妻町一福島県高等学校定時制教育振興会内　松本久吉（第六九六号）

右の請願は、現行法規による平衡交付金の測定単位として高等学校は生徒数のみによつて算定されているが、定時制課程においてはその性格上中心校と分校とが校舎を別にして教育を運営しているので、分校独自の経費も多額を要し、定時制の運営は到底不可能であるから、地方財政平衡交付金法の一部を改正せられたい。なお法規の改正まで相当な期間を要する場合は特別交付金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
地方債のわく拡大に関する請願
請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六七号）

右の請願は、現行の地方税制度は既に限度に達し、弾力性を失い唯一の財源である地方財政平衡交付金も国家財政に圧迫されて町村の基準所要額の交付も望み得ずしかも町村としては施行上不可欠の教育、厚生、産業、土木等の各事業が計画通り施行できない現況であるから、唯一の血路である地方債のわくを大幅に拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
平衡交付金増額等に関する請願
請願者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会会長　中井光次（第一一九七号）

右の請願は、本年度都市財政は、現状のままでは約三百九十八億円の歳入欠陥が予想され、職員給与の引上げは財政的に全く不可能となるから、目下審議中の本年度補正予算の地方財政平衡交付金を増額修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会請願特別報告第二号

警察責任転移の時期繰上げに関する請願

第一五七号　東京都北多摩郡国立町　佐藤康胤提出

第一五八号　大阪府北河内郡四条畷町　辻丑松提出

第一七五号　大阪府北河内郡津田町　三宅一郎提出

第一九七号　大阪府北河内郡交野町　伊藤碩州提出

第五五三号　東京都北多摩郡昭和町　伊藤栄彦提出

第五八八号　長崎県南高来郡小浜町　登本嘉寿一外一名提出

第五八九号　長崎県北松浦郡世知原町　松田郡四郎外一名提出

第六二二号　岐阜県武儀郡美濃町　小坂孟雄外一名提出

第六二三号　大阪府泉北郡高石町　中尾保外一名提出

第六二四号　長崎県北松浦郡佐々町　久家六蔵外一名提出

第六九三号　新潟県三島郡与板町　川上文平外一名提出

第七四七号　大阪府北河内郡四条畷町　辻丑松外三名提出

第七四八号　北海道札幌郡琴似町　曾我初観外一名提出

第七七七号　北海道石狩郡当別町　大沢三代治外一名提出

第八三一号　新潟県中魚沼郡十日町　中山竜次外一名提出

第八五〇号　北海道空知郡砂川町　森利雄外一名提出

第八五一号　兵庫県飾磨郡家島町　楠長純外一名提出

第八五二号　愛知県海部郡甚目寺町　高木順提出

第八五三号　北海道上磯郡木古内町　栗田学外一名提出

第八五四号　福岡県粕屋郡志免町　清原栄三郎外一名提出

第八五五号　愛知県渥美郡二川町　村田丹次外一名提出

第八五六号　青森県上北郡七戸町　工藤正六提出

第八五七号　大阪府泉北郡信太村　成田保徳外一名提出

第八五八号　長崎県北松浦郡世知原町　松田郡四郎外一名提出

第八五九号　長崎県北松浦郡佐々町　久家六蔵外一名提出

第八六〇号　岐阜県海津郡今尾町　田中芳男外一名提出

第八六一号　岐阜県武儀郡美濃町　小坂孟雄外一名提出

第八六二号　山梨県南巨摩郡増穂町　志村武外一名提出

第八六三号　山形県西置賜郡長井町　斉藤弥助外一名提出

第八六四号　山梨県中巨摩郡小笠原町　金丸親太郎外一名提出

第八六五号　栃木県足利郡山辺町　田部井進助外一名提出

第八六六号　栃木県上都賀郡足尾町　小林礼治外一名提出

第八六七号　長野県西筑摩郡上松町　遠山一郎外一名提出

第八六八号　長野県下高井郡平穏村　湯本二郎外一名提出

第八六九号　長野県埴科郡松代町　八田恭平提出

第八七〇号　青森県下北郡大畑町　菊地察明外一名提出

第八七一号　青森県南津軽郡藤崎町　佐藤敬三外一名提出

第八七二号　青森県下北郡大湊町　佐々木由吉外一名提出

第八七三号　静岡県小笠郡横須賀町　鈴木純外一名提出

第九四六号　兵庫県飾磨郡家島町　高島庄太郎外一名提出

第九四七号　大阪府泉北郡信太村　河井稔外一名提出

右四十一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

地方行政委員長　油井賢太郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

警察責任転移の時期繰上げに関する請願

諸願者　東京都北多摩郡国立町　佐藤康胤（第一五七号）

請願者　大阪府北河内郡四条畷町　辻丑松（第一五八号）

請願者　大阪府北河内郡津田町　三宅一郎（第一七五号）

請願者　大阪府北河内郡交野町　伊藤碩州（第一九七号）

請願者　東京都北多摩郡昭和町　伊藤栄彦（第五五三号）

請願者　長崎県南高来郡小浜町　登本嘉寿一外一名（第五八八号）

請願者　長崎県北松浦郡世知原町　松田郡四郎外一名（第五八九号）

請願者　岐阜県武儀郡美濃町　小坂孟雄外一名（第六二二号）

請願者　大阪府泉北郡高石町　中尾保外一名（第六二三号）

請願者　長崎県北松浦郡佐々町　久家六蔵外一名（第六二四号）

請願者　新潟県三島郡与板町　川上文平外一名（第六九三号）

請願者　大阪府北河内郡四条畷町　辻丑松外三名（第七四七号）

請願者　北海道札幌郡琴似町　曾我初観外一名（第七四八号）

請願者　北海道石狩郡当別町　大沢三代治外一名（第七七七号）

請願者　新潟県中魚沼郡十日町　中山竜次外一名（第八三一号）

請願者　北海道空知郡砂川町　森利雄外一名（第八五〇号）

請願者　兵庫県飾磨郡家島町　楠長純外一名（第八五一号）

請願者　愛知県海部郡甚目寺町　高木順（第八五二号）

請願者　北海道上磯郡木古内町　栗田学外一名（第八五三号）

請願者　福岡県粕屋郡志免町　清原栄三郎外一名（第八五四号）

請願者　愛知県渥美郡二川町　村田丹次外一名（第八五五号）

請願者　青森県上北郡七戸町　工藤正六（第八五六号）

請願者　大阪府泉北郡信太村　成田保徳外一名（第八五七号）

請願者　長崎県北松浦郡世知原町　松田郡四郎外一名（第八五八号）

請願者　栃木県上都賀郡足尾町　小林礼治外一名（第八六六号）

請願者　山梨県中巨摩郡小笠原町　金丸親太郎外一名（第八六四号）

請願者　栃木県足利郡山辺町　田部井進助外一名（第八六五号）

請願者　山形県西置賜郡長井町　斉藤弥助外一名（第八六三号）

請願者　山梨県南巨摩郡増穂町　志村武外一名（第八六二号）

請願者　岐阜県海津郡今尾町　田中芳男外一名（第八六〇号）

請願者　岐阜県武儀郡美濃町　小坂孟雄外一名（第八五九号）

請願者　長崎県北松浦郡佐々町　久家六蔵外一名（第八五五号）

請願者　長崎県北松浦郡世知原町　松田郡四郎外一名（第八五四号）

請願者　愛知県渥美郡二川町　村田丹次外一名（第八五三号）

請願者　青森県上北郡七戸町　工藤正六（第八五二号）

請願者　大阪府泉北郡信太村　成田保徳外一名（第八五一号）

請願者　長崎県北松浦郡世知原町　松田郡四郎外一名（第八五〇号）

請願者　清原栄三郎外一名（第八四七号）

請願者　愛知県渥美郡二川町　村田丹次外一名（第八四六号）

請願者　青森県上北郡七戸町　工藤正六（第八四五号）

請願者　大阪府泉北郡信太村　成田保徳外一名（第八四四号）

請願者　栃木県上都賀郡足尾町　小林礼治外一名（第八四三号）

請願者　長野県西筑摩郡上松町長　遠山一郎外一名（第八六七号）
請願者　長野県下高井郡平穏村長　湯本二郎外一名（第八六八号）
請願者　長野県埴科郡松代町長　八田恭平（第八六九号）
請願者　青森県下北郡大畑町長　菊地察明外一名（第八七〇号）
請願者　青森県南津軽郡藤崎町長　佐藤敬三外一名（第八七一号）
請願者　青森県下北郡大湊町長　佐々木由吉外一名（第八七二号）
請願者　静岡県小笠郡横須賀町長　鈴木純外一名（第八七三号）
請願者　兵庫県飾磨郡家島町議会議長　高島庄太郎外一名（第九四六号）
請願者　大阪府泉北郡信太村議会議長　河井稔外一名（第九四七号）

右の請願は、東京都国立町は、昭和二十七年八月二十日の住民投票の結果自治体警察を維持しないことに決定したが、現行警察法第四十条の三によると警察責任の転移の時期は来年四月一日となつており、既に維持しないことを決定したのになお今度八箇月も現状のままに置くことは警察吏員の志気にかかわり従つて治安の維持にも不安なきを得ないから、特例を設けて責任転移の時期を変更できるよう措置せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年十二月二十三日
地方行政委員長　油井賢太郎
参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情審査報告書
第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八四号、第一九八号、第三一三号　平衡交付金増額等に関する陳情
第八七号　住民税の課税基準改正に関する陳情
第一五三号　平衡交付金等の増額に関する陳情
第一五四号　歯科医の特別所得税に関する陳情
第一六六号　地方公務員の給与ベース改訂財源措置に関する陳情
第一六七号　地方財政赤字補てん措置に関する陳情
第二一一号　消防財源確立に関する陳情
第二一八号　地方税法中一部改正に関する陳情
第二二〇号　地方公務員の給与ベース改訂に伴う財源措置の陳情
第二六七号　平衡交付金の配分に関する陳情
第二六八号　地方分権確立に関する陳情
第二七〇号　最高裁判所裁判官の国民審査方法改正に関する陳情
第二七九号　地方財政改革に関する陳情
第三〇二号　国家公務員共済組合診療収入の特別所得税撤廃に関する陳情
第三一二号　消防組織法第二五条に基く消防補助法制定促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日
地方行政委員長　油井賢太郎
参議院議長佐藤尚武殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

平衡交付金増額等に関する陳情
第八四号　岐阜市司町一二岐阜県町村議会議長会内　杉山金次郎提出
第一九八号　東京都議会議長　斎藤清亮提出
第三一三号　東京都議会議長　斎藤清亮提出

住民税の課税基準改正に関する陳情
第八七号　岐阜市司町一二岐阜県町村議会議長会内　杉山金次郎提出
平衡交付金等の増額に関する陳情
第一五三号　群馬県議会議長　金子金八提出
歯科医の特別所得税に関する陳情
第一五四号　東京都千代田区神田小川町一ノ三社団法人日本歯科医師会長　入交直重提出
地方公務員の給与ベース改訂財源措置に関する陳情
第一六六号　長崎県議会議長　岡本直行提出
地方財政赤字補てん措置に関する陳情
第一六七号　長崎県議会議長　岡本直行提出
消防財源確立に関する陳情
第二一一号　広島市大手町八ノ一一四ノ一広島市消防局内　石井博提出
地方税法中一部改正に関する陳情
第二一八号　東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会館内日本歯科医師会長　入交直重外一名提出
地方公務員の給与ベース改訂に伴う財源措置の陳情
第二二〇号　京都市議会議長　竹内忠治外四名提出
平衡交付金の配分に関する陳情
第二六七号　鹿児島市議会議長　新川近義提出
地方分権確立に関する陳情
第二六八号　鹿児島市議会議長　新川近義提出
最高裁判所裁判官の国民審査方法改正に関する陳情
第二七〇号　鹿児島市議会議長　新川近義提出
地方財政改革に関する陳情
第二七九号　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長　中井光次提出
国家公務員共済組合診療収入の特別所得税撤廃に関する陳情
第三〇二号　東京都千代田区富士見町一ノ一〇共済組合連盟理事長　今井一男提出
消防組織法第二五条に基く消防補助法制定促進に関する陳情
第三一二号　東京都港区芝西久保明舟町一八財団法人日本消防協会会長　岡本愛祐提出

右十七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日
地方行政委員長　油井賢太郎
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

平衡交付金増額等に関する陳情
陳情者　岐阜市司町一二岐阜県町村議会議長会内　杉山金次郎（第八四号）
陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮（第一九八号）
陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮（第三一三号）

右の陳情は、税制の改革によつて地方自治の強化がさけばれてきたが経済事情の変動と法令の改変に伴い、国政委任事務の膨脹ならびに災害による臨時経費の増大等のため町村財政の運営はすこぶる困難となり、地方自治本来の目的さえ達し難い実情にあるから、平衡交付金の増額ならびに各種のわくにとらわれずその町村の財政事情を考慮の上地方債の増加を認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住民税の課税基準改正に関する陳情

陳情者　岐阜市司町一二岐阜県町村議会議長会内　杉山金次郎（第八七号）

右の陳情は、町村民税は均等割額と所得割額との合算額によることに改正され、この基準によつて計算した税額にはいちじるしい不均衡があるため、納税成績が悪く町村財政の運営に支障をきたしているから、（一）均等割所得割のほか資産割等をふくめて見立によりある程度の調整ができるようその割合を明示すること、（二）現行通りとする場合は所得割の内、過大または過小あるいは捕捉もれと考えられるものに対しては議会において妥当な税額を決定しうること、（三）（二）により決定した税額については単に町村民税の課税にとどめること等を参考として、住民税の課税基準を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金等の増額に関する陳情

陳情者　群馬県議会議長　金子金八（第一五二号）

右の陳情は、昭和二十七年度における地方財政の赤字については、従来地方の実状と政府の不合理な見解とを具体的に指摘してこれが適正な補正を強く要望したところであるが、今回決定された政府の補正予算原案においては市町村を含めてわずか地方財政平衡交付金二百億円、地方債百二十億を措置されたに過ぎない。この程度の財源をもつてしては予定公共事業、給与ベースの改訂その他国の新施策等の実施は不可能であるから、地方財政平衡交付金と地方債のわくを大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

歯科医の特別所得税に関する陳情

陳情者　東京都千代田区神田小川町一ノ三社団法人日本歯科医師会長　入交直重（第一五四号）

右の陳情は、昭和二十七年六月二十八日法律第二一六号をもつて施行された地方税法の一部改正はその運用に当り立法の主旨と異なるから、再度改正せられたい。なお、特別所得税の課税対象から除外する社会保険の診療収入は健康保険法、国民健康保険法のみにとどめず、船員保険法、生活保護法、国家公務員共済組合法、労働者災害補償保険法等をも含められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂財源措置に関する陳情

陳情者　長崎県議会議長　岡本直行（第一六六号）

右の陳情は、さきの通常国会における人事院の勧告に基き、政府は国家公務員に対しては本年十月分よりベース改訂を実施する模様であるが、現在の諸状勢よりみて、地方公務員についても既に給与改訂の時機に達しているものと考えられるので、これが財源として、次の補正予算計上の際、平衡交付金に加算計上されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政赤字補てん措置に関する陳情

陳情者　長崎県議会議長　岡本直行（第一六七号）

右の陳情は、昭和二十七年度における地方財政の赤字は、地方自治庁の算定によれば四百三十三億円に達する見込みであるため、自治庁においてはこれが補てんの措置として、平衡交付金において百六十億円、起債わくで二百六十八億円を追加する計画を樹てこれを補正予算に織り込むよう目下折衝中の由であるが現在の地方財政の状況下においては右金額は最低限の線と考えられるので、自治庁原案が成立するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防財源確立に関する陳情

陳情者　広島市大手町八ノ一一四ノ一広島市消防局内　石井博（第二一一号）

右の陳情は、地方自治体の窮迫せる財政では、容易に消防施設の強化拡充を望めない実情であり、消防の自主性はもち論火災または治安整備上はなはだ憂慮に堪えない現状であるから、消防に対する国庫補助の単独法の制定、起債、平衡交付金の増額等消防財政確立のため、適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法中一部改正に関する陳情

陳情者　東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会館内日本歯科医師会長　入交直重外一名（第二一八号）

右の陳情は、第十三回臨時国会において、地方税法の一部が改正せられ、医師および歯科医師の医業に関する特別所得税ならびに医療法人に関する事業税の一部に免税の法的措置が講ぜられたのであるが、現行法では、健康保険法および国民健康保険法に基く診療報酬にのみ免税の措置がとられており、健康保険法における家族の窓口負担の診療報酬はもとより、船員保険法、国家公務員共済組合法、生活保護法、結核予防法等の規定に基くこれら一連の社会医療の面においては、何等の考慮がなされていないのは遺憾であるから、これらに対しても等しく免税の措置が講ぜられるよう今国会において地方税法のすみやかな改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の給与ベース改訂に伴う財源措置の陳情

陳情者　京都市議会議長　竹内忠治外四名（第二一〇号）

右の陳情は、地方公共団体特に大都

市は、戦災復興、六・三制教育、土木住宅その他厚生施設等において大な経費を必要とし、税収入その他によつてはこれ等の所要経費さえ充足し得ない状態にあつて、官公吏の給与改訂必至の情勢下に地方財政の困窮は想像以上のものがあるから、給与改訂に伴う財源措置に関し格段の配慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方分権確立に関する陳情

陳情者　鹿児島市議会議長　新川近義（第二六八号）

右の陳情は、民主主義の基礎は地方分権の強化促進にありとし諸施策は企図され、かつ実施されたのであるが、近時地方税法の改正に伴いその財源に枯渇し地方自治体は財政的に存亡の危機にあるとき、政府は平衡交付金、起債その他の財政措置を通じ中央集権の復活を企図していることは遺憾であるから、地方税法、同財政法、同平衡交付金法等を具体的に再検討の上地方財政の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金の配分に関する陳情

陳情者　鹿児島市議会議長　新川近義（第二六七号）

右の陳情は、各地方団体に対し交付すべき昭和二十七年度の地方財政平衡交付金の額の特例に関する総理府令案によると、昭和二十七年度の平衡交付金の配分は中小都市にとつて不合理と認められるから、基準収入額の測定方法ならびに基準財政需要額算出の方法を現状に即するよう改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

最高裁判所裁判官の国民審査方法改正に関する陳情

陳情者　鹿児島市議会議長　新川近義（第二七〇号）

右の陳情は、最高裁判所裁判官国民審査の投票は単に形式的な方法によつているため、ほとんど無意義であり、全国的にはばく大な経費を空費しているので、投票の方法を改正して、真に意義ある国民審査とするようその改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政改革に関する陳情

陳情者　東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長　中井光次（第二七九号）

右の陳情は、地方財政確立のために、(一)国は地方の自主性を尊重して、現に行われる財政的な高度の統制は廃止してその権力的関与は最少限度に止めること、(二)中央地方行政を整備して国税を減じて国民負担の軽減と地方税源のかん養を図ること、(三)中央地方税源の配分については現在の国偏重を改め地方団体の財政需要を賄うに足る税源を賦与すること、(四)平衡交付金については特別の弱小団体に対する財政補給の限度に縮減するとともに国庫負担金および補助金制度に画期的検討是正を加えること、(五)地方債許可制度はすみやかに廃止すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員共済組合診療収入の特別所得税撤廃に関する陳情

陳情者　東京都千代田区富士見町一ノ一〇共済組合連盟理事長　今井一男（第三〇二号）

右の陳情は、地方税法第七四四条および第七七七条第四項により、健康保険法および国民健康保険法に基く療養給付について支払を受けた金額は、特別所得税の課税標準から除外されているにかかわらず、国家公務員共済組合法の規定に基く医療給付が課税の対象となつているのは、不合理であるから、後者についても特別所得税の課税標準から除外するよう地方税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消防組織法第二五条に基く消防補助法制定促進に関する陳情

陳情者　東京都港区芝西久保明舟町一八財団法人日本消防協会会長　岡本愛祐（第三一二号）

右の陳情は、昭和二十三年の画期的改革以来、消防のことに挙げて市町村の事務となり、完全に自治体消防となつているが、市町村財政が不充分なため、消防のことが等閑視される傾向にあり、その使命を達するに支障が多いから、この際多年の懸案となつている消防組織法第二十五条に基く消防補助法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五五九号、第一〇二四号　元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願

第七一三号　医療法人の相続税に関する請願

第八八三号、第九六一号、第一一一五号、第一一七五号、第一一七六号、第一一九八号、第一二六六号、第一二六七号　ガソリン税軽減に関する請願

第八八四号　税制改正に関する請願

第八九六号　勤労所得税軽減等に関する請願

第九四九号　宮城県生出村に国立たばこ試験場設置の請願

第一〇一九号　勤務所得税等減免に関する請願

第一〇九五号　物品税軽減に関する請願

第一一一四号、第一一九九号、第一二〇〇号、第一二六五号　揮発油税軽減に関する請願

第一一三一号、第一二六八号　酒税引下げに関する請願

第一一六〇号　貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願

第一一七四号　C・P・O納入冷凍機等の物品税免除手続に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第二号

元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願

第五五九号　広島県呉市上平原町五五旧海軍文官退職賞与支払促進呉地方同盟内　芦田祐一外十九名提出

第一〇二四号　広島県呉市上平原町五五旧海軍文官退職賞与支払促進呉地方同盟内　井尻一市外十九名提出

医療法人の相続税に関する請願

第七一三号　東京都文京区湯島三ノ一社団法人日本医療法人協会副会長　熊谷千代丸外一名提出

ガソリン税軽減に関する請願

第八八三号　群馬県桐生市陸一、二九五ノ一関西運送株式会社取締役　小西喜代治提出

第九六一号　群馬県高崎市九蔵町五五高崎貨物自動車株式会社社長　茂木清吉外五名提出

第一一一五号　三重県四日市市浜田一、六〇〇三重陸運株式会社社長　加藤茂雄提出

第一一七五号　福井市御園町八日本通運株式会社福井支店内　本多嶋蔵外五名提出

第一一七六号　熊本市花畑町三一熊本県トラック協会内　渡辺幸義外十八名提出

第一一九八号　横浜市中区日之出町二ノ一三〇（交通会館内）神奈川県乗用自動車協会内　伊藤福一提出

第一二六六号　名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社取締役　仲田光三郎提出

第一二六七号　埼玉県川越市大字川越一、五九三武蔵貨物自動車株式会社社長　桑田愛三提出

税制改正に関する請願

第八八四号　東京都中央区京橋一ノ一〇商工中金会内社団法人日本中小企業団体連盟会長　豊田雅孝提出

勤労所得税軽減等に関する請願

第八九六号　横浜市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　木田富蔵外一万三千五百八十五名提出

宮城県生出村に国立たばこ試験場設置の請願

第九四九号　宮城県名取郡出生村長　太田太蔵外一名提出

勤労所得税等減免に関する請願

第一〇一九号　横浜市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　木田富蔵提出

物品税軽減に関する請願

第一〇九五号　東京都中央区銀座西七ノ三（資生堂ビル内）全国物品税撤廃期成同盟会内　松本昇外四名提出

揮発油税軽減に関する請願

第一一一四号　東京都千代田区丸の内一ノ二興亜石油株式会社社長　野口栄三郎提出

第一一九九号　東京都千代田区丸の内二ノ一四日本石油精製株式会社社長　佐々木弥市外六名提出

第一二〇〇号　横浜市中区山下町八スタンダード、ヴアキユーム・オイル・カンパニー内　エルマー・エル、ペネル提出

第一二六五号　東京都中央区日本橋馬喰町一ノ一昭和石油株式会社社長　小山九一提出

酒税引下げに関する請願

第一一三一号　神奈川県中郡秦野町曾我二、八四七　飯田喜代治外七十四名提出

第一二六八号　神奈川県足柄上郡岡本村岩原八八八　保田邦夫外二十六名提出

貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願

第一一六〇号　山梨県甲府市桜町二山梨県水晶商工業協同組合理事長　米沢良知外二名提出

C・P・O納入冷凍機等の物品税免除手続に関する請願

第一一七四号　東京都板橋区志村前野町一、〇四五第一光学株式会社取締役社長　工藤武吉外四名提出

右二十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願

請願者　広島県呉市上平原町五五旧海軍文官退職賞与支払促進呉地方同盟内　芦田祐一外十九名（第五五九号）

請願者　広島県呉市上平原町五五旧海軍文官退職賞与支払促進呉地方同盟内　井尻一市外十九名（第一〇二四号）

右の請願は、旧海軍に文官として勤務していた者は、終戦により逐次復員を命ぜられるに当り、海軍大臣の指令によつて退職賞与を支給されることになつたが、この賞与のうち千円未満の端数のみを現金で支給され、同時に銀行定期預金証書をもつて交付された平均千五百円については、連合軍最高司令官の指令に基いて、昭和二十年十一月三十日以後その支払いを停止されたまま今日に至つている。ついては講和条約の成立によつて連合軍最高司令官の命令が失効となつた今日、該賞与の未払額は、これらの者に早急に支払われるものと思うから、すみやかに支払いの措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ガソリン税軽減に関する請願

請願者　群馬県桐生市陸一、二九五ノ一関西運送株式会社取締役　小西喜代治（第八八三号）

請願者　群馬県高崎市九蔵町五五高崎貨物自動車株式会社社長　加藤茂雄（第一一一五号）

請願者　福井市御園町八日本通運株式会社福井支店内　本多嶋蔵外五名（第一一七五号）

請願者　熊本市花畑町三一熊本県トラック協会内　渡辺幸義外十八名（第一一七六号）

請願者　横浜市中区日之出町二一社団法人日本医療法人協会副会長　熊谷千代丸外一名（第七一三号）

右の請願は、医療法人の事業の用に供する財産に対する相続税の賦課は、医療法人の立法精神と相続税法第十二条の解釈とに相反するものと認められるから、医療法人の相続税は課せられないよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

ノ一三〇（交通会館内）神奈川県乗用自動車協会内　伊藤福一（第一一九八号）

請願者　名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社取締役　仲田光三郎（第一二六六号）

請願者　埼玉県川越市大字川越一、五九三武蔵貨物自動車株式会社社長　桑田愛三（第一二六七号）

右の請願は、輸送事業にとつて、ガソリンは、電鉄事業における電力に匹敵するものであるが、ガソリン税は、電気ガス税の十倍という重税であり、税負担の均衡上不合理であるから、税率を一割（キロリットル当り二千円）程度に引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

税制改正に関する請願

請願者　東京都中央区京橋一ノ一〇商工中金会内社団法人日本中小企業団体連盟会長　豊田雅孝（第八八四号）

右の請願は、日本経済の完全独立のため、資本蓄積の必要が叫ばれており、大企業については、税法上の特別措置が徐々に講ぜられている。しかるに資本蓄積を最も必要とする中小企業については、効果的措置がとられておらず、中小企業に対する特別税制の制定が強く要望されているから、すみやかに税制改正を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労所得税軽減等に関する請願

請願者　横浜市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　木田富蔵外一万三千五百八十五名（第八九六号）

右の請願は、現在の勤労所得税は、戦前月額百円以下の収入者には税金がかからなかつた実状と見比べ今日の物価水準が戦前の三百十倍である実態からおして、現状はわずか月収五千円の低額所得者から被税対象となつていることは、老後の生活保障のための退職手当金にまで課されていることとともに余りにもか酷であるから、（一）月額一万五千円まで免税、（二）超過勤務手当の免税、（三）社会保険料金の免税、（四）退職手当金の免税等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、今直ちに実現することは困難としても将来考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県生出村に国立たばこ試験場設置の請願

請願者　宮城県名取郡生出村長　太田太蔵外一名（第九四九号）

右の請願は、宮城県生出村大字茂庭字上の原山地内は、国立たばこ試験場設置の候補地として交通、地味、環境、試験場開設後の職員従業員の効果的利益、冬季の積雪の少ないこと等すべての面より地の利を得た好適地あり、また本村の村勢伸展はもちろん次男、三男の対策解決等の点から是非とも同村に国立たばこ試験所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労所得税等減免に関する請願

請願者　横浜市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内　木田富蔵（第一〇一九号）

右の請願は、終戦以来既に七年を経過した今日、わが国工鉱業生産水準は戦前を三十パーセントも上回り資本蓄積率もまた二十パーセントを上回つているといわれているが、この反面勤労者の賃金水準が戦前の七十パーセント程度にあることは極めて不合理である上に加えて、高率の勤労所得税を課せられているため、これら勤労者は極度に生活権を脅かされているから、（一）所得月額一万五千円まで免除、（二）超過勤務手当の免税、（三）社会保険料金の免税、（四）退職手当金の免税等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、今直ちに実現することは困難としても将来考慮すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

物品税軽減に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西七ノ三（資生堂ビル内）全国物品税撤廃期成同盟会内　松本昇外四名（第一〇九五号）

右の請願は、物品税法は、戦時中消費規正と購買力抑制を目途として創設された戦時立法であるが、ある物については、課税された原料で製造された物品に課税され、同一種目に二重の課税となつているものがあり、一方日常生活不可欠の物品に課税して国民の税負担を重くする等不合理な点が多いから、すみやかに物品税を撤廃せられることを希望するが、撤廃が困難な場合には是非とも税率の軽減および納税期限の延長を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

揮発油税軽減に関する請願

請願者　東京都千代田区丸の内一ノ二興亜石油株式会社社長　野口栄三郎（第一一一四号）

請願者　東京都千代田区丸の内二ノ一四日本石油精製株式会社社長　佐々木弥市外六名（第一一九九号）

請願者　横浜市中区山下町八スタンダード、ヴアキューム・オイル・カンパニー内　エルマー・エル、ベネル（第一二一〇〇号）

請願者　東京都中央区日本橋馬喰町一ノ一昭和石油株式会社社長　小山九一（第一二一六五号）

右の請願は、わが国経済活動のうち揮発油の動力源として占める役割の重要性と、他の物資に類のない高率の消費税が課せられている点を考えて、石油業ならびに関連産業の発展のための、現行税率を半額程度に減税せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

酒税引下げに関する請願

請願者　神奈川県中郡秦野町曾我二、八四七　飯田喜代治外七十四名（第一一三一号）

請願者　神奈川県足柄上郡岡本村岩原八八八　保田邦夫外二十六名（第一一六八号）

右の請願は、正規酒類の供給量は需要量に遠く及ばないので推定三百万石の密造酒が生産されており、また勤労大衆は安い酒類を要望しているから、酒税を最低三割引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願

請願者　山梨県甲府市桜町二山梨県水晶商工業協同組合理事長　米沢良知外二名（第一一六〇号）

右の請願は、輸出産業の発展と零細工業の維持を図るため、物品税法中の貴石、半貴石類に適当なる免税点を設置し、室内装飾用品ならびに身辺細貨類の現行免税点二百五十円を二千円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

C・P・O納入写真機等の物品税免除手続に関する請願

請願者　東京都板橋区志村前野町一、〇四五第一光学株式会社取締役社長　工藤武吉外四名（第一一七四号）

右の請願は、C・P・O納入の写真機、写真引伸機、同部分品および附属品ならびに現像焼付用器具の物品税免除手続が煩雑であるため、日本内地PXにおいては免税による注文皆無の状態であり、一方ドイツ製品の進出により日本写真機がC・P・Oより閉出され国内市場にあふれて大混乱を起している状態であつて、このまま推移すればわが国の代表的輸出産業の一つであつた写真機工業は再びドイツ品のためにしかも自国内で蚕食され遂には崩壊に至るから、C・P・O納入写真機等の物品税免除手続を簡素化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二五号　国民金融公庫に対する政府出資金増額の陳情

第二四二号　ガソリン税軽減に関する陳情

第二七一号　勤労所得税軽減に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第二号

国民金融公庫に対する政府出資金増額の陳情

第二二五号　新潟市上大川前通七番町新潟県商工会議所会頭　和田閑吉外二名提出

ガソリン税軽減に関する陳情

第二四二号　三重県津市桜橋通り二三重県自家自動車組合連合会内　林三夫提出

勤労所得税軽減に関する陳情

第二七一号　鹿児島市議会議長　新井近義提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国民金融公庫に対する政府出資金増額の陳情

陳情者　新潟県商工会議所会頭　和田閑吉外二名（第二二五号）

右の陳情は、今回の補正予算によれば、金融公庫に対し三十億の増資を予定しているよしであるが、今日中小企業が一様に必要資金不足を訴えている現状に鑑み、この際飛躍的に国民金融公庫に対する政府出資を公庫の要求額まで大幅増資を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ガソリン税軽減に関する陳情

陳情者　三重県津市桜橋通り二三重県自家自動車組合連合会内　林三夫（第二四二号）

右の陳情は、目下ガソリンの消費税は、一キロリットル当り一万一千円の五〇パーセント課税となつており、自動車使用者にはその他自動車税、道路補修費または車両の無償提供等多種の負担があり、更に高率のガソリン税はその負担が重すぎるから、他の動力源と比較していちじるしく均衡のとれない現在の税額を一キロリットル当り五千円程度に引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勤労所得税軽減に関する陳情

陳情者　鹿児島市議会議長　新井近義（第二七一号）

右の陳情は、勤労所得税者は他の所得者に比較して税を加重負担しているから、これが是正のため、（一）基礎控除を十一万円とすること、（二）勤労控除を三十パーセントとすること、（三）退職金の基礎控除を三十万円とし残額の十分の二に相当する金額を課税対象とすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、現在直ちに実現することは困難としても将来右の方向に向い善処すべきものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇六六号　北海道渚滑川口導水堤工事完成等に関する請願

第一〇七五号　国道一号線中静岡県沼津市下石田地先舗装工事施行に関する請願

第一〇八一号　高速度自動車道路測量線一部変更に関する請願

第一〇八三号　駐留軍使用不動産返還に関する請願

第一〇九九号　矢作川改修工事促進に関する請願

第一一二〇号　北海道問寒別地方天塩川架橋に関する請願

第一一四三号　岩手県竜川砂防工事施行に関する請願
第一一四四号、第一一一四号、第一一二八二号、第一一一八三号　福島裏磐梯線の観光道路建設に関する請願
第一一二〇三号　国道一号線中一部改良工事施行に関する請願
第一二九八号　利根川堤防引堤工事促進に関する請願
第一一二九九号　福島県新田川改修工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

建設委員長　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第二号

北海道渚滑川口導水堤工事完成等に関する請願
第一〇六六号　北海道紋別郡渚滑村長　岡田久雄外一名提出
国道一号線中静岡県沼津市下石田地先舗装工事施行に関する請願
第一〇七五号　静岡県沼津市大岡下石田一、四二五　石井良作提出
高速度自動車道路測量線一部変更に関する請願
第一〇八一号　静岡県駿東郡御殿場町東田中二、〇六九　鈴木富蔵外五十四名提出
駐留軍使用不動産返還に関する請願
第一〇八三号　札幌市北四条西一ノ一北海道指導農業協同組合連合会長　幡野直次提出
矢作川改修工事促進に関する請願
第一〇九九号　愛知県岡崎市長　竹内京治提出
北海道間寒別地方天塩川架橋に関する請願
第一一二〇号　北海道天塩郡幌延村長　赤松満太郎外二十名提出
岩手県竜川砂防工事施行に関する請願
第一一四三号　岩手県岩手郡御明神村長　竹花庄蔵外一名提出
福島裏磐梯線の観光道路建設に関する請願
第一一四四号　福島県信夫郡庭坂村　二階堂哲三提出
第一一一四号　福島県信夫郡土湯村役場内　阿部高治外二十四名提出
第一二八二号　福島市福島電鉄株式会社社長　坪井万三提出
第一一八三号　福島県耶麻郡猪苗代町長　原田小平提出
国道一号線中一部改良工事施行に関する請願
第一二〇三号　愛知県愛知郡豊明村長　平野増平外六百五十九名提出
利根川堤防引堤工事促進に関する請願
第一二九八号　埼玉県北埼玉郡羽生町長　小川清助提出
福島県新田川改修工事施行に関する請願
第一二九九号　福島県相馬郡原町長　渡辺敏提出

右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

建設委員長　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

北海道渚滑川口導水堤工事完成等に関する請願

請願者　北海道紋別郡渚滑村長　岡田久雄外一名（第一〇六六号）

右の請願は、渚滑川口には導水堤の設備がないため常に河心が異動し、一度時化に遭遇するときは川口が閉鎖され、ために渚滑市街を貫流する旧河川およびその支流ならびに川向小河川に逆流はん濫し、市街の約四百町歩は常に浸水する状態であつて、当地方交通の要衝を占め木材ならびに雑穀等の集散地として過去いんしんを極めて渚滑村も次第に衰微し今日の状態に至つた次第であるから、すみやかに渚滑川口導水堤工事の完成を図るとともに、木村の発展上当面せる渚滑川治水事業の促進、渚滑橋、宇津々橋の永久橋架設、地方費道稚内網走線中沙留、渚滑間路線の変更等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道一号線中静岡県沼津市下石田地先舗装工事施行に関する請願

請願者　静岡県沼津市大岡下石田一、四二五　石井良作（第一〇七五号）

右の請願は、国道一号線は、東海道幹線として交通量はげしく、昭和二十六年度建設省が沼津、三島間国道改良工事施行に当り別に新道を啓開したため、その部分は幾分交通難を解消したが、沼津市下石田地先は依然として一本路線のため、諸車が東方ならびに西方にて二本に分れたものが再び当地先に集中する結果路面の損傷、沿道民家の窓ガラスの破壊等、交通事故がひん発する現況であるから、当地先の舗装工事が施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高速度自動車道路測量線一部変更に関する請願

請願者　静岡県駿東郡御殿場町東田中二、〇六九　鈴木富蔵外五十四名（第一〇八一号）

右の請願は、静岡県御殿場町東山地区より同町東田中地区に至る高速自動車道路予定線は、箱根外輪山の山すそゆう水地帯であつて地盤が軟く、しかも深でい地帯のため、工事に多大の費用を要するばかりでなく、同地帯に道路を建設する場合は、かんがい用水および飲料水に大きな支障をきたす等影響するところが極めて大きいから、道路、宅地、家屋、耕作地等を除き、工事の容易な平原地帯に予定路線の一部を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍使用不動産返還に関する請願

請願者　札幌市北四条西一ノ一北海道指導農業協同組合連合会長　幡野直次（第一〇八三号）

右の請願は、北海道札幌市北四条西七丁目所在の北海道指導農業協同組合連合会の建物は駐留軍によつて接収使用中であるが、右建物は全道農民の義金によつて建設した農民の象徴的事務所で駐留軍の強制使用によつて農民感情は悪化し、その上これに代る事務所の借用費等財政的負担に堪えられず破産の危機に陥つているから、すみやかに駐留軍の一時使用を解除して返還せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

矢作川改修工事促進に関する請願

請願者　愛知県岡崎市長　竹内京治（第一〇九九号）

右の請願は、矢作川の改修工事は、昭和八年度より着工されているが、いまなお計画の六割以上が未完成の状態にあり、しかも河状が天上川であるばかりでなく、堤防断面がせまい等一朝出水の際は容易に浸水を見る実情にあり、従来しばしば水禍を繰り返しているが、ことに三河地震による地盤沈下は、沿線二万町歩の美田と四万戸の住宅ならびに交通通信の諸施設を水底に没するやも知れない不安な状態に置いているから、同工事のすみやかな完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道問寒別地方天塩川架橋に関する請願

請願者　北海道天塩郡幌延村長　赤松満太郎外二十名（第一一二〇号）

右の請願は、北海道問寒別地方天塩川架橋は、昭和十五年いよいよ実施の域に達しながら大戦のため中止となり今日に及んでいるが、近時問寒別、円山産土両地域の開発により農産物および酪農経営による搾乳量はばく大な量を示してきたにもかかわらず、消費都市への輸送路が閉ざされているため、農家の被る損失と不便は誠にじん大であるから、天塩川架橋によつてこの不利不便を除去するとともに本地方各種産業の開発に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県竜川砂防工事施行に関する請願

請願者　岩手県岩手郡御明神村長　竹花庄蔵外一名（第一一四三号）

右の請願は、岩手県御明神村の中央を流れる竜川は、上流山間部から流出する土砂のため、河床が高まり、降雨の度毎にはん濫していたが、農林省の砂防工事によつて被害も減少の傾向にあるが、この際竜川の支流である志戸前川、安栖川、小柳沢、荒沢の合流点附近に砂防工事を施行することにより、当村の利水および治水対策は完全となり、下流に予定されている御所ダムの建設にも役立つ等その効果は極めて大きいから、同工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島裏磐梯線の観光道路建設に関する請願

請願者　福島県信夫郡庭坂村二階堂哲三（第一一四四号）　福島県信夫郡土湯村役場内阿部高治外二十四名（第一一一四号）　福島市福島電鉄株式会社社長　坪井万三（第一二八二号）　福島県耶麻郡猪苗代町長　原田小平（第一二八三号）

右の請願は、観光事業の振興は、経済、社会、文化等の面に益するところ極めて大きく、地方産業の振興を図るための基礎条件である。ことに福島裏磐梯線の建設は、同地方の観光事業および各種資源の開発を促進するばかりでなく、地方における失業対策としても適切な事業であるから、同観光道路の建設を国費によつて施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道一号線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　愛知県愛知郡豊明村長　平野増平外六百五十九名（第一一〇三号）

右の請願は、愛知県豊明村内の国道一号線約三キロは、幅員狭くしかも両側は民家が軒を連れ、またこの間約一キロ三百メートルは坂道で二十分の一程度の急こう配箇所があるため交通事故ひん発の実情であるから、すみやかに本国道の改良工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

利根川堤防引堤工事促進に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡羽生町長　小川清助（第一二九八号）

右の請願は、利根川堤防引堤工事は、栗橋上流の狭あい部において計画流量千四百立方メートルを裁くことは現状のままではできないため具体化の運びとなつたのであるが補償の点で妥結に至らず今日に至つているが、単年度予算の弊は当該地に当てられた工費を対岸群馬県側の補強費に転用され、現在埼玉県側より一メートル八十も高いため一度大水に見舞われると川幅狭あいにしてしかも低弱右岸の溢水欠潰は必至であるから、本工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県新田川改修工事施行に関する請願

請願者　福島県相馬郡原町長渡辺敏（第一一九九号）

右の請願は、新田川は、福島県相馬郡地方の治水上および利水上最も重要な河川であるが、局部的に貧弱なる堤防、護岸を有するのみで荒廃その極に達し、出水の度毎にじん大なる被害を与えているから、すみやかに本川の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七二号　戦災復興事業完遂に関する陳情

第三〇四号　九州海岸保全に関する陳情

第三二一号　海岸保全法制定等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

建設委員長　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第二号

戦災復興事業完遂に関する陳情

第二七二号　鹿児島市議会議長　新川近義提出
九州海岸保全に関する陳情
第三〇四号　福岡県知事　杉本勝次提出
海岸保全法制定等に関する陳情
第三二一号　東京都知事　安井誠一郎提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

建設委員長　下條　恭兵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

戦災復興事業完遂に関する陳情

陳情者　鹿児島市議会議長　新川近義（第二七二号）

右の陳情は、都市戦災復興事業五箇年計画は、来る昭和二十九年度をもつて、一応、終了することになるが、これをもつて打ち切られる場合は、第二次改訂計画の際、大幅に縮少されたものの残事業と関連事業が取り残されることとなつて都市復興の完成をみることができないから、引き続き本事業計画を続行して戦災復興の完全遂行を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

右の陳情を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第三〇四号）

右の陳情は、海岸の保全は四面環海のわが国にとつては最大の重要事であるから、（一）海岸保全に関する法律をなるべくすみやかに制定し、国の責任によつてその保全を図ること、（二）九州地区の特殊性にかんがみ、二十八年度において海岸堤防保全関係費八億六千万円を計上すること、（三）災害復旧事業をすみやかに完成すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海岸保全法制定等に関する陳情

陳情者　東京都知事　安井誠一郎（第三二一号）

右の陳情は、政府ならびに国会においては海岸施設の維持管理およびこれが保全強化の必要性に着目して、海岸保全の立法化を企図しているようであるが、海岸保全法は海岸施設保全の基本法であつて、これが制定に当つては国土保全の根本精神に立脚した制度であることを主眼とせられ、もつてわが国経済再建と地方福祉増進の基盤とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第十六号参照〕

審査報告書

農林漁業金融公庫法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　亦治　島村　軍次
池田宇右衛門　宮本　邦彦
楠見　義男　西山　亀七
羽生　三七　滝井治三郎
石原幹市郎　三橋八次郎
藤野　繁雄　岩崎正三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は昭和二十六年度から設置せられている農林漁業資金融通特別会計を廃止して新たに農林漁業金融公庫を設置し、これを法人とし、これが設立、資本、役員及び職員、業務、運営、会計及び監督等に関して規定せんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

農林漁業資金の融通、管理及び回収等の業務処理の円滑化並びに長期貸付決定、責任所在の明確化等、長期資金の適正且つ円滑な運用に資し、資金効果の確保増大に寄与する。

三、費用

本公庫の資本金は全額政府出資とするが、農林漁業資金融通特別会計から承継する資金をもつてこれに充て、本法の施行に当つては特に経費を必要としない。

審査報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　一松　政二
高田　寛　入交　太蔵
深川榮左ェ門　仁田　竹一
前之園喜一郎　小野　哲
高木　正夫　植竹　春彦
内村　清次　小酒井義男
中村　正雄　鈴木　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、休職に関する日本国有鉄道法第三十条を改正し、休職者に対する給与を法律によらず、当事者の協定による給与準則の定めるところによらしめようとするもので、委員会は妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

休職者の給与を団体交渉により合理的に定め得る利益がある。

三、費用

本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　一松　政二
高田　寛　入交　太蔵
仁田　竹一　前之園喜一郎
小野　哲　高木　正夫
植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道が昭和二十七年度予算編成後の石炭及び電力料金の値上り、並びに仲裁裁定第八号による従事員の給与改善等に伴う損益勘定における損失の均衡を図るため、その一部の財源として旅客、貨物ともに一割程度の収入増を図るために運賃値上げをしようとするものであつて、委員会は、日本国有鉄道の独立採算上已むを得ざる措置と認める。

二、事件の利害得失

日本国有鉄道の円滑な運営と公共企業体としての独立採算制の維持に寄与する。

三、費用
本法律の施行のため特に費用を要しない。

審査報告書
日本専売公社法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十三日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
伊藤　保平　松永　義雄
菊田　七平　木村禧八郎
小林　政夫　大矢半次郎
木内　四郎　黒田　英雄
西川甚五郎　岡崎　眞一
堀木　鎌三

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、日本専売公社の休職中の職員に対する給与を、給与準則の定めるところにより支給し得るようにしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
日本専売公社の休職者に対する給与規定を整備し得る利益がある。
三、費用
この法律施行に伴い必要な費用は百二十五万円程度と予想されるが、団体交渉の結果決定するものであつて、目下のところ明確でない。

審査報告書
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十三日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
伊藤　保平　松永　義雄
菊田　七平　木村禧八郎
小林　政夫　大矢半次郎
木内　四郎　黒田　英雄
西川甚五郎　岡崎　眞一
堀木　鎌三

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国有鉄道の財政状況にかんがみ、政府が昭和二十五年三月三十日に日本国有鉄道に対して貸し付けた貸付金の償還期限を、昭和三十一年三月一日まで三年間延期しようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。
二、事件の利害得失
日本国有鉄道の財政状況を緩和し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
中小漁業融資保証保険特別会計法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十三日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
伊藤　保平　菊田　七平
松永　義雄　木村禧八郎
小林　政夫　大矢半次郎
木内　四郎　黒田　英雄
西川甚五郎　岡崎　眞一
堀木　鎌三

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、中小漁業融資保証法に基く政府の中小漁業融資保証保険に関する経理を明確にするため、新たに中小漁業融資保証保険特別会計を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
中小漁業融資保証法に基く政府の中小漁業融資保証保険に関する経理を一般会計と区分して、その状況を明確ならしめるとともに、その運用の円滑を図り得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度特別会計予算補正に、本特別会計の歳入歳出五億五千六百八十七万五千円が計上されている。

審査報告書
造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十三日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
伊藤　保平　西川甚五郎
黒田　英雄　森　八三一
小林　政夫　松永　義雄
大矢半次郎　菊川　孝夫
木内　四郎　岡崎　眞一

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野事業特別会計、アルコール専売事業特別会計又は郵便事業特別会計において給与を支弁する公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員に対する給与について、給与準則を定め、これに基く給与の支出額が、予算で定める給与の総額を超えてはならないこととするため、各特別会計法の一部を改正して所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員に対する給与支給に関する法律の規定を整備し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十三日
大蔵委員会理事　大矢半次郎
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
伊藤　保平　西川甚五郎
森　八三一　小林　政夫
松永　義雄　菊川　孝夫
木内　四郎　黒田　英雄
岡崎　眞一　堀木　鎌三

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、日本経済の健全な発展に資する外国技術の使用料について、所得税の源泉徴収を行わない期間を延長するとともに、外貨債の利子について所得税を課さないこととし、また金融機関が受ける合同運用信託の利益についても所得税を課さないこととしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
租税負担の軽減合理化に資し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

栗山　良夫　松本　昇
竹中　七郎　古池　信三
松平　勇雄　島　清
左藤　義詮　小瀧　彬
山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律は旧公益事業令電気事業再編成令の失効に伴い、差し当り、旧公益事業令の全部と電気事業再編成令の必要部分の内容と同一の法規制を行い、又通商産業に電気及びガス関係法令審議会を設立し、電気及びガスに関する恒久立法の立案に万全を期せんとするもので現下適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行により、法の空白期間をなくし、電気及びガス事業の運営を円滑にし、公共の福祉増進に寄与する利益がある。

三、費用

本法律施行のために別段の費用を必要としない。

審査報告書

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

稲垣平太郎　尾崎　行輝
鈴木　恭一　新谷寅三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

資金難のために膨大な需要に応じ得ないでいる電話の建設のために、従来認められていた設備負担金の外に、新たな申込者に対しては六万円以内、戦災電話復旧を受けた者に対しては四万円以内において、日本電信電話公社の社債を引受けさせようとするものであるが、電話の公共性からみて論議の余地があるので、委員会に左の附帯決議を附し、電話設備拡張資金の逼迫している現状からみて止むを得ない措置と認める。

附帯決議

本法案は電話事業の建設資金調達のため加入者に対し一時に高額の負担を課さんとするものであつて、差当り暫定的措置としては止むを得ずとするも、電話の国民大衆への普及を阻碍する結果となることは明かである。

依て本委員会は政府が速かに左記事項を実行されることを強く要望する。

記

一、日本電信電話公社設立の趣旨に鑑み建設資金として投入する国家財政資金を大幅に増額すること

二、同公社の公衆債券の発行額を増額すること

三、適切なる料金制度を確立すると共に要すれば同公社の資本構成に民間資本の参加を求むるの要否につき再検討すること

二、事件の利害得失

逼迫している電話設備拡張資金に対して新たな資金調達の途を開く利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八四号　国有林野所在町村の交付金増額に関する請願
第一七八号　と場復元畜産振興法制定に関する請願
第一九五号　林業技術普及員増員等に関する請願
第二三五号　農林水産業施設災害復旧事業の国庫補助対象わく引下げ等に関する請願
第三〇九号　新潟県新川右岸地区用排水改良事業促進に関する請願
第三一六号　白葉枯病予防薬購入費助成等に関する請願
第三五八号　入院患者用配給米増配に関する請願
第三六五号　国有林野の増加払下げ促進に関する請願
第五六三号　農林漁業組合再建整備に関する請願
第五六五号　積雪寒冷単作地帯農業振興事業に関する請願
第五六六号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第五六七号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第五六八号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第五六九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第五七〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第五七一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第五七三号　土地改良事業促進に関する請願
第五七四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第五七五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第五七六号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第五七九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第五七〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第五七一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第五七三号　土地改良事業促進に関する請願
第五七四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第五七五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第五七六号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第五七九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第五八〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第五八一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第五八三号　土地改良事業促進に関する請願
第五八四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第五八五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第五八六号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第五八九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第五九〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第五九一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第五九三号　土地改良事業促進に関する請願
第五九四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第五九五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第五九六号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第五九九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第六〇〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第六〇一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第六〇三号　土地改良事業促進に関する請願
第六〇四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第六〇五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第六〇六号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第六〇九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第六一〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第六一一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第六一三号　土地改良事業促進に関する請願
第六一四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第六一五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第六一六号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第六一九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第六二〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第六二一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第六二三号　土地改良事業促進に関する請願
第六二四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第六二五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第六二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第六二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第六三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第六三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第六三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第六三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第六四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第六四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第六四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第六四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第六五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第六五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第六五六号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第六五七号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第六五八号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第六五九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第六六〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第六六一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第六六三号　土地改良事業促進に関する請願
第六六四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第六六五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第六六六号　民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第六六九号　国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第六七〇号　北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第六七一号　災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第六七三号　土地改良事業促進に関する請願
第六七四号　自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第六七五号　国有牧野の利用権設定に関する請願
第六七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第六七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第六八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第六八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第六八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第六八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第六九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第六九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第六九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第六九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第七九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第七九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第七九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第七九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第八九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第八九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第八九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第九九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第九九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一〇九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一〇九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一〇九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一〇九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一一九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一一九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一一九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一一九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一二九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一二九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一二九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一二九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一三九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一三九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一三九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一三九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一四九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一四九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一四九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一四九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一五九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一五九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一五九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一五九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一六九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一六九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一六九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一六九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七三〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七三二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七三六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七三九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七四〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七四二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七四六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七四九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七五〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七五二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七五六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七五九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七六〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七六二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七六六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七六九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七七〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七七二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七七六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七七九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七八〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七八二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七八六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七八九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一七九〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一七九二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一七九六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一七九九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一八〇〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一八〇二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一八〇六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一八〇九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一八一〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一八一二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一八一六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一八一九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一八二〇号　林業関係予算増額に関する請願
第一八二二号　東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第一八二六号　民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第一八二九号　静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第一八三〇号　林業関係予算増額に

村長　飛鷹仁男外二十五名提出
と場復元畜産振興法制定に関する請願
第一七八号　埼玉県川越市野田一、七〇一国民融和完成全国連盟内　荻原佑介外一名提出
林業技術普及員増員等に関する請願
第一九五号　広島市霞町県庁舎二号館内広島県森林組合連合会長　小谷伝一提出
農林水産業施設災害復旧事業の国庫補助対象わく引下げ等に関する請願
第二三五号　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会内　岩切哲提出
新潟県新川右岸地区用排水改良事業促進に関する請願
第三〇九号　新潟県西蒲原郡四ツ合村長　富井助八外十四名提出
白葉枯病予防薬購入費助成等に関する請願
第三一六号　群馬県議会議長　金子金八提出
入院患者用配給米増配に関する請願
第三五八号　京都市左京区松崎堂上町一四ノ二京都府病院長会内　細田孟外六名提出
国有林野の増加払下げ促進に関する請願
第三六五号　岩手県岩手郡雫石町長　三浦藤兵衛提出
農林漁業組合再建整備に関する請願
第五六三号　岩手県議会議長　村上順平提出
積雪寒冷単作地帯農業振興事業に関する請願
第五六五号　岩手県議会議長　村上順平提出
自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願
第五六六号　岩手県議会議長　村上順平提出
国有牧野の利用権設定に関する請願
第五六七号　岩手県議会議長　村上順平提出
民有林造林事業費国庫補助に関する請願
第五六八号　岩手県議会議長　村上順平提出
国有林野整備臨時措置法改正に関する請願
第五六九号　岩手県議会議長　村上順平提出
北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願
第五七〇号　岩手県議会議長　村上順平提出
災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願
第五七一号　岩手県議会議長　村上順平提出
土地改良事業促進に関する請願
第五七三号　岩手県議会議長　村上順平提出
めい虫防除費国庫補助増額に関する請願
第六二一号　香川県議会議長　岡保一提出
砂糖行政改正に関する請願
第七一四号　東京都台東区竹町一〇日本キヤラメル工業組合　理事長　山本宗次郎提出
菓子用砂糖の随意契約による売却制度廃止の請願
第七一五号　東京都台東区竹町一〇日本キヤラメル工業組合　理事長　山本宗次郎提出
農業共済保険金支払促進に関する請願
第七五八号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に伴う国庫補助増額等の請願
第七五九号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
農業災害復旧費国庫補助等に関する請願
第七六〇号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
植林事業補助金増額に関する請願
第七六五号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
米価決定に関する請願
第七六六号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
農林土木事業等の地元負担金免除に関する請願
第七六八号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
国有林地内に林道開さくの請願
第七七〇号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
国有林野解放促進等に関する請願
第七七一号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出
蚕業技術員の身分安定に関する請願
第七七九号　山口県阿武郡川上村農業協同組合内　羽毛田省吾外十名提出
第七八〇号　滋賀県大津市白玉町三五滋賀県経済農業協同組合連合会内　上田栁平外百名提出
第七八一号　長野県小県郡長瀬村　田中弥兵衛外四百名提出
第七八二号　神奈川県高座郡相模原町下溝九九九　内田貞三外百七十九名提出
第七八三号　島根県八束郡本庄村農業協同組合内　松尾蓮外五十名提出
第七八四号　鳥取県東伯郡上井町農業協同組合長　岡崎潔外百八十五名提出
第七八五号　秋田県雄勝郡川連町農業協同組合長　佐藤七十郎外百名提出
第七八六号　広島県安芸郡中野村　高橋定一外百八十六名提出
第七八七号　山梨県東山梨郡松里村松里養蚕農協組合長　網野精一外二百五十名提出
第七八八号　愛知県知多郡東浦町養蚕農業協同組合内　片山政治外三百五十名提出
第七八九号　愛媛県周桑郡三芳村農業協同組合長　行本宗次郎外九十九名提出
第七九〇号　滋賀県高島郡川上村大字桂　大村祐次外百二十名提出
第七九一号　三重県桑名郡七取村大字福永　服部道雄外五百名提出
第七九二号　高知県高岡郡窪川町農業協同組合長　吉岡盛外百二十名提出
第七九三号　京都府南桑田郡馬路村農業協同組合長　中川震外百四十五名提出
第七九四号　新潟県新発田市片町　伊藤友之外三百八十名提出
第七九五号　東京都西多摩郡青梅町農業協同組合長　稲葉又兵衛外五十四名提出
第七九六号　熊本県下益城郡海東村　杉本荒雄外二百八十三名提出
第七九七号　愛知県愛知郡日進村　志村理一外四百名提出
第七九八号　茨城県水戸市北三の丸一一茨城県養蚕販売農業協同組合連合会長　海老沢初太郎外三百五十名提出
第七九九号　福岡市須崎土手町一八ノ一福岡県蚕業技術員協会内　永野満外八十九名提出
第八〇〇号　鹿児島県薩摩郡上東郷村農業協同組合内　外園憲太郎外百五十八名提出
第八〇一号　栃木県上都賀郡粕尾村　大谷津国雄外二百四名提出
第八〇二号　埼玉県北足立郡土合村　鈴木次郎外三百五十名提出
第八〇三号　群馬県甘楽郡富岡町養蚕事業農業協同組合連合会内　小林藤四郎外四百名提出
第八〇四号　愛知県北設楽郡田口町　丸山行雄外百五十名提出

第八〇五号　福島市中島養蚕農業協同組合長　渡辺友之助外三千五百五名提出
新潟県下の海岸砂地造林施設等拡充に関する請願
第八一五号　新潟市東中通り二新潟県指導農業協同組合連合会長　藍原小一郎提出
林業関係予算増額に関する請願
第八三〇号　秋田県知事　池田徳治提出
東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願
第八九二号　岩手県盛岡市内丸六〇東北、北海道土地改良協会連合会長　石川準吉提出
民有林道事業費国庫補助増額に関する請願
第九二六号　岡山県英田郡西粟倉村長　青木作太郎外二名提出
静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願
第九三三号　静岡県榛原郡中川根村　小平林作外二十二名提出
栃木県那須野ヶ原農業水利改良事業施行に関する請願
第九九九号　栃木県議会議長　佐藤清一郎提出

右六十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国有林野所在町村の交付金増額に関する請願

請願者　北海道上川郡東鷹栖村長　飛鷹仁男外二十五名（第八四号）

右の請願は、国有林野の火災防止、消防活動の強力なる態勢を整えるため多額の出費を行うとともに、森林緑化、林道施設、代採その他現業または森林政の前線にあつて施策されている当該官署に対し、常におしみなく協力している国有林野所在町村に対し、交付金を、固定資産税相当額まで増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

と場復元畜産振興法制定に関する請願

請願者　埼玉県川越市野田一、七〇一国民融和完成全国連盟内　荻原佑介外一名（第一七八号）

右の請願は、国内消費が飽和点に達し生産過剰状態に陥つて滅亡の危機にひんしているわが国畜産業救済のため、衆参議員を創立委員とすると場復元畜産振興委員会を設置して全国七百有余の公営と場を全部民営に復元し、これを全国八ブロックに分け、施設を米国近代的最優秀なものに改善し、わが国畜産額の四割を国連軍に納入して年額数億ドルの外貨を獲得して本産業の一大発展をとげるよう、と場復元畜産振興法を即時制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても検討されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林業技術普及員増員等に関する請願

請願者　広島市霞町県庁舎二号館内広島県森林組合連合会長　小谷伝一（第一九五号）

右の請願は、改正森林法により新らしい森林組合が発足したが、森林技術の普及については危ぐされるところが多いから、私有林所有者の利益を図るとともに国土保全、森林資源の維持培養に万全を期するため、(一)林業技術普及員を一町村一名に増員すること、(二)普及事業費を増額すること等必要の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林水産業施設災害復旧事業の国庫補助対象わく引下げ等に関する請願

請願者　宮崎市別府町宮崎県町村会館内宮崎県六市議長会

内　岩切哲（第二三五号）

右の請願は、農漁業の振興ならびに食糧増産の見地より農林水産業施設の災害復旧は最も急を要するものであるから、現在一箇所十五万円以上となつている国庫補助対象を公共土木施設災害復旧事業同様一箇所十万円以上に引き下げられたい。また農協等が農林中央金庫等から融資をうける場合、関係当局の連絡を密にして融資の円滑化と事務の簡素化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県新川右岸地区用排水改良事業促進に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡四ツ合村長　富井助八外十四名（第三〇九号）

右の請願は、新潟県新川右岸上流部地区は、古来より用水に恵まれずいせきや揚水機を設けて用水を導入しているが、巨額の経費を費している反面能率あがらずわずかに全耕地の六割をかんがいしているにすぎない。さらに全耕地の悪水は機械排水によらなければ排水不能であつて、低湿の単作地帯に加えてこのような恵まれない土地条件下にあるため、年々歳々千水害の被害を受けて農民の疲弊困ばいはその極にあるから、県営新川右岸地区用水改良事業をすみやかに施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白葉枯病予防薬購入費助成等に関する請願

請願者　群馬県議会議長　金子金八（第二一六号）

右の請願は、昭和二十七年八月二十日午後六時頃群馬県東部地区に襲来した雷雨は約三十分間にわたる降ひようと旋風により水稲、桑園、甘しよ、雑穀、野菜等にじん大な被害を与えた上に、さらに作物の倒伏損傷によつて病虫害発生の誘因となつたため、被害地十二箇町村の農民は肥培管理に病虫病除に連日苦闘しているが、被害が予想外に多いので、これが窮状打開に困難をきたしているから、(一)白葉枯病予防に要する農薬購入費の国庫助成、(二)蚕糸関係対策施設費の国庫助成等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

入院患者用配給米増配に関する請願

請願者　京都市左京区松崎堂上町一四ノ二京都府病院長会内　細田孟外六名（第三五八号）

右の請願は、入院患者の治療効果を増進するため、各病院において病院給食が実施されているが、麦の配給統制が撤廃されてからは精米の患者用配給量が減少し、ことに本年十一月以降は、患者のし好を無視してパン食が多くなり、完全看護の進展をいちじるしくはばんでいるから、(一)軟食患者のかゆ食用として精米三百グラムを確保すること、(二)結核患者用主食として一日最低四百二十グラムの米を確保すること、(三)患者給食の男女差別を撤廃すること等必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても検討されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野の増加払下げ促進に関する請願

請願者　岩手県岩手郡雫石町長　三浦藤兵衛（第三六五号）

右の請願は、岩手県岩手郡の国有林野は、総面積八万八百余町歩の広大な地積を有し、所在町村は所轄営林署と協力してその管理経営に当つてきたが、終戦後民有林野の一部が開墾適地として開放されたため、関係町村民は、薪炭材、建築用材等の取得が困難となり、ことに積雪寒冷単作地帯であるため、住民の生活は山林に依存している現状であるから、今回公布された国有林野整備臨時措置法により、一町村当り百町歩以上の国有林を関係町村に払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業組合再建整備に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五六三号）

右の請願は、農林漁業組合再建整備法の制定により、本法による該当組合は多額の欠損金の陳腐化した固定資産、その他固定化債権、固定化在庫品等のため資金の調達と金利の重圧に悩み、一方事業資金の導入に著るしい困難をきたし、経営ははなはだ困窮している現状であるから、これら組合の再建を促進するために、農林漁業組合再建整備の助成を、大幅に増率拡大することはもち論のこと、再建整備のための資金を農林漁業資金融通法による融資対象に加え長期低利資金を融通する等の積極的救援の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯農業振興事業に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五六五号）

右の請願は、積雪寒冷単作地帯農業振興事業の促進を図るため、(一)積寒法による土地改良事業に採択される一地区面積制限を五町歩以上とし、これに伴う国庫予算を増額すること、(二)積雪寒冷単作地帯農業振興事業費国庫補助率を大幅に引き上げること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五六六号）

右の請願は、農地制度改革における農村民主化と創設自作農家の維持育成は、わが国再建の基盤であるが、近時農村経済事情のひつ迫化に伴い、農家経済は極度の困難に陥り、農地制度の改革による成果が、崩壊の危機に直面しているから、自作農維持保全対策として、農地を担保とする低利、かつ長期の自作農創設維持資金融通制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有牧野の利用権設定に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五六七号）

右の請願は、国有林野内牧野のうち、所属替えから除外された面積は、北海道および北部七県において十万町歩におよび、一方開拓政策実施当初は民有牧野が相当な面積にわたつて開拓されて狭くなり、今後の有畜農家創設のためには、国有林野内に利用権を設定するより外ない実情であるが利用権設定のためには、多大の費用を要するので国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書

民有林造林事業費国庫補助に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五六八号）

右の請願は、現下民有林の造林事業は、造林臨時措置法ならびに改正森林法の施行に伴い、本法の適正なる運営と、他面国土緑化推進委員会の国民運動と相まつて造林意欲は逐次こう揚し、荒廃山林も漸次解消の域に向つていることは慶びにたえないが、反面造林に対する国庫補助金交付の状況は、年間造林の七割程度に過ぎない少額のため、末端林業行政は非常なる困難に陥り、折角の造林助成事業をこ手見送るものすら生じている現状であつて、林業行政運営上はなはだ遺憾であるから、全造林面積に対し国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野整備臨時措置法改正に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五六九号）

右の請願は、全国国有林面積の約三十二パーセントを占め、その蓄積において実に七十二パーセントという広大な美林が集中している東北地方にあつては、住民の低い経済水準を克服するため、勢い国有林の払下げに依存しなければならない状態であるが、昨年六月施行になつた国有林野整備臨時措置法は、その条文はわ

ずかに五箇条に過ぎず、しかも内容は文字通り国有林野の整備に終始するものであり、かつその実施についても地方の実状に副わない点が多いので、これ等のあい路を打開し、後進東北地方の開発に資するため、同法を改正して、(一)払下箇所を拡充し軒下林、委託林、共用林を含めること、(二)土地の払下げは自措法なみとし、立木についても適正な価格とすること、(三)起債可能の方途を講ずること、(四)延納は二十五年とし、年担保とすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても検討されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五七〇号）

右の請願は、北海道、東北地方は山岳地帯であるため、急傾斜の耕地が非常に多く、土砂、肥料の流失による作物の減収は甚だしいばかりでなく、特殊土壌として当地方を従貫する火山系の噴火により堆積した火山層、浮石の層は、作物の生育を非常に阻害するため、つねに充分な収量を見ることができない状態であるから、本年制定された急傾斜地帯農業振興臨時措置法、ならびに特殊土壌地帯災害防除および振興臨時措置法を本地方に適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は調査の上善処されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五七一号）

右の請願は、水害、雪害、干害等耕地の災害は年々累発し、その復旧費は多額に上つているが、国庫補助金は三年から五年の間に分割交付されるため、事業が進ちよくしないばかりでなく、農家経済は多額の借入金償還など極めて憂慮すべきものがあるから、国庫補助金の増額と早期交付を図り、災害耕地の復旧に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五七三号）

右の請願は、農林漁業の生産力の維持増進をはかるため、農林漁業者に対しては農林漁業資金融通特別会計法および農林漁業資金融通法により、長期かつ低利の融資が行われているが、土地改良に関する右の特別会計予算はきん少であるから、その増額を図り、土地改良事業の促進に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

めい虫防除費国庫補助増額に関する請願

請願者　香川県議会議長　岡保一（第六二一号）

右の請願は、香川県は、年々めい虫の発生により稲作に多大の被害を受け、これが防除には絶えず懸命の努力を払つてきたが、本県の如き零細農家の経済力をもつてしては到底経費の負担にたえず、とくに米麦を中心とする本県の如き農業県に対しては現在予定せられている病虫害防除国庫補助金ではその施策の万全を期し難く、さらに本年のこの救済の成否如何は今後の農政運営上重大なる影響をもつものであるから、従来の補助額を超えた大幅な国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂糖行政改正に関する請願

請願者　東京都台東区竹町一〇日本キヤラメル工業組合理事長　山本宗次郎（第七一四号）

右の請願は、戦後鮮満、台湾などと砂糖の自由貿易は不可能で狭い国内のみ対象としているので、菓子業者は粗糖を相当量必要としながらもこれを入手する途はなく、不必要かつ不経済な精糖を使用し不利益を忍んでいる実情であり、しかも砂糖は輸入価格と業者が入手する価格との差が非常に大きいから消費税ならびに精糖業者の利潤を引き下げて安価な砂糖を販売されるとともに製菓業界に粗糖輸入用外貨を割当てられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

菓子用砂糖の随意契約による売却制度廃止の請願

請願者　東京都台東区竹町一〇日本キヤラメル工業組合理事長　山本宗次郎（第七一五号）

右の請願は、随契糖は、政府売却価格が安くとも需要者の購入価格は市販価格と大差なく、また購入資金の融資不円滑により大部分の中小菓子業者はその恩恵に浴せず砂糖商から購入している実情で、かえつて砂糖の価格は不安定となり、中小菓業界を攪乱せしめる結果となるから、随意契約に依る売却制度を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても検討されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済保険金支払促進に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七五八号）

右の請願は、農業共済保険制度は、不時の災害の際農業経営者の救済、安定をはかるため設定されているものであるが、保険金の支払は現在半年ないし一箇年以上の長日月を要する実状にあることは資金に悩む農家にとつて実効をそぐことはなはだしいから、迅速なる支払方法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に伴う国庫補助増額等の請願

請願者　福島県庁内福島県町村

会内　横山宗延（第七五九号）

右の請願は、昨年十月に制定された積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法は、気候に恵まれない寒冷地帯の農民に農家経営の安定と希望を与えたが、財政窮乏にあえぐ農家にとつては、現行の土地改良事業費の五ないし八割の地元負担は容易でないから、国家の補助予算を増額し補助率を引き上げるとともに、同法附則第二項を改正して恒久的事業とし、土地改良事業の対象面積に関する制限を即時撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害復旧費国庫補助等に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六〇号）

右の請願は、終戦後における農業災害は、年々じん大な額に達し、関係農家はしばしばこれが復旧費の補助金交付を申請しているが、昭和二十四、二十五両年度完成分に対してさえいまだにその実現を見ないため、一時借入金をもつて充てている実情であるから、農業災害復旧費をすみやかに交付するとともに一時借入金の利子を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

植林事業補助金増額に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六五号）

右の請願は、戦後山林の荒廃は実に寒心にたえないものがあり、政府においてはこれが対策として植林臨時措置法を制定し、補助金を交付して植林の奨励に努めているが、植林補助割当面積は認定調査面積に比していちじるしく減少している実状に鑑み、森林資源かん養のため、造林補助金を増額して各町村に計画通り植林増反できるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米価決定に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六六号）

右の請願は、政府は米価決定に当つて、米価審議会案を無視して一方的に米価を決定したが、国内生産量が需要量に充たない現状では、農家の増産意欲を阻害し、日本再建にも大なる影響をおよぼすから、同審議会の意志を尊重し、適正なる価格を決定せられたい。なお、米価は供出開始前に決定することに規定されているにもかかわらず、従来供出開始途中で決定していることは、政府に対する不信を増大するばかりでなく供出意欲を減退させる結果となるから、規定通り供出開始前に決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林土木事業等の地元負担金免除に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六八号）

右の請願は、農業経営の改善進歩促進を図るべく施行されている農業土木および文化国家建設のための一般土木事業は、当然国庫および県費をもつて施行するのが本則であるが、現在のように地元町村に負担金を課することは窮迫している町村財政をさらに窮地に追い込むものであるから、これが免除の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は出来るだけ緩和の措置をとられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林地内に林道開さくの請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七七〇号）

右の請願は、わが国においては、産業振興の重要国策として資源開発を推進しているが、福島県の如く電源、森林、鉱産資源等がほとんど奥地にある状況では、これが開発には道路の整備を図ることが先決条件であつて、現在のようにこ息的措置に止めておくことは開発の見地より遺憾にたえないから、産業振興、奥地総合開発のため、国有林地内に林道の開さくを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野解放促進等に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七七一号）

右の請願は、国有林野の解放は東北民多年の要望であるが未だその実現をみないのは誠に遺憾であるから、（一）国有林野整備臨時措置法第一条による払下げ適否の認定方針を緩和すること、（二）法第三条に規定する延納の場合、要担保を無担保とし延納期間を延ばすこと、（三）払下げ価格の低減を図ること、（四）国有林野所在地町村交付金を増額を図るとともに、国有林野のあり方に関し根本的に再検討を加え、大幅に国有林を解放せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕業技術員の身分安定に関する請願

請願者　山口県阿武郡川上村農業協同組合内　羽毛田省吾外十名（第七七九号）

請願者　滋賀県大津市白玉町三五滋賀県経済農業協同組合連合会内　上田柳平外百名（第七八〇号）

請願者　長野県小県郡長瀬村田中弥兵衛外四百名（第七八一号）

請願者　神奈川県高座郡相模原町下溝九九九　内田貞三外百七十九名（第七八二号）

請願者　島根県八束郡本庄村農業協同組合内　松尾運外五十名（第七八三号）

請願者　鳥取県東伯郡上井町農業協同組合長　岡崎潔外百八十五名（第七八四号）

請願者　秋田県雄勝郡川連町農業協同組合長　佐藤七十郎外百名（第七八五号）

請願者　広島県安芸郡中野村高橋定一外百八十六名（第七八六号）

請願者　山梨県東山梨郡松里村

松里養蚕農協組合長　網野精一外二百五十名（第七八七号）

請願者　愛知県知多郡東浦町養蚕農業協同組合内　片山政治外三百五十名（第七八八号）

請願者　愛媛県周桑郡三芳村農業協同組合長　行本宗次郎外九十九名（第七八九号）

請願者　滋賀県高島郡川上村大字柱　大村祐次外百二十名（第七九〇号）

請願者　三重県桑名郡七取村大字福永　服部道雄外五百名（第七九一号）

請願者　高知県高岡郡窪川町農業協同組合長　吉岡盛外百二十名（第七九二号）

請願者　京都府南桑田郡馬路村農業協同組合長　中川震外百四十五名（第七九三号）

請願者　新潟県新発田市片町伊藤友之外三百八十名（第七九四号）

請願者　東京都西多摩郡青梅町農業協同組合長　稲葉又兵衛外五十四名（第七九五号）

請願者　熊本県下益城郡海東村　杉本荒雄外二百八十三名（第七九六号）

請願者　愛知県愛知郡日進村志村理一外四百名（第七九七号）

請願者　茨城県水戸市北三の丸一一九茨城県養蚕販売農業協同組合連合会長　海老沢初太郎外三百五十名（第七九八号）

請願者　福岡市須崎土手町一八ノ一福岡県蚕業技術員協会内　永野満外八十九名（第七九九号）

請願者　鹿児島県薩摩郡上東郷村農業協同組合内　外囿憲太郎外百五十八名（第八〇〇号）

請願者　栃木県上都賀郡粕尾村　大谷津国雄外二百四名（第八〇一号）

請願者　埼玉県北足立郡土合村　鈴木次郎外三百五十名（第八〇二号）

請願者　群馬県甘楽郡富岡町養蚕専業農業協同組合連合会内　小林藤四郎外四百名（第八〇三号）

請願者　愛知県北設楽郡田口町　丸山行雄外百五十名（第八〇四号）

請願者　福島市中島養蚕農業協同組合長　渡辺友之助外三千五百五名（第八〇五号）

右の請願は、蚕繭の増産、養蚕技術の改善、蚕業技術の向上等は蚕業技術員の活動如何によつて効果を発するものであるが、現在同技術員の身分は極めて不安定な状態にあるから、蚕業技術員の身分安定について必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県下の海岸砂地造林施設等拡充に関する請願

請願者　新潟市東中通り二新潟県指導農業協同組合連合会長　藤原小一郎（第八一五号）

右の請願は、新潟県下の日本海岸に実施されている砂地造林施設は、強風による災害を防止し、不毛地の生産能力をいちじるしく増している。しかるに同地方には、一万五千町歩にわたる海岸砂丘地がありこれが、開発は多大の農業生産を期待されているから、新潟県下の海岸砂地造林事業を継続するとともに新規事業として一千町歩の海岸砂地造林事業を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林業関係予算増額に関する請願

請願者　秋田県知事　池田徳治（第八三〇号）

右の請願は、わが国の山林資源に戦時戦後を通じての濫伐によつていちじるしい荒廃状態を呈しており、このままでは二十年後には森林資源を枯渇してしまう状態にあるから、林業の発展を図るはもとより、農耕、電力等の水源を培養するため、（一）森林資源造成事業、治山事業、林道事業等の実施と、林業技術員の養成、（二）農林漁業融資の拡大と森林組合強化育成等について国家の助成によつて実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願

請願者　岩手県盛岡市内丸六〇東北、北海道土地改良協会連合会長　石川進吉（第八九二号）

右の請願は、気象、風土および立地条件等特殊環境にある東北、北海道の単作地帯の農業経営の改善は一に土地改良事業の全面的推進にかかつているから、（一）農林漁業資金を増額すること、（二）明年度積雪寒冷単作事業費の増額および補助費を引き上げること、（三）食糧自給促進法の制定促進をすること等の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

民有林道事業費国庫補助増額に関する請願

請願者　岡山県英田郡西粟倉村長　青木作太郎外二名（第九二六号）

右の請願は、岡山県西粟倉村は村の総面積の九十五パーセントを林野によつて占められる吉井川支流吉野川沿岸の山村で、山林の経営が治山、治水はもとより、村内産業の振興に極めて重要な関係を持ち、ことに近年ひん発する水害によつて積極的施策が必要とされている。しかるに本村の林道は、要開発面積一町歩当り約三メートル弱に過ぎず、到底円滑な山林経営が望めない状態であるから、昭和二十八年度以降の民有林造事業に対する国庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県大井川流域千拓工事施行に関する請願

請願者　静岡県榛原郡中川根村　小平林作外二十二名（第九二三号）

右の請願は、河川の流域変更による河川敷の耕地化は、災害の防止と食糧増産上極めて合理的な工事であり、静岡県大井川流域の千拓は時宜を得た施策で、大曲折の流域を変更することによつて、広大な米作地帯が形成され、五百町歩の美田化が実現する結果となるから、静岡県大井川流域千拓工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて

内閣は調査の上善処されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県那須野ヶ原農業水利改良事業施行に関する請願

請願者　栃木県議会議長　佐藤清一郎（第九九九号）

右の請願は、栃木県那須野ヶ原総合開発計画に対する調査は、昭和二十五年度より三箇年にわたり本年はその最終年度となつているが、この計画実現のあかつきには、那珂川の水害防止、農業用発電源等にもとより、農業水利改良により開田三千町歩、開畑二千町歩に達し、米麦十余万の増産が見込まれるから、那須野ヶ原開発を国営農業水利改良事業として明年度より実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は調査の上善処されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇〇八号　早場米供出実務職員の超過勤務手当に関する請願

第一〇二一号　蚕糸業振興に関する請願

第一〇五二号　愛媛県の早場米奨励金等に関する請願

第一〇五三号　福岡県芦屋飛行場防風林伐採に伴う農作物被害補償の請願

第一一三五号　広島県佐伯郡の治山事業費予算増額に関する請願

第一一六六号　結核患者用配給米確保に関する請願

第一二〇一号　都道府県農業試験場整備拡充に関する請願

第一二〇五号　農業機械化普及促進に関する請願

第一二八五号　鳥取県山上村林道開設に関する請願

第一二八六号　民有林道予算増額に関する請願（二十三通）

第一二八七号　自作農創設維持資金の拡充等に関する請願

第一二八八号　大分県の治山、造林両事業予算増額に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会請願特別報告第二号

早場米供出実務職員の超過勤務手当に関する請願

第一〇〇八号　新潟市船場町二全食糧労働組合新潟支部内　市川虎雄提出

蚕糸業振興に関する請願

第一〇二一号　福島県議会議長　蓮沼竜輔外十三名提出

第一〇二一号　蚕糸業振興に関する請願

愛媛県の早場米奨励金等に関する請願

第一〇五二号　愛媛県南宇和郡城辺町役場内　野下宗一提出

福岡県芦屋飛行場防風林伐採に伴う農作物被害補償の請願

第一〇五三号　福岡県遠賀郡芦屋町芦屋飛行場地区防風林伐採被害者組合内　安高岩雄外九百七名提出

広島県佐伯郡の治山事業費予算増額に関する請願

第一一三五号　広島県佐伯郡友和村広島県森林組合連合会佐伯郡支会内　梅田順一外三名提出

結核患者用配給米確保に関する請願

第一一六六号　大阪府貝塚市名越国立療養所貝塚千石荘内　森本林正外六百四十一名提出

都道府県農業試験場整備拡充に関する請願

第一二〇一号　東京都北区西ヶ原町三三全国農業試験場長会内　西大条透提出

農業機械化普及促進に関する請願

第一二〇五号　東京都千代田区大手町二ノ八農業協同組合会館内農業機械化推進協議会内　荷見安提出

鳥取県山上村林道開設に関する請願

第一二八五号　鳥取県日野郡山上村長　内田敏夫外三名提出

民有林道予算増額に関する請願（二十三通）

第一二八六号　鳥取県日野郡溝口町長　松原一男外五十七名提名

自作農創設維持資金の拡充等に関する請願

第一二八七号　福島市杉妻町福島県議会事務局内　植田万次郎外十一名提出

大分県の治山、造林両事業予算増額に関する請願

第一二八八号　大分市長　上田保外四名提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

早場米供出実務職員の超過勤務手当に関する請願

請願者　新潟市船場町二全食糧労働組合新潟支部内　市川虎雄（第一〇〇八号）

右の請願は、政府は早場米早期供出の無制限買入れにより、は境期を切りぬけることができたが、これが担当機関である食糧事務所職員は、行政整理による減員と対象業務量の増大により極端な労働強化をしいられ早場米期間においては二箇月間、日曜、祭日はもち論毎日十時、十二時まで超過勤務を行い国家の要請にこたえたのである。しかるに農家に対する報奨制度は考慮しながら食糧事務所職員に対しては一箇月九時間（五百二十二円）の超過勤務手当を支給したに過ぎないのは誠に不当であるから、完全なる手当支給のため補正予算審議と明年度予算編成において善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕糸業振興に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔外十三名（第一〇二一号）

右の請願は、蚕糸業の振興を図ることは、わが国経済自立上きわめて適切な施策であるから、（一）蚕糸業法の改正、（二）蚕糸業振興法の制定、（三）生糸の輸出促進等蚕糸業振興のための諸施策をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県の早場米奨励金等に関する請願

請願者　愛媛県南宇和郡城辺町役場内　野下宗一（第一〇五二号）

右の請願は、東日本の早場米地帯に比べ、西日本の農家は、早場米奨励金を受ける機会が均等でないが、ことに本年は産米の割当が平年に比べいちじるしく遅れていることおよび最近の電産ストにより、脱穀調整が

遅れていること等によつて、愛媛県における早場米の供出は極めて困難な状態にあるから、早場米供出奨励金交付期限を二十日間延長すること、五等米供出に対して四等米同等の奨励金を認めること、供出完遂奨励金を石当り五百円とし、超過供出のできない農家にも特典を与えること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても検討されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県芦屋飛行場防風林伐採に伴う農作物被害補償の請願

請願者　福岡県遠賀郡芦屋町芦屋飛行場地区防風林伐採被害者組合内　安高岩雄外九百七名（第一〇五三号）

右の請願は、福岡県芦屋町、遠賀村、岡垣村、三箇村の農家は、長年にわたる努力の結果、風害を受けることなく農耕が営むことのできる防風林を完成し、その後も慎重にこの防風林を愛護育成してきた。しかるに昭和十四年の芦屋飛行場建設によつて同地帯の農民はいちじるしい減収をきたし、さらに今回駐留軍の演習地が設定されたため、農業経営は破綻にひんしているから、現にこうむつている被害ならびに将来の損害について、すみやかに補償の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県佐伯郡の治山事業費予算増額に関する請願

請願者　広島県佐伯郡友和村広島県森林組合連合会佐伯郡支会内　梅田順一外三名（第一一三五号）

右の請願は、広島県佐伯郡の林野は国有林を含めて約七万町歩であつて、郡土全面積の七十八パーセントに相当し、林木の育成している森林面積は六万六千町歩でその蓄積ほぼ一千万石を保有している。しかるに戦前戦後の濫伐によつて広大面積が荒廃しさらに本郡はルース台風の猛襲を受け根本的に破壊され災害は相次いで続出し、山林、田畑、交通機関等あらゆる産業文化の部門はことごとく損耗し郡民経済に及ぼす影響は極めて深刻であるから、これが復旧と根本的防除のため、治山事業に要する昭和二十八年度予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核患者用配給米確保に関する請願

請願者　大阪府貝塚市名越国立療養所貝塚千石荘内　森本林正外六百四十一名（第一一六六号）

右の請願は、新米穀年度から患者給食の米が五十パーセントに減少されたことは、結核患者にとつて今後の療養生活に重大な影響を与えるものであるから、結核患者の栄養、同患者中の消化器障害者の多い点等賢察の上、同患者に対して一日最低三合配給を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても検討されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都道府県農業試験場整備拡充に関する請願

請願者　東京都北区西ヶ原町三三全国農業試験場長会内　西大条透（第一一一〇一号）

右の請願は、食糧農産物、輸出農産物、その他重要農産物の改良増殖を図ることは、自立経済の確立および国民生活の安定のため先決せらるべき緊急要務である。しかして農産物改良増殖のためには、試験研究の振興とその成績の普及徹底が必要であるから、各地方の気候風土と密接不可分の関係にある都道府県農業試験場を整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業機械化普及促進に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町二ノ八農業協同組合会館内農業機械化推進協議会内　荷見安（第一一一〇五号）

右の請願は、農業生産の増大と農業経営の改善はその成果を農業の機械化に期待するところはなはだ大なるものあるにかんがみ、農業機械化の普及促進を図るため、(一)国において動力耕うん機の導入に必要な資金の供給を豊富円滑にすること、(二)国において動力耕うん機の購入を助成すること、(三)国において重要農機具の生産改良および利用普及に関する施設を整備すること、(四)重要農機具の生産改良および利用普及を計画的かつ強力に実施するため重要農機具の改良普及助長に関する法律を制定すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

民有林道予算増額に関する請願（二十三通）

請願者　鳥取県日野郡溝口町長　松原一男外五十七名（第一二八六号）

右の請願は、伐採木の搬出経費軽減のかぎは一にかかつて林道の完備にあるが、不幸にして鳥取県下の現況を見ると搬出施設の整備というには程遠い感があり、林道の即時開設は地方民の最も熱望しているところであるがこれが経費負担に対し現在の地方民の生活状態では到底たえ得られないから、地方産業の振興と国民生

意見書案

鳥取県山上村林道開設に関する請願

請願者　鳥取県日野郡山上村長　内田敏夫外三名（第一二八五号）

右の請願は、鳥取県日野郡山上村の林道小原、細谷、佐木谷の三路線は、豊富なる奥地林産物搬出の主要道路であるが、道路の幅員が狭い上に路面が荒廃しているため、輸送面にいちじるしく制限を受け、現在馬車、荷車等でかろうじて搬出している状態であるから、地方開発と民生安定のため、すみやかに林道を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

活向上のため、林道予算の拡充強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自作農創設維持資金の拡充に関する請願

請願者　福島市杉妻町福島県議会事務局内　植田万次郎外十一名（第一二八七号）

右の請願は、自作農家の維持育成はわが国の発展上緊急な問題であつて、去る十三国会において農地法が成立し、農地制度について恒久的立法の体制が確立されたことはこの意味において誠に意義深くかつ時宜に適した施策と思うが、農地改革の成果を維持しこれを発展させることは農地法の制定のみをもつては到底不可能であるから、(一)自作農創設維持資金の拡充、(二)自作農家の簿記指導に関する施設の助成、(三)農地関係金融の実態調査の助成等強力な施策をすみやかに樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県の治山、造林両事業予算増額に関する請願

請願者　大分市長　上田保外四名（第一二八八号）

右の請願は、大分県の地質的分布を見ると、県北においては花こう岩地帯多く、県南部は火山灰地帯で最も荒廃し易く、加うるに戦時の強制過伐と戦後復旧の応急濫伐は、さらに最近の異常なる産業経済の発展に伴い林産物の需要が激増して、過度の裸地を生ずるとともに、連年の風水害により荒廃移行面積は益々累加拡大する現状で、最近の調査によれば本事業の対象である荒廃林地は千百町歩に及び、さらに奥地水源地帯の風水害未然防止を必要とする未立木地は四千町歩その他海岸砂地の防砂施設は四千八町歩の事業を要し、これ等の事業拡充強化なくしては本県の森林復興も、地方民生の安定も期し難いから、昭和二十八年度における治山事業ならびに造林事業予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二号　林業技術普及員増員等に関する陳情

第六五号　岡山県い草種苗場および製品試験所の国営移管に関する陳情

第一一三号　林業技術普及員増員等に関する陳情

第一一七号　国有林払下げに関する陳情

第一二七号　日本茶業復興振展に関する陳情

第一二八号　日本酪農講習所の国営移管等に関する陳情

第一二九号　造林補助費増額等に関する陳情

第一四一号　食糧自給促進法制定促進に関する陳情

第一四二号　森林組合に対する国庫助成の陳情

第一四三号　木炭公営検査の強化に関する陳情

第一五一号　農林漁業資金融通法の業務調査費に関する陳情

第一七五号　米価改訂に関する陳情

第一七六号　農協青年組織の育成強化等に関する陳情

第一七八号　林業技術普及員増員等に関する陳情

第一九四号　森林組合技術員設置費助成に関する陳情

第一九五号　森林組合技術員設置費助成等に関する陳情

第一九六号　食糧自給促進法制定に関する陳情

第二一三号　森林組合技術員設置費全額国庫負担等に関する陳情（二通）

第二二九号　結核患者用配給米確保に関する陳情

第二三〇号　森林組合技術員設置費助成等に関する陳情

第二三八号　農林漁業組合再建整備に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会陳情特別報告第一号

林業技術普及員増員等に関する陳情

第一二号　山梨県中巨摩郡野之瀬村長　上田幸斉外二十三名提出

岡山県い草種苗場および製品試験所の国営移管に関する陳情

第六五号　岡山県知事　三木行治提出

林業技術普及員増員等に関する陳情

第一一三号　山口県知事　田中竜夫提出

国有林払下げに関する陳情

第一一七号　和歌山県日高郡寒川村長　三木武夫外十三名提出

日本茶業復興振展に関する陳情

第一二七号　東京都港区芝汐留七社団法人日本茶業協会長　森田豊寿提出

日本酪農講習所の国営移管等に関する陳情

第一二八号　山形県知事　村山道雄外七名提出

造林補助費増額等に関する陳情

第一二九号　広島県世羅郡甲山町甲山町森林組合内　篠本順二外十二名提出

食糧自給促進法制定促進に関する陳情

第一四一号　山形県知事　村山道雄外七名提出

森林組合に対する国庫助成の陳情

第一四二号　山形県知事　村山道雄外七名提出

木炭公営検査の強化に関する陳情

第一四三号　山形県知事　村山道雄外七名提出

農林漁業資金融通法の業務調査費に関する陳情

第一五一号　山形県知事　村山道雄外七名提出

米価改訂に関する陳情

第一七五号　奈良県生駒郡郡山町筒井一二一ノ一　松塚百太郎提出

農協青年組織の育成強化等に関する陳情

第一七六号　静岡市御幸町二ノ八静岡県農業協同組合青年連盟連絡協議会内　山口権一提出

林業技術普及員増員等に関する陳情

第一七八号　茨城県水戸市南三ノ丸一〇七茨城県町村会内　関井仁提出

森林組合技術員設置費助成に関する陳情

第一九四号　広島県豊田郡河内町豊田郡森林組合連絡協議会内　田口員己外十二名提出

森林組合技術員設置費助成等に関する陳情

第一九五号　広島県安芸郡戸坂

村森林組合長　木村八千穂外二名提出

食糧自給促進法制定に関する陳情

第一九六号　佐賀県議会内農地常任委員会内　坂井靖弘外九名提出

森林組合技術員設置費全額国庫負担等に関する陳情

第二一三号　岡山県和気郡山田村森林組合長　相沢松市提出

結核患者用配給米確保に関する陳情

第二二九号　大阪府貝塚市橋本町国立大阪療養所自治会内　垂井美恵子外七百十八名提出

森林組合技術員設置費助成等に関する陳情

第二三〇号　岡山県後月郡高屋町森林組合長　岡本寛一提出

農林漁業組合再建整備に関する陳情

第二三八号　山口県議会議長　二木謙吾提出

右二十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

林業技術普及員増員等に関する陳情

陳情者　山梨県中巨摩郡野之瀬村長　上田幸斉外二十三名（第一一号）

右の陳情は、戦時中から戦後にかけて、森林はいちじるしく荒廃し、その蓄積と生産力は非常に低下し、極めて憂慮すべき状態にあるから、森林経営に高度の科学技術を導入し生産力の増強を図るため、林業普及員を大幅に増員するとともに林業普及事業費の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県い草種苗場および製品試験所の国営移管に関する陳情

陳情者　岡山県知事　三木行治（第六五号）

右の陳情は、全国的にい草製品の増産気運のだい頭している今日、これら産業に一大新機軸を撃するよう国立の総合試験研究指導機関を設置され本産業の飛躍的改善を図られることは刻下の重要施策と考えられるから、岡山県い草種苗場および製品試験所を総合試験研究の高度化の見地から、早急に国営に移管し、本産業の充実発展に努められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林業技術普及員増員等に関する陳情

陳情者　山口県知事　田中竜夫（第一一三号）

右の陳情は、森林資源の保持培養上最も重大な使命を荷う林業技術普及員の増員と林業技術普及事業費の増額についてすみやかに予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林払下げに関する陳情

陳情者　和歌山県日高郡寒川村長　三木武夫外十三名（第一一七号）

右の陳情は、和歌山県寒川村は、日高川上流に位置する山村で、村民の大部分は山林労働によつて生計を営んでいる。しかるに戦時中の強制伐採以来一般民有林がほとんど伐り尽されたため、山林労働者の失業は二千人に上り生活困窮の度を加えているから、かつて本村に所属していた五百七十町歩余の国有林を地元寒川村に払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本茶業復興振展に関する陳情

陳情者　東京都港区芝汐留七社団法人日本茶業協会長　森田豊寿（第一一七号）

右の陳情は、日本茶は国家経済上わが国貿易開始以来の重要輸出農産物でありかつ内需としては国民の保健飲料として不可欠の重要物資であるが、政府の茶業に対する諸施策は極めて低調である上に、協力すべき茶業団体も茶業組合規則等廃止以来弱体化し、茶業復興振展上遺憾の点が少くない現状であるから、これが打開のため、(一)茶業団体を確立強化し、自主的活動の促進を図ること、(二)茶の生産を改善し、国内需要の増進と輸出の振興を図ること等の急速実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本酪農講習所の国営移管等に関する陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一二八号）

右の陳情は、酪農事業の重要性が年とともに重要性を加えている今日、日本酪農講習所の任務もまた重要となつているから、その設備内容を整備充実しこれが運営を強化するため、同講習所を国営とせられたい。もしこれが不能の場合は同講習所の維持経営に対し、相当額の国庫補助を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

造林補助費増額等に関する陳情

陳情者　広島県世羅郡甲山町甲山町森林組合内　篠本順二外十二名（第一一九号）

右の陳情は、新森林法は、伐採を制限するとともに造林を義務づけているが、これは、多額の経費と長期にわたる事業であるため、実行意欲が極めて低く、その原因は造林補助費の僅少にあると思われるから、造林補助費を増額するとともに新植、播種後におけるぶ育手入費の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧自給促進法制定促進に関する陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一四一号）

右の陳情は、東北地方においては気象的悪条件に加えてその水田の四十

ないし五十パーセントは湿田であり、今後各種土地改良を実施して生産力の増大を図り、さらに能率的農法を確立することが食糧増産の要件であるが、現在地方財政、農家経済はひつ迫しその負担によつて実施することは不可能である。よつて食糧自給促進法を実現し、国の力で継続的かつ徹底的に土地の改良事業を行いさらに金融措置の実施と、農家負担減少の措置を講じ、能率的農法を確立し、農家経営の安定を通じて食糧増産を図ることが緊要であるから、食糧自給促進法の急速なる立法化を図られたいとの趣旨であつて参議院には、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林組合に対する国庫助成の陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一四二号）

右の陳情は、森林所有者の協同組織である森林組合の発達を助長するためには組合技術員の積極的な活動に期待するところが極めて大である。殊に森林法に基く森林区実施計画の円滑な実施には右の技術員の協力にまたなければならない実状にあるので、技術員設置に対する助成制度を復活せられたい。万一昭和二十八年度においてこの措置が不可能な場合は森林区実施計画運用のため事業費に対し高率なる助成の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院には、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査の強化に関する陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一四三号）

右の陳情は、わが国の木炭は食糧につぐ生活必需物資であるので国民の福祉増進、民生安定のため、各都道府県はそれぞれ条例を制定して農林物資規格法に基きこれが検査を実施しているが、木炭検査の場合その手数料は零細な生産者の負担するところであつて検査経費を充分賄うまで徴収することができない困難な実状にあるから、国費助成等の強力な手段を講じ、木炭公営検査の強化を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業資金融通法の業務調査費に関する陳情

陳情者　山形県知事　村山道雄外七名（第一五一号）

右の陳情は、農林漁業融通法の実施業務は受託金融機関が、法定上の取扱機関であるが、昭和二十六年三月三十一日大蔵省、農林省令第二号により都道府県知事に意見を求めることになつている。この意見書は、融資決定上重要視せられる現状であるが、調査には、多額の経費を要するから、受託金融機関に対する事務費に準じ調査費を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米価改訂に関する陳情

陳情者　奈良県生駒郡郡山町筒井二二ノ一　松塚百太郎（第一七五号）

右の陳情は、まずい外米を高く買入れていながら国内生産の米価を不当に低く押えている現在の食糧政策は、農民の生産意欲をはばみ農家の生活をみじめなものにしているから、米価を農民の働き甲斐ある価格に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農協青年組織の成育強化等に関する陳情

陳情者　静岡市御幸町二ノ八静岡県農業協同組合青年連盟連絡協議会内　山口権一（第一七六号）

右の陳情は、農業協同組合の基礎を確立し、農村経済の向上を図るためには農業協同組合の青年組織を結成し、その活動を活発にする必要がある。しかるに多くの農村はこの組織がなく、既成の組織も充分な活動が行われていない現状であるから、農協青年組織の育成強化について必要な対策を講ぜられたい。なお広大な農地や漁場を犠牲にする駐留軍試射場や航空基地の設定には絶対反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林業技術普及員増員等に関する陳情

陳情者　茨城県水戸市南三ノ丸一〇七茨城県町村会内　関井仁（第一七八号）

右の陳情は、林業技術普及事業は、合理的な林業技術を導入して農山村の経済的向上を図り、併せて国民経済に寄与するもので極めて重要な事業であるが、経済的に制約されているため、普及員の活動が充分にできない実情であるから、（一）普及員の増員、（二）普及事業費の増額、（三）試験研究費の国庫補助増額等適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林組合技術員設置費助成に関する請願

陳情者　広島県豊田郡河内町豊田郡森林組合連絡協議会内　田口員己外十二名（第一九四号）

右の陳情は、改正森林法により新しい森林組合が発足したが、森林技術の普及については危ぐされるところが多いから、私有林所有者の利益を図るとともに国土保全、森林資源の維持培養に万全を期するため、森林組合技術員設置費を助成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林組合技術員設置費助成等に関する陳情

陳情者　広島県安芸郡戸板村森林組合長　木村八千穂外二名

（第一九五号）

右の陳情は、戦前戦後を通じて荒廃のはなはだしい広島県安芸郡の山林の復興を計るため、(一)森林組合技術員設置費の助成、(二)造林補助費の増額と苗圃設置の補助、(三)造林ぶ育手入費の補助、(四)民有林施業実施計画費の増額等、必要経費の増額と相まつてこれらの事業を森林組合に委託せられ、計画の完遂を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧自給促進法制定に関する陳情

陳情者　佐賀県議会内農地常任委員　会内　坂井靖　弘外九名

（第一九六号）

右の陳情は、土地改良、かんがい排水、交換分合、開拓建設、干拓等農地条件の改善整備を図ることが、食糧増産の要件であるが、現在の農家経済では到底その負担にたえ得ないから、すみやかに食糧自給促進法を制定して、これらの実施にもち論、さらに耕種改善、自作農創設維持資金の融資等万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林組合技術員設置費全額国庫負担等に関する陳情（二通）

陳情者　岡山県和気郡山田村森林組合長　相沢松市（第二一三号）

右の陳情は、森林組合の経済力は極めて貧弱であるため、技術員設置費を生み出すには相当な無理を生じ思い切つた事業ができない現状であるから、(一)森林組合技術員設置費を全額国庫補助すること、(二)病虫害の発生予防ならびに駆除費を増額すること、(三)造林事業費補助の単位引上げを図る等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核患者用配給米確保に関する陳情

陳情者　大阪府貝塚市橋本町国立大阪療養所自治会内　垂井美恵子外七百十八名（第二二九号）

右の陳情は、食糧庁長官の通牒により、新米穀年度より、患者給食の米が五十パーセントに減少されたことは、療養中の結核患者に重大な不安を与えており、ことに重症患者の場合はパン食に耐えられないため、経済的負担を増大し、治療効果に重大な支障となつているから、結核患者用配給米の確保について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣においても検討されたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林組合技術員設置費助成等に関する陳情

陳情者　岡山県後月郡高屋町森林組合長　岡本寛一（第二三〇号）

右の陳情は、戦時戦後を通ずる濫伐によつて全国の森林がはなはだしい荒廃状態にあるが、これが復興には早急なる山林指導が必要とされている。しかるに現在の地方財政では、充分な山林指導が不可能とされているから、(一)森林組合技術員の設置費助成、(二)森林組合役職員の養成指導費補助、(三)病虫害防除費の増額、(四)造林事業費の補助単位引上げ等の対策をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業組合再建整備に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第二三八号）

右の陳情は、農業、漁業、林業等の各協同組合は、農山漁村の経済的、社会的地位向上を目的として生れたのであるが、内部に包蔵する弱体性と後進性のため、経済情勢の急激な変動に抗することができず、さらに公布された農林漁業組合再建整備法も効果なく、業績は日増に悪化し、そのほとんどが例外なく経営不振に陥つているから、この際抜本的緊急特例としてこれら組合に対し、政府資金による長期低利の融資を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八三号　農業災害補償制度の強化拡充に関する陳情

第二八八号　農業共済掛金率引下げ等に関する陳情

第二八九号　本年度産米の消費者価格すえ置に関する陳情

第二九〇号　林業関係予算増額に関する陳情（二通）

第二九八号　急傾斜地帯農業振興に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会陳情特別報告第二号

農業災害補償制度の強化拡充に関する陳情

第二八三号　秋田市土手長町上丁一一、一二秋田県農業共済組合連合会長　武田謙三外十名

農業共済組合連合会事務費国庫補助増額に関する陳情

第二八七号　大分市大字大分五一大分県農業共済組合連合会長　加藤一彦提出

農業共済掛金率引下げ等に関する陳情

第二八八号　大分市大字大分五一大分県農業共済組合連合会長　加藤一彦提出

本年度産米の消費者価格すえ置に関する陳情

第二八九号　大阪府堺市議会議長　山崎知三郎提出

林業関係予算増額に関する陳情

第二九〇号　秋田県知事　池田徳治外十二名提出

急傾斜地帯農業振興に関する陳情

第二九八号　和歌山県有田郡湯浅町長　金野惣一郎外二十名提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

農業災害補償制度の強化拡充に関する陳情

陳情者　秋田市土手長町上丁一一、一二秋田県農業共済組合連合会長　武田謙三外十名（第二八二号）

右の陳情は、農業災害補償制度施行以来五年、強制加入制のもと共済団体はこれが運営に最善の努力を尽してきたが、最近における農家経済の窮乏はまことに深刻なるものがあり、農業に対する唯一の社会補償制度である本制度の拡充強化は喫緊の要事であるから、(一)金融措置、(二)農家負担の軽減、(三)家畜共済事業の整備強化、(四)災害防除対策の確立等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済組合連合会事務費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　大分市大字大分五一大分県農業共済組合連合会長　加藤一彦（第二八三号）

右の陳情は、農業所得の低減により、農家の経済力は弱体化し、農業共済団体の事務費賦課金負担は現在以上には到底たえられない実状にあるから、農業災害補償制度の健全なる発達を図るため、連合会運営上最少限度本部十二名、支部六名の国庫交付金の増額を図られたいとの趣旨であつて参議議は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業共済掛金率引下げ等に関する陳情

陳情者　大分市大字大分五一大分県農業共済組合連合会長　加藤一彦（第二八八号）

右の陳情は、農業所得の低減は農家の経済力を弱体化し、現行の共済掛金負担や共済基金出資にたえない実状にあるから、国庫負担を増額して農家負担の軽減を図られたい。なお、建物共済制度の法制化、無事戻制度の具体化、農家単位共済実施に伴う連合会事務費の増額等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

本年度産米の消費者価格すえ置に関する陳情

陳情者　大阪府堺市議会議長　山崎卯三郎（第二九号）

右の陳情は、本年度産米の消費者価格を十キロ六百二十円から六百八十五円に引上げることは、他物価の高騰を招き国民生活に一そうの重圧を加えるものであるから、消費者価格は現行通りすえ置き二重価格制を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林業関係予算増額に関する陳情（二通）

陳情者　秋田県知事　池田徳治外十二名（第二九〇号）

右の陳情は、秋田県における国有林、民有林は、戦時戦後の過伐早伐のため激減の一途をたどつており、このまま推移するときは二十数年にて枯渇してしまう有様であるから、これが防除のため、森林資源造成事業、治山事業、林道事業、林業技術普及事業、森林計画実施事業等の実施を迫られているが、県財政の貧困から国庫の助成によらなければ実現できないので、林業関係昭和二十七年度補正予算および昭和二十八年度予算の大幅な増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

急傾斜地帯農業振興に関する陳情

陳情者　和歌山県有田郡湯浅町長　金野惣一郎外二十名（第二九八号）

右の陳情は、昭和二十七年四月急傾斜地帯農業振興臨時措置法が公布されたが、予期に反して補助率が低いので地元負担の出資に行詰りを生じ折角の恩恵も実施不可能の状態であるから、該当地帯の改良事業を促進するため、補助率を大幅に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気通信委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八三号　大分市に九州東回り無装荷ケーブル布設等の請願

第六〇八号　東京都砧に電話自動局設置促進の請願

第八一七号　東京都府中町の市外電話回線増設等に関する請願

第一〇四一号　神奈川県秦野町電報電話局庁舎建築促進に関する請願

第一一六七号　神奈川県茅ケ崎電報電話局庁舎新築に関する請願

第一二一六号　電話の整備拡充に関する請願

第一二一七号　東京都豊島区電話局の整備拡充資金に関する請願

第一二九六号　群馬県沼田電報電話局庁舎新築等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会請願特別報告第一号

大分市に九州東回り無装荷ケーブル布設等の請願

第八三号　大分市長　上田保外一名提出

東京都砧に電話自動局設置促進の請願

第六〇八号　東京都世田谷区役所砧支所内砧電話自動局設置委員会内　竹村川二提出

東京都府中町の市外電話回線増設等に関する請願

第八一七号　東京都北多摩郡府中町長　小林茂一郎外一名提出

神奈川県秦野町電報電話局庁舎建築促進に関する請願
第一〇四一号　神奈川県中郡秦野町長　中村新治提出
神奈川県茅ヶ崎電報電話局庁舎新築に関する請願
第一一六七号　神奈川県茅ヶ崎市長　内田俊一外三名提出
電話の整備拡充に関する請願
第一二一六号　栃木市万町橋本電機株式会社社長　橋本駒次外二百名提出
東京都豊島区電話局の整備拡充資金に関する請願
第一二一七号　東京都豊島区西巣鴨三ノ六六八　森幸二外二十名提出

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

大分市に九州東回り無装荷ケーブル布設等の請願
請願者　大分市長　上田保外一名（第八三号）

右の請願は、大分市に九州東回り無装荷ケーブル布設が伝えられるや、地元大分市においては、千五十四坪の総合電話局用敷地を確保し、着工を待つているが、一年を経た現在なおその着工を見ないため、敷地には雑草が繁り、旧施設は、交換台の施設が行詰り、いまや積滞数は千三百に達する有様で、早急に改善を必要としているから、予定されている九州東回り無装荷ケーブル布設をすみやかに着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県沼田電報電話局庁舎新築等に関する請願
第一二九六号　群馬県利根郡沼田町長　細谷洗松外十一名提出

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

東京都砧に電話自動局設置促進の請願
請願者　東京都世田谷区役所砧支所内砧電話自動局設置委員会内　竹村川二（第六〇八号）

右の請願は、砧電話自動局の設置については、その必要性が認められ、設置が決定されると同時に敷地まで決定して同局管内関係者を喜ばせたが、その完成は昭和二十九年度であると伝えられていることは、わが国有数の文化街である同地区関係者に不安を与えているから、現在飽和状態にある同地区通信施設の不便を打開するため、同電話局を一日も早く実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都府中町の市外電話回線増設等に関する請願
請願者　東京都北多摩郡府中町長　小林茂一郎外一名（第八一七号）

右の請願は、府中町は、東京都北多摩郡最大の官公庁地帯で各種行政機関はもとより、会社工場等も増加の一途にあるが、同地域の通信機能を司る武蔵府中電信電話局の設備が旧式のため、一般利用者はもとより、各種官公庁、会社等の不便が極めて大きく、同地方の発展をはばむ結果となつているから、府中町の市外電話回線を増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県秦野町電報電話局庁舎建築促進に関する請願
請願者　神奈川県中郡秦野町長　中村新治（第一〇四一号）

右の請願は、神奈川県秦野町電報電話局庁舎は、現在家主より立退きを要求されているばかりでなく、老朽狭あいのため作業に困難を来たしており、さらに建築敷地も既に購入済みであるから、すみやかに新庁舎を建築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県茅ヶ崎電報電話局庁舎新築に関する請願
請願者　神奈川県茅ヶ崎市長　内田俊一外三名（第一一六七号）

右の請願は、神奈川県茅ヶ崎電報電話局の現庁舎は、茅ヶ崎信用金庫の建物の一部を賃借して運営されており、その不便はなはだしく、一方人口は日に増し、市勢の進展に伴い電話の需要は増加しつつあるにかかわらず、電話機が旧式磁石単式であることは、東京横浜の衛星都市として発展途上にある本市にとつてまことに遺憾であるから、すみやかに新庁舎を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電話の整備拡充に関する請願
請願者　栃木市万町橋本電機株式会社社長　橋本駒次外二百名（第一二一六号）

右の請願は、電話の整備拡充は、近代国家存立の基盤的な要件であるから、国策の第一として電話の整備拡充方策の確立とともにこれに必要な資金の調達に対し政府資金の貸付電信電話債券の発行等について日本電信電話公社を積極的に援助する外、公社の財政的基礎を強固にする措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都豊島区電話局の整備拡充資金に関する請願
請願者　東京都豊島区西巣鴨三ノ六六八　森幸二外二十名（第一二一七号）

右の請願は、東京都豊島区は、都心に対し城北の玄関口を占め商工業繁華街および住宅地として近時目覚しい発展をとげ、とくに池袋駅を中心として地下鉄の延長、道路の拡張、デパートの建設等商工業の進出目覚ましく、これに経済活動に最も必要な電話施設の整備拡充が必要であるが、この建設資金が不足のため意にまかせぬ状態であるから、これが建設資金の獲得に協力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内

閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県沼田電報電話局庁舎新築等に関する請願

請願者　群馬県利根郡沼田町長　細谷洩松外十一名（第一二九六号）

右の請願は、群馬県沼田電報電話局庁舎は、特定郵便局当時そのままの郵便局の二階の一部で業務を運行しているため交換機の増設は困難であるばかりでなく、機械設備も旧式であるため従業員の努力にもかかわらず交換能率が上がらず、常に加入者からの不平不満が多く産業の振興、官公署、会社、工場等の能率に及ぼす影響は多大であるから、昭和二十八年度において庁舎の新築と電話交換機の設備改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七八号　北海道歯舞局の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第七九号　北海道上砂川町の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第八〇号　北海道神居村の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第九〇号　北海道夕張市の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第九一号　北海道浦幌村の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第一一四号　北海道下川町の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第一二〇号　電気通信施設の整備拡充促進に関する陳情

第一二四号　群馬県館林電報電話局庁舎新築等に関する陳情

第一二五号　栃木県足利局の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第一二七号　茨城県磯原町の電話設備整備拡充に関する陳情

第一三一八号　栃木県の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第一三一九号　埼玉県所沢電報電話局庁舎新築等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会陳情特別報告第一号

北海道歯舞局の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第七八号　北海道花咲郡歯舞村長　川島千代吉提出

北海道上砂川町の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第七九号　北海道空知郡上砂川町長　岡田六三四提出

北海道神居村の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第八〇号　北海道上川郡神居村長　下田基提出

北海道夕張市の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第九〇号　北海道夕張市長　北島光盛提出

北海道浦幌村の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第九一号　北海道十勝郡浦幌村長　吉川利昌提出

北海道下川町の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第一一四号　北海道上川郡下川町長　宮地誠次提出

電気通信施設の整備拡充促進に関する陳情

第一二〇号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎提出

群馬県館林電報電話局庁舎新築等に関する陳情

第二四八号　群馬県邑楽郡館林町長　太田為治外十一名提出

栃木県足利局の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第二五八号　栃木県足利市長　木村浅七外十六名提出

茨城県磯原町の電話設備整備拡充に関する陳情

第二七七号　茨城県多賀郡磯原町長　片寄富七外一名提出

栃木県の電気通信施設整備拡充に関する陳情

第三一八号　栃木県議会議長　佐藤清一郎提出

埼玉県所沢電報電話局庁舎新築等に関する陳情

第三一九号　埼玉県所沢市長　内田常光外二名提出

右十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

北海道歯舞局の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　北海道花咲郡歯舞村長　川島千代吉（第七八号）

右の陳情は、北海道歯舞局の電気通信施設は、昭和十二年施設せられたままで、終戦後千島歯舞島喪失の結果沖合は一大漁田となり、漁港修築着工とともに市内電話、市外回線増設は強く村民より要望されているので、かねてより交換機百回線市外回線三、四回線に増設方を関係当局に要望しているが、未だその実現をみないため、今後当村各種産業の発達ならびに国際上に影響するところが誠に大きいと思われるから、すみやかに歯舞局の電気通信施設の整備拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上砂川町の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　北海道空知郡上砂川町長　岡田六三四（第七九号）

右の陳情は、北海道上砂川町においては、市内電話の増設および市外回線の新設等の要望が強いが、ケーブル施設に余力が全然なく、当町の炭鉱開発、これに伴う産業の振興等到底町勢伸展に即応することができない実情にあるため、かねてより関係当局に対してこれの整備拡充方を要望しているが未だ実現せず、今後当町の発展に影響するところが多大であるから、すみやかに本町の電気通信施設整備拡充が実現するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神居村の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　北海道上川郡神居村長　下田基（第八〇号）

右の陳情は、北海道神居村における電気通信施設特に電話については、ケーブル施設に余力が全くないため、産業の伸展、人口の増加、公共

建物の激増等最近の村勢に即応し得ない実情にあるので、かねてより関係当局に対してこれが整備拡充方を要望していたのであるが未だ実現しないため、今後ますます発展を予想される当村各種産業の発達に影響されるところが極めて大きいから、すみやかにこれが実現方を取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道夕張市の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　北海道夕張市長　北島光盛（第九〇号）

右の陳情は、北海道夕張市においては、市内電話の増設、交換台の増設、市内外回線の増設等に全然余力がないため、現在すでに七十を超える加入申込者を持ちながら対策がなく、しかも今後ますます増加の傾向にあり、一方市外通話の待合時間は特急で札幌へ二時間、小樽へ三時間ないし五時間という実情であるから、本市の電気通信施設を整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道浦幌村の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　北海道十勝郡浦幌村長　吉川利昌（第九一号）

右の陳情は、北海道浦幌村における電気通信施設中、市内郵便局は電話の増設および交換施設ならびにケーブル施設の余力は皆無であつて、市街通話の激増等によりいちじるしい不便をきたしているから、浦幌市内電話の増設および交換施設ならびにケーブル施設の増設と天別炭山局浦幌炭鉱分室交換事務の開始等について特段の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道下川町の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　北海道上川郡下川町長　宮地誠次（第一一四号）

右の陳情は、北海道下川町においては、市内電話の増設に伴う交換施設およびケーブル施設が不備であり、また、市外電話の激増により下川町札幌市間の市外電話回線に余力がないので、今後ますます発展を予想せられる当町の各種産業の発展に影響するところ極めて多大であるから、すみやかに当町の電気通信施設を整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気通信施設の整備拡充促進に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭　藤山愛一郎（第一一〇号）

右の陳情は、今後わが国が貿易規模を拡大し、経済の発展を期するためには、能率的生産と迅速な通信により一段と商業活動の敏速化を図る必要がある。これがためには電気通信施設とくに電話施設の急速なる整備拡充を図ることは、刻下の急務であるから、電気通信施設の急速なる整備拡充を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県館林電報電話局庁舎新築等に関する陳情

陳情者　群馬県邑楽郡館林町長　太田為治外十一名（第二四八号）

右の陳情は、群馬県館林町は、隣接五町村とともに都市計画を進めているが、最近に至り人口五万、戸数一万の都市となり、電話加入者数も二千に達している。しかるに現在の館林電報電話局は、郵便局の一部を使用しているため、業務の遂行に支障が多く、しかも設備が旧式なため、増設が不可能であり、市外線は故障が多い等同地方の産業経済の進展をいちじるしくはばんでいるから、館林電報電話局の庁舎新築ならびに交換方式改善をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県足利局の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　栃木県足利市長　木村浅七外十六名（第二五八号）

右の陳情は、栃木県足利市は、両毛地方産業の中心都市であるが、足利局における電信電話設備は大正十三年以来そのまま利用している状態で、収容度も二千四百に過ぎず、局舎も三十余年を経過し、しかも狭いためこれ以上の電話増設は困難であつて、産業発展の重大なあい路となつているから、電気通信施設の整備拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県磯原町の電話設備整備拡充に関する陳情

陳情者　茨城県多賀郡磯原町長　片寄富七外一名（第二七七号）

右の陳情は、茨城県磯原町は、常磐炭鉱の中心地として本年度から都市計画法による都市計画が施行され、磯原町を中心に益々発展が約束されると同時に、極度に電話の需要が増加し、各所にその熱烈なる要望があるにもかかわらず、その声は全く満たされず、産業の開発上誠に遺憾にたえないから、すみやかに電話設備の拡充整備を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県の電気通信施設整備拡充に関する陳情

陳情者　栃木県議会議長　佐藤清一郎（第三一八号）

右の陳情は、栃木県においては、電話架設希望者が激増しているが、現在未設のものがすでに三千に達しており、かつ電話の通話数も増加しつつある。ことに宇都宮より東京、横

浜、足利、佐野、真岡、鳥山方面等は電話回線の不足により通話に長時間を要する状況であるから、昭和二十八年度において予算を大幅に増額し電話の整備拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県所沢電報電話局庁舎新築等に関する陳情

陳情者　埼玉県所沢市長　内田常光外二名（第三一九号）

右の陳情は、埼玉県所沢電報電話局の局内設備はすでに飽和点に達し、今後の申込については局舎の新築をまつ外なく、すでに現在の申込希望者は五百余名を数え、今後当市の急激な発展が予想されるときことに寒心にたえないから、本年中に局舎の新築、施設の拡充を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月二十四日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七三号　公益事業令失効に対する特別措置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会請願特別報告第二号

公益事業令失効に対する特別措置の請願

第二七三号　東京都千代田区有楽町一ノ三電気事業経営者会議内　堀新提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年十二月十九日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

公益事業令失効に対する特別措置の請願

請願者　東京都千代田区有楽町一ノ三電気事業経営者会議内　堀新（第二七三号）

右の請願は、電気事業および電気施設に関する新な法案が審議制定せられるよしであるが、さし当り事業運営に支障がないようにするため「電気およびガスに関する臨時措置に関する法律」の早急実施が望ましく、なおその間法規の空白期に生じる種種の障害に対しては最も適切な臨時措置について格別の配慮を講ぜられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年十二月十九日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七四号　金鉱山助成策確立に関する陳情

第三〇〇号　国有鉄道の運転用炭確保に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

通商産業委員会陳情特別報告第二号

金鉱山助成策確立に関する陳情

第二七四号　鹿児島市議会議長　新川近義提出

国有鉄道の運転用炭確保に関する陳情

第三〇〇号　東京都千代田区丸の内一ノ一社団法人鉄道貨物協会長　石川一郎提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

通商産業委員長　結城　安次

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

金鉱山助成策確立に関する陳情

陳情者　鹿児島市議会議長　新川近義（第二七四号）

右の陳情は、昭和二十五年政府の金鉱業増産対策に呼応して、逐次操業を開始した金鉱山は、その後の経済情勢の悪影響と政府の助成策の貧困により、赤字が累積し、再び休廃鉱の窮地に追いこまれようとする現状にあるから、金買上げ価格の引上げまたは、これに代るべき強力なる助成策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有鉄道の運転用炭確保に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一社団法人鉄道貨物協会長　石川一郎（第三〇〇号）

右の陳情は、最近の産業別貯炭状況を見るとおおとつが多く、比較的緊急でない産業が相当の貯炭を擁している実状にあるから、急迫している国有鉄道運転用としてこれ等産業の貯炭を臨時融通する方法をとられるとともに、国有鉄道が緊急必要な運転用炭を確保し得るため、国有鉄道への重点的配炭、国鉄用炭の優先輸送等非常措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四三号　由良漁港修築工事施行に関する請願

第八一号、第一四一号、第五三八号　漁船損害補償法に関する請願

第一七三号　千葉県九十九里浜射撃演習に関する請願

第一七九号　常呂漁港修築工事促進に関する請願

第一八三号　東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償の請願

第二四〇号　東経百三十度以西海区における小型機船底びき網漁業操業区域調整案撤回に関する請願

第三六六号　三陸沿岸災害復旧事業費国庫補助等に関する請願

第一七九号　常呂漁港修築工事促進に関する請願

第一八三号　東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償の請願

第二四〇号　東経百三十度以西海区における小型機船底びき網漁業操業区域調整案撤回に関する請願

第三六六号　三陸沿岸災害復旧事業費国庫補助等に関する請願

第三六八号　緯網減船整理に伴う補償の請願

第四二八号　芦辺漁港の第四種漁港指定に関する請願

第四二九号　長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願

第四三〇号　漁業資金融資機関設置に関する請願

第四三一号　勝本港の水産施設に関する請願

第四三二号　長崎県勝本浦の沖合漁業確保に関する請願

第四三三号　製氷工場建設資金融資に関する請願
第四六一号　漁業災害保険補償制度確立に関する請願
第四六二号　三陸津波による漁業被害補償の請願
第四六三号　三陸津波による被害漁業の漁業権免許料免除の請願
第五三五号　山口県の漁港整備拡充に関する請願
第五三六号　第三種漁港修築工事の国営等に関する請願
第五三七号　下関漁港修築工事の国営等に関する請願
第五三九号　東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償等の請願
第五四〇号　漁港修築工事促進等に関する請願
第六一九号　山口県見島漁港整備に関する請願
第六二〇号、第一二九〇号　済洲島海域の漁業に関する請願
第六六六号　岩手県根白漁港修築工事施行に関する請願
第七〇〇号　八丈島八重根漁港築設促進に関する請願
第七三五号　水産施設に対する津波災害復旧費助成等の請願
第八二四号　漁場の演習場指定反対等に関する請願
第八二五号　高知県久礼漁港船だまり改修工事施行に関する請願
第八二六号　長崎県山崎港の第一種漁港指定に関する請願
第八三九号　北海道木直漁港修築工事施行に関する請願
第八九一号　北海道砂原漁港修築工事促進に関する請願
第八九三号　三陸津波の漁業等被害対策に関する請願
第九五四号　米軍徳山貯油所沿岸海面立入禁止に伴う漁業損害補償等の請願
第九五五号　岩国市姫子島駐留軍演習場の漁業禁止全廃等に関する請願
第一〇〇〇号　長崎県鯛の浦湾の第四種漁港指定に関する請願
第一一三二号　宮城県の主要漁港修築費全額国庫負担に関する請願
第一一三三号　宮城県の漁港修築費予算増額に関する請願
第一二一〇六　北海道厚内漁港修築促進に関する請願
第一二八九号　以東底引漁区拡張反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会請願審査特別報告第一号

由良漁港修築工事施行に関する請願

第四三号　京都府加佐郡由良村長　山下伊東外二十名提出

千葉県九十九里浜射撃演習に関する請願

第一七三号　千葉県山武郡豊海村九十九里浜沿岸漁業対策委員会内　小栗山熊太郎提出

常呂漁港修築工事促進に関する請願

第一七九号　北海道常呂郡常呂町長　小林千代松外二名提出

東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償の請願

第一八三号　東京都中央区築地五ノ一東京都漁連内全東京湾防潜網対策委員会内　石川重郎外三名提出

東経百三十度以西海区における小型機船底びき網漁業操業区域調整案撤回に関する請願

第二四〇号　長崎市五島町又一六長崎県漁業協同組合連合会内以東底曳漁区拡張反対期成同盟内　丸亀秀雄提出

三陸沿岸災害復旧事業費国庫補助等に関する請願

第三六六号　岩手県宮古市長　中屋重治外一名提出

縛網減船整理に伴う補償の請願

第三六八号　山口県光市室積町光漁業協同組合長理事　小林栄作提出

芦辺漁港の第四種漁港指定に関する請願

第四二八号　長崎県壱岐郡箱崎村長　深見勝利外一名提出

長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願

第四二九号　長崎県北松浦郡小値賀町長　近藤政敬外二名提出

漁業資金融資機関設置に関する請願

第四三〇号　長崎県壱岐郡勝本町勝本漁業協同組合長　立石福太郎外九名提出

勝本港の水産施設に関する請願

第四三一号　長崎県壱岐郡勝本町勝本町漁業協同組合長　立石福太郎外九名提出

長崎県勝本浦の沖合漁業確保に関する請願

第四三二号　長崎県壱岐郡勝本町勝本町漁業協同組合長　立石福太郎外九名提出

製氷工場建設資金融資に関する請願

第四三三号　長崎県壱岐郡勝本町勝本町漁業協同組合長　立石福太郎外九名提出

三陸津波による漁業被害補償の請願

第四六二号　宮城県仙台市宮町小田原東裏町七宮城県信用漁業協同組合連合会長理事　菊田隆一外百六名提出

三陸津波による被害漁業の漁業権免許料免除の請願

第四六三号　宮城県仙台市宮町小田原東裏町七宮城県信用漁業協同組合連合会会長理事　菊田隆一外十三名提出

山口県の漁港整備拡充に関する請願

第五三五号　山口県知事　田中龍夫提出

第三種漁港修築工事の国営等に関する請願

第五三六号　山口県知事　田中龍夫提出

下関漁港修築工事の国営等に関する請願

第五三七号　山口県知事　田中龍夫提出

東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償等の請願

第五三九号　千葉県君津郡大貫町岩瀬八七一東京湾南部軍事施設被害対策委員会内　山口卯之松外二十五名提出

漁港修築工事促進等に関する請願

第五四〇号　東京都千代田区丸の内二ノ一四社団法人漁港協会長　井出正孝提出

山口県見島漁港整備に関する請願

第六一九号　山口県阿武郡見島村長　山谷義太提出

済洲島海域の漁業に関する請願

第六二〇号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外四名提出

第一二九〇号　鹿児島県串木野市議会議長　本田戸助外十五名提出

岸手県根白漁港修築工事施行に関する請願

第六六六号　岩手県気仙郡吉浜村長　白木沢純三外七名提出

八丈島八重根漁港築設促進に関する請願

第七〇〇号　東京都八丈島大賀郷村長　奥山文一郎外九十四名提出

水産施設に対する津波災害復旧費助成等の請願

第七三五号　宮城県議会議長　今野貞亮提出

漁場の演習場指定反対等に関する請願

第八二四号　東京都千代田区丸の内丸ビル四七六日本海漁業協議会内　鍋島熊道提出

高知県久礼漁港船だまり改修工事施行に関する請願

第八二五号　高知県高岡郡久礼町六、七八一の二久礼町漁業協同組合長　竹田十太外一名提出

長崎県山崎港の第一種漁港指定に関する請願

第八二六号　長崎県壱岐郡石田村長　松永英太郎外一名提出

北海道木直漁港修築工事施行に関する請願

第八三九号　北海道茅部郡尾札部村長　杉谷梅一提出

北海道砂原漁港修築工事促進に関する請願

第八九一号　北海道茅部郡砂原村長　三浦嘉七外四名提出

三陸津波の漁業等被害対策に関する請願

第八九三号　岩手県議会議長　村上順平提出

米軍徳山貯油所沿岸海面立入禁止に伴う漁業損害補償等の請願

第九五四号　山口県徳山市櫛ヶ浜大工町五四六櫛ヶ浜漁業協同組合長　棚野健二郎外六名提出

岩国市姫子島駐留軍演習場の漁業禁止全廃等に関する請願

第九五五号　山口県岩国市中津岩国市漁業協同組合長　島田梅一外八百七名提出

長崎県鯛の浦湾の第四種漁港指定に関する請願

第一〇〇〇号　長崎県南松浦郡有川町長　山下元一郎外九名提出

宮城県の重要漁港修築費全額国庫負担に関する請願

第一一三二号　宮城県知事　宮城音五郎提出

宮城県の漁港修築費予算増額に関する請願

第一一三三号　宮城県知事　宮城音五郎提出

北海道厚内漁港修築促進に関する請願

第一一〇六号　北海道十勝郡大津村厚内漁港修築期成同盟会内　斉藤兵二郎外四名提出

以東底引漁区拡張反対に関する請願

第一二八九号　長崎県壱岐郡勝本町長　松尾文吉外一名提出

右三十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

由良漁港修築工事施行に関する請願

請願者　京都府加佐郡由良村長　山下伊東外二十名（第四三号）

右の請願は、京都府由良漁港は、日本海に直面し由良川の川口にあつて舞鶴湾に隣接し漁場広く漁獲容易な豊漁の海面を有しているが、漂砂のため川口のとざされることが度々あるため出漁の機を失することが多く、一方村民の大部分は従来舞鶴軍港関係の労務者で終戦とともに失業に陥り入方検討の結果漁業の開発以外に安全生活の途なき実情にありながら、貧弱なる村経済では本漁港修築は困難な状態であるから、昭和二十八年度において修築費の一部を補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県九十九里浜射撃演習に関する請願

請願者　千葉県山武郡豊海村九十九里浜沿岸漁業対策委員会内　小栗山熊太郎（第一七三号）

右の請願は、千葉県片貝地区射撃場は連合国軍の演習場として設定以来演習実施時間は、正午より午後六時までに限られていたのが、今回午前八時より午後六時まで延長されるよしであるが、もし延長されれば沿岸漁民の死命を制する重大な結果を招来することは必定であるから、これが実施されないよう早急善処せられるとともに週四日制の演習実施ならびに演習によるあらゆる被害については完全補償を行い、漁港修築または特別融資についても善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常呂漁港修築工事促進に関する請願

請願者　北海道常呂郡常呂町長　小林千代松外二名（第一七九号）

右の請願は、多年の懸案であつた常呂港修築工事は、総工費一億六千余万円五箇年計画をもつて昭和二十五年を第一年度として着工、本年度第三年度として着々工事の進ちよくを見ていることは感謝にたえない次第であるが、オホーツク海域は稚内より知床半島に至る間約四百キロの海岸線をなし、千島魚田を失つた今日北方魚田の最も優秀な海区であり、加えて常呂漁港の沖合には唯一の未開発魚田大和堆を有し、今後の開発は挙げて最短距離の本港を利用することとなるは論をまたないところであり、また、延々四百キロの海域に設置されている漁港の現況を見るとき今後の魚田開発上憂慮すべきものがあるので、本町漁業の振興だけでなく、オホーツク海域の魚田開発上本漁港の完成は急務であると思うから、当初の計画通り三十九年度をもつて完成せられるよう特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償の請願

請願者　東京都中央区築地五ノ一東京都漁連内全東京湾防潜網対策委員会内　石川重郎外三名（第一八三号）

右の請願は、昭和二十六年一月、千葉県富津崎より神奈川県旗山崎にわたり、鋼網の防潜施設が設定されて以来、東京湾内の魚族が急激に減少し、ここを主なる漁場とする千葉、神奈川、東京の関係漁民約二万余は、生業に重大な支障を生じ、現状のまま放置できない実情にあるから、防潜網および聴音施設の早急撤去について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東経百三十度以西海区における小型機船底びき網漁業操業区域調整案撤回に関する請願

請願者　長崎市五島町又一六長崎県漁業協同組合連合会内以東底曳漁区拡張反対期成同盟会内　丸亀秀雄（第二四〇号）

右の請願は、今回水産庁が立案された「東経百三十度以西海区における小型機船底曳網漁業操業区域調整案」は、沿岸漁業関係者三十万を恐怖に陥れるばかりでなく、従来の中間漁区船および新入漁船が沿岸の禁止漁区を侵すことになり、資源は枯渇し、漁場の荒廃は火を見るより明かであるから、同案の撤回につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年三月十三日

○第十五回国会　参議院会議録附録（その四）

意見書案

三陸沿岸災害復旧事業費国庫補助等に関する請願

請願者　岩手県宮古市長　中屋重治外一名（第三六六号）

右の請願は、宮古市および宮古港湾に隣接する沿岸各町村は、従来水産業を基盤とし、わが国水産食糧源の中心地となつているが、昭和二十三年のアイオン台風以来相次ぐ風水害および地震による津波のため、沿岸水産施設は多大の打撃を受け、関係住民の生活は窮乏の極にあるから、十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法等の適用の拡張等の立法措置を講ぜられ、更に災害復旧事業費に対し全額または高率の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

縛網減船整理に伴う補償の請願

請願者　山口県光市室積町光漁業協同組合長理事　小村栄作（第三六八号）

右の請願は、瀬戸内海における縛網漁業は、規模においても能率においても内海屈指の漁業で、統数は増加の一途をたどつているが、終戦後の過剰人口は漁業にしわ寄せられ、零細多種漁業の増加は遂に大規模高能率漁業の排せきとなつて現われ、伝統を誇る合法的縛網漁業も制度改革の最初の犠牲となり、ばく大な損失をこうむつているから、縛網減船整理に対して国費補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

芦辺漁港の第四種漁港指定に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡箱崎村長深見勝利外一名（第四二八号）

右の請願は、第二種漁港芦辺港は、従来壱岐島における有数の港湾として広く活用せられてきたのであるが、最近近海沿岸漁業の飛躍的発展により本港の利用年は逐年増加している上、将来朝鮮沿岸への出漁の際の活用度はさらに倍加する公算が極めて大きいから、本港を第四種避難漁港に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡小値賀町長　近藤政敬外二名（第四二九号）

右の請願は、長崎県小値賀港は九州の最西北端における唯一の漁業基地であり、朝鮮海および東支那海に接続する漁場に対する避難港として重要な港であるが、港内が狭く最盛漁期には漁船、運搬船の出入は困難を極めている現状であるから、本県漁業進出の最前線基地として、かつ地元漁民の安全な漁港として一日も早く本港の修築工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業資金融資機関設置に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡勝本町勝本漁業協同組合長　立石福太郎外九名（第四三〇号）

右の請願は、漁業を生業としている沿岸零細漁民は、沿岸における水産資源の枯渇荒廃により汽船底びき、揚繰網漁法による遠洋漁業に転換する以外に窮状打開の方途のない現状であるが、これ等の漁業には多額の資金を必要とし現在の境遇ではどうすることもできないから、漁業資金融資機関を設置して漁船建造資金、船漁具類の購入資金ならびに水産事業資金等に貸与利用ができるような措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

勝本港の水産施設に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡勝本町勝本町漁業協同組合長　立石福太郎外九名（第四三一号）

右の請願は、長崎県勝本港は港口に三島があつて天然の良港であるが、年中西風、北風の強風が多いため港内は波があらく厳重にけい留した漁船も相当の被害を受け、ルース台風の際は沈没大破した漁船も数十隻に上り、漁港としてまた避難港としての使命を果し得ない現状であるから、既設防波堤中、小敷瀬防波堤を三十間、鵜の瀬防波堤を二十間それぞれ延長せらるるとともに、港内のしゆんせつ工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県勝本浦の沖合漁業確保に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡勝本町勝本町漁業協同組合長　立石福太郎外九名（第四三二号）

右の請願は、長崎県勝本浦に居住する漁民は、古来より勝本浦沖合においていか、たい、ぶり等の一本つり漁業に従事してきたが、近年に至つて各地よりの機船揚繰漁業が進入操業することになり、漁場を荒され、漁獲は皆無となつて窮地に追い込まれているから、実状調査の上、すみやかに救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十八年三月十三日　参議院会議録附録（その四）　審査報告書（第十六号参照）

意見書案

製氷工場建設資金融資に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡勝本町勝本町漁業協同組合長　立石福太郎外九名（第四三三号）

右の請願は、長崎県勝本町漁業協同組合は、現在沿岸漁業により年額一億五千万円の水揚を行つているが、本島に製氷工場がないため博多、唐津方面より製氷を購入する関係上、魚価は鮮度悪るく常に低廉に取引されその不便不利は誠にじん大であるから、これを除去するため、農林漁業資金融通法により製氷工場建設資金として一千四百万円の特別融資を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸津波による漁業被害補償の請願

請願者　宮城県仙台市宮町小田原東裏町七宮城県信用漁業協同組合連合会長理事　菊田隆一外百六名（第四六二号）

右の請願は、本年十一月十五日の三陸津波は、同地方の漁業に大被害を与え、ことに宮城県のかきおよびのりは成長期および採取期にあつたため、壊滅にひんし、これら被害の総額は約十億円に達しているから、り災漁民の生活を確保し、漁業の再生産を図るため、これ等の被害に対して政府資金による災害補償の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸津波による被害漁業の漁業権免許料免除の請願

請願者　宮城県仙台市宮町小田原東裏町七宮城県信用漁業協同組合連合会会長理事　菊田隆一外十三名（第四六三号）

右の請願は、本年十一月十五日の三陸津波は、宮城県の区画漁業に壊滅的打撃を与え、その被害は、生産物および生産施設の双方にわたり約八億円の巨額に達し、さきに交付された漁業権補償金をはるかに上回つており、定置漁業の被害も二億円に達し、その回復には数年を要するものと予想されているから、同津波の被害を受けた区画漁業権、定置漁業権および共同漁業権に対する免許料を本年度分から向う十箇年間免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県の漁港整備拡充に関する請願

請願者　山口県知事　田中竜夫（第五三五号）

右の請願は、山口県内における漁港のうち昭和二十八年度整備拡充計画の決定している川棚外五漁港の修築工事ならびに新規整備拡充の必要に迫られている三十九港に対する第二次整備計画の決定等のすみやかなる実現を図られるとともに、見島漁港は日本海の有数な漁場の中心港であるから、至急整備計画を決定し修築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第三種漁港修築工事の国営等に関する請願

請願者　山口県知事　田中竜夫（第五三六号）

右の請願は、第三種漁港のうち特に漁獲高において抜群であり、かつその仕向地および漁船の利用度においても全国的である下関、塩釜等の大漁港の整備事業は、国営または全額補助のもとに実施せられ大規模な計画をもつて整備の迅速、施設の完備を計ることがわが国水産業の振興発展のため特に緊要と考えられる。殊に講和条約も既に発効し完全独立国として南方あるいは北洋はいうに及ばず大平印度両洋にも海洋漁船特に各種母船式海洋漁船団の出漁も種々考慮せられている今日、これら大型漁船団を包容する大規模漁港の修築事業は是非とも必要とする情勢にあるが、これが整備にはまたばく大な工費を要するから、これら第三種漁港中特に重要な漁港の修築事業については国営または全額国庫補助とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

下関漁港修築工事の国営等に関する請願

請願者　山口県知事　田中竜夫（第五三七号）

右の請願は、下関港は、海洋漁業の根拠地ならびに水産物の集散地として有名であり、漁船の数、漁獲高からして本邦中最も重要な地位にあるが、終戦と共に漁場または根拠地を失つた各漁業会社は戦禍をまぬがれた当港に集るため、既設の規模施設では不備不足となり、また講和以来海洋漁業が発展するに伴つて漁船数が次第に増加し、当漁港の現状およびわが国水産業の方途としての各種母船式海洋漁業化をあわせ考えると、同港は、大船団を包容できず、全国優位の漁港とするためには、第二期修築計画の早期実現を期さなければならない現状であるが、県営事業としての整備計画の実現は県財政面より見て到底望めないから、本漁港修築事業について国営または全額国庫補助のもとに早期実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償等の請願

請願者　千葉県君津郡大貫町岩瀬八七一東京湾南部軍事施設被害対策委員会内　山口卯之松外二十五名（第五三九号）

右の請願は、東京湾南部を職場として生活していた漁民は、昭和二十五年十二月突如として米軍により千葉県富津崎より第一、第二、第三海ほを経て神奈川県旗山崎間にわたる防潜網を張られた上に、さらに昭和二十六年十二月神奈川県旗山崎より千葉県大貫沖と神奈川県観音崎より金谷村にわたる十七平方カイリに及ぶ投びよう禁止区域を設定されたため、操業はもち論魚道および航行をしや断され、生活の糧を断たれてかい滅にひんしているから、(一)防潜網ならびに投びよう禁止区域内の聴音器施設を撤去すること、(二)被害漁業者に全額完全補償すること、(三)右施設により他業に転換の余儀なき漁業者に対し長期低利の融資をすること等急速なる救済措置を講ぜ

られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築工事促進等に関する請願

請願者　東京都千代田区丸の内二ノ一四社団法人漁港協会

長　井出正孝（第五四〇号）

右の請願は、全国漁港網をすみやかに完成し、もつて漁業の伸展と独立日本の水産業の国際的地歩の確立を計るため、(一)第一次漁港整備計画の早期完成ならびに第二次漁港整備計画の樹立、(二)漁港施設災害復旧の促進、(三)漁港施設の強力促進等の施策を強力に推進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県見島漁港整備に関する請願

請願者　山口県阿武郡見島村長　山谷義太（第六一九号）

右の請願は、山口県見島漁港は、本年五月七日に第四種漁港に指定された西日本海唯一の避難港および漁場開発基地であるが占領軍関係の特殊事情により整備計画より除かれているため、漁港施設が不備のまま放置されており、風浪に際しては漁船団は島かげに待避する外ない実情にあるから、同港の整備を昭和二十八年度に施行するよう緊急措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

済洲島海域の漁業に関する請願

請願者　鹿児島県串木野市議会議長　本田戸助外十五名（第一二九〇号）

右の請願は、九州近海唯一の漁場済洲島海域で串木野漁民に対する韓国艦船の不法発砲ならびに拿捕等が相次いでおこつているため、漁民の操業は至難となつている。このままでは、生活の道を絶たれ、極度に疲弊する虞があるから、すみやかに本海域に関し円満なる解決策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県根白漁港修築工事施行に関する請願

請願者　岩手県気仙郡吉浜村長　白木沢純三外七名（第六六六号）

右の請願は、岩手県根白漁港の修築についてはしばしば陳情を重ねた結果、両院において採択せられたが、未だ予算措置や着工の段階に到達していないため、当局者ならびに関係人はもとより、村民斉しく憂慮しているところであるから、本港の修築工事を急速に施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八丈島八重根漁港築設促進に関する請願

請願者　東京都八丈島大賀郷村長　奥山文一郎外九十四名（第七〇〇号）

右の請願は、伊豆七島近海は、わが国有数の漁場として知られており、その生産額は戦前数千万円に達していた。しかるに同海域には大島の波浮港を除く外漁港がなく、予定されていた八重根港築設も戦争のため実現を見ず、加えて南方漁場の基地であつた小笠原諸島を失い、関係漁業はじん大な打撃を受けているから、昭和二十二年度に用地を買収し、昭和二十三年度以降着々準備中の八重根漁港の築設をすみやかに完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産施設に対する津波災害復旧費助成等の請願

請願者　宮城県議会議長　今野貞亮（第七三五号）

右の請願は、宮城県沿岸は本年十一月五日の津波により、かき、のり小型定置その他水産施設にじん大な被害を受けたが被害者の大部分は零細漁民であり、ことに本年三月十勝沖地震による津波もあつたこととし一年に二度の災害をこうむり物心両面から受けた打撃はきわめてはなはだしいものであるからすみやかに災害復旧費の助成ならびに長期融資等の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁場の演習場指定反対等に関する請願

請願者　東京都千代田区丸の内丸ビル四七六日本海漁業協議会内　鍋島態道（第八二四号）

右の請願は、戦後多くの漁場を失つたわが国が、増大した人口をかかえて食糧自給を確保するためには漁業にまつところが極めて大きいが、全国各地にわたる占領軍の演習によつて、漁業者のこうむる損害はじん大な額に上つている。しかるに終戦以来の六箇年に補償された額はわずか四億二千万円に過ぎず、しかも駐留軍の演習場指定はますます拡大されつつあるから、(一)演習場の指定には漁民の意見を尊重すること、(二)損失の補償を実態に即し、しかも手続を簡単にすること、(三)操業制限を受けた漁民の生業安定を図ること等の施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県久礼漁港船だまり改修工事施行に関する請願

請願者　高知県高岡郡久礼町六、七八一の二久礼町漁業協同組合長　竹田十太外一名（第八二五号）

右の請願は、高知県久礼漁港は、約三千坪の船だまり場を持つているが、この船だまりが久礼川の河口にあるため、増水時の逆流による土砂流入によつて、二千坪が常時使用できず、同港に船籍を持つ一百三十五隻の漁船の内十トン以上の漁船

は、二キロ離れた鎌田港をけい船場としており、関係漁業者の損害は極めて大きなものとなつているから、同港船だまりの改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県山崎港の第一種漁港指定に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡石田村長　松永英太郎外一名（第八二六号）

右の請願は、長崎県壱岐島附近の海域は、四面を暖流に囲まれ、漁族の宝庫として年々巨額な水産高を示している。従つて同地方唯一の漁港である山崎港は、出漁船の根拠地として発展の途上にあるが、漁港としての諸施設が極めて不備な状態にあるため、生産品の品質保持や暴風雨の際の港内の安全性について水産業者の悩みが多いから、同港の諸施設完備を図るため、第一種漁港に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道木直漁港修築工事施行に関する請願

請願者　北海道茅部郡尾札部村長　杉谷梅一（第八三九号）

右の請願は、北海道木直漁港は、さきに第一種漁港として指定され、その修築は本来国費支弁で施行されるものであるが、一日も早く本港を利用したいとの念願から、昭和二十五年度以降半額村費負担をもつて道営簡易工事として施行しているが、国費をもつて施行されるのでなければその完成の時期ははなはだ遠く、漁民の負担もばく大であるから、本港修築工事を昭和二十八年度より国費をもつて施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道砂原漁港修築工事促進に関する請願

請願者　北海道茅部郡砂原村長　三浦嘉七外四名（第八九一号）

右の請願は、砂原漁港は道南内海湾口に位し、室蘭港と相対する位置にあり、かつ湾内外船の航行する重要地点を占め、荷揚げ、避難その他航行船舶のオアシスとして漁港施設の早急整備が、喫緊の要事となつているから、地方水産業振興のため、国費の支出を増額して本港修築工事の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸津波の漁業等被害対策に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第八九三号）

右の請願は、去る十一月五日のカムチャツカ沖地震による津波は、三陸沿岸漁業に多大の被害を与えたが、岩手県沿岸漁村一帯は打ち続く不漁に極度に困窮している際であり、かつ、さきの十勝沖地震による被害者が大部分を占めているため、春漁期を目前に控えた沿岸漁民に対する被害対策は誠に緊急を要するものがあるから、(一)三陸津波被害に対する政府補償、(二)漁業免許料の免除、(三)応急資材、生活用品ならびに資金の確保、(四)漁業災害保険制度の確定等の措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米軍徳山貯油所沿岸海面立入禁止に伴う漁業損害補償等の請願

請願者　山口県徳山市櫛ヶ浜大工町五四六櫛ヶ浜漁業協同組合長　棚野健二郎外六名（第九五四号）

右の請願は、旧徳山海軍燃料しようは、朝鮮動乱ぼつ発とともに米軍施設に接収され、貯油所として使用され現在に至つているが、日米安全保障条約に基く行政協定の内容に同施設も含まれ、米軍に貸与されることとなるが、右沿岸海域は除外されているため何等の制限も受くべきではないと思うが、現地部隊は従来通り火災予防と遊難防止の理由をもつて沿岸海面に対し幅五十メートル長さ二千メートルに及ぶ立入禁止区域を設定しているため、同海域を職場として生活している漁民が窮地に追いこまれているから、すみやかに立入禁止の解除ならびにこれに伴う漁業損害補償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩国市姫子島駐留軍演習場の漁業禁止全廃等に関する請願

請願者　山口県岩国市中津岩国市漁業協同組合長　島田梅一外八百七名（第九五五号）

右の請願は、岩国市姫子島周辺は、玖珂郡および岩国市地区漁民の過去数百年来生活の糧となつてきた宝庫であつたが、終戦後連合軍の進駐に伴い立入禁止、航行禁止区域に指定されたため当海区における漁民の経済は全く封鎖されてしまつた。講和成立後にこれが禁止解除が当然行われるものと思つていたところ、その期待に覆され現在では何等の指示予告もなく従来通り砲爆撃訓練が行われている状態であつて、当地区漁民は以前にもまして危険を感じ漁船の操業は全く望み得ない現況であるから、当地区漁民の生活安定を得るため、すみやかに禁止区域全廃と全廃までの損害に対する補償措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県鯛の浦湾の第四種漁港指定に関する請願

請願者　長崎県南松浦郡有川町長　山下元一郎外九名（第一〇〇〇号）

右の請願は、長崎県鯛の浦湾は、漁業国策遂行上における漁港基地、離島漁業の開発、就業漁船および近海航行貨客船舶の海難防止上の避難港としてあらゆる条件を具備しているばかりでなく、地元町村民はもとより全国漁業者の安定企業の上からも

絶対必要であるから、第四種漁港にすみやかに指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県の主要漁港修築費全額国庫負担に関する請願

請願者　宮城県知事　宮城音五郎（第一一三二号）

右の請願は、宮城県は、金華山沖および三陸沖の世界的大漁場を控え、これを基地とする漁港の数は大小百六十五港に達し、年間五千五百余万貫の漁獲高を示しているが、このうち約八割は県外に移出され、国民のたん白質給源として大きな役割を果している。しかるに本県の漁港は、立地条件の悪いことや経営の原始的性質のため、政府の助成を受ける機会に恵まれず施設不備のまま現在に至つているから、水産業の発展を図るため、本県の重要漁港を国費によつてすみやかに整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県の漁港修築費予算増額に関する請願

請願者　宮城県知事　宮城音五郎（第一一三三号）

右の請願は、宮城県においては三種漁港五港、二種漁港三港および一種漁港二港がそれぞれ県営あるいは町村営として修築工事が実施されているが、関係漁民の早期完成に対する熱烈な熱望にもかかわらず、まだ一港の完成も見ていない現状であるから、昭和二十八年度における本県漁港修築費予算を増額してこれが促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚内漁港修築促進に関する請願

請願者　北海道十勝郡大津村厚内漁港修築期成同盟会内　斉藤兵二郎外四名（第一二〇六号）

右の請願は、北海道十勝郡大津村沖合の海域は、寒暖二潮流の合流点に当るため、漁族の種類および量が極めて多く、北海道における漁場中重要な地位を占めている。しかるに沿岸に適当な漁港がなく、沖合操業に多大な支障をきたしているばかりでなく、一朝しけに遭遇する場合も遠く釧路、広尾等に待避するより途なき状態にあるため、同地漁業の発展をいちじるしくはばんでいるから、昭和二十六年度施行の簡易工事に引き続き厚内漁港修築工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

以東底引漁区拡張反対に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡勝本町長　松尾文吉外一名（第一二八九号）

右の請願は、長崎県勝本町は人口約八千のうち半数の漁民を有する漁村であるが、漁民全部が一本つりによる沿岸漁業者であるため、沿岸漁業の不振と、底引網漁業に荒されて破滅の一途をたどり、沿岸漁業に全経済を依存している当町財政もまた大なる影響をこうむり難局に直面しているから、伝えられる以東底引の中間漁区への漁区拡張実現には絶対反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査特別報告第二号

漁船損害補償法に関する請願

第八一号　大分市大字大分一大分県漁船保険組合長理事　小貫道也提出

第一四一号　盛岡市内丸六一岩手県漁船保険組合長　上野次郎外二名提出

第五三八号　東京都千代田区三年町一昭和会館内社団法人漁船保険協会長　大浜喜一郎外三名

漁業災害保険補償制度確立に関する請願

第四六一号　宮城県仙台市宮町小田原東裏町七宮城県信用漁業協同組合連合会長理事　菊田隆一外十三名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁船損害補償法に関する請願

請願者　大分市大字大分一大分県漁船保険組合長理事　小貫道也（第八一号）

請願者　盛岡市内丸六一岩手県漁船保険組合長　上野次郎外二名（第一四一号）

請願者　東京都千代田区三年町一昭和会館内社団法人漁船保険協会長　大浜喜一郎外三名（第五三八号）

右の請願は、本年四月一日から、漁船損害補償法が実施されたが、満期漁船保険の実現をみるに至らなかつたことは、まことに遺憾である。中小漁業者に対する長期金融の途をひらき、漁業経営の安定と生産の増強に寄与するため、本年度に、満期漁船保険実施に要する予算を計上せられるとともに、(一)漁船保険中央会の経費に対し国庫補助金を交付すること、(二)保険料国庫負担の対象を百トンにまで拡張し、保険金額に関する条件を撤廃すること、(三)保険組合の事務費を全額国庫負担とすること、(四)異常災害による保険金は全額国庫負担とすること、(五)漁船乗組員給与保険法の実施を促進する等の処置をとられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁業災害保険補償制度確立に関する請願

請願者　宮城県仙台市宮町小田原東裏町七宮城県信用漁業協同組合連合会長理事　菊田隆一外十三名（第四六一号）

右の請願は、漁業が、台風や津浪等の自然的災害に陥え、経営の安定を図り、漁民の生活を確保するためには、共済制度を確立し、国および県が強力な再保険または補償を行う必要があるから、漁業災害保険制度の急速な確立を図られたいとの趣旨で

あつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三号　漁業者保護のため試砲場設置反対に関する陳情
第一四号　北洋公海さけます漁業用ラミー流網加工資金融資等に関する陳情
第五六号　東京湾南部海域投びよう禁止区域設定に伴う補償の陳情
第五七号、第一〇七号　漁船損害補償法に関する陳情
第七二号　海区漁業調整委員会経費増額に関する陳情
第七三号　漁業免許料、許可料減免に関する陳情
第七四号　漁業免許料、許可料徴収延期に関する陳情
第一〇〇号　東海海域における警備監視船増強の陳情
第一〇六号　小呂島漁港の第四種指定に関する陳情
第一七九号　クラーク・ラインにおける漁船操業制限の陳情
第一八〇号　朝鮮水域における漁業保護対策の陳情
第二一〇号　カムチヤツカ地震による漁業災害復旧助成の陳情
第二一四号　北海道鴛泊港修築工事施行に関する陳情
第二一五号　北海道本泊漁港補修工事等施行に関する陳情
第二三九号　山口県の漁港整備促進に関する陳情
第二六三号、第二七五号、第二八四号、第二九二号、第二九九号、第三一七号、第三二二号　漁港修築費予算増額に関する陳情
第二九一号　神奈川県漁港修築費予算増額に関する陳情
第三〇五号　兵庫県釜口村に漁港築造の陳情
第三〇六号　千葉県の漁港修築費予算増額に関する陳情
第三〇七号　兵庫県沼島漁港修築工事施行に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査特別報告第一号

漁業者保護のため試砲場設置反対に関する陳情

第一三号　三重県鈴鹿市長　杉本竜造外一名提出
北洋公海さけます漁業用ラミー流網加工資金融資等に関する陳情
第一四号　北海道函館市地蔵町四北太平洋漁撈者協同組合長　大山惣吉提出
東京湾南部海域投びよう禁止区域設定に伴う補償の陳情
第五六号　千葉県君津郡大貫町岩瀬八七一東京湾軍事施設被害対策委員会内　山口弥之松外二十七名提出
第一一五号　北海道本泊漁港補修工事等施行に関する陳情
第一二三九号　山口県の漁港整備促進に関する陳情
第二六三号、第二七五号、第二八四号、第二九二号、第二九九号、第三一七号、第三二二号　漁港修築費予算増額に関する陳情
第二九一号　神奈川県漁港修築費予算増額に関する陳情
第三〇五号　兵庫県釜口村に漁港築造の陳情
第三〇六号　千葉県の漁港修築費予算増額に関する陳情
第三〇七号　兵庫県沼島漁港修築工事施行に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情審査特別報告第一号

漁業者保護のため試砲場設置反対に関する陳情

第一三号　三重県鈴鹿市長　杉本竜造外一名提出
第七二号　新潟市学校町通一番町新潟県連合海区漁業調整委員会内　藤縄清治提出
漁業免許料、許可料減免に関する陳情
第七三号　新潟市学校町通一番町新潟県連合海区漁業調整委員会内　藤縄清治提出
漁業免許料、許可料徴収延期に関する陳情
第七四号　新潟市学校町通一番町新潟県連合海区漁業調整委員会内　藤縄清治提出
東海海域における警備監視船増強の陳情
第一〇〇号　静岡市追手町二二九静岡県漁業協同組合連合会長　佐野寅雄外六名提出
小呂島漁港の第四種指定に関する陳情
第一〇六号　福岡県糸島郡北崎村長　高橋義雄提出
クラーク・ラインにおける漁船操業制限の陳情
第一七九号　千葉県議会議長　鎌田七右衛門提出
朝鮮水域における漁業保護対策の陳情
第一八〇号　長崎県議会議長　岡本直行提出
カムチヤツカ地震による漁業災害復旧助成の陳情
第二一〇号　宮城県知事　宮城音五郎提出
北海道鴛泊港修築工事施行に関する陳情
第二一四号　北海道利尻郡鴛泊村長　柾木久栄外二名提出
北海道本泊漁港補修工事等施行に関する陳情
第二一五号　北海道利尻郡鴛泊村長　柾木久栄外二名提出
山口県の漁港整備促進に関する陳情
第二三九号　山口県議会議長　二木謙吾提出
漁港修築費予算増額に関する陳情
第二六三号　大分県庁農林部水産課内大分県漁港協会内　川上伝蔵提出
第二七五号　長崎県庁水産部施設課内長崎県漁港協会内　田口長治郎提出
第二八四号　宮城県塩釜市長　桜井辰治外二十三名提出
第二九二号　横浜市中区日本大通り神奈川県水産課内神奈川県漁港協会内　松崎完治提出
第二九九号　兵庫県津名郡鳥飼町長　森野辺実栄外五名提出
第三一七号　青森県西津軽郡岩崎村長　七戸小二郎外六名提出
第三二二号　千葉県銚子市外川町二ノ一一、〇三六銚子市外川漁業協同組合長　榊原卯之助提出
神奈川県漁港修築費予算増額に関する陳情
第二九一号　神奈川県庁内神奈川県漁港協会内　松崎定治提出
兵庫県釜口村に漁港築造の陳情
第三〇五号　兵庫県津名郡釜口村長　古賀種三郎外一名提出
千葉県の漁港修築費予算増額に関する陳情
第三〇六号　千葉市通町六八社団法人千葉県漁港協会内　小谷三之助外十名提出
兵庫県沼島漁港修築工事施行に関する陳情
第三〇七号　兵庫県三原郡沼島村長　中元政吉外一名提出

右二十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

漁業者保護のため試砲場設置反対に関する陳情

陳情者　三重県鈴鹿市長　杉本竜造外一名（第一一三号）

右の陳情は、保安庁は、愛知県渥美郡伊良湖岬に試砲場を設置する準備を進めている由であるが、伊良湖水道は、伊勢湾をやくする最重要地点であつて、湾内漁類の最大繁殖地であり、三河湾、伊勢湾漁民の生業の基地である。ここに、試砲場が設置されると鈴鹿市民の十パーセントを占める漁業者は、生業を失い、生活上に一大脅威を受けることになるから、試砲場の設置に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北洋公海さけます漁業用ラミー流網加工資金融資等に関する陳情

陳情者　北海道函館市地蔵町四　北太平洋漁撈者協同組合長　大山惣吉（第一四号）

右の陳情は、北洋公海におけるさけ、ます漁業には、現在ラミー流網が使用されているが、品質不良のため、二、三箇月の使用で廃品となり、関係者の悩みとなつている。しかるに永年の経験を持つ陳情者は、同網に簡単な加工を施すことにより、根本的に改善することができ、従つて関係漁業者は巨額の利益を得ることになるから、北洋公海さけます漁業用ラミー流網加工のため特に融資の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京湾南部海域投びよう禁止区域設定に伴う補償の陳情

陳情者　千葉県君津郡大貫町岩瀬八七一　東京湾軍事施設被害対策委員会内　山口外之松外二十七名（第五六号）

右の陳情は、東京湾南部海域を主なる漁場として漁業に従事する者は、東京湾富津岬第一、第二、第三海ほより旗山崎にかけての封鎖ならびに浦賀水道海域の投びよう禁止区域等により極端なる操業制限をうけ、その漁業経営は破たんの寸前に追い込まれたため、漁業従業者は餓死線上をさまよつている現状であるから、実状調査の上、すみやかに損害補償その他適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海区漁業調整委員会経費増額に関する陳情

陳情者　新潟市学校町通一番町　新潟県連合海区漁業調整委員会内　藤繩清治（第七二号）

右の陳情は、漁業制度改革の中核体である海区漁業調整委員会の経費予算があまりに少いため、所期の目的を達成できない現状であるから、実状調査の上、該委員をしてその運営に縦横の施策を講ぜられるよう経費の大幅な増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業免許料、許可料減免に関する陳情

陳情者　新潟市学校町通一番町　新潟県連合海区漁業調整委員会内　藤繩清治（第七三号）

右の陳情は、新制度に基く漁業の免許料、許可料は、本質的に矛盾を包蔵しているばかりでなく漁業法の制定当時と漁業経営の客観状勢がはなはだしく変化している現在においてはこの際根本的に検討を加える必要があり、それをこのまま強行するにおいてはついに漁村経済を破たんに陥らしめる虞があるから、すみやかに漁業法を改正し、免許料、許可料を廃止するか、それが不可能な場合は最少限度に軽減せられるよう特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業免許料、許可料徴収延期に関する陳情

陳情者　新潟市学校町通一番町　新潟県連合海区漁業調整委員会内　藤繩清治（第七四号）

右の陳情は、漁業制度の改革に基く漁業の免許料および許可料として補償金とその利子に当る金額を漁業者から徴収することとなつたが、ひるがえつて新潟県における漁村の現状をみると、魚族資源の減少による不漁に加えて魚価の低落と資材の高騰により漁業経営は全くの危機にひんし、昨年度の漁業権証券の一部資金化も到底この危機を救うことができない実情であるから、漁業法第七十六条の趣旨にかんがみ差当り本年度の免許料、許可料の納入を一時延期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東海海域における警備監視船増強の陳情

陳情者　静岡市追手町二二九　静岡県漁業協同組合連合会長　佐野寅雄外六名（第一〇〇号）

右の陳情は、済州島、巨文島沖合を中心とし、東海海域一帯は静岡県漁船の出漁操業場であり、今回のマ・ライン撤廃を期として出漁者は増加の一途にある。しかるに複雑な国際情勢を反映して漁船だ捕事件や銃撃をこうむる事件が続出し、漁民の不安は耐え難いものとなつているから、出漁漁船の保護監視を強化するため、監視船の現有勢力増強、被害関係者の救済等について適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小呂島漁港の第四種指定に関する陳情

陳情者　福岡県糸島郡北崎村長　高橋義雄（第一〇六号）

右の陳情は、福岡県小呂島漁港は、小呂島の東南端に位し、県内の漁船はもとより、長崎県、佐賀県、山口県等の各種漁船が出入する好漁港で、全国屈指の漁場を控え、漁獲高も膨大な数を示しているばかりでなく、近海航路の避難港としても重要な役割を果していた。しかるに本港の施設が戦災と台風のためにいちじるしく破損し、漁港および避難港としての機能を失つているから、水産業の発展を図るため、本港を第四種漁港に指定し、港湾施設の整備拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

クラーク・ラインにおける漁船操業制限の陳情

陳情者　千葉県議会議長　鎌田七右衛門（第一七九号）

右の陳情は、本年九月二十七日国連軍が設定したクラーク・ラインは、関係漁民の深い関心事であつたが、十月二十一日米大使館より外務省宛の連絡により、同地区への漁船立入が禁止されることになつた。しかるにこの結果千八百隻の漁船は生業を

失い、約七十五億円の漁獲を失うことになり、由々しい問題となつているから、これが打開策について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

朝鮮水域における漁業保護対策の陳情

陳情者　長崎県議会議長　岡本直行（第一八〇号）

右の陳情は、現在韓国政府は、一方的に李承晩ラインを宣言し、日本の漁船に重大な脅威を与えており、この儘放任するときは、十一月より最盛期に入る同水域の漁業は壊滅にひんし、関係漁民に致命的打撃を与えているから、関係漁民の保護について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

カムチヤツカ地震による漁業災害復旧助成の陳情

陳情者　宮城県知事　宮城音五郎（第二一〇号）

右の陳情は、去る十一月五日のカムチヤツカ地震による断続的津波は、宮城県沿岸のかき、のりおよび小型定置その他水産施設にじん大な被害を与え、総額九億八千数百万円の巨額に達しているから、関係業者を救済するため、（一）償還期限十年以上の長期融資の途を講ずること、（二）政府の金融機関に対する損失補償を八十パーセントとすること、（三）借入金に対する利子を全額国庫負担とすること等の災害復旧対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道鷲泊港修築工事施行に関する陳情

陳情者　北海道利尻郡鷲泊村長　柾木久栄外二名（第二一四号）

右の陳情は、北海道鷲泊港の修築工事は、昭和二十三年以来継続実施中であるが、毎年冬季における災害を補修しながら修築する状況のため工事が進まず、地方産業の進展と運輸交通上急速完成の必要があるから、すみやかに本修築工事を達成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道本泊漁港補修工事等施行に関する陳情

陳情者　北海道利尻郡鷲泊村長　柾木久栄外二名（第二一五号）

右の陳情は、北海道本泊漁港は、昭和八年に完成した漁港であるが、最近漁船が大型化し、しかも今後ますますこの傾向が増加しているが、港内の岩礁のため、同港機能の三分の二が減殺されているから、同港の補修工事を施行せられたい。なお利尻水道に望む漁場を控え、漁港として好条件にある雄忠志内漁港の修築工事をも併せて施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県の漁港整備促進に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二本謙吾（第二三九号）

右の陳情は、山口県は三方海に面し、遠洋漁業、沿岸漁業とも盛んで漁獲高においても全国有数の地位を占めているが、戦時中から漁港の維持補修がなおざりにされ、荒れるにまかせておいたので、これ等多数の漁港の整備拡充を図り、漁業生産力の増大を図ることは、緊急かつ重要なことであるにもかかわらず遅々として進まず苦慮している現状であるから、昭和二十八年度において、既に整備計画が決定している新規六港ならびに見島漁港の修築工事の着手と、第二次整備計画の決定および修築工事の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築費予算増額に関する陳情

陳情者　大分県庁農林部水産課内大分県漁港協会内　川上伝蔵（第二六三号）

陳情者　長崎県庁水産部施設課内長崎県漁港協会内　田口長治郎（第二七五号）

陳情者　宮城県塩釜市長　桜井辰治外二十三名（第二八四号）

陳情者　横浜市中区日本大通り神奈川県水産課内神奈川県漁港協会内　松崎完治（第二九二号）

陳情者　兵庫県津名郡鳥飼町長　森野辺実栄外五名（第二九九号）

陳情者　青森県西津軽郡岩崎村長　七戸小二郎外六名（第三一七号）

陳情者　千葉県銚子市外川町二ノ一一、〇三六銚子市外川漁業協同組合長　榊原卯之助（第三二二号）

右の陳情は、水産業の発展を図る上に漁港の整備拡充は刻下の緊要事であるが、大分県の場合漁港整備計画予算が少額のため遅々として進もよくしない現状であるから、第一次整備計画において採択された漁港の早期完成を図るとともに第二次整備計画樹立および災害復旧費予算の画期的増額計上を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県漁港修築費予算増額に関する陳情

陳情者　神奈川県庁内神奈川県漁港協会内　松崎定治（第二九一号）

右の陳情は、神奈川県の漁業は終戦後急速に発展し戦前をしのぐ漁船の復活とその大型化に伴い現在の漁港施設をもつては漁船の収容はもち論水揚げにも大なる支障を生じたので早急に漁港施設を整備する必要があるから、修築事業予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県釜口村に漁港築造の陳情

陳情者　兵庫県津名郡釜口村長　古賀種三郎外一名（第三〇五号）

右の陳情は、兵庫県釜口村は漁港がないため、七十数隻の漁船を持ちながら出漁ごとに船を陸揚げする現状で、出漁日数に制約を受け、台風時には適当な船揚場がないため漁船は危険にさらされ毎年被害も多く、漁業生産の発展、経営の安定が計られない状況であるから、すみやかに漁港の実現方を取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県の漁港修築費予算増額に関する陳情

陳情者　千葉市通町六八社団法人千葉県漁港協会内　小谷三之助外十名（第三〇六号）

右の陳情は、政府は第一次漁港計画を計画年度内に完成するため明年度予算にその所要残額を計上するとともに、第一次整備計画にもれた漁港の整備計画を順次取り上げ、昭和二十八年以後において画期的予算の増額を図り、早急に修築整備を必要とする千葉県下大原漁港外三十五漁港の修築工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県沼島漁港修築工事施行に関する陳情

陳情者　兵庫県三原郡沼島村長　中元政吉外一名（第三〇七号）

右の陳情は、兵庫県沼島南部の漁場は瀬戸内海魚族の産卵地であり魚族の集散する県下まれにみる一大水産豊庫であるが、南海地震以後沼島港の地盤が徐々に低下し防波堤体沈下の現在は、小風波にあつても波が防波堤を軽く越えてしまうため、港内を攪乱し毎年漁船の被害が多く、ことに冬期に至つては季節風により全く漁船操作に困難をきたしている状況であるから、本港の修築工事を第二次整備計画に優先的に編入し一日も早く実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査特別報告第二号

漁船損害補償法に関する陳情

第五七号　熊本市行幸町熊本県経済部水産課内熊本県漁船保険組合長理事　木田繁（第五七号）

陳情者　熊本市行幸町熊本県経済部水産課内熊本県漁船保険組合長理事　木田繁提出

第一〇七号　宮城県庁内水産部漁政課内宮城県漁船保険組合長　小林世紀外一名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

漁船損害補償法に関する陳情

陳情者　熊本市行幸町熊本県経済部水産課内熊本県漁船保険組合長理事　木田繁（第五七号）

陳情者　宮城県庁内水産部漁政課内宮城県漁船保険組合長　小林世紀外一名（一通）（第一〇七号）

右の陳情は、本年四月一日から、漁船損害補償法が施行されたが、満期漁船保険の実現をみるに至らなかつたことは、まことに遺憾である。中小漁業者に対する長期金融の途をひらき、漁業経営の安定と生産の増強に寄与するため、本年度に満期漁船保険実施に要する予算を計上せられるとともに、(一)漁船保険中央会の経費に対し国庫補助金を交付すること、(二)保険料国庫負担の対象を百トンにまで拡張し、保険金額に関する条件を撤廃すること、(三)保険組合の事務費を全額国庫負担とすること、(四)異常災害による保険金は全額国庫負担とすること、(五)漁船乗組員給与保険法の実施を促進する等の処置をとられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十七年十二月二十三日

水産委員長　秋山俊一郎

参議院議長佐藤尚武殿

審査報告書

農山漁村電気導入促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

農林委員長代理理事　三橋八次郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡村文四郎　宮本　邦彦
東　隆　小林　亦治
羽生　三七　西山　亀七
小串　清一　石原幹市郎
藤野　繁雄　楠見　義男
島村　軍次　池田宇右衛門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は電気の供給を欠き、又は不充分な農山漁村に電気を導入して農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図る目的をもつて(一)農山漁村電気導入計画の策定(二)導入計画の実施に必要な資金に対する政府の貸付(三)開拓地における電気導入計画実施に必要な経費に対する国の補助(四)農林漁業団体における発電施設又は送電・配電施設の建設・維持・管理又は利用に関する指導(五)電気導入農林漁業団体と電気事業者との協議及び協議がととのわないときの裁定(六)発電事業と土地改良事業との調整等について規定せんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

電気の供給を欠き又は不充分な農山漁村の農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上に寄与する。

三、費用

本法実施のため昭和二十七年度予算において開拓地電気導入に関する施設補助金二千八百八十二万二千円、事務費六十七万七千円及び農山漁村用小水力発電事業に対する資金五億円が計上されている。

審査報告書

国際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　小宮山常吉
菊田　七平　松永　義雄
小林　政夫　西川甚五郎
黒田　英雄　平沼彌太郎
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国際連合の人道的事業に協力するため、国際連合の決議に基く公的機関が国際連合の決議に基いて実施する民生事業のため必要な物品を、当該機関に対し無償で譲渡しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国際連合の決議に基く公的機関が、国際連合の決議に基いて行う民生事業に協力し得る利益がある。

三、費用

この法律施行に伴う必要な費用として、昭和二十七年度一般会計予算補正に五千四百万円が計上されている。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

法務委員長　岡部　常

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　小野　義夫
加藤　武徳　中山　福藏
長谷山行毅　宮城タマヨ
鬼丸　義齊

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、検察官の俸給等について、従来一般の政府職員とは別個の法律をもつてこれを定めてきたところであるが、今般一般の政府職員の給与について、そのベースアップを行うことになつたので、検察官の俸給についても当然そのベースアップを行う必要があり、本法律案は、そのための改正を行うものである。なお、検察官の俸給のベースアップの比率は、一般の政府職員のそれと同様である。委員会は、この改正を必要且つ妥当なるものと認めた。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、検察官の生活に安定をもたらし、後顧の憂なくその職務に専心せしめることができる。

三、費用

本法の施行に要する費用として、昭和二十七年度補正予算に約一億五千四百五十二万円を計上している。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

法務委員長　岡部　常

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　小野　義夫
加藤　武徳　中山　福藏
長谷山行毅　宮城タマヨ
鬼丸　義齊

要領書

一、委員会の決定の理由

裁判官の報酬については、従来一般の政府職員とは別個の法律をもつてこれを定めてきたところであるが、今般一般の政府職員の給与について、そのベースアップを行うことになつたので、裁判官の報酬についても当然そのベースアップを行う必要があり、本法律案は、そのための改正を行うものである。なお、裁判官の報酬のベースアップの比率は、一般の政府職員のそれと同様である。委員会は、この改正を必要且つ妥当なるものと認めた。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、裁判官の生活に安定をもたらし、後顧の憂なくその職務に専心せしめることができる。

三、費用

本法の施行に要する費用として、昭和二十七年度補正予算に約二億四千二百八十四万円を計上している。

審査報告書

保安庁法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

河井　彌八　上原　正吉
中川　幸平　村上　義一
横尾　龍　栗栖　赳夫
松原　一彦

要領書

一、委員会の決定の理由

日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の締結について承認を求める件の審議の経過に鑑み、警備隊の使用する船舶並びに保安隊及び警備隊の移動無線局に関し、船舶安全法、電波法等の適用除外の規定の趣旨を明確にすることは妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

警備隊の使用する船舶等について船舶安全法、電波法等との関連規定を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に経費を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

外務委員長　徳川　賴貞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大隈　信幸　杉原　荒太
有馬　英二　石黒　忠篤
伊達源一郎　平林　太一
園　伊能

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国の沿岸警備力は手薄であるから充実の必要がある。本協定により米国からこの種船舶を借り入れることは、この必要に則し、且つ憲法に抵触しないから、適切なものと認める。

二、事件の利害得失

沿岸警備力が増強され、密輸取締、漁船の保護等が助長される利益がある。

三、費用

借入につき差当り費用を要しない。

審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右の件は、公共企業体等仲裁委員会の裁定中第一項は昭和二十七年十一月以降実施するものとしてこれを承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し要領書を添えて報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　一松　政二
植竹　春彦　高田　寛
高木　正夫　前之園喜一郎
小野　哲　入交　太藏
仁田　竹一

要領書

一、委員会の決定の理由

委員会は、昭和二十七年八月十三日仲裁裁定第八号による国鉄労組と日本国有鉄道を当事者とする公共企業体等仲裁委員会の裁定

は、これを承認した。但し、裁定第一項については昭和二十七年十一月より実施することとしたが、これは国家財政上並びに公務員との均衡上やむを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

公共企業体等の労働組合の健全な発達と国鉄従事員の労働意欲の増進並びに国鉄の円滑な運営に寄与する。

三、費用

本裁定の承認により昭和二十七年度中の増加所要額は壱百六億九仟参百九拾壱万七仟円である。

少数意見報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右の件については主として左の理由により反対であるから参議院規則第七十二条により少数意見報告書を提出する。

理由

昭和二十七年八月十三日仲裁裁定第八号はこれを承認するのが公共企業体等労働関係法の精神である。

昭和二十七年十二月二十四日

運輸委員会

少数意見書

中村　正雄
小酒井義男
内村　清次
深川榮左ェ門
鈴木　清一

参議院議長佐藤尚武殿

審査報告書

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案

右は承認を与えることに決定した。

よつて国立国会図書館法第十一条により報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

図書館運営委員長　宮城タマヨ

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　国会職員以外の者で学識経験を有する者一名

第五条第三項中、「第二号」を「第一号」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

公平委員会に委員長を置く。委員長は、館側及び職員側を除く委員のうちから、委員が選挙する。

附　則

この規程は、昭和二十八年一月十日から施行する。

理由

国立国会図書館職員の苦情を審査する公平委員会の委員の構成を変更する必要がある。

これがこの規程案を提出する理由である。

昭和二十七年度国会所管国立国会図書館補正予算予定経費要求書審査報告書

昭和二十七年度国会所管国立国会図書館補正予算予定経費要求書を審査し国立国会図書館法第二十八条の規定により送付する。

昭和二十七年十一月二十四日

図書館運営委員長　宮城タマヨ

参議院議長佐藤尚武殿

補正予算予定経費要求書

（組織）国立国会図書館

（項）国立国会図書館

事項	補正要求額 追加額（円）
国会職員の給与改善等に必要な経費	一八、四八二、〇〇〇

（説明）昭和二十七年十一月より国会職員の給与等を改善するため必要な経費である。

事項	補正要求額 修正減少額（円）
節約による既定経費の減少	△　二、四〇八、〇〇〇

（説明）既定の旅費及び物件費の予算を節約するため修正減少する。

事項	補正要求額 追加額（円）
P・Bリポート購入に必要な経費	六九、七〇八、〇〇〇

（説明）P・Bリポートを購入し閲覧に供するために必要な経費である。

事項	補正要求額 追加額（円）	修正減少額（円）
国立国会図書館計	八八、一九〇、〇〇〇	二、四〇八、〇〇〇

上記補正要求額の科目別内訳を示すと下記の通りである。

科目（項）	追加額（円）	修正減少額（円）	差引修正額（円）	備考
国立国会図書館	八八、一九〇、〇〇〇	△　二、四〇八、〇〇〇	八五、七八二、〇〇〇	
二　職員給与	三、三九一、〇〇〇	〇	三、三九一、〇〇〇	
三　勤勉手当	五、〇三五、〇〇〇	〇	五、〇三五、〇〇〇	
四　超過勤務手当	八九一、〇〇〇	〇	八九一、〇〇〇	
五　非常勤職員手当	一九〇、〇〇〇	〇	一九〇、〇〇〇	
八　職員旅費	〇	△　一七二、〇〇〇	△　一七二、〇〇〇	
九　庁費	九、八三四、〇〇〇	△　一、〇五九、〇〇〇	八、七七五、〇〇〇	
九　書架等購入費	〇	△　一六六、〇〇〇	△　一六六、〇〇〇	
九　P・Bリポート購入費	五九、七一六、〇〇〇	〇	五九、七一六、〇〇〇	
九　カード作成費	〇	△　三三、〇〇〇	△　三三、〇〇〇	
九　法令等印刷費	〇	△　九〇、〇〇〇	△　九〇、〇〇〇	
九　国際図書交換通信運搬費	〇	△　二六四、〇〇〇	△　二六四、〇〇〇	
九　各所修繕	〇	△　三四五、〇〇〇	△　三四五、〇〇〇	
九　会議費	〇	△　三一、〇〇〇	△　三一、〇〇〇	
十四　立法資料調査委託費	〇	△　三三、〇〇〇	△　三三、〇〇〇	
十四　文献摘録調査委託費	〇	△　一五、〇〇〇	△　一五、〇〇〇	
十六　国家公務員共済組合負担金	一三三、〇〇〇	△　一、〇〇〇	一三二、〇〇〇	

審査報告書

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

右は承認を与えることに決定した。

よつて国立国会図書館法第十一条により報告する。

昭和二十七年十二月五日

図書館運営委員長　宮城タマヨ

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　国立国会図書館に左の一局、六部一分館及び二十五支部図書館を置く。

一　管理部
二　調査及び立法考査局
三　一般考査部
四　支部図書館部
五　受入整理部
六　国際業務部
七　建築部
八　国会分館
九　国立国会図書館支部静嘉堂文庫
十　国立国会図書館支部東洋文庫
十一　国立国会図書館支部大倉山文化科学図書館
十二　国立国会図書館支部会計検査院図書館
十三　国立国会図書館支部日本学術会議図書館
十四　国立国会図書館支部内閣文庫
十五　国立国会図書館支部総理府統計局図書館
十六　国立国会図書館支部人事院図書館
十七　国立国会図書館支部宮内庁図書館
十八　国立国会図書館支部調達庁図書館
十九　国立国会図書館支部経済審議庁図書館
二十　国立国会図書館支部法務図書館
二十一　国立国会図書館支部外務省図書館
二十二　国立国会図書館支部大蔵省文庫
二十三　国立国会図書館支部文部省図書館
二十四　国立国会図書館支部厚生省図書館
二十五　国立国会図書館支部農林省図書館
二十六　国立国会図書館支部通商産業省図書館
二十七　国立国会図書館支部特許庁図書館
二十八　国立国会図書館支部運輸省図書館
二十九　国立国会図書館支部中央気象台図書館
三十　国立国会図書館支部郵政省図書館
三十一　国立国会図書館支部労働省図書館
三十二　国立国会図書館支部建設省図書館
三十三　国立国会図書館支部最高裁判所図書館

第二条第二号中「一時賜金」を「退職手当」に改め、同条第七号中「、人事委員会」を削る。

第五条第三号を削り、第二号の次に次の二号を加える。

三　その他行政及び司法の各部門に対する図書館奉仕の連けいに関する事務を行うこと。

四　都道府県議会図書室及びその他の地方議会図書室等の援助についての連絡及び調整に関する事務を行うこと。

第六条第二号を次のように改める。

二　第七条第一号に規定する出版物以外の出版物の納入に関する事務を行うこと。

第七条第一号を次のように改める。

一　国又は都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により、あるいはこれらの諸機関のために発行する図書、小冊子、逐次刊行物、地図、映画その他法第二十四条及び法第二十四条の二に規定する出版物の納入に関する事務を行うこと。

第九条の二中「法務府」を「法務省」に改める。

附　則

この規程は昭和二十七年八月一日から施行する。但し、第一条中国立国会図書館支部調達庁図書館の改正及び国立国会図書館支部物価庁図書館の廃止に関しては昭和二十七年四月一日から適用する。

（案）

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程の一部を次のように改正する。

第一条本文中「二十五支部図書館」を「二十七支部図書館」に改め、同条第十九号から第二十八号までを一号ずつ、又第二十九号以下を二号ずつ繰り下げ、第十九号及び第三十号として次の二号を加える。

十九　国立国会図書館支部自治庁図書館

三十　国立国会図書館支部海上保安庁図書館

附　則

この規程は、昭和二十七年十二月　日から施行する。

理　由

自治庁図書室及び海上保安庁図書館をそれぞれ国立国会図書館支部図書館とするため、国立国会図書館組織規程の一部を改正する必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

審査報告書

国立国会図書館の経過に関する報告

右の件は異議なきものと決定した。よつて国立国会図書館法第十一条により報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

図書館運営委員長　宮城タマヨ

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館の経過に関する報告

一、組　織

三月　末　日現在　一局六部一分館二九課一五室・二八支部図書館

九月三〇日現在　一局六部一分館四〇課二室・二六支部図書館

1　中央館

国会奉仕の充実整備を図るため、四月一日から調査及び立法考査局の分課を従来の三課三総室一〇調査室から四課三部に改めた。

2　支部図書館

イ　行政・司法各部門支部図書館

四月一日支部物価庁図書館、八月一日支部電気通信省図書館がそれぞれ廃止され計二十二館となつた。又四月一日支部特別調達庁図書館は支部調達庁図書館に、八月一日支部経済安定本部図書館は支部経済審議庁図書館にそれぞれ名称が変更された。

ロ　その他の支部図書館

変更なし　四館

二、人　事

1　職員の定員（後掲資料A参照）

昭和二十七年三月三十一日現在の総定員は五九三名であつたが、昭和二十七年度において実施した行政整理の結果定員中二七名の減員が決定されたので四月一日定員規程等を改正し、総定員を五六六名とした。

三月三一日現在　総定員　五九三名（うち上野　一二二名）

九月三〇日現在　総定員　五六六名（うち上野　一一七名）

2　現在員数（後掲資料Bの1、Bの2参照）

四月一日現在　館長以下五六二名　中央館四二七名

上野一一五名（静嘉堂六名、東洋八名、大倉山六名）

九月三〇日現在　館長以下五六〇名　中央館四二六名

上野一一五名（静嘉堂五名、東洋八名、大倉山六名）

3　主要人事

A　副館長中井正一は五月一八日死亡した。

なお、副館長欠員のため、五月一九日管理部長中根秀雄がその事務代理を命ぜられた。

B　受入整理部長岡田温は図書館視察のため、三月一七日アメリカ合衆国へ出張を命ぜられたが七月一日帰朝した。

C　行政・司法各部門支部図書館長の更迭（後掲資料C参照）

本職の異動に伴う支部図書館長の更迭が九件あつた。

三、国会への奉仕

1　調査立法考査局の考査件数

一、〇九二件（資料　1）

2　同局で刊行した調査資料

二三件（資料　2）

3　国会分館における図書閲覧状況（資料　3）

貸出を受けた者の数

三、九二三人

貸出図書数

五、二七九冊

（注）閲覧室は自由閲覧のため統計をとらない。

4　憲政資料収集状況

購入　一、三三八点（井上毅、伊藤博文、宍戸璣文等の資料）

受寄　一七二点（松岡康毅、上野景範、大島圭介、副島種臣等の文書）

5　国会巡回文庫の利用状況（資料　4）

巡回箇処

衆・議員宿舎　三
同・議員会館　三
参・議員宿舎　一
同・議員会館　一
八箇処

貸出を受けた者の数

三、七〇二人

貸出図書数

四、〇五六冊

四、行政・司法各部門への奉仕

1　図書閲覧・貸出状況（資料　5　11）

閲覧者数

五二、三五五人

閲覧図書数

一四六、二〇四冊

貸出を受けた者の数

五五、五八一人

貸出図書数

七四、九七七冊

2　考査件数　一七、二二二件（資料　16）

3　目録カード作製数

七、三一二枚（資料　6）

4　中央館及び支部図書館相互間の図書貸借数

延べ　九、九六一冊（資料　7）

5　巡回文庫利用状況（資料　8）

中央館からの配置図書数

一四、九〇四冊

利用者数（一人一冊）

二一、二七四人

6　「びぶろす」刊行継続

五、一般の図書館及び一般公衆への奉仕

1　業務の拡充

A　日曜開館の実施

四月二十七日から中央館の次の各閲覧室において日曜日閲覧業務を開始した。

一般閲覧室・中国資料閲覧室・新着洋書閲覧室・定期刊行物閲覧室・官庁出版物閲覧室・社会科学閲覧室・法律政治図書館

B　団体貸付図書の範囲拡大

従来のロックフェラー財団寄贈図書・米国工業使節団寄贈図書・図書館学資料室備付図書の外、九月一日からはさらに本館に受け入れられ、分類整理を完了した図書のすべてを公共図書館、調査機関等に対して貸出を開始した。

2　閲覧状況（資料11　12　13）

A　中央館（法律政治図書館を含む。）

閲覧者数

八五、四七三人

閲覧図書数

一七二、二七七冊

B　支部図書館

上野図書館

閲覧者数

一四七、一一四人

閲覧図書数

二六四、〇六七冊

静嘉堂文庫

閲覧者数

八四四人

閲覧図書数

一九、六六一冊

東洋文庫

閲覧者数

三、〇六八人

閲覧図書数

四八、二二四冊

大倉山分室

閲覧者数

八、七七二人

閲覧図書数

二二、八九三冊

3　貸出状況（中央館）（資料　14　15）

A　個人貸出

貸出を受けた者の数

四、六〇〇人

貸出図書数

六、二二一冊

B　団体貸出

利用機関数　一七二

貸出図書数　三四三冊

4　考査状況（資料　16）

A　中央館　三、六七〇件（法律政治図書館を含む。）

B　支部図書館

上野図書館

四、四九一件

静嘉堂文庫　四〇件

東洋文庫　二一三件

大倉山分室　一八八件

5　刊行資料（資料　17）

国内出版物目録・収書通報・雑誌記事索引等

一九種

6　総合目録編さん状況（資料　18）

前期に引き続き本館収集の和洋図書及び東京大学附属図書館の蔵書につき収録した。

カード作製数

三九、二〇七枚（累計二二〇、八二三枚）

繰込数

三二、二四二枚（累計一九三、五五七枚）

7　印刷カード作製（資料　19）

製品数

七七二、四〇〇枚（八、三九六冊分）

8　写真複製業務状況（資料　20）

マイクロ・フイルム　ネガ　一五、四一〇コマ

同　ポジ　二、六〇一コマ

印画焼付　二、三二〇枚

記録写真　一八四〃

9　行事

A　歌舞伎発達史展覧会（四月一八日―同二四日）

B　レコード・コンサード（毎月第三土曜日）

六、国際交流業務

1　国際交換のため外国に送付した資料数（資料　21）

図書　四、三二二冊

雑誌　一六七種（多い月）

印刷カード　七八、九一六枚

2　国際交換により受理した資料数（資料　22）

図書　四、一八七冊

雑誌　七五〇種（多い月）

3　国際交換あつ旋状況（資料　23）

A　外国からの依頼により国内に配付した図書

三、二五四包

B　国内からの依頼により外国へ発送した図書

七八、三〇八冊

4　文献抄録業務状況

化学雑誌　四六一編

右はすべて抄録作成と同時に国際交換用にアメリカへ送付された。

七、図書館資料の収集及び整理

1　中央館及び支部上野図書館

A　受入状況　（資料　24・28）

図書　三一、二六四冊

特殊資料　一、三三四点

雑誌　最も多い月で

新聞・通信　〃

二、六八五種（五〇四種）

（国会分館及び支部上野図書館の分を含まない。）

B　国・地方公共団体等納本状況　（資料　25）

図書　七、〇七九冊

雑誌　二、二九三点

（注）右の大部分は国際交換用に海外に送付される。

C　登録状況　（資料　24）

図書　二九、四五七冊

D　整理状況　（資料　24・26）

図書　二五、四九四冊

E　増加排架状況　（資料　29）

中央館　二二、一六四冊

上野図書館　二、三七八冊

2　行政・司法各部門支部図書館　（資料　9・10）

増加図書数

二〇、三五一冊（和洋書）

一六、二六九冊

四、〇八二冊

整理図書数

三三、〇七九冊（和洋書）

二四、三〇七冊

八、七七二冊

資料　A

国立国会図書館行政整理人員調書

	二六年定員	二六、一〇、一現在員	二七年新定員	整理人員	A—B
館長	一	一	一	〇	〇
副館長	一	一	一	〇	〇
管理	一一六	一一六	一〇八	八	八
調立	一二六	一〇九	一二〇	六	一一
一般	五四	五四	五一	三	三
支部	一二	一二	一一	一	一
受整	八二	八一	八二	〇	〇
国際	二一	二一	二〇	一	一
建築	二〇	二〇	一八	二	二
分館	一八	一八	一七	一	一
上野	一二二	一一九	一一七	五	二
静嘉堂	六	六	六	〇	〇
東洋	八	八	八	〇	〇
大倉山	六	六	六	〇	〇
計	五九三	五七二	五六六	二七	減一八
				増一一	減（六）

資料　Bの1

資格別、部局別、職員現在員表

昭和二十七年四月一日現在

部局別＼資格別	館長	副館長	専門調査員	司書	調査員	参事	主事	主事補	用人	計
館長	一									一
副館長		一								一
管理部 館長次室				二	一	三	一			七
管理部 庶務課				四	六	四				一四
管理部 人事課				四	六	七				一七
管理部 経理課				七	一七	三〇	一七			七一
調査立法考査局										
一般考査部				一七	四					二一
支部図書館部				二	二					四
受入整理部				二三						二三
国際業務部				一	三					四
建築部										一
国会分館				四	一					五
静嘉堂文庫				二						二
東洋文庫				三						三
大倉山文化科学図書館				三						三
上野図書館										
計	一	一		八六七	四四	三九	二一七	一三四	五一	五六二

資料　Bの2

資格別、部局別、職員現在員表

昭和二十七年九月三十日現在

部局別＼資格別	館長	副館長	調査員	専門司書	調査員	参事	主事	主事補	用人	計
館長	一									一
副館長		一								一
管理部 館長次室				二	一	二	一			六
管理部 庶務課				四	五	四				一三
管理部 人事課				四	五	七				一六
管理部 経理課				七	一八	三〇	一七			七二
調査立法考査局				三	五二	一六	二一一五			
一般考査部				一七	四	一	二一			五二
支部図書館部				二	二	一	五			一二
受入整理部				二三		二	四六	九	一	八一
国際業務部				一	三	四	一一	二	一	二二
建築部						四	六	一	八	一九
国会分館				四	一	三	七	二		一七

静嘉堂文庫　二　一五
東洋文庫　三　一　二　八
大倉山文化科学図書館　三　一　一　六
上野図書館　一二　二　三五　五一　一五一一五
計　八六七　四四　三九二一七　一三四　五〇　五六〇

資料C
昭和二十七年四月一日
同　年九月三〇日行政及司法各部門支部図書館長の異動表

異動年月日　図書館名　新任　前任
二七、四、一　宮内庁図書館長　総理府事務官　三井　安弥　総理府事務官　鈴木　菊男
二七、四、一六　内閣文庫長　総理府事務官　岩倉　規夫　総理府事務官　山田　明吉
二七、六、五　労働省図書館長　労働事務官　富樫　総一　労働事務官　金子　美雄
二七、八、一　建設省図書館長　建設事務官　江ヶ崎太郎　建設事務官　小林与三次
二七、八、一　大蔵省文庫長　大蔵事務官　谷村　裕　大蔵事務官　石野　信一
二七、八、一　調達庁図書館長　総理府事務官　小宮山　賢　総理府事務官　沼尻　元一
二七、八、一　通商産業省図書館長　通商産業事務官　小島　慶三　通商産業事務官　讃岐　喜八
二七、八、五　外務省図書館長　外務事務官　杉浦　宏　外務事務官　吉川　重蔵
二七、八、七　人事院図書館長　人事院事務官　安藤　成久　人事院事務官　大熊　治一

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

人事委員長　門田　定藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

三浦　辰雄　高瀬荘太郎
平井　太郎　北村　一男
松平　勇雄

別表第一から別表第六までの改正規定中別表第一から別表第五までの各表の末尾にそれぞれ次の備考を加える。

備考　本表は、暫定的のものであつて、なるべく速かに合理的改訂を加えるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における生計費、民間の賃金、物価の地域差等の事情にかんがみ、一般職の国家公務員の給与及び勤務地手当の支給地域区分の改訂を行う必要がある。

本法律案は、財政の許す範囲内において給与を改訂することを目途とし、又、勤務地手当の支給地域区分を改めるとともに、新たに期末手当及び勤勉手当の制度を設け、併せて超過勤務手当制度・俸給の支給方法等について所要の改正を加えようとするものであつて、本委員会は概ね適当なものと認めるが、俸給表は暫定的のものとし、なるべく速かに合理的改訂を加えるべきである旨を明らかにするため所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

一般職の職員の生活の安定に資し、公務の能率的運営を促進する利益がある。

三、費用

この法律施行に要する経費は、今次補正予算に計上済みであり、その額は特別職の分を含めて約二百九億円である。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

人事委員長　門田　定藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高瀬荘太郎　三浦　辰雄
松平　勇雄　平井　太郎
北村　一男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員の給与改訂等に対応し、特別職の職員についてもその給与を改訂するとともに期末手当及び勤勉手当の制度を設ける等所要の改正を加えようとするものであり、概ね妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

特別職の職員の生活安定に資し、公務の能率的運営を促進するの利益がある。

三、費用

この法律施行に要する経費は、今次補正予算に計上済みであり、その額は一般職の職員・保安庁職員の分を含めて約二百九億円である。

審査報告書

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

人事委員長　門田　定藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

三浦　辰雄　高瀬荘太郎
松平　勇雄　平井　太郎
北村　一男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職に属する国家公務員の給与改訂の趣旨に準じて保安庁職員の給与を改訂し、新たに期末手当の制度を設けるとともに、退職者に対する国家公務員共済組合法の適用の特例を認め、更に俸給の支給方法等について所要の改正を加えようとするものであつて概ね妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

保安庁職員の生活の安定を図り、公務能率の向上に寄与することができる。

三、費用

この法律施行に要する経費は、十三億七千七百四十二万五千円である。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見書の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

議院運営委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
木村　守江　加藤　武徳
草葉　隆圓　安井　謙
上原　正吉　小瀧　彬
小林　政夫　杉山　昌作
赤木　正雄　高橋　道男
相馬　助治　村尾　重雄
田中　一　小笠原二三男
菊川　孝夫　大隈　信幸

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職及び特別職の給与の改訂に伴い、国会議員及びその秘書に支給する歳費及び給料を改訂するとともに期末手当及び勤勉手当の制度を設けようとするものであつて、現下の経済状況にかんがみ、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失
国会議員及びその秘書の任務遂行を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
本法律施行のため本年度補正予算には九千百二十七万一千円が追加計上されている。

審査報告書

昭和二十七年度一般会計予算補正（第一号）
昭和二十七年度特別会計予算補正（特第一号）
昭和二十七年度政府関係機関予算補正（機第一号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

予算委員長　岩沢　忠恭

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
森　八三一　左藤　義詮
石坂　豊一　池田宇右衞門
高橋進太郎　石川　榮一
泉山　三六　大矢半次郎
石原幹市郎　郡　祐一
川村　松助　白波瀬米吉
杉原　荒太　鈴木　恭一
山本　米治　駒井　藤平
竹中　七郎　片柳　眞吉
小野　哲　石黒　忠篤
堀越　儀郎　柏木　庫治
西郷吉之助　鈴木　强平
新谷寅三郎　田村　文吉
常岡　一郎

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十七年度一般会計予算補正（第一号）、昭和二十七年度特別会計予算補正（特第一号）及び昭和二十七年度政府関係機関予算補正（機第一号）は、当初予算編成後における諸般の事情の変化に即応するため、財政収支の均衡を図りつつ、租税負担の軽減、公務員給与の改訂、地方財政平衡交付金の増額、米価の引上に伴う措置、並びに財政投資及び公共事業費の増額等に、特に意を用いて編成されたものであつて、公務員の給与改善、地方財政の健実化並びに中小企業金融の改善等について、若干不充分な点はあるが、概ね適当な処置と認める。

二、事件の利害得失
昭和二十七年度予算を、当初予算編成後の新事態に適応せしめることができる。

三、費用
一般会計予算は、歳入歳出共に、当初予算八千五百二十七億五千三百六十七万八千円に、今回の補正で七百九十七億八千二百十五万円が増加されるので、九千三百二十五億三千五百八十二万八千円となる。
特別会計歳入予算は、当初予算一兆二千七百八十八億六千三百五十六万八千円に、三百十三億四千七百五十九万三千円が補正増加され、一兆三千百二億一千百十六万一千円となる。
特別会計歳出予算は、当初予算一兆二千二百三十五億七千六十七万八千円に、三百十八億八千八百七万円が補正増加され、一兆二千五百五十四億五千八百七十四万八千円となる。
政府関係機関収入予算は、当初予算五千二百十七億一千二百三十五万二千円に、四百六十三億九千四百八十五万八千円が補正増加され、五千六百八十一億七百二十一万円となる。
政府関係機関支出予算は、当初予算三千九百九十五億九千百七十八万三千円に、三百六十五億二千六百八十二万一千円が補正増加され、四千三百六十一億一千八百六十万四千円となる。

審査報告書

昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小宮山常吉　木村禧八郎
森　八三一　杉山　昌作
小林　政夫　菊川　孝夫
大矢半次郎　木内　四郎
伊藤　保平　堀木　鎌三
黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十七年産米穀の超過供出奨励金、特別集荷制度による超過供出奨励金該当加算額及び早期供出奨励金、供出完遂奨励金から生じた所得に対して所得税を課さないこととしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
米穀生産者の供出意欲を助長し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小林　亦治　徳川　宗敬
池田宇右衞門　岡村文四郎
宮本　邦彦　藤野　繁雄
東　隆　鈴木　强平

昭和二十七年十二月二十四日

決務委員長　岡部　常

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
伊藤　修　鬼丸　義齊
齋　武雄　中山　福藏
加藤　武徳　長谷山行毅

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は巣鴨プリズンの在所者について仮出所の要件を緩和し或いは一時出所を許す場合を拡張するとともにその期間を伸長せんとするもので妥当な措置である。

二、事件の利害得失
巣鴨プリズン在所者に各種の利益をもたらすとともに、戦犯問題解決の端緒となるの利益がある。

三、費用
本法施行に要する費用は、昭和二十七年度分として、約一千三百万円を予備費から支出する。

審査報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小林　亦治　徳川　宗敬
池田宇右衞門　岡村文四郎
宮本　邦彦　藤野　繁雄
東　隆　鈴木　强平

羽生　三七　石原幹市郎
西山　亀七　滝井治三郎
三橋八次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は現行法に対して(一)協同農業普及事業に必要な試験研究を推進するために都道府県農業試験場に農業改良研究員を設置し(二)都道府県農業試験場の研究能率を向上するため、主要な研究施設を拡充し(三)以上の施設を実施するため必要な経費の一部を国庫から補助せんとするものであつて妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
農業技術の改良普及に資し、食糧の増産と農家経済の安定向上に寄与する。
三、費用
昭和二十八年度予算に計上されなければならない。

〔第十七号参照〕

審査報告書

飼料需給安定法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十五日
農林委員長　山崎　恒
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
小林　亦治　三橋八次郎
西山　亀七　石原幹市郎
小串　清一　楠見　義男
東　　隆　島村　軍次

羽生　三七　徳川　宗敬
岡村文四郎

要領書

一、委員会の決定の理由
飼料はその供給が不足していること、生産と消費に時間的なずれのあることによつて価格が安定を欠いており、又民間輸入が低調であるため、わが国畜産業に重大な影響を与えている現状である。本法律案は、これが打解策の一として政府が食糧管理特別会計によつて輸入飼料の買入、保管及び売渡を行い、もつて飼料の需給及び価格の安定を図り、畜産の振興に貢献しようとするものであつて、妥当の措置と認める。
二、事件の利害得失
国内飼料の需給及び価格の安定に資し、畜産業の振興に寄与する。
三、費用
輸入飼料の政府買上費及び事務費を必要とし、昭和二十八年度予算に計上されなければならない。

審査報告書

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十五日
地方行政委員長　油井賢太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
石村　幸作　宮田　重文
岡本　愛祐　館　　哲二

中田　吉雄　小笠原二三男

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額、即ち財源不足額の合計額が普通交付金の総額をこえる場合の措置について改善を加えることを趣旨とするのであるが、その内容は、各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える部分の額の合算額が普通交付金の総額を超える場合における各地方団体に交付すべき普通交付金の額の算定方法を改めて、当該超過額と基準財政需要額の合算額との比により各地方団体の基準財政需要額をあん分した額を当該地方団体の財源不足額から控除した額をもつて当該地方団体に交付すべき普通交付金の額とすることとするのがその主要なものであるが、本委員会においては概ねこれを妥当のものと認める。
二、事件の利害得失
本措置によつて、各地方団体に交付すべき平衡交付金の均衡化に資することができる。
三、費用
本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十五日
地方行政委員長　油井賢太郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
石村　幸作　宮田　重文
岡本　愛祐　館　　哲二
原　　虎一　中田　吉雄
小笠原二三男

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金を交付するに当り、地方公務員の給与改訂に要する経費、市町村教育委員会の設置に要する経費等を基準財政需要総額に算入するため単位費用を増額する目的をもつて、地方財政平衡交付金の算定に適用される単位費用の特例を設けたものであるが、本委員会においては概ねこれを妥当のものと認める。
二、事件の利害得失
本措置によつて、各地方団体に要する経費を補充することができる。
三、費用
本法の施行に要する所要経費は、予算に計上ずみである。

審査報告書

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年十二月二十六日
議院運営委員長　寺尾　豊
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
木村　守江　加藤　武徳
安井　　謙　小瀧　彬
上原　正吉　杉山　昌作
三浦　辰雄　草葉　隆圓
石村　幸作　田中　一
相馬　助治　小笠原二三男
矢嶋　三義　須藤　五郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、裁判官訴追委員会事務局の参事一人を増員しようとするものであつて、同委員会の事務処理の実情にかんがみ、妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
裁判官訴追委員会の事務処理を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
本法律施行のため特に費用を要しない。

運輸委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一六八号、第一二九四号　帽子の鉄道運賃引下げに関する請願
第五八四号　レンガ等の鉄道貨物運賃改訂等に関する請願
第六二九号　い製品の鉄道貨物運賃軽減に関する請願
第九二七号　麻網の鉄道貨物等級改正に関する請願
第九二八号　綿漁網の鉄道貨物等級改正に関する請願
第一〇八二号　野菜の鉄道貨物運賃引上げ反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第一号

帽子の鉄道運賃引下げに関する請願

第一六八号　東京都浅草区向柳原二ノ一東部帽子協会内　岸房太郎外二名提出

第一二九四号　東京都台東区浅草向柳原町二ノ一帽子会館内日本フエルト帽子帽体輸出生産協議会内　井口軍次郎提出

レンガ等の鉄道貨物運賃改訂等に関する請願

第五八四号　岩手県議会議長村上順平提出

い製品の鉄道貨物運賃軽減に関する請願

第六二九号　岡山県児島郡興除村岡山県い製品商工業協同組合理事長　浅越和夫提出

麻綱の鉄道貨物等級改正に関する請願

第九二七号　東京都中央区日本橋室町三麻綱同業会内　三木竜彦提出

綿漁網の鉄道貨物等級改正に関する請願

第九二八号　東京都港区芝田村町二ノ八日本漁網協会内　山本重治郎提出

野菜の鉄道貨物運賃引上げ反対に関する請願

第一〇八二号　静岡県浜松市板屋町三七一ノ四浜名、浜松青果漬物販売農業協同組合連合会長　鈴木光次外十六名提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十四日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

帽子の鉄道運賃引下げに関する請願

請願者　東京都浅草区向柳原二ノ一東部帽子協会内　岸房太郎外二名（第一六八号）

請願者　東京都台東区浅草向柳原町二ノ一帽子会館内日本フエルト帽子帽体輸出生産協議会内　井口軍次郎（第一二九四号）

右の請願は、帽子の国鉄輸送運賃は、高率で、東京、大阪の卸売平均価格の八パーセントは国鉄利用輸送運賃となつている。最近貨物自動車の発達に伴い帽子の輸送は、漸次貨物自動車に移行しているが、帽子業者としては、安全確率の高い国鉄利用を信条としているのであるから、帽子の輸送運賃率の引き下げを断行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

レンガ等の鉄道貨物運賃改訂等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　村上順平（第五八四号）

右の請願は、昭和二十五年度の運賃値上げに際し、貨物等級の根本的改訂が望まれたのであるが、経済情勢が不安定であつたため、一部分について修正され、また一部粗大貨物については、暫定的に特別割引運賃制度が実施されているが、同制度は本年九月をもつて期限が切れることになつており、しかもレンガ、建材ブロック等は粗代貨物でありながら、その適用を受けていないため、貨物間の運賃がいちじるしく不均衡となつているから、これ等貨物の運賃等級をすみやかに改訂せられたい。なおこれが実現されるまで前記特別割引制度を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

い製品の鉄道貨物運賃軽減に関する請願

請願者　岡山県児島郡興除村岡山県い製品商工業協同組合理事長　浅越和夫（第六二九号）

右の請願は、い製品は、住宅用必需品であり、原料、資材、製品の全面的統制撤廃により業界は戦前の最盛期をしのぐまでに復活しているが、同製品に対する鉄道運賃が昨年十一月に引き上げられてから、製品の取引に大きな支障となり、関係者の悩みとなつているから、軽量貨物の減トン制復活、い製品の運賃等級を現在の七級から十級に引き下げること、遠距離輸送運賃の逓減制等い製品の鉄道貨物運賃軽減の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

麻綱の鉄道貨物等級改正に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋室町三麻綱同業会内　三木竜彦（第九二七号）

右の請願は、現行の国鉄貨物等級表によれば麻綱は三級、漁網（麻綱も含む）は八級となつているが、麻綱は網と同じくその大部分が水産用に使用される生産資材であり、その価格も一般繊維製品に比し二分の一または三分の一以下であるにかかわらず、その等級が他の繊維製品と同位か一級上位におかれるような不利益な取扱いを受けているから、近く行われる貨物等級の改正に際しては、右のような不合理のないよう是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

綿漁網の鉄道貨物等級改正に関する請願

請願者　東京都港区芝田村町二ノ八日本漁網協会内　山本重治郎（第九二八号）

右の請願は、政府は明年二月より鉄道貨物運賃の引上げ方針を定め、改正案を今次国会に提出の準備中であると聞くが、現在の貨物等級制度では綿漁網は、主要漁業資材として国民の食生活に連なる故に特にその公共性を重視せられて現在の等級に置かれているにもかかわらず、漁網の比較的原料の高価なる綿製品の理由によりその負担力に重点を置いて等級の改正をなされては、漁業界ならびに漁網業界は、ここ数年来不況により疲弊をきわめているためとうていその負担に堪えられないばかりでなく、企業の根底を危険に陥れるものであるから、綿漁網の運賃はできれば現在通りとし国家経済の方針上引き上げを不可避とする場合は、平均値上げ率の一割を超えない程度にとどめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
野菜の鉄道貨物運賃引上げ反対に関する請願
請願者　静岡県浜松市板屋町三七一ノ四浜名、浜松青果漬物販売農業協同組合連合会長　鈴木光次外十六名（第一〇八二号）
右の請願は、そ菜栽培の現状は移出作物不振のためそ菜の作付は年と共に増加しすでに過剰の段階に達し、価格はますます下落の一途をたどりつつあり、当地方においては作付調整および選別荷造り等を他県に率先して県営検査を実施し徹底的に改善に努め、市場においては優秀な販売戦を行い現金収入の増を図つてきたのであるが、すでに市場の売上代金より鉄道運賃荷造費を差引けば赤字の現況であるから、そ菜に対する鉄道運賃の値上げを取り止められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年十二月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一〇二号　かん詰等の鉄道運賃引下げに関する陳情
第二二二号　国鉄裁定完全実施等に関する陳情
第二九三号　林産物の鉄道貨物等級改訂等に関する陳情
右の陳情は、かん詰等の取扱等級が戦前は八級であつたものが、昭和二十年四月改正の際一般のし好品と同様三級という高い運賃率を適用されたことは、企業者のこうむる不幸ばかりでなく、消費者に対しても非常に過重な負担をかけているから、農村行政ならびに輸出振興政策上からも八級程度に引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国鉄裁定完全実施等に関する陳情
陳情者　宮城県仙台市東六番町二五ノ一日本国有鉄道機関車労働組合仙台支部内　門脇一雄（第二二二号）
右の陳情は、国鉄労働組合は、組合員の生活破たんを打開するため、昭和二十七年度における賃金引上げに関する調停の申請を行い、本年八月より実施すべきことが仲裁裁定によつて発表された。しかるに政府は、この裁定にかかわらず十一月より実施を予定していることは、法の秩序と仲裁委員会の権威を無視するものであるから、すみやかにこの裁定を実施するとともに年末手当の支給を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
林産物の鉄道貨物等級改訂等に関する陳情
陳情者　東京都千代田区永田町衆議院構内社団法人日本林業協会長　大村清一外一名（第二九三号）
右の陳情は、今回の貨物等級改訂当局案によれば、主要林産物がいずれも大幅に値上げされているが、治山治水対策が国の重要施策として掲げられている今日、林産物の適正な等級査定が行われず、しかも不合理な等級賃率に基いて貨物運賃の値上げすることは、林業の圧迫であるから、林産物の鉄道貨物等級について再検討せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十七年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第五号　岐阜県御嵩、中町両町の地域給に関する請願
第一一号、第一一二三号　北海道神恵内村の地域給に関する請願
第一四号　北海道初山別村の地域給に関する請願
第一五号、第一一二四号　北海道泊村の地域給に関する請願
第一七号　北海道厚岸町の地域給に関する請願
第二六号　北海道帯広市の地域給に関する請願
第三四号　北海道留寿都村の地域給に関する請願
第三六号　兵庫県加古川市外二箇町村の地域給に関する請願
第三七号、第一四〇号　秋田県の寒冷地手当に関する請願
第四五号　岐阜県土岐町の地域給に関する請願
第五一号、第五四九号　岐阜県朝日村の地域給に関する請願
第五九号　岡山県津山市の地域給に関する請願
第七一号、第四一一号　北海道上富良野町の地域給に関する請願
第七三号　三重県尾鷲町の地域給に関する請願
第一一〇号　福岡県前原町の地域給に関する請願
第一一四号、第一〇三四号　秋田県横手市の地域給に関する請願
第一二一号　北海道網走支庁管内の地域給に関する請願
第一五二号　高知県宿毛町の地域給に関する請願
第二〇七号　福岡県京都郡の地域給に関する請願
第二〇九号、第四四三号　福岡県須恵村の地域給に関する請願
第二一七号、第六七五号　岐阜

県神岡町の地域給に関する請願
第二一九号　岐阜県古川町の地域給に関する請願
第二二二号　岐阜県朝日村外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第二二七号、第三二七号　岐阜県小坂町の地域給に関する請願
第二九〇号　愛知県岡崎市の地域給に関する請願
第二九六号　福岡県南畑村の地域給に関する請願
第三〇二号、第三五六号　福島県の地域給に関する請願
第三二二号　兵庫県神崎郡の地域給に関する請願
第三四五号、第三七五号　山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願
第三七二号　山口県小串町の地域給に関する請願
第三七六号　福岡県三潴郡の地域給に関する請願
第三七七号　福岡県早良郡の地域給に関する請願
第三八〇号　福岡県田隈村の地域給に関する請願
第三八二号　福岡県内野村の地域給に関する請願
第三八三号　福岡県入部村の地域給に関する請願
第三八四号　福岡県脇山村の地域給に関する請願
第三九四号　新潟県下保倉村の寒冷地手当に関する請願
第四〇一号　愛知県新城町の地域給に関する請願
第四〇二号　広島県国立原療養所所在地の地域給に関する請願
第四一〇号、第四五八号、第六五五号、第六五六号、第六五七号、第六五八号、第七三九号、第八一〇号、第九二一号、第一〇四七号、第一〇六二号、第一〇九四号、第一一五九号、第一二六〇号、第一二六一号　公務員の給与ベース改訂等に関する請願
第四二五号　北海道神居村の地域給に関する請願
第四四〇号　福岡県桜野村の地域給に関する請願
第四四七号　福岡県周船寺村の地域給に関する請願
第四五〇号　福岡県元岡村の地域給に関する請願
第四五一号　福岡県雷山村の地域給に関する請願（二通）
第四五四号　福岡県大野町の地域給に関する請願
第四七八号　福岡県南郷町の地域給に関する請願
第四七九号　福岡県福間町の地域給に関する請願
第五二七号、第一一七七号　駐留軍労働者の退職金現金化に関する請願
第五二八号　北海道留萌市の地域給に関する請願
第五二九号　福岡県御笠村の地域給に関する請願
第五四二号　東京都三多摩地区の地域給に関する請願
第五四五号、第六四九号　岐阜県宮村の地域給に関する請願
第五四八号　岐阜県温知村の地域給に関する請願
第五九八号　奈良県帯解町の地域給に関する請願
第六一二号　埼玉県小川町の地域給に関する請願
第六四八号　愛知県春日井市の地域給に関する請願
第六五四号　教職員給与準則制定に関する請願
第六七四号、第一一五四号　宮崎市の地域給に関する請願
第七〇九号　福岡県山口村の地域給に関する請願
第七一〇号　福岡県古川村の地域給に関する請願
第七二〇号　島根県の地域給に関する請願
第七四〇号　静岡県興津町の地域給に関する請願
第七四三号　大分県杵築町の地域給に関する請願
第七五七号　福島県白河市の地域給に関する請願
第八〇七号　新潟県高田市等の地域給に関する請願
第八四九号　長崎県江迎町外六箇町の地域給に関する請願
第八七五号　栃木県烏山町の地域給に関する請願
第九〇〇号　福岡県船越村の地域給に関する請願
第九〇七号　福岡県水縄村の地域給に関する請願
第九二〇号　福岡県筑陽村の地域給に関する請願
第九三六号　兵庫県相生市の地域給に関する請願
第九五八号　福岡県秋月町の地域給に関する請願
第九七四号　東京都浅川町、横山村の地域給に関する請願
第九七七号　高知県窪川町の地域給に関する請願
第九八四号　福岡県糸島郡の地域給に関する請願
第一〇〇五号　福岡県日佐村の地域給に関する請願
第一〇三三号、第一一〇四号　秋田県能代市の地域給に関する請願
第一〇三五号　兵庫県豊岡市の地域給に関する請願
第一〇四四号　富山県の地域給に関する請願（十五通）
第一〇四五号　宮崎県日南市の地域給に関する請願
第一〇九〇号、第一一八七号、第一二四三号　静岡県熱海市の地域給に関する請願
第一〇九一号、第一一八八号　静岡県三島市の地域給に関する請願
第一一〇六号、第一一五〇号、第一二四五号　福島県若松市の地域給に関する請願
第一一〇七号、第一二三七号　埼玉県行田市の地域給に関する請願
第一一〇八号　宮崎県の地域給に関する請願
第一一二九号　高知県本山町の地域給に関する請願
第一一五二号　神奈川県箱根地区の地域給に関する請願
第一一五三号　神奈川県南下浦町の地域給に関する請願
第一一九一号　富山県倉垣村の地域給に関する請願
第一一九三号　宮崎県本庄町の地域給に関する請願
第一二二七号　神奈川県煤ヶ谷、宮ヶ瀬組合村の地域給に関する請願
第一二二八号　埼玉県埼玉村の地域給に関する請願
第一二二九号　埼玉県春日部町の地域給に関する請願
第一二三〇号　埼玉県下忍村の地域給に関する請願
第一二三一号　埼玉県荒木村の地域給に関する請願
第一二三二号　埼玉県南河原村の地域給に関する請願
第一二三三号　埼玉県太田村の地域給に関する請願
第一二三四号　埼玉県中条村の地域給に関する請願
第一二三五号　埼玉県星宮村の地域給に関する請願
第一二三六号　埼玉県太井村の地域給に関する請願
第一二三九号　新潟県直江津町の地域給に関する請願
第一二四〇号　新潟県の地域給に関する請願
第一二四八号　三重県の地域給に関する請願
第一二五一号　福岡県草野町の地域給に関する請願
第一二五二号　福岡県大牟田市の地域給に関する請願
第一二五三号　福岡県新宮村の地域給に関する請願
第一二五六号　宮崎県高千穂町の地域給に関する請願

第一二五八号　熊本県多良木町の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十六日

人事委員長　門田　定藏

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第一号

岐阜県御嵩、中町両町の地域給に関する請願

第五号　岐阜県可児郡御嵩町長　野呂静外十九名提出

北海道神恵内村の地域給に関する請願

第一一号　北海道古宇郡神恵内村長　木村文忠外十名提出

第一一二三号　北海道古宇郡神恵内村小学校内　池野仁三郎外十名提出

北海道初山別村の地域給に関する請願

第一四号　北海道苫前郡初山別村議会議長　岩井広吉外十三名提出

北海道泊村の地域給に関する請願

第一五号　北海道古宇郡泊村長　石山勘七外十四名提出

第一一二四号　北海道古宇郡泊村議会議長　上野専太郎外十四名提出

北海道厚岸町の地域給に関する請願

第一七号　北海道厚岸郡厚岸町長　岸田利雄外十一名提出

北海道帯広市の地域給に関する請願

第二六号　北海道帯広市長　佐藤亀太郎提出

北海道留寿都村の地域給に関する請願

第三四号　北海道虻田郡留寿都村長　及川八三郎外八名提出

兵庫県加古川市外二箇町村の地域給に関する請願

第三六号　兵庫県加古川市長　浅見久夫外四名提出

秋田県の寒冷地手当に関する請願

第三七号　秋田市長　武塙祐吉外六十二名提出

第一四〇号　秋田県由利郡亀田町長　佐々木広吉外四十二名提出

岐阜県土岐町の地域給に関する請願

第四五号　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長　清水快導外八名提出

岐阜県朝日村の地域給に関する請願

第五一号　岐阜県大野郡朝日村長　清水広吉提出

第五四九号　岐阜県大野郡朝日村長　清水宏吉外七十九名提出

岡山県津山市の地域給に関する請願

第五九号　岡山県津山市長　中島琢之外一名提出

北海道上富良野町の地域給に関する請願

第七一号　北海道空知郡上富良野町長　田中勝次郎外三名提出

第四一一号　北海道空知郡上富良野町議会議長　福家敏美外三名提出

三重県尾鷲町の地域給に関する請願

第七三号　三重県北牟婁郡尾鷲町長　太田寿提出

福岡県前原町の地域給に関する請願

第一一〇号　福岡県糸島郡前原町長　吉村重助外十五名提出

秋田県横手市の地域給に関する請願

第一一四号　秋田県横手市長　佐々木一郎外三名提出

第一〇三四号　秋田県横手市議会議長　斎藤万蔵外四名提出

北海道網走支庁管内の地域給に関する請願

第一二一号　北海道網走支庁長　原田英一外一名提出

高知県宿毛町の地域給に関する請願

第一五二号　高知県幡多郡宿毛町長　山県省三提出

福岡県京都郡の地域給に関する請願

第二〇七号　福岡県京都郡行橋町役場内　守中熊太郎提出

福岡県須恵村の地域給に関する請願

第二〇九号　福岡県糟屋郡須恵村役場内　長田二外四名提出

第四四三号　福岡県粕屋郡須恵村須恵郵便局内　安河内芳助外四名提出

岐阜県神岡町の地域給に関する請願

第二一七号　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外五名提出

第六七五号　岐阜県吉城郡神岡町船津高等学校内　吉田治蔵外五名提出

岐阜県古川町の地域給に関する請願

第二一九号　岐阜県吉城郡古川町長　蒲茂雄提出

岐阜県朝日村外二箇村の寒冷地手当に関する請願

第二二二号　岐阜県大野郡朝日村長　清水広吉外三名提出

岐阜県小坂町の地域給に関する請願

第二二七号　岐阜県益田郡小坂町長　中島真之外十六名提出

第三二七号　岐阜県益田郡小坂町議会議長　住良夫外十六名提出

愛知県岡崎市の地域給に関する請願

第二一九〇号　愛知県岡崎市長　竹内京治外五十八名提出

福岡県南畑村の地域給に関する請願

第二九六号　福岡県筑紫郡南畑村長　山田比良喜提出

福島県の地域給に関する請願

第三〇二号　福島県知事　大竹作摩外二名提出

第三五六号　福島市杉妻町福島県庁内福島県官公労組寒冷地給対策協議会内　小島孝七外二名提出

兵庫県神崎郡の地域給に関する請願

第三二二号　兵庫県神崎郡田原村田原中学校内　五嶋泰三外十二名提出

山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願

第三四五号　山口県宇部市長　三隅順輔外二名提出

第三七五号　山口県小野田市長　姫井伊介提出

山口県小串町の地域給に関する請願

第三七二号　山口県豊浦郡小串町国立山口病院内　小野寺修二提出

福岡県三潴郡の地域給に関する請願

第三七六号　福岡県三潴郡大川町長　古賀忠夫外四十名提出

福岡県早良郡の地域給に関する請願

第三七七号　福岡県早良郡田隅村長　有吉新助提出

福岡県田隈村の地域給に関する請願

第三八〇号　福岡県早良郡田隈村長　有吉新助外三名提出

福岡県内野村の地域給に関する請願

第三八二号　福岡県早良郡内野村長　峯崎嘉吉提出

福岡県入部村の地域給に関する請願

第三八三号　福岡県早良郡入部村　土生伊八郎提出

福岡県脇山村の地域給に関する請願

第三八四号　福岡県早良郡脇山村役場内　平野重美提出

新潟県下保倉村の寒冷地手当に関する請願

第三九四号　新潟県東頸城郡下保倉村長　佐々木秀琢外三名提出

愛知県新城町の地域給に関する請願

第四〇一号　愛知県南設楽郡新城町長　星川重助提出

広島県国立原療養所所在地の地域給に関する請願
第四〇二号　広島県佐伯郡原村国立原療養所内　岡田義一提出
公務員の給与ベース改訂等に関する請願
第四一〇号　福岡市大名町二二三ノ二六西部気象職員組合内　森国広提出
第四五八号　福岡市野多目五九五国立筑紫病院内全医労筑紫支部内　岡部修造外二百二十一名提出
第六五五号　熊本県菊池郡菊池村国立療養所菊池病院内　古庄道弘外六十七名提出
第六五六号　北海道函館市鍛冶町三三運輸省全海事職員組合北海支部函館分会内　奥山松雄外四名提出（五通）
第六五七号　愛媛県松山市三津栄町運輸省全海事職員組合四国支部松山分会内　安部信好外三名提出（四通）
第六五八号　名古屋市港区浜町四ノ一運輸省全海事職員組合東海支部内　河原広好外四名提出（五通）
第七三九号　広島市宇品町運輸省全海事職員組合中国支部内　堀川正夫外三名提出（四通）
第八一〇号　京都府久世郡城陽町芦原一一国立京都療養所内　横田泰三外百九十九名提出
第九二一号　京都市右京区鳴滝国立宇多野療養所内全日本国立医療労組宇多野支部内　高田常雄提出
第一〇四七号　福島県岩瀬郡須賀川町大字森宿字芦田塚一三三国立福島療養所内　逢坂友作提出
第一〇六二号　熊本県宇土郡三角町運輸省全海事職員組合九州支部三角分会内　平井太賀提出
第一〇九四号　岐阜市梅林町一ノ五全基準労組岐阜支部内　杉田皆次外百四十名提出
第一一五九号　宮城県仙台市片平町東北大学職員組合連合会内　田中稔外九百五十六名提出
第一二六〇号　奈良市油坂町奈良労働基準局内　松井重行外七十八名提出
第一二六一号　福井県敦賀市桜運輸省全海事職員組合近畿支部敦賀分会内　新谷粂吉外二名提出
北海道神居村の地域給に関する請願
第四二五号　北海道上川郡神居村長　下田基外一名提出
福岡県桜野村の地域給に関する請願
第四四〇号　福岡県糸島郡桜野村長　平野卯三郎提出
福岡県周船寺村の地域給に関する請願
第四四七号　福岡県糸島郡周船寺村長　富永悦太郎提出
福岡県元岡村の地域給に関する請願
第四五〇号　福岡県糸島郡元岡村長　三苫義雄提出
福岡県雷山村の地域給に関する請願
第四五一号　福岡県糸島郡雷山村長　内田米蔵外二名提出（二通）
福岡県大野町の地域給に関する請願
第四五四号　福岡県筑紫郡大野町長　白壁喜平次外一名提出
福岡県南郷町の地域給に関する請願
第四七八号　福岡県宗像郡南郷町地域給対策協議会内　天野健一提出
福岡県福間町の地域給に関する請願
第四七九号　福岡県宗像郡福間町地域給対策協議会内　田代与志雄提出
駐留軍労働者の退職金現金化に関する請願
第五二七号　東京都千代田区西神田二ノ二三ノ五調達要員労働組合連盟内　白上明提出
第一一七七号　東京都港区芝三田四国町二ノ六号全駐留軍労働組合内　山田節男提出
北海道留萌市の地域給に関する請願
第五二八号　北海道留萌市長　原田太八外二名提出
福岡県御笠村の地域給に関する請願
第五二九号　福岡県筑紫郡御笠村長　井上隆男外三名提出
東京都三多摩地区の地域給に関する請願
第五四二号　東京都八王子市八王子駅内国鉄労働組合八王子支部内　増田義嗣提出
岐阜県宮村の地域給に関する請願
第五四五号　岐阜県大野郡宮村長　三瀬藤吉外七名提出
第六四九号　岐阜県大野郡宮村議会議長　黒木甚三外七名提出
岐阜県温知村の地域給に関する請願
第五四八号　岐阜県揖斐郡温知村長　野村新次郎外八名提出
奈良県帯解町の地域給に関する請願
第五九八号　奈良県添上郡帯解町長　内藤倉三郎外三名提出
埼玉県小川町の地域給に関する請願
第六一二号　埼玉県比企郡小川町埼玉県立小川高等学校内　小熊精一外十五名提出
愛知県春日井市の地域給に関する請願
第六四八号　愛知県春日井市長　林重治外三十二名提出
教職員給与準則制定に関する請願
第六五四号　東京都港区立愛宕中学校内全日本中学校長会内　野口彰提出
宮崎市の地域給に関する請願
第六七四号　宮崎市長　荒川岩吉提出
第一二五四号　宮崎市議会議長　本島才次郎外一名提出
福岡県山口村の地域給に関する請願
第七〇九号　福岡県筑紫郡山口村役場内　山内鉄雄外三名提出
福岡県古川村の地域給に関する請願
第七一〇号　福岡県八女郡古川村長　田中安太郎外六十名提出
島根県の地域給に関する請願
第七二〇号　島根県松江市殿町八　本山修策提出
静岡県興津町の地域給に関する請願
第七四〇号　静岡県庵原郡興津町長　田中辰次郎外十名提出
大分県杵築町の地域給に関する請願
第七四三号　大分県速見郡杵築町議会議長　藤井清秀外二名提出
福島県白河市の地域給に関する請願
第七五七号　福島県白河市役所内　矢吹義男外一名提出
新潟県高田市等の地域給に関する請願
第八〇七号　新潟県高田市長　関威雄外二十九名提出
長崎県江迎町外六箇町の地域給に関する請願
第八四九号　長崎県北松浦郡福島町長　木寺右兵衛提出
栃木県烏山町の地域給に関する請願
第八七五号　栃木県那須郡烏山町南那須地方事務所内　秋山三郎提出
福岡県船越村の地域給に関する請願
第九〇〇号　福岡県浮羽郡船越村長　三浦義人提出

福岡県水縄村の地域給に関する請願
第九〇七号　福岡県浮羽郡水縄村長　林新吾提出
福岡県筑陽村の地域給に関する請願
第九二〇号　福岡県浮羽郡筑陽村長　福島政太提出
兵庫県相生市の地域給に関する請願
第九三六号　兵庫県相生市長　岡田源吾提出
福岡県秋月町の地域給に関する請願
第九五八号　福岡県朝倉郡秋月町長　林卓提出
東京都浅川町、横山村の地域給に関する請願
第九七四号　東京都南多摩郡横山村一、八三三　串田保外百五十六名提出
高知県窪川町の地域給に関する請願
第九七七号　高知県高岡郡窪川町窪川地区官公庁労働組合協議会内　佐々木馬吉外一名提出
福岡県糸島郡の地域給に関する請願
第九七八号　福岡県糸島郡前原村長　吉村重助外十八名提出
静岡県有度村の地域給に関する請願
第九九四号　静岡県安倍郡有度村長　栗田錦三外五名提出
福岡県日佐村の地域給に関する請願
第一〇〇五号　福岡県筑紫郡日佐村長　長沢孝太郎提出
秋田県能代市の地域給に関する請願
第一〇三三号　秋田県能代市長　柳谷清三郎提出
第一一〇四号　秋田県能代市機織町　渡辺喜代治提出
兵庫県豊岡市の地域給に関する請願
第一〇三五号　兵庫県豊岡市議会議長　谷岡友造外二名提出
富山県の地域給に関する請願
第一〇四四号　富山県新湊市長　杉本兵太外五百六十三名提出（十五通）
宮崎県日南市の地域給に関する請願
第一〇四五号　宮崎県日南市長　井戸川一提出
静岡県熱海市の地域給に関する請願
第一〇九〇号　静岡県熱海市長　山形文雄外八名提出
第一一八七号　静岡県熱海市熱海郵便局内　小川孟敏外八名提出
第一二四三号　静岡県熱海市熱海小学校内　花山薫外八名提出
静岡県三島市の地域給に関する請願
第一〇九一号　静岡県三島市長　朝日原作提出
第一一八八号　静岡県三島市役所内　吉川秀二郎外三名提出
福島県若松市の地域給に関する請願
第一一〇六号　福島県若松市栄町一五〇北会津地方事務所内　星弥亀外二名提出
第一一五〇号　福島県若松市役所内　五ノ井忠三外二名提出
第一二四五号　福島県若松市大町一之町会津若松郵便局内　樋口清一外二名提出
埼玉県行田市の地域給に関する請願
第一一〇七号　埼玉県行田市長　馬場秀夫外二十九名提出
第一二三七号　埼玉県行田市役所内　小林義雄外二十九名提出
宮崎県の地域給に関する請願
第一一〇八号　宮崎県知事　田中長茂提出
高知県本山町の地域給に関する請願
第一一二九号　高知県長岡郡本山町大石一六三　山中利亀外十八名提出
神奈川県箱根地区の地域給に関する請願
第一一五二号　神奈川県足柄下郡温泉村底倉一、二七五　宮川政次外三百二十九名提出
神奈川県南下浦町の地域給に関する請願
第一一五三号　神奈川県三浦郡南下浦町長　新倉誠一外十三名提出
富山県倉垣村の地域給に関する請願
第一一九一号　富山県婦負郡倉垣村布目北陸電波管理局監視部内　室木祐成提出
宮崎県本庄町の地域給に関する請願
第一一九三号　宮崎県東諸県郡本庄町議会議長　樋口茂純外一名提出
神奈川県煤ヶ谷、宮ヶ瀬組合村の地域給に関する請願
第一二二七号　神奈川県愛甲郡煤ヶ谷外一ヶ村組合長　山田茂外九十九名提出
埼玉県埼玉村の地域給に関する請願
第一二二八号　埼玉県北埼玉郡埼玉村長　関口七三外三十一名提出
埼玉県春日部町の地域給に関する請願
第一二二九号　埼玉県南埼玉郡春日部町長　山口宏外六百四十名提出
埼玉県下忍村の地域給に関する請願
第一二三〇号　埼玉県北埼玉郡下忍村長　荒井賢一外四十七名提出
埼玉県荒木村の地域給に関する請願
第一二三一号　埼玉県北埼玉郡荒木村長　峯川清太郎外四十八名提出
埼玉県南河原村の地域給に関する請願
第一二三二号　埼玉県北埼玉郡南河原村小学校内　田高金一外二十六名提出
埼玉県太田村の地域給に関する請願
第一二三三号　埼玉県北埼玉郡太田村長　柴崎梓外三十九名提出
埼玉県中条村の地域給に関する請願
第一二三四号　埼玉県北埼玉郡中条村長　中村宏平外五十三名提出
埼玉県星宮村の地域給に関する請願
第一二三五号　埼玉県北埼玉郡星宮村長　寺田愛三外四十一名提出
埼玉県太井村の地域給に関する請願
第一二三六号　埼玉県北埼玉郡太井村長　大沢寛治外四十三名提出
新潟県直江津町の地域給に関する請願
第一二三九号　新潟県中頸城郡直江津町長　川澄農治外三十二名提出
新潟県の地域給に関する請願
第一二四〇号　新潟県知事　岡田正平提出
三重県の地域給に関する請願
第一二四八号　三重県津市南御殿場三重県教職員組合内　今中原夫提出
福岡県草野町の地域給に関する請願
第一二五一号　福岡県三井郡草野町長　吉木光男外五名提出
福岡県大牟田市の地域給に関する請願
第一二五二号　福岡県大牟田市長　田中忠蔵提出
福岡県新宮村の地域給に関する請願
第一二五三号　福岡県粕屋郡新宮村新宮郵便局内　辻倉平外九名提出
宮崎県高千穂町の地域給に関する請願

第一二五六号　宮崎県西臼杵郡高千穂町長　佐藤寿提出
熊本県多良木町の地域給に関する請願
第一二五八号　熊本県球磨郡多良木町長　浅田正提出

右百四十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十六日

人事委員長　門田　定蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

岐阜県御嵩、中町両町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡御嵩町長野呂静外十九名（第五号）

右の請願は、岐阜県御嵩町および中町は郡の政治文教の中心地であり、亜炭の国内最大の生産地であるため、名古屋、岐阜、多治見の諸都市と密接な関係にあり、生活水準は高く名古屋市と少しも変らず、生活物資は移入にまつため非常に高物価で、公務員の生活の窮迫は今回の一級地指定ではまだ緩和されないから、当御嵩地区の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神恵内村の地域給に関する請願

請願者　北海道古宇郡神恵内村長　木村文忠外十名（第一一号）

請願者　北海道古宇郡神恵内村小学校内　池野仁三郎外十名（第一二三号）

右の請願は、北海道神恵内村は、鉄道沿線より三十キロの僻地にあるが僻地手当もなく、その上生活必需物資は岩内町より海路またはトラックで輸送される関係上、物価は岩内町より一割八分高となつているため、本村公務員の生活は困難を極めているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道初山別村の地域給に関する請願

請願者　北海道苫前郡初山別村議会議長　岩井広吉外十三名（第一四号）

右の請願は、北海道初山別村は、本道の西北端に位し、留萌支庁管内の漁業の根拠地および農産物の集散地として著名であるが、一方住民の生活環境は全道有数の悪条件で鉄道の敷設とてない、いわゆる陸の孤島と称されており、殊に冬期間においては積雪量多く、気温低く、風速は本道でも有名な程強烈であり、秒速二十五メートルを超えることはまれではない。このため住居、燃料、被服および保健、衛生、交通等に要する費用はばく大で勤労者の生活は窮迫の現状にあるから、本村を地域給三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道泊村の地域給に関する請願

請願者　北海道古宇郡泊村長石山勘七外十四名（第一五号）

請願者　北海道古宇郡泊村議会議長　上野専太郎外十四名（第一一四号）

右の請願は、北海道泊村は、函館本線小沢駅より支線約四十分、バスで約五十分の旅程に位置しているが、冬期の寒冷期間が長いことと、交通不便のため、本村の物価は函館本線沿線の近似町村よりはもち論、隣接の岩内町等より上廻つている現状であるから、地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚岸町の地域給に関する請願

請願者　北海道厚岸郡厚岸町長岸田利雄外十一名（第一七号）

右の請願は、北海道厚岸町は、総人口六割三分の中心地市街である真竜町と本町（松葉町、若竹町、弁渡町、湾町、梅香町、床潭、末広、筑紫恋地域）が、厚岸かん湖にさえぎられ両区間の交通は十二トンの渡船によつているが、冬期間一箇月は流氷のため全く交通がと絶するに加えて、生活物資を旭川、帯広、釧路等に依存しているため、運賃、渡船賃等の加算により本町の物価はこれら都市より上廻る実状にあるから、本町を地域給三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道帯広市の地域給に関する請願

請願者　北海道帯広市長　佐藤亀太郎（第二六号）

右の請願は、帯広市は、十勝一円の政治、経済、文化、産業の中心都市として年々人口が増加しており、同市における物価は、札幌、小樽、釧路等に比してそん色ない実状にあるから、同市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道留寿都村の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡留寿都村長　及川八三郎外八名（第三四号）

右の請願は、北海道留寿都村は、函館本線狩太駅から三十二キロ距り、十二月から四月に至る冬季五箇月間は気象条件によつてほとんど交通がと絶する不便な状況にあり、さらに深雪のため膨大な燃料費と衣料費を必要とする等、在勤公務員の生活はいちじるしい圧迫を受けているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県加古川市外二箇町村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加古川市長　浅見久夫外四名（第三六号）

右の請願は、兵庫県加古川市、加古郡高砂町および荒井村の市町村は、明石、姫路両市の中間にあつて、明姫

経済ブロックの一環として両市と共通な性質を持つており、しかも当地区は東播地区の経済、産業、文化、交通の中心地であるため、人口は密度が高く、その発展は実に目覚しいものがあり、物価は明石より上位にあるから、人口、官庁数、交通等の実情を検討せられ、当地区を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県の寒冷地手当に関する請願

請願者　秋田市長　武塙祐吉外六十二名（第三七号）

請願者　秋田県由利郡亀田町長　佐々木広吉外四十二名（第一四〇号）

右の請願は、秋田県秋田市、能代市、山本郡、南秋田郡、河辺郡、仙北郡寒冷地四級地の所全部、由利郡下川大内村、上川大内村、石沢村、東滝沢村、西滝沢村、矢島町、下浜、道川、亀田等は今年五級地に引き上げられた地域盛岡、米沢、横手、高山市等と比較して何等差異を認められないから、五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県朝日村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡朝日村長　清水広吉（第五一号）

請願者　岐阜県大野郡朝日村長　清水広吉外七十九名（第五四九号）

右の請願は、岐阜県朝日村における公務員の生活は実に危機にさらされており、万一地域給二級地に指定されないこととなれば村行政上はもちろん、公務員の人事に重大なる支障をきたす緊迫した情勢にあるから、すみやかに本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県土岐町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長　清水快導外八名（第四五号）

右の請願は、岐阜県土岐町は土岐郡内第一の人口を擁し美濃焼と亜炭の名を以つて全国に知られている商工都市であり、主食を始め生活諸物資の大部分は他地方よりの移入に依存している実情であつて、しかも経済圏は名古屋市に属しているため公務員の生活は極度の困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県津山市の地域給に関する請願

請願者　岡山県津山市長　中島琢之外一名（第五九号）

右の請願は、岡山県津山市の物価は、京阪神および山陽沿線の諸都市と比較して、かえつて、高く公務員の生活は非常に窮迫しているから、現在二級の地域給を三級地に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上富良野町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡上富良野町長　田中勝次郎外三名（第七一号）

請願者　北海道空知郡上富良野町議会議長　福家敏美外三名（第四一一号）

右の請願は、北海道上富良野町は、旭川市より四十キロの距離にあるが、交通網が発達しているため、同市と生活条件を同じくし、従つて同市経由の物資はかえつて同市より高価となつているから、当町の地域給を旭川市同級とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県尾鷲町の地域給に関する請願

請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町長　太田寿（第七三号）

右の請願は、三重県尾鷲町は、人口に比し耕地面積が少いため、食糧の大半を他地方から移入せねばならず、買出部隊がいまだに横行し、また日用雑貨、衣料品等はすべて名古屋、大阪、京都等の各市より仰ぐため、俸給生活者にとつて極めて住みにくい町となつているから当町の特殊事情を考慮せられ地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県前原町の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡前原町長　吉村重助外十五名（第一一〇号）

右の請願は、福岡県前原町は東に福岡、西に唐津の両市を控える糸島郡の中心地であり、政治、経済、文化等すべて福岡市をめぐる一単位に包含された立地条件に置かれているが、現在の地域給は福岡市と二乃至三段階の低位に置かれているため公務員の生活その他にはなはだしい困難をもたらしている状態であるから、本町と福岡市との不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県横手市の地域給に関する請願

請願者　秋田県横手市長　佐々木一郎外三名（第一一四号）

請願者　秋田県横手市議会議長　斎藤万蔵外四名（第一一三四号）

右の請願は、秋田県横手市は、奥羽本線、横黒線、横荘線の交さ点に位置し、その乗降客は県下第三位を占め、昭和二十六年市制を施行した半生産、半消費の地方小都市であるため生活必需品を中心とする物価は、

東北六県においても盛岡、仙台に次いで第三位の高価格を示し、民間会社においては当市の高物価を認めその職員に対し地域給を支給している実情であるから、本市の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道網走支庁管内の地域給に関する請願

請願者　北海道網走支庁長　原田英一外一名（第一二一号）

右の請願は、北海道網走支庁管内は、北辺の地であるため、気象の影響が生活はもとより農作物に重大な支障を与え、物価は高く、生計費がかさみ、在勤公務員の生活および人事の交流に多大の支障となつているから、当管内の自然的経済的特殊事情を検討せられ、網走北見の両市を三級地に、紋別外十二箇町を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県宿毛町の地域給に関する請願

請願者　高知県幡多郡宿毛町長　山県省三（第一五二号）

右の請願は、高知県宿毛町は県の西端に位し、本地方の産業、交通、文化の中心をなし、地方都市の形態を有し生活水準が高くことに物価が極めて高いから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県京都郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県京都郡行橋町役場内　守中熊太郎（第二〇七号）

右の請願は、福岡県京都郡は、北九州と筑豊炭田地帯との中間に位し、その関係は密接不離なものである。従つて郡内の経済状態は、北九州、筑豊地区と同一圏内にあり、とくに朝鮮動乱発生後は、物価は高騰の一途にあるにかかわらず、当地区内の地域差が極めて不合理な状態にあることは、公務員の生活および人事行政に重大な影響を与えているから、当地区内の地域給を現行よりそれぞれ一級ずつ昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県須恵村の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡須恵村役場内　長田二外四名（第二〇九号）

請願者　福岡県粕屋郡須恵村須恵郵便局内　安河内芳助外四名（第四四三号）

右の請願は、福岡県須恵村は、福岡市に隣接する粕屋炭田の中心部をなす炭坑地帯であつて、生活必需品はすべて福岡市に依存しているため物価は福岡市より高く、現在地域給四級地の香椎、和日、名島、志賀島に比較して下位にあると判定する客観的資料をつかみ得ないから、本村を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神岡町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡神岡町船津高等学校内　吉田治蔵外五名（第六七五号）

右の請願は、神岡鉱業所を中核とする岐阜県神岡町は、高度の消費地帯としての特殊事情が、近来の鉱業景気高進と中部山岳水系一帯に展開されている発電事業の進展に伴い、さらに上昇し、諸物価は、大都市以上の指数を示しているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県古川町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡古川町長　蒲茂雄（第二一九号）

右の請願は、岐阜県古川町は、高山市とともに飛騨地区における政治、経済、文化、交通の中心地であるが、当地の特産物である木材景気に加え、神岡鉱山および坂下発電所ダム工事従業員約一万名に対する生活物資の補給ならびに諸物資の継承地であり、しかもこれ等物資は遠く富山、岐阜、名古屋より移入するため、本町の産業経済は活況を呈しているが、生活物資の高騰による公務員の生計は困窮を極めているから、本町の地域給指定を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県朝日村外二箇村の寒冷地手当に関する請願

請願者　岐阜県大野郡朝日村長　清水広吉外三名（第二一二号）

右の請願は、岐阜県朝日村、久々野村、山之口村の三箇村は、今回五級地指定の選よりもれたが、隣接高根村、大八賀村と比較しても、高山市、宮村と比較しても寒冷度ならびに積雪度において大差なく、むしろこれ等の市、村に比して悪条件であることは当地一般の常識であり、管下官公署に勤務する公務員の人事に重大な影響があるとともに、平衡交付金の算定にも重大関係があるから、朝日村、久々野村、山之口村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県小坂町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県益田郡小坂町長　中島真之外十六名（第二二七号）

請願者　岐阜県益田郡小坂町議会議長　住良夫外十六名（第三二七号）

右の請願は、岐阜県小坂町は、中部日本名古屋営林局管内第一の国有林を有しその経営およびそれより派生する各種土木事業を中心とした事業の町であり、また御岳登山口としての観光の町であつて、本町で生産される主食は七十日間をしのぐに過ぎず、全くの消費地である上、大土木工事のため転入者が極めて多く、物価は日ましに高く町の好景気を外に公務員の生活は他町村に見られない窮状に陥つているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県岡崎市の地域給に関する請願

請願者　愛知県岡崎市長　竹内京治外五十八名（第一九〇号）

右の請願は、愛知県岡崎市は、西三河地方における産業、経済、交通および教育文化の中心地であり、かつ名古屋市の衛星都市としてその経済的影響を受けて生活費はいちじるしく上昇の実状にあり、しかも生活必需品の大部分を他より移入するもの多く物価もまた高騰し、公務員の生活は、困難を極めているから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県南畑村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡南畑村長　山田比良喜（第二九六号）

右の請願は、福岡県南畑村は、福岡市を中心とする周辺の地形ならびに物価を基準とする生活費、生活環境等同市と何等異るところがなく、むしろ観光地としての当町の日常生活物資の価格は、総体的に福岡市より高価であり、しかも福岡市および近隣那珂町、春日村等の各種会社工場、駐留軍、予備隊等の諸施設の影響を受けて村内俸給生活者の生計は困難を極めているから、当村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県の地域給に関する請願

請願者　福島県知事　大竹作摩外二名（第三〇二号）

請願者　福島市杉妻町福島県庁内福島県官公労組寒冷地給対策協議会内　小島孝七外二名（第三五六号）

右の請願は、福島県内各市町村の物価情況は、生産、交通等経済情勢の進展によりいちじるしく変化し、東京都の区のある地域の物価とほとんど大差なく全国的にみても諸都市間の物価差は減少の一途をたどつているから、本県五市三十九町一箇村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県神崎郡の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡田原村田原中学校内　五嶋泰三外十二名（第三二二号）

右の請願は、兵庫県神崎郡地区は、姫路市を経て阪神地区に直結する経済圏を形成し、郡内の物資は播但線および播但産業道路によつて流出し、反対に同ルートによつて生活必需品が移入されているため、物価は阪神地区に左右されるが、地域給において差がはなはだしいため、公務員の交流は困難となり、今後における行政面に大きな暗影を与えているから、同地区の地域給を二級地に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願

請願者　山口県宇部市長　三隅順輔外二名（第三四五号）

請願者　山口県小野田市長　姫井伊介（第三七五号）

右の請願は、昭和二十六年四月人事院の地域給改訂勧告によれば山口県宇部、小野田両市は、三級地となつているが、両市は北九州および下関地方と同様にいちじるしく物価が高騰し、公務員の生活は困難を極めているから、両市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県小串町の地域給に関する請願

請願者　山口県豊浦郡小串町国立山口病院内　小野寺修二（第三七二号）

右の請願は、山口県小串町は、下関市よりわずか九キロの至近距離にあつて、しかも経済的には同市に比較して優るとも劣らない物価高の実状にあるから、本町の地域給を三級地以上に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県三潴郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県三潴郡大川町長古賀忠夫外四十名（第三七六号）

右の請願は、福岡県三潴郡二十箇町村のうち大川、荒木、城島、大善寺、安武、西牟田の六町村が現在一級地であり、残る十四箇村が未だに無級地であるのは不合理であつて、このため各町村所在の官公庁、学校には優秀な人材の配置はおろか転出希望者が多くて、健全な農村産業、文化の発達に重大な支障をきたしているから、犬塚、川口、蒲地、田口、大莞、大野島、大溝、江上、青木、木室、木佐木、三又、三潴、昭代の十四箇村を一級地に、西牟田、安武の二箇村および大善寺、大川、荒木、城島の四箇町をそれぞれ二級地に指定せられたいとの趣旨であつ

て参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県早良郡の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡田隈村長　有吉新助（第三七七号）

右の請願は、福岡県早良郡は、福岡市に隣接し、既に西新、姪之浜の二箇町および鳥飼、樋井川、能古島、原、壱岐の五箇村が同市に合併され、残りわずか五箇村にて早良郡を構成し、東西約四キロ、南北約八キロ、人口一万二千人にて他郡の一箇村にも及ばない最小郡である。しかして、福岡市より合併のすすめもあり、各村ともに合併機運は極めて濃厚であつて、名実ともに大福岡市の一環をなしている。従つて文化面でも経済面でも、同市と同一条件下にあるから、本郡中田隈村を地域給四級地に、入部、金武、内野、脇山四箇村を同三級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県田隈村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡田隈村長　有吉新助外三名（第三八〇号）

右の請願は、福岡県田隈村は、福岡市に隣接し、同市原校区と壱岐校区と合同のもとに中学校を建設し本村より三百名余りが通学している現状であり、さらに同市との合併問題も考究中で、経済上同市と全く同一圏内にあつて、人事交流上の支障もはなはだ大きいから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県内野村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡内野村長　峯崎嘉吉（第三八二号）

右の請願は、福岡県内野村は、福岡市の西南六キロの地点にあつて観光地である上、同市に近接しているため物価は高く、なお当村が無給地であるため、公務員で市内に転勤を希望する者が多く有能の人材を求め得ない実情にあるから、当村の地域給を実態に即するよう指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県入部村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡入部村土生伊八郎（第三八三号）

右の請願は、福岡県入部村は、福岡市へ四キロ余の地点にあつて、政治、経済、文化、教育、交通等あらゆる部面において同市と密接不離の関係にあり、特に生活必需物資は同市より移入するため同市内より高価なものさえあつて、福岡市内への転勤希望者が多く人事交流の面に大支障をきたしているから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県脇山村の地域給に関する請願

請願者　福岡県早良郡脇山村役場内　平野重美（第三八四号）

右の請願は、福岡県脇山村は、五級地福岡市と近接し、物価指数等も同市と大差なく品物によつては同市を上回る実状にあるのに、本村のみ無級地であるのは不合理であるから、本村の地域給を同市なみに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県下保倉村の寒冷地手当に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡下保倉村長　佐々木秀琢外三名（第三九四号）

右の請願は、新潟県下保倉村は、高田市へ六里、直江津へ五里、柿崎町へ五里の山間のへき地で、交通は最も小規模な頸城鉄道および同社経営のバスが唯一の交通機関であるが、毎年十二月下旬より三月中旬に至る間は猛吹雪と降雪量の多いため汽車は常に不定期または運休の状態となり、沿線各村の消防団が除雪作業に出動しかろうじて日に二回位の運転を見る積雪地帯であるから、本村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県新城町の地域給に関する請願

請願者　愛知県南設楽郡新城町長　星川重助（第四〇一号）

右の請願は、愛知県新城町は、豊橋市と隣接して生計費の主要要素となつている物資その他すべての部面において種々密接なる関係にあり、特に生活必需品においては三級地の同市よりはるかに上回つている状態であるから、級地改訂に当つては本町を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県国立原療養所在地の地域給に関する請願

請願者　広島県佐伯郡原村国立原療養所内　岡田義一（第四〇二号）

右の請願は、広島県国立原療養所は、広島市の西方約十キロの地点に在り、日常生活のすべてを広島市および二十日市町に依存しているが、本村が地域給無給地であるため、医師看護婦等職員の確保に困難をきたしているから、当療養所所在地を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給与ベース改訂等に関する請願

請願者　福岡市大名町二二三ノ二六西部気象職員組合内　森国広（第四一〇号）

請願者　福岡市野多目五九五国立筑紫病院内全医労筑紫支部内　岡部修造外二百二十一名（第四五八号）

請願者　熊本県菊池郡菊池村国立療養所菊池病院内　古庄道弘外六十七名（第六五五号）

請願者　北海道函館市鍛冶町三三運輸省全海事職員組合北海支部函館分会内　奥山松雄外四名（第六五六号）

請願者　愛媛県松山市三津栄町運輸省全海事職員組合四国支部松山分会内　安部信好外三名（第六五七号）

請願者　名古屋市港区浜町四ノ一運輸省全海事職員組合東海支部内　河原広好外四名（第六五八号）

請願者　広島市宇品町運輸省全海事職員組合中国支部内　堀川正夫外三名（第七三九号）

請願者　京都府久世郡城陽町芦原一一国立京都療養所内　横田泰三外百九十九名（第八一〇号）

請願者　京都市右京区鳴滝国立宇多野療養所内全日本国立医療労組宇多野支部内　高田常雄（第九二一号）

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町大字森宿字芦田塚一三三国立福島療養所内　逢坂支作（第一〇四七号）

請願者　熊本県宇土郡三角町運輸省全海事職員組合九州支部三角分会内　平井太賀（第一〇六二号）

請願者　岐阜市梅林町一ノ五全基準労組岐阜支部内　杉田皆次外百四十名（第一〇九四号）

請願者　宮城県仙台市片平町東北大学職員組合連合会内　田中稔外九百五十六名（第一一五九号）

請願者　奈良市油坂町奈良労働基準局内　松井重行外七十八名（第一二六〇号）

請願者　福井県敦賀市桜運輸省全海事職員組合近畿支部敦賀分会内　新谷桑吉外二名（第一二六一号）

右の請願は、吾々公務員の生活は、昭和二十六年五月の物価水準を基礎にした現行ベースに据置かれたまま現在に至つているが、昨今における経済事情は、公務員の生活を窮乏の極に陥れ、明日の食糧にさえ事欠く実情となつているから、最低生活を保障する給与および年末手当二箇月分の支給を直に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神居村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡神居村長　下田基外一名（第四二五号）

右の請願は、北海道神居村は、旭川市に接近しておる日常生活必需物資の購入はもち論のこと、衛生施設および文化施設等すべて同市のものを利用している実情であるから、本村を旭川市と同等の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県桜野村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡桜野村長　平野卯三郎（第四四〇号）

右の請願は、福岡県桜野村は、福岡市の都心部より僅々二十キロ、バスで四十分にして着く近距離にあり行政、経済、文化等同市と不離一体の関係にあつて同市との一環をなしているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県周船寺村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡周船寺村長　富永悦太郎（第四四七号）

右の請願は、福岡県周船寺村は、福岡市に隣接し政治・経済・文化等すべて同市を中心とした一単位に包含され特に密接な立地条件にあつて現在二級地の指定を受けているが、四級地である福岡市今宿（旧糸島郡今宿村）とは村民の日常生活環境等に至るまで何等異るところがなく、このため公務員の生活はいちじるしく安定を欠き市内への転勤希望者が続出する現状であるから、福岡市との均衡を失わぬよう本村の地域給を適正に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県元岡村の地域給に関する請願

請願者　福岡県糸島郡元岡村長　三苫義雄（第四五〇号）

右の請願は、福岡県元岡村は、福岡市に隣接し政治、経済、文化、交通等すべて同市を中心に営まれており、最近運輸交通機関の発達に伴い物資の交流がすみやかであるため生活指数も同市と何等変りのない状態となつたにもかかわらず、地域給に大きな差があるために公務員の生活と人事運営上はなはだしい困難と支障が生じているから、本村の地域給を福岡市今宿、今津同様に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県雷山村の地域給に関する請願（二通）

請願者　福岡県糸島郡雷山村長　内田米蔵外二名（第四五一号）

右の請願は、福岡県雷山村は、糸島郡の中心地である前原町に隣接する農村で、本村の篠原部落の一部分が前原町同様の二級地に指定せられている現状で、福岡市に近いため文化、経済、交通すべての面にその影響を受け生活水準が高い上、特に篠原部落の級地指定は行政面に一大支障となつているから、附近地域給指定町村との均衡上同村を適切な級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大野町の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡大野町長　白壁喜平次外一名（第四五四号）

右の請願は、福岡県大野町は、筑紫郡の中央に位し、福岡市と二日市町との中間にあつて中央に西鉄電車、国鉄および国道が何れも南北に貫通して至便の地にあるため、住宅地として最適を占め蚕業試験場、傷病者授産場、繭検定所、機械作業場、県庁職員寮、県分譲住宅等の諸施設と相まつて個人住宅、店舗等が急激に増加している現状である。従つて経済的部面においても隣接の那珂町、春日村（いずれも四級地）と何等異なるところなく、殊に那珂町、春日村、大野町を包含した同一の都市計画区域内にある本町に限り三級地となつているのは不合理であるから、本町の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県南郷町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡南郷町地域給対策協議会内　天野健一（第四七八号）

右の請願は、福岡県宗像郡南郷町は、鞍手郡若宮町、笠松村の三級地と本郡赤間、東郷両町の一級地に囲まれ、地理的にも生活物価において

もこれらの町村と何等差等をつけられない実状にあるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県福間町の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡福間町地域給対策協議会内　田代与志雄（第四七九号）

右の請願は、福岡県福間町は、西に福岡市、北は北九州工業地帯、東は直方市に接し交通の要点にあるため、年々住宅の増加とともに発展の途上にあり、従つて物価も都市同様に高騰し給与者の生活を苦境に陥れているから、本町の地域給を引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍労働者の退職金現金化に関する請願

請願者　東京都千代田区西神田二ノ二三ノ五調達要員労働組合連盟内　白上明（第五二七号）

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六号全駐留軍労働組合内　山田節男（第一一七七号）

右の請願は、講和条約の発効により、駐留軍労働者の身分は、従来の国家公務員特別職から単なる駐留軍労働者となり、全国二十一万の同労働者は一応退職したものとして退職金の清算も終つたのであるが、いまだに現金の支給がなく極めて不安な状態に置かれているから、同退職金の現金化についてすみやかに必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

北海道留萌市の地域給に関する請願

請願者　北海道留萌市長　原田太八外二名（第五二八号）

右の請願は、留萌市は北海道の西北端に位し、留萌支庁管内随一の都市として石炭、木材、肥料その他重要物資の移出入港としてまた北方漁業根拠地として有名であるが、生活環境は全国有数の悪条件で殊に冬期間においては積雪量多く気温また低く風速は世界でも有名な程強烈である。このために被服、燃料、住居および保健衛生に要する費用はばく大である上に当市の諸物価は他都市に比してはるかに高く特に最近の上昇傾向はいちじるしいものがあつて、在勤公務員の生活を窮地に追い込んでいる現状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県御笠村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡御笠村長井上隆男外三名（第五二九号）

右の請願は、福岡県御笠村は、筑紫郡の南部にあり、西に一級地の大宰府町、南に三級地の二日市町、東に一級地の山家村等周囲を全部地域給支給地によつて囲まれているばかりでなく、これ等各町村との交通も極めて至便な状況にあるにかかわらず、当村のみ無給地となつているため、行政の面に大きな支障を与えているから、同村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都三多摩地区の地域給に関する請願

請願者　東京都八王子市八王子駅内国鉄労働組合八王子支部内　増田義嗣（第五四二号）

右の請願は、東京都区内と三多摩地方とは実質的に生活状態はほとんど変らないにもかかわらず、同じ東京都でありながら諸々の差別があることは納得できない、とくに地域給のように現実に消費生活の上に考慮されなければならないものに差別が行われていることは東京都内に勤務するものとしてははなだ遺憾にたえないから、三多摩地区をすべて東京都区内同様五級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県宮村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡宮村長三瀬藤吉外七名（第五四五号）

請願者　岐阜県大野郡宮村議会議長　黒木甚三外七名（第六四九号）

右の請願は、岐阜県宮村は、高山市の郊外地であり、村内に小丘、河川、養そん場、指定天然記念物およびその他多数の古跡散在し、とくに飛騨一の宮水無神社は古来より広く県下に多数の崇敬者を有し、毎月の

月並祭および九月の例祭、節分祭、除夜祭等は国鉄臨時列車の増発を見るなど近々ますます急増の一途をたどり、まさに観光地宮村として高山市民慰楽の好地であるが、物価高のため公務員の生活は困窮を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県溫知村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県揖斐郡溫知村長　野村新次郎外八名（第五四八号）

右の請願は、岐阜県溫知村は、地域給支給地としての多くの条件を具備しているが、支給地に該当していないため多くの困難な状況に追い込まれているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県帯解町の地域給に関する請願

請願者　奈良県添上郡帯解町長　内藤倉三郎外三名（第五九八号）

右の請願は、奈良県帯解町は、奈良市に隣接し、その生活様式は主として消費形態をとり、各種生活必需品の大部分を京阪神地方に依存しているため物価が高く、奈良市、郡山町、丹波市に比し同等若しくはそれ以上であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小川町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡小川町埼玉県立小川高等学校内　小熊精一外十五名（第六一二号）

右の請願は、埼玉県小川町は、比企郡西部の中心都市として和紙、絹織物、木材、建具等を主とする商工業都市で相当活気を示しており、県の推奨に基く都市計画の実施と相まつてその発展が期待されているが、物価は東京、川越、熊谷、松山等の市町に比しいちじるしく高値を示し、公務員等俸給生活者の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員給与準則制定に関する請願

請願者　東京都港区立愛宕中学校内全日本中学校長会内　野口彰（第六五四号）

右の請願は、教職員給与準則制定にあたつて、新聞報道その他の情報によれば給与三本建案が世間に流布されているが、給与の基準は学歴、資格、経験、能率をもつてすべきで、学校種による職域で差別すべきでなく、また教員の学歴資格は新制大学卒業を標準としているので高校を上位に小、中を下位に格付けることは妥当でないから、給与準則は「（一）大学教授（能率差による）（二）小、中、高教員」の二本建をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎市の地域給に関する請願

請願者　宮崎市長　荒川岩吉（第六七四号）

請願者　宮崎市議会議長　本島才次郎外一名（第一二五四号）

右の請願は、宮崎市は、宮崎県庁の所在地として交通、教育、文化の中心地で生活程度が高く、物価も極めて高いため公務員の生活は困窮を極めているから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県山口村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡山口村役場内　山内鉄雄外三名（第七〇九号）

右の請願は、福岡県山口村は、地形上九州縦貫の鉄道、国道の交通網の咽喉部をなし、また警察予備隊駐屯の春日村、駐留軍の春日原ベースも指呼の間にあつて、物価は福岡市始め近郊町村よりはるかに高く、官公署職員の生活をおびやかしているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県古川村の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡古川村長　田中安太郎外六十名（第七一〇号）

右の請願は、福岡県古川村は、舟小屋温泉を有している関係上、隣接の地域給有級地福島町、岡山村、羽犬塚町に比し事実上まさるともおとらぬ物価高を示しているにかかわらず、本村は無級地であるため優秀な職員の確保等に困難を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、

願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県の地域給に関する請願

請願者　島根県松江市殿町八本山修策（第七二〇号）

右の請願は、島根県は、他県に比して地域給の級位が全般的に低く、しかもその後の引上げならびに拡大の恩恵もあまり受けていないが、最近における物価の上昇は全国均等化の傾向にあるため、県内の公務員は、生活上極めて苦しい立場に置かれているから、今回の地域給改訂に際しては島根県下の実情を調査の上適正な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県興津町の地域給に関する請願

請願者　静岡県庵原郡興津町長　田中辰次郎外十名（第七四〇号）

右の請願は、静岡県興津町は、清水港湾区域内の別荘地であり、袖師町を経て清水市に接続し汽車、電車、電信、電話等の交通通信網は清水、静岡両市に直結し、商工会、漁業会、木材組合、旅館、料理組合、理髪組合等の経済団体はすべて清水市と一身同体の関係にあり、従つて生活水準、物価等清水、静岡両市と何等変るところがないから、本町を清水、静岡両市と同様地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県杵築町の地域給に関する請願

請願者　大分県速見郡杵築町議会議長　藤井清秀外二名（第七四三号）

右の請願は、大分県杵築町は、県下七市に次ぐ大町であり、かつ世界的観光都市別府との交流緊密にして、生活上のあらゆる条件は別府市と等しく、物価についても別府市とほとんど同様であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県白河市の地域給に関する請願

請願者　福島県白河市役所内矢吹義男外一名（第七五七号）

右の請願は、福島県白河市の地域給は、今回の人事院勧告により二級地にすえ置かれることになつているが、これに使用された資料は本年六月のC・P・Sにより決定されたものであり、六月のC・P・Sは一般市場より約二十五パーセント以上の生活費を節減できる鉄道官舎地域を抽出したものであつて、白河市は県下一物価の高い都市とされている現実とかけはなれているから、現今の経済情勢にかんがみ本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県高田市等の地域給に関する請願

請願者　新潟県高田市長　関威雄外二十九名（第八〇七号）

右の請願は、新潟県高田市の地域給は、他の同一級地指定地と比較して不合理であるから、豪雪地たる本市の冬期における特殊生計費の増高等の特殊事情を考慮し、すみやかに本市を地域給三級地に指定せられるとともに、本市と条件を一にする隣接の新道村大字上稲田、下稲田も本市と同等の級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県江迎町外六箇町の地域給に関する請願

請願者　長崎県北松浦郡福島町長　木寺右兵衛（第八四九号）

右の請願は、長崎県江迎、吉井、世知原、佐々、小佐々、鹿町、福島の各町は、現在地域給一級地であるが、経済構成についてそのほとんどが佐世保に依存しており、従つて炭鉱町として日本基幹産業の重要なる都市形態を有しながら反面の高物価に苦しめられている現状であるから、佐世保と均衡を保つため、江迎町外六町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県烏山町の地域給に関する請願

請願者　栃木県那須郡烏山町南那須地方事務所内　秋山三郎（第八七五号）

右の請願は、今回の人事院勧告により栃木県烏山町は、地域給一級地に指定されたが、同時に発表された日光町、小山町、藤原町等の二級地と比較しても少しも劣らぬ条件を具備しているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県船越村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡船越村長三浦義人（第九〇〇号）

右の請願は、福岡県船越村は、吉井町、田主丸町の中間に位置し、経済的には主として田主丸町との関係深く、生活必需品の購買はほとんど田主丸、吉井両町に依存しているため、物価ならびに生計費の点において田主丸、吉井両町在住者と大差のない状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十八年三月十三日

○第十五回国会　参議院会議録附録（その五）

意見書案

福岡県水縄村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡水縄村長　林新吾（第九〇七号）

右の請願は、福岡県水縄村は、浮羽郡西部の中心地田主丸町と隣接し、中学校、伝染病院等同町を中心として共同経営の面多く、将来は同町へ合併の気運にあり、経済状態等は全く同一であるから、本村の地域給を田主丸町と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県筑陽村の地域給に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡筑陽村長　福岡政太（第九一〇号）

右の請願は、福岡県筑陽村は、日田久留米線の指定県道が村の中央を縦断しているのでほとんどが商工業地帯を形成しており、ことに隣接の田主丸町と何等異るところがなく全く同町の一翼となつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県相生市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県相生市長　岡田源吾（第九三六号）

右の請願は、山陽本線沿線にある相生市は、瀬戸内海に面し交通至便の地であるが、日用品の生産はなく食糧供給源の貧弱な純消費都市であつて、生活必需品は京阪神、姫路市場に依存するため、かえつて大都市より物価は一般に高騰しており、その上播摩造船所を主体として大中工場がぼつ興し、多収入のこれら工業勤労者の中にあつて官公職員の経済生活は困難をきわめているから、今回の三級地としての勧告を修正され本市を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県秋月町の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡秋月町長　林卓（第九五八号）

右の請願は、福岡県秋月町は、隣接甘木町に比して消費生活上ほとんど差異を認められず、むしろ現地需給の関係は生活必需物資はあげて福岡市、久留米市をへてさらに甘木町市場に依存する実情にあつて、他の一級地該当地区との均衡上当然一級地以上の条件にかなうものと確信するから、当町の地域給を是非とも一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都浅川町、横山村の地域給に関する請願

請願者　東京都南多摩郡横山村一、八三三　串田保外百五十六名（第九七四号）

右の請願は、東京都浅川町、横山村は、近くに多摩御陵、高尾山を控え観光客、参けい人は年ごとに数を増し、ために物価は近接の八王子市（四級地）よりも高く、公務員の生活は誠に悲惨である上、当地域内の都庁関係公署はすべて五級支給を受けている現情にかんがみ、浅川町、横山村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県窪川町の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡窪川町窪川地区官公庁労働組合協議会内　佐々木馬吉外一名（第九七七号）

右の請願は、高知県は四国四県中最も物価が高く、その高知県の中でとくに窪川町は鉄道の開通、特需の受注等による人口の急激な増加によつて諸物価は高知市を上回る状態であるため、公務員の生活は都市以上の困難を極めているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県糸島郡前原村長　吉村重助外十八名（第九七八号）

右の請願は、福岡県糸島郡は、福岡市に隣接し、政治、経済、文化等すべて福岡市を中心として一単位に包含された立地条件に置かれているにもかかわらず、福岡市の地域給五級地、四級地に比べて二ないし三段階の低位な指定を受けているため、公務員の生活と人事運営等にはなはだしい困難と不便とをもたらしている状態であるから、福岡市と均衡のとれた級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県有度村の地域給に関する請願

請願者　静岡県安倍郡有度村長　栗田錦三外五名（第九九四号）

右の請願は、静岡県有度村は、静岡、清水の両市を控えているため、村民の六割以上が両都市に通勤しているが本村と両市との地域給がはなはだしく差別されているため、地方自治上悪影響が大きく、一方人事院勧告によれば、従来同級であつた清水市を三級地とし、本村を二級地にすえ置いたことが本村在勤公務員にとつて不遇な処置となつているから、本村を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県日佐村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡日佐村長長沢孝太郎（第一〇〇五号）

右の請願は、福岡県日佐村は、福岡市周辺工業地帯および住宅街として、すべての面において福岡市と異なるところはなく、すでに福岡市との合併も論議され、その実現も近い現状であるから、隣接市町村と均衡のとれるよう本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県能代市の地域給に関する請願

請願者　秋田県能代市長　柳谷清三郎（第一〇三三号）

請願者　秋田県能代市機織町　渡辺喜代治（第一一〇四号）

右の請願は、秋田県能代市は、昭和二十四年の大火災による被害と寒冷地特性による光熱、被服費等の支出が大きく、昨年十一月の臨時消費者価格調査の結果からみても全国平均より約二十一パーセント支出が多くなつているにもかかわらず、現在地域給は一級地であり、本年十一月二十四日人事院の地域給改訂勧告において本県内の大体同一条件にある秋田市、大館市のみが二級地に勧告されたことは、はなはだ心外であり、かつ不均衡であるから、当市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県豊岡市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県豊岡市議会議長　谷岡友造外二名（第一〇三五号）

右の請願は、兵庫県豊岡市は、今回の人事院勧告により地域給二級地に指定されたが、当市は兵庫県但馬五郡の政治、経済、文化、交通等すべての中心地であり、また但馬唯一の市制地であつて、同県下十四都市中二級地は豊岡、竜野の二市のみで生野、八鹿、城崎、和田山と同格の二級地であることは何としても納得できない不均衡であるから、生活水準の高い文化都市豊岡市の地域給を是非とも三級地に修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県の地域給に関する請願（十五通）

請願者　富山県新湊市長　杉本兵太外五百六十三名（第一〇四四号）

右の請願は、富山県新湊、魚津、氷見の三市、および礪波、石動、小杉、婦中、上市、福野、水橋、桜井、大沢野、入善、呉羽、雄山、泊の十三ヶ町はそれぞれ隣接市町に比較し、いちじるしく物価が高く、公務員の生活は困難を極めているから、新湊市を二級地に、魚津市全域を二級地に、礪波、石動、小杉、婦中、上市、福野、水橋、桜井、大沢野、入善、呉羽、雄山、泊の十三ヶ町をそれぞれ一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日南市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県日南市長　井戸川一（第一〇四五号）

右の請願は、宮崎県日南市は、九州の最南端に位し、陸の孤島と呼ばれる如く、交通の便悪く、日本パルプ工場の所在地としての工業都市であり、油津港を控えての純然たる消費都市であるため物価は県下でも最も高く、その上風水害県である本県の中でも最も被害が多いため、公務員の生活は極めて悲惨な状態にあるから本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県熱海市の地域給に関する請願

請願者　静岡県熱海市長　山形文雄外八名（第一〇九〇号）

請願者　静岡県熱海市熱海郵便局内　小川孟敏外八名（第一一八七号）

請願者　静岡県熱海市熱海小学校内　花山薫外八名（第一二四三号）

右の請願は、熱海市の特殊事情は再三再四請願した通りであるが、本市の特別消費者価格調査における平均総合指数は五級地に格付された二十九都市の平均総合指数をはるかに上回り、全国最高の数字を示していることは五級地に格付されるに十分であり、静岡、伊東市さえ四級地に昇格したのに本市が四級地にすえ置かれていることは不均衡であるから、本市の地域給を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県三島市の地域給に関する請願

請願者　静岡県三島市長　朝日原作（第一〇九一号）

請願者　静岡県三島市役所内　吉川秀二郎外三名（第一一八八号）

右の請願は、三島市は、北伊豆に位し奥伊豆方面の観光地の関門で温泉地の影響をうけ、また戦災を免れたため人口とみに増加し、さらに日本大学教養部、静岡大学教育学部、鉄道教習所等の設置による消費の激増に伴い、驚くべき物価高を示し、公務員の生活は困難をきわめている。しかるに本市とわずか四キロの間に

あり諸事情を一にしている沼津市のみ今回三級地に引き上げられたことは不均衡であるから本市の地域給を沼津市と均衡のとれるように修正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県若松市の地域給に関する請願

請願者　福島県若松市栄町一五　北会津地方事務所内　星弥亀外二名（第一一〇六号）

請願者　福島県若松市役所内　五ノ井忠三外二名（第一一五〇号）

請願者　福島県若松市大町一之町会津若松郵便局内　樋口清一外二名（第一二四五号）

右の請願は、福島県若松市は、会津地方の政治、経済、学術、産業、文化の中心地であるが、近距離に東山温泉を始め猪苗代湖、磐梯山および周辺の温泉地、国立公園を控え、さらに只見川電源開発に伴う本市の発展充実は、近隣町村の果す役割と相まつて都会地への人口集中とともにその増加に伴う消費量の増加、諸物価の騰貴となつている実情であるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県行田市の地域給に関する請願

請願者　埼玉県行田市長　馬場秀夫外二十九名（第一一〇七号）

請願者　埼玉県行田市役所内　小林義雄外二十九名（第一二三七号）

右の請願は、本年十一月二十四日の地域給に関する人事院勧告によれば、埼玉県大宮市は四級地、熊谷、川越両市は三級地に改訂され当行田市は二級地すえ置となつているが、現在の物価状況等よりしてはなはだ不均衡であり、ことに熊谷市との地域給差は両市間の人事運営に重大な問題であるから、本市の地域給を三級地に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県の地域給に関する請願

請願者　宮崎県知事　田中長茂（第一一〇八号）

右の請願は、宮崎県下各市町村の特殊事情を考慮せられ地域給を宮崎市三級地、日南市、高千穂町、小林市、高鍋町、妻町二級地、高岡町、高原町、本庄町、生目村、佐土原町、富田村、広瀬町、都農町一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県本山町の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡本山町大石一六三　山中利亀外十八名（第一一一九号）

右の請願は、高知県本山町は、嶺北地方の政治、経済、文化、交通等の中心地であるが、地勢上土佐のチベットとも称せられる別天地を形成し、しかも生活必需物資の相当量を移入にまたなければならないため、消費物価は全国的に高物価にある高知市を上回り、公務員の生活は困窮を極め、人事運営等に支障をきたしているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県箱根地区の地域給に関する請願

請願者　神奈川県足柄下郡温泉村底倉一、二七五　宮川政次外三百二十九名（第一一五二号）

右の請願は、神奈川県箱根地区は著明な温泉地であり、純消費地としての性格から物価は他の地区に比しいちじるしく高い実状であるから、本地区を地域給四級地以上に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県南下浦町の地域給に関する請願

請願者　神奈川県三浦郡南下浦町長　新倉誠一外十三名（第一一五三号）

右の請願は、神奈川県南下浦町一帯は、三浦半島の南部に位置する関係上生活物資その他一般物資の移入を専ら車馬に依存しており、全国有数の高物価地域となつているが、現在一級地となつていることは、生活条件を同じくしている隣接横須賀市北下浦の四級地に比べいちじるしく不均衡であるから、同町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県倉垣村の地域給に関する請願

請願者　富山県婦負郡倉垣村布目北陸電波監理局監視部内　室木祐成（第一一九一号）

右の請願は、富山県倉垣村は、富山市の郊外村として生活物資の大半を同市より購入しているため、生活程度は同市と同様であるから、本村を地域給三級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県本庄町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東諸県郡本庄町議会議長　樋口茂純外一名（第一一九三号）

右の請願は、宮崎県本庄町は、東諸県郡の政治、経済、文化、交通の中心地であるが、生活必需品および諸物資の搬入をすべて宮崎市の卸商に依存しているため物価高を示し、公務員は生活に困難を極め、人事運営等に多大の支障をきたしているか

ら、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県煤ヶ谷、宮ヶ瀬組合村の地域給に関する請願

請願者　神奈川県愛甲郡煤ヶ谷外一ヶ村組合長　山田茂外九十九名（第一二二七号）

右の請願は、神奈川県煤ヶ谷、宮ヶ瀬組合村は、愛川町に隣接する農山村で有名な観光地であるが、近時観光客のため物価は急激に上昇し、その上本村の自給食糧は二箇月をささえるに過ぎない状況と相まつて勤労生活者の生活はきわめて困難であるため、有給地への転出希望者が続出し、現場経営に重大な支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県埼玉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡埼玉村長　関口七三外三十一名（第一二二八号）

右の請願は、埼玉県埼玉村は、その一部分が行田市に接続して約一キロの間商店街を形成し半商半農の地域を占めているが、最近行田市の発展に伴い工場の建設進出は本村に及び住宅の建築もますます激増し、このため生活水準の向上はめざましい上、日用品も移入の関係上意外に高く、農業生産品も農民の商人化により俸給生活者の生活をさらに困難にしているため、有給地への転出希望者が続出して地方自治、教育の発展も期し難い現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県春日部町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡春日部町長　山口宏外六百四十名（第一二二九号）

右の請願は、埼玉県春日部町は政治、経済、文化、交通等埼玉東部の中心地であるが、東京に近い関係で東京方面への通勤者が多く従つて生活程度も向上し、また物価も近くの大宮市、草加町と大差なく公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県下忍村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡下忍村長　荒井賢一外四十七名（第一二三〇号）

右の請願は、埼玉県下忍村は、日常生活上近隣行田市、吹上町、熊谷市と密接不離の関係にあるため、農村ではあるが町同様な生活水準にあり、公務員の生活は困難をきわめ、人事運営等に支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県荒木村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡荒木村長　峯川清太郎外四十八名（第一二三一号）

右の請願は、埼玉県荒木村は、行田市と接続しているため、同市の住宅地として発展の一途にあるが、経済的には行田市と同一圏内にあり、これとに生活用品、野菜等を同市経由で移入しているため、配給品以外の物価は同市を上回つているから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県南河原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡南河原村小学校内　田高金一外二十六名（第一二三二号）

右の請願は、埼玉県南河原村は、熊谷、行田両市の経済圏内にあるため物価が高く、教職員の確保に困難を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県太田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡太田村長　柴崎梓外三十九名（第一二三三号）

右の請願は、埼玉県太田村は、二級地の行田市を始め周囲を全部地域給支給地に囲まれており、村の中央を県道が貫通して高崎線および東武線に連絡しているため、交通の便が良い等人事の往来がはげしいため、農村でありながら諸物価が高く、教職員等の人事交流に支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県中条村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡中条村長　中村宏平外五十三名（第一二三四号）

右の請願は、埼玉県中条村は、熊谷市と密接不離の関係にあり、ことに最近同市が北部に進展したため、本村西南部は同市の一部に包まれている実情にあり、物価等においても両地区内間には差異がないため、在住公務員は他地域に転出を希望する者が多く、教育上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県星宮村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡星宮村長　寺田愛三外四十一名（第一二三五号）

右の請願は、埼玉県星宮村は、熊谷、行田両市の中間にあるため、物価は両市と変らず、むしろ運賃諸経費だけ高い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県太井村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡太井村長　大沢憲治外四十三名（第一二三六号）

右の請願は、埼玉県太井村は、熊谷、行田の両市によつてほとんど囲まれているが、村内には合計四軒の商店よりないため、日用品を始め経済生活のすべてを両市に依存する現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県直江津町の地域給に関する請願

請願者　新潟県中頸城郡直江津町長　川澄農治外三十二名（第一二三九号）

右の請願は、新潟県直江津町は、県下最大の工場である信越化学、ステンレス、日曹、帝石、ステンレス工材社等の所在地でかつ信越線、北陸線の分岐点にあり、また国の指定港でもあつて物価指数は現にいちじるしく高く、これが公務員の生計費に及ぼす影響は大きくひいては行政事務等各般の事項にじん大な支障をきたしている実状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県の地域給に関する請願

請願者　新潟県知事　岡田正平（第一二四〇号）

右の請願は、新潟県内主要市町村のうち、柏崎市外三十四箇市町村は、昭和二十七年十一月二十四日付をもつて、人事院より国会ならびに政府に対して行われた勤務地手当の支給区分改訂勧告書より漏れているが、これらの市町村は勧告を受けたところの市町村と何等差異がないから、柏崎、新発田、新津の三箇市および青梅、直江津、十日、村上、亀田、加茂、燕の七箇町を二級地に、堀之内、岩船、河原田、脇野、白根、小須戸、地蔵堂、今、能生、曾根、関原、出雲崎、小木、真野、千手、片貝、沢根、名立、石地、高浜の二十箇町および保内、湯沢、黒崎、歌外波、下保倉の五箇村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県の地域給に関する請願

請願者　三重県津市南御殿場三重県教職員組合内　今中原夫（第一二四八号）

右の請願は、昭和二十七年十一月二十四日の人事院勧告による地域給支給に関する法案審議に際しては、三重県関係について桑名市、松阪市、宇治山田市、上野市、尾鷲町、木本町を三級地、菰野町、一身田町、花岡町、御園村、四郷村、鳥羽村、箕曲村、柘植町、長島町、相賀町を二級地に、城南村、深谷村、阿下喜町、朝日村、大矢知村、三重村、井田川村、神辺村、磯部村、神戸村、古山村、花垣村、上津村、依那古村、入鹿村、相野谷村、有井村、田丸町、豊浜村、北浜村、有田村、城田村、下外城田村、東外城田村、和具町、桂城村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県草野町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三井郡草野町長　吉木光男外五名（第一二五一号）

右の請願は、福岡県草野町は、久大線西鉄バスの便良く、筑後川国立公園のセンターとしても同地方文化の中心地として発展しているが、地理的条件や農民中果樹園芸に従事する者が多い等の点より商業地的性格が強く、ことに久留米市への一部合併実現後は同市の郊外都市となつているから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大牟田市の地域給に関する請願

請願者　福岡県大牟田市長　田中忠蔵（第一二五二号）

右の請願は、福岡県大牟田市は、三井鉱山を始めとし、大規模な関連産業が多いため、特別C、P、Sの指数が常に低く現れ、全国でもまれに見る特別地域になつているが、現在三級地としての当市と福岡市および北九州五市と比べるときはなはだしい不均衡を生じているから同市の地域給を再検討の上四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県新宮村の地域給に関する請願

請願者　福岡県粕屋郡新宮村新宮郵便局内　辻倉平外九名（第一二五三号）

右の請願は、福岡県新宮村は、福岡市の発展に伴い、漸次都市としての形態を具えつつあるが、衣料品その他日用品すべてを福岡市経由に依存しているため、日常物価は、福岡市より高く、その上食糧品の生産が絶対量におよばないため、野菜魚類等まで他より移入している実情であるから、同村の地域給を三級地に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県高千穂町の地域給に関する請願

請願者　宮崎県西臼杵郡高千穂町長　佐藤寿（第一一五六号）

右の請願は、宮崎県高千穂町は、西臼杵郡と熊本の一部とを含めた地方における政治、経済、交通、文化の中心地で山林、鉱物資源の外自給移出物資をもたない純然たる消費都市であつて、生活物資はすべて熊本、延岡両市より移入しているため物価は地域給二級地に指定されている地区に等しい状況であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県多良木町の地域給に関する請願

請願者　熊本県球磨郡多良木町長　浅田正（第一一五八号）

右の請願は、熊本県多良木町は、球磨郡地内における政治、経済、交通、文化の中心地で、多くの官公庁が所在し、また球磨総合開発に基く電源開発の拠点として、盛況を極めているが、ことに多良木木材の集散地として発展している。しかし九州山脈に囲まれた盆地であるため、生活物資の移入による物価高は、さきに地域給指定を受けた町村と同一水準にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五号　静岡県熱海市の地域給に関する陳情

第一八号　静岡県三島市の地域給に関する陳情

第四四号　千葉県庁南町の地域給に関する陳情

第四六号　岐阜県駄知町外五箇町の地域給に関する陳情

第四七号　岐阜県神岡町の地域給に関する陳情

第六〇号　静岡県の地域給に関する陳情

第一〇九号　北海道の石炭手当に関する陳情

第一二二号　奈良県の地域給に関する陳情

第一五九号　静岡県浜松市の地域給に関する陳情

第二二七号　国立大学附属学校教官の給与体系確立に関する陳情

第二四九号　中学校教職員の給与ベース改訂等に関する陳情（五通）

第二六二号　福岡県日佐村の地域給に関する陳情

第二八一号　公務員の越冬資金に関する陳情（二通）

第二九六号、第三〇九号　教職員の給与ベース改訂等に関する陳情

第三一一号　埼玉県の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十七年十二月二十六日

人事委員長　門田　定蔵

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第一号

静岡県熱海市の地域給に関する陳情

第一五号　静岡県熱海市長　山形文雄提出

静岡県三島市の地域給に関する陳情

第一八号　静岡県三島市長　朝日原作提出

千葉県庁南町の地域給に関する陳情

第四四号　千葉県長生郡庁南町長　加藤邦男外十五名提出

岐阜県駄知町外五箇町の地域給に関する陳情

第四六号　岐阜県土岐郡駄知町長　塚本達郎外二十四名提出

岐阜県神岡町の地域給に関する陳情

第四七号　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外五名提出

静岡県の地域給に関する陳情

第六〇号　静岡県知事　斉藤寿夫提出

北海道の石炭手当に関する陳情

第一〇九号　札幌市北一条西一〇札幌管区監察局内　横山幸生提出

奈良県の地域給に関する陳情

第一二二号　奈良市登大路町奈良県人事委員会内　岸勇一提出

静岡県浜松市の地域給に関する陳情

第一五九号　静岡県浜松市長　岩崎豊提出

国立大学附属学校教官の給与体系確立に関する陳情

第二二七号　島根県松江市島根大学附属中学校内　寺本彦提出

中学校教職員の給与ベース改訂等に関する陳情（五通）

第二四九号　鳥取県日野郡日野上村立日野上中学校内　加藤上郎外二十五名提出

福岡県日佐村の地域給に関する陳情

第二六二号　福岡県筑紫郡日佐村長　長沢孝太郎提出

公務員の越冬資金に関する陳情（二通）

第二八一号　石川県河北郡三谷村字岩出二ノ七三国立療養所医王園内　松本勇外六十七名提出

教職員の給与ベース改訂等に関する陳情

第二九六号　福島県伊達郡保原町福島県立保原高等学校内　氏家亮提出

第三〇九号　三重県度会郡北浜村立北浜中学校内　山中歳重外三十二名提出

埼玉県の地域給に関する陳情

第三一一号　埼玉県知事　大沢雄一提出

右十六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十七年十二月二十六日

人事委員長　門田　定蔵

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

静岡県熱海市の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県熱海市長　山形文雄（第一五号）

右の陳情は、熱海市は、現在四級地に格付されているが、昭和二十四年五月、同年十一月、昭和二十五年五月の熱海市平均総合指数一〇一、九三となり全国最高の数字を示しているが、実際は指数の低い諸都市が五級地に指定されている実情にあつて承服できないから本市を五級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県三島市の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県三島市長　朝日原作（第一八号）

右の陳情は、静岡県三島市は、至近に伊東、熱海、長岡、修善寺等の温泉地帯を控えた要衝にあつて、外国人その他の遊覧者の数は激増し、その上日本大学、静岡大学、運輸省鉄道教習所、官庁および会社、工場その他施設の新設等により人口は増加し、当市の生産物はこれら近郊の純消費地帯に吸収される結果当市の非生産、純消費地的性格は顕著で中央都市をしのぐ物価高となり公務員の生活は窮迫しているから、本市の地域給を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県庁南町の地域給に関する陳情

陳情者　千葉県長生郡庁南町長　加藤邦男外十五名（第四四号）

右の陳情は、千葉県庁南町は、長生郡の政治、経済、文化、教育等の中心地で、茂原市に隣接するため、その物価は同市の影響を受けるばかりでなく、交通の要衝に当るため、物資の移送および交通量の増大に比例して高物価を示し、生活必需物資の価格は茂原市をしのぐ実情にあるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県駄知町外五箇町の地域給に関する陳情

陳情者　岐阜県土岐郡駄知町長　塚本達郎外二十四名（第四六号）

右の陳情は、駄知、土岐津、泉、下石、妻木、瑞浪土岐の岐阜県土岐郡内六箇町は、多治見市に隣接する美濃焼の主要生産地で、近年における発展は、貿易の伸興とともに最近とくにいちじるしいものがある。従つて賃金および物価は他界の二級に比べて低くない状況にあるから、駄知外五箇町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神岡町の地域給に関する陳情

陳情者　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄外五名（第四七号）

右の陳情は、神岡鉱業所を中核とする岐阜県神岡町は、高度の消費地帯としての特殊事情が、近来の鉱業景気高進と中部山岳水系一帯に展開されている発電事業の進展に伴い、さらに上昇し、諸物価は、大都市以上の指数を示しているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県知事　斎藤寿夫（第六〇号）

右の陳情は、静岡県は京浜地区と中京地区との間に位し、神奈川、愛知両県と同様の立地条件にあり、物価、生計費もほとんど同様であるにもかかわらず、地域給支給状況をみるに神奈川県の百十六市町村中八十四、愛知県二百十七市町村中百十三に対し、本県は二百八十三市町村中三十九でいちじるしい差異があるのは納得できないから、このような不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の石炭手当に関する陳情

陳情者　札幌市北一条西一〇札幌管区監察局内　横山幸生（第一〇九号）

右の陳情は、北海道在勤公務員に対する現行六千百円の石炭手当は、人事院勧告の六千七百円を下回り、さらに本年五月の北海道首長会議の上申単価をはるかに下回るもので、実際に石炭を購入する価格と支給額にはなはだしい差があるから、補正予算の編成に際しては、この不足分を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県の地域給に関する陳情

陳情者　奈良市登大路町奈良県人事委員会内　岸勇一（第一二二号）

右の陳情は、奈良県は、京阪神経済圏内にあつて全県古文化財等と景勝地に富むため、観光客の来訪多く、消費者物価地域差指数においても大阪、神戸、東京に次ぐ横浜、京都と同じ地位にあるから、本県の地域給指定に当つては、奈良市を五級地に、大和高田市を四級地に、丹波市、生駒、桜井、八木、今井、畝傍、御所、五条の八箇町を三級地に、橿本、帯解、斑鳩、初瀬、三輪、柳本、檪原、高取、新庄、野原、上市、吉野、大淀、下市の十四箇町および辰市、明治、真管、下田の四箇村をそれぞれ二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県浜松市の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県浜松市長　岩崎豊（第一五九号）

右の陳情は、静岡県浜松市は、東西両大都市のほぼ中間にある物資交流の商工都市で、同地方の行政、教育、文化、交通、経済の中心地であるが、戦災により一時は再建をさえ危ぶまれたが最近新興産業としての軽自動車景気の出現に加えて今回保安隊航空学校の新設等により一層の活況を呈するとともに諸物価の高騰は現在五級地である福岡、名古屋をしのぐ現情で公務員の生活は極めて苦しさを加えてきたから、当地の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立大学附属学校教官の給与体系確立に関する陳情

陳情者　島根県松江市島根大学附属中学校内　寺本彦（第二二七号）

右の陳情は、国立大学附属学校教官は、学校教育法による職務を遂行する他に国立学校設置法施行規則による特殊な任務を果している。しかるにこれに対する給与は、地方教員同級の給与であるため、優秀な人材を必要としながら適材を得ることができない実情であるから、附属教官の任務の重大性にかんがみ地方教官給与体系とは別に合理的給与体系を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学校教職員の給与ベース改訂等に関する陳情（五通）

陳情者　鳥取県日野郡日野上村立日野上中学校内　加藤上郎外二十五名（第二四九号）

右の陳情は、最近における諸物価の値上りによつて中学校教職員の生活はいよいよ赤字を増大しており、年末を控えて生活上の深刻な不安は教育の能率や効果に大きく響いているから、給与ベースを一万六千八百円に改訂するとともに年末手当二箇月分の支給をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県日佐村の地域給に関する陳情

陳情者　福岡県筑紫郡日佐村長　長沢孝太郎（第二六二号）

右の陳情は、福岡県日佐村は福岡市周辺工業地帯および住宅街として、すべての面において福岡市と異なるところはなく、すでに福岡市との合併も論議され、その実現も近いような現状であるから、隣接市町村と均衡のとれるように本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の越冬資金に関する陳情（二通）

陳情者　石川県河北郡三谷村字岩出二ノ七三国立療養所医王園内　松本勇外六十七名（第二八一号）

右の陳情は、国立療養所医王園所在地三谷村は、金沢市の郊外にあつて、諸物価は金沢市より高いため、療養所の職員は生活に追われているが、とくに、本年同地方は、大水害をこうむつたため家財を流出した者もあつて、年末を控え生活の困窮は見るにしのびないものがあるから、この年末に際し最低生活ができるよう越冬資金を与えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の給与ベース改訂等に関する陳情

陳情者　福島県伊達郡保原町福島県立保原高等学校内　氏家亮（第二九六号）

陳情者　三重県度会郡北浜村立北浜中学校内　山中歳重外三十二名（第三〇九号）

右の陳情は、教職員の聖職を全うしようとするとき、研究の土台となるものは経済維持であるが、現在の物価高では到底経済維持は困難な状勢にあるから、一万六千六百円給与ベースの実施と年末手当二箇月分の支給を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県の地域給に関する陳情

陳情者　埼玉県知事　大沢雄一（第三一一号）

右の陳情は、去る十一月二十四日人事院は国会および内閣に対し地域給改訂の勧告を行つたが、埼玉県の地域給については、東京都に隣接する地理的関係および他の都道府県との均衡上から、志木町、行田市、豊岡町、入間川町を二級地から三級地へ、春日部町、松山町、本庄町、上尾町、越ヶ谷町を一級地から二級地へ、越生町、毛呂山町、吉田町、藤沢村、入間村、原市町、戸塚村、片柳村、指扇村、岡部村、出羽村、大袋村、鷲宮町、川辺村、利島村を一級地へそれぞれ追加改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十七年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十二号参照〕

審査報告書

国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年一月三十日

図書館運営委員長　宮城タマヨ

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田　信次　徳川　宗敬

櫻内　辰郎　木内キヤウ

小泉　秀吉　平沼彌太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構の改革等に伴い、支部図書館名及びその設置場所の名称等を整備するため、所要の改正を加えようとするものであつて、本委員会においては、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により支部図書館名及び設置場所の名称等を整備することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

〔第二十七号参照〕

審査報告書

医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年二月十七日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
谷口弥三郎　長島　銀藏
山下　義信　藤原　道子
常岡　一郎　井上なつゑ
大谷　瑩潤　草葉　隆圓
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本医療団の清算により、相当の残余財産を生ずる見込がついたが、これを日本医療団の当初の目的に応じ、日本医療団から譲渡された医療機関等の整備のために処分し得る途をひらくため、所要の改正を加えようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失
本法の施行により医療機関を整備し、医療の向上を期することができる利益がある。

三、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年二月二十四日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
德川　宗敬　清澤　俊英
三橋八次郎　岡村文四郎
小林　亦治　滝井治三郎
石原幹市郎　森田　豊壽
池田宇右衞門　西山　亀七
宮本　邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、潮風又は飛砂による災害がはなはだしく、又農業生産力が著しく劣つている海岸砂地地帯に対して、災害の防止及び農業生産の基礎条件の整備に関する事業をすみやかに且つ総合的に実施するため、(一)海岸砂地地帯における農業振興計画ならびにその策定及びこれが実施、(二)農業振興計画を実施するために必要な経費及び資金に対する政府の措置、(四)海岸砂地地帯農業振興審議会の設置、組織及び権限、(五)農業振興計画による事業を行う地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付又は譲与等について規定せんとするものであつて、適当な措置と認められる。

二、事件の利害得失
海岸砂地地帯の保全と農業生産力の向上を図り、もつて農業経営の安定と農民生活の改善に寄与する。

三、費用
昭和二十八年度予算案において、海岸防災林、畑地かんがい及び開墾建設等に要する経費として約三十四億円が計上せられていて、本法施行に必要な経費は差当りこれら予算の中から支出されることになつている。

運輸委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一八〇号　三陸鉄道石柳新線に関する請願
第三一二号　国鉄新線敷設に関する請願
第三五三号　猪谷駅、神岡町間鉄道敷設促進に関する請願
第四〇七号、第一〇六五号　直江津、越後湯沢両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第四二七号　長崎県若宮島燈台しよく光増加に関する請願
第六〇〇号　大畑鉄道敷設促進に関する請願
第六〇二号　青森港中央ふ頭臨港鉄道整備に関する請願
第六〇三号　大間港国営修築工事促進に関する請願
第七〇一号　東京都八丈島大越ヶ鼻燈台等設置の請願
第八二三号　小名浜港修築工事促進に関する請願
第八二七号　静岡県下田港の避難港工事促進に関する請願
第八八七号　秋田県に測候所設置の請願
第八八八号　小本線鉄道延長工事施行に関する請願
第九五三号　三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する請願
第九八五号　水難救済に関する法律制定の請願
第一〇二九号　岡山県味野港改修工事施行に関する請願
第一〇四八号　鉄道嘱託医の往診用バス復活に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年二月十六日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第二号
三陸鉄道石柳新線に関する請願
第一八〇号　宮城県石巻市長　清野源助外五名提出
国鉄新線敷設に関する請願
第三一二号　東京都千代田区丸の内三ノ四私鉄経営者協会内　鈴木清秀提出
猪谷駅、神岡町間鉄道敷設促進に関する請願
第三五三号　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄提出
直江津、越後湯沢両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第四〇七号　新潟県中魚沼郡田沢村字芋沢上越西線期成会内　大島孝平外二十二名提出
第一〇六五号　新潟県中魚沼郡田沢村字芋沢　大島孝平外二十二名提出
長崎県若宮島燈台しよく光増加に関する請願
第四二七号　長崎県壱岐郡勝本町長　松尾文吉外一名提出
大畑鉄道敷設促進に関する請願
第六〇〇号　青森県下北郡大間町長　中嶋徹夫外十三名提出
青森港中央ふ頭臨港鉄道整備に関する請願
第六〇二号　青森市議会議長　伊東善五郎提出
大間港国営修築工事促進に関する請願
第六〇三号　青森県下北郡大間町長　中嶋徹夫外十三名提出
八丈島大越ヶ鼻に燈台等設置の請願
第七〇一号　東京都八丈島大賀郷村長　奥山文一郎外九十四名提出
小名浜港修築工事促進に関する請願
第八二三号　福島県知事　大竹作摩提出
静岡県下田港の避難港工事促進に関する請願
第八二七号　静岡県賀茂郡下田町長　河津市次郎提出
秋田県に測候所設置の請願
第八八七号　秋田県知事　池田徳治提出
小本線鉄道延長工事施行に関する請願
第八八八号　岩手県下閉伊郡岩泉町岩手県北開発鉄道期成同盟会内　八重樫圭助提出
三陸沿線縦貫鉄道完遂促進に関する請願
第九五三号　宮城県議会議長　今野貞亮外八名提出
岡山県味野港改修工事施行に関する請願
第一〇二九号　岡山県児島市長　中塚元太郎外一名提出
鉄道嘱託医の往診用バス復活に関する請願
第一〇四八号　福岡県門司市門司鉄道管理局管内鉄道嘱託医会内　百瀬正直提出

右十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年二月十六日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

三陸鉄道石柳新線に関する請願

請願者　宮城県石巻市長　清野源助外五名（第一八〇号）

右の請願は、三陸鉄道石柳新線敷設に関する請願は既に採択になつているが、同線は三陸沿岸鉄道として経済上重要な路線であるから、新に経済予定線として編入の上、三陸鉄道石柳新線を法文化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄新線敷設に関する請願

請願者　東京都千代田区丸の内三ノ四私鉄経営者協会内　鈴木清秀（第三一一号）

右の請願は、鉄道の建設は、鉄道建設審議会の答申に基く場合と鉄道敷設法による場合があり、ともに新路線に関係ある私鉄会社に重大な影響を与えるから、交通政策上、施設の需要関係を考慮し、関係ある私鉄会社の意向を十分にしんしやくして、路線の選定、着手の時期、関係私鉄への補償等に適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

猪谷駅、神岡町間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　岐阜県吉城郡神岡町長　奥村義雄（第三五三号）

右の請願は、高山線猪谷駅を基点として岐阜県神岡町に至る約二十五キロの信飛鉄道敷設については、明治四十三年以来関係町村長の連署をもつて再三陳情請願を続けているもので、本鉄道開通の暁は休止、死蔵鉱山の開発が促進され、また木材の大移出が可能となるばかりでなく、中部山岳国立公園、上高地国立公園等への新路開拓によつて観光客の増大が期待されるから、本鉄道の敷設促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

直江津、越後湯沢両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡田沢村字辛沢上越西線期成会内　大島孝平外二十二名（第四〇七号）

請願者　新潟県中魚沼郡田沢村字辛沢　大島孝平外二十二名（第一〇六五号）

右の請願は、上越西線の敷設について越後湯沢、直江津を結ぶ案と六日町、十日町、直江津を結ぶ案があるが、前者の越後湯沢、直江津案は路線延長約六十五キロで、信越本線高崎、直江津間の現在線に比し約三十キロ短縮となりまた現在の上野、大阪間急行コース高崎、宮内、長岡経由直江津間に対して約七十九キロの近道となるに対し、後者の六日町経由直江津案とするときは約九十四キロの長路となりしかも線路のこう配が急で北陸、関東を結ぶ幹線としては不適当であるから、前者の越後湯沢、直江津両駅間の鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県若宮島燈台しよく光増加に関する請願

請願者　長崎県壱岐郡勝本町長　松尾文吉外一名（第四二七号）

右の請願は、長崎県若宮島燈台には、現在約二千しよく光程度で燈台の使命を十分発揮できず、本島漁民はもとより附近航行の船舶が多大の不自由を感じているから、若宮島燈台の重要性を考えて十五万しよく光に増光せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大畑鉄道敷設促進に関する請願

請願者　青森県下北郡大間町長　中嶋徹夫外十三名（第六〇〇号）

右の請願は、大畑、大間間の鉄道は、二十九キロ中桑畑まで十六キロの至難の基礎工事が完成したが、戦争のため十三キロの比較的平易な工事を残して中止となり、以来未完成線として今日まで休眠の状態を続けているが、わが国産業経済の振興、旅客の増加は北海道との最短距離による連絡に最も大きい期待がかけられ、かつ下北郡ことに北通町村のばく大なる海産物、林産物、鉱石の輸送、産業開発、文化の興隆は懸つて本鉄道開通如何にあるから、本鉄道の開通を早急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森港中央ふ頭臨港鉄道整備に関する請願

請願者　青森市議会議長　伊東善五郎（第六〇二号）

右の請願は、青森港においては明年度三千トン接岸々壁が完成の予定であるが、これと表裏をなすべき臨港鉄道が未だ整備されていないことは同岸壁の使用上まことに不利不便極まるものであるから、すみやかに本港中央ふ頭臨港鉄道を整備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大間港国営修築工事促進に関する請願

請願者　青森県下北郡大間町長　中嶋徹夫外十三名（第六〇三号）

右の請願は、現在本州、北海道の連絡は青函連絡航路一線だけで今の両港の輸送能力では貨客の輸送上万全を期することのできぬ実情であるが、本州と北海道の最短距離にある大間、函館間の航路を新設すれば（大間鉄道開通の仮定のもとに）上野、札幌間所要時間を数時間短縮し、船腹、燃料を節約することができるから、大間、函館間の新航路をすみやかに開設するとともに、大間港国営修築実施速成と大間鉄道速成完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
八丈島大越ヶ鼻に燈台等設置の請願
請願者　東京都八丈島大賀郷村長　奥山文一郎外九十四名
（第七〇一号）
右の請願は、昭和二十五年八丈島末吉村石積ヶ鼻に三級大型燈台が設置されてから、同海域航行の各種船舶に多大の利便を与えているが、本島の地勢上西北方大賀郷村大越ヶ鼻に燈台がないため、末吉燈台の効果も充分に発揮できない結果となつているから、近海漁業の発展と南方漁場開発のため同島大越ヶ鼻に燈台および無線方位信号所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
小名浜港修築工事促進に関する請願
請願者　福島県知事　大竹作摩
（第八二三号）
右の請願は、小名浜港は近時東北地方太平洋沿岸の商港および漁港としてその重要性を認められているが、整備未完成のため支障多く、当地区の発展をいちじるしく阻害しているから、本港修築工事の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県下田港の避難港工事促進に関する請願
請願者　静岡県賀茂郡下田町長　河津市次郎（第八二七号）
右の請願は、静岡県下田港は、伊豆七島漁業の根拠地としてばかりでなく、東西航行船舶の避難港として清水港に次ぐ重要な港で、出入船舶の増加は最近とくにいちじるしい状態であるが、接岸岸壁の不足が同港の機能発揮に大きな支障となつているから、昭和二十六年に避難港に指定された同港に避難港としての工事をすみやかに着工するとともにその早期完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
秋田県に測候所設置の請願
請願者　秋田県知事　池田徳治
（第八八七号）
右の請願は、秋田県は、気象災害県として水害はもとより雪害、冷害、かん害、風害等あらゆる災害に非常な犠牲をこうむり、産業の発展を阻害するところ多大であるから、これが防除軽減と本県産業の振興対策のため、県南、県北の二地区に対し測候所をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
小本線鉄道延長工事施行に関する請願
請願者　岩手県下閉伊郡岩泉町　内　八重樫圭助（第八八八号）
右の請願は、多年要望の小本線宇津野駅から浅内間十一キロ余の延長工事が去る九月二日着工されたが、新駅予定の浅口は宇津野駅所在とともに下閉伊郡大川村地内山間部の小部落であつて利用度の寂りようは免かれないが、これより北東七キロの岩泉町に達して初めて同地帯一円の資源開発利用の中心部として本線の意義が大であり、さらに延長して小本村ないし久慈町に至つて始めて三陸沿岸鉄道の形成をなし、終局の目的が達せられるから、これが実現について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する請願
請願者　宮城県議会議長　今野貞亮外八名（第九五三号）
右の請願は、宮城、岩手および青森の三県沿岸縦貫鉄道完遂については、昭和二十三年以来しばしば決議をもつて、これが急速な実施方を要望してきたのであるが、鉄道敷設法により建設予定線に編入されておりながら未だ実現の運びに至らないのは誠に遺憾にたえないから、本鉄道の急速な完成を期するため万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県味野港改修工事施行に関する請願
請願者　岡山県児島市長　中塚元太郎外一名（第一〇二九号）
右の請願は、岡山県味野港は、立地条件に恵まれているため、利用船舶は増加の一途にあり、とくに対岸香川県坂出市、丸亀市、多度津町等の関係は極めて密接となり、近く関西汽船の運行も予定されているから、同港の改修工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鉄道嘱託医の往診用バス復活に関する請願
請願者　福岡県門司市門司鉄道管理局管内鉄道嘱託医会内　百瀬正直（第一〇四八号）
右の請願は、昭和二十四年五月から日本国有鉄道乗車証規程の改正により鉄道嘱託医に対する区間往診用バスが発行停止となつたため、国鉄職員家族は治療面において多大の不便と財政的にも過大な治療費を負わねばならない破目に陥つているから、適正に配置されている国鉄嘱託医を利用できるよう往診用バスを復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願特別報告第三号
水難救済に関する法律制定の請願
第九八五号　東京都芝区田村町一ノ三飛行会館内社団法人日本水難救済会長　徳川家正提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十八年二月十六日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

水難救済に関する法律制定の請願

請願者　東京都芝区田村町一ノ三飛行会館内社団法人日本水難救済会長　徳川家正（第九八五号）

右の請願は、四面を海に囲まれたわが国においては、海洋を顧慮することなくして産業の復興も文化の向上もあり得ないが、海洋への発展には古来から幾多の犠牲を伴うことを常としているから、海難事故を未然に防止するとともに一旦事故発生の際はあらゆる危険を顧ず人命や貨物および船舶を救済するための組織を強化するよう、水難救済に関する法制的措置を確立せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十八年二月十六日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三一三号　大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願

第六〇一号　青森漁港臨港鉄道敷設に関する請願

第七三〇号　遠信鉄道敷設に関する請願

第七三一号、第七五二号、第七七四号　只見線鉄道敷設工事促進に関する請願

第七六二号　野岩羽線鉄道敷設促進に関する請願

第八四〇号　赤穂線鉄道敷設促進に関する請願

第一〇二八号　釧勝線鉄道敷設に関する請願

第一一三四号　越美北線鉄道敷設計画に関する請願

第一一四五号　橋場線鉄道復活等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年二月二十三日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第四号

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願

第三一三号　栃木県庁内東北本線（大宮―仙台間）電化促進期成同盟連合会内　小平重吉提出

青森漁港臨港鉄道敷設に関する請願

第六〇一号　青森市議会議長伊藤善五郎提出

遠信鉄道敷設に関する請願

第七三〇号　静岡県浜松市長岩崎豊外五十七名提出

只見線鉄道敷設工事促進に関する請願

第七三一号　福島県南会津郡只見村役場内　菅家徳三郎外十名提出

第七五二号　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外十八名提出

第七七四号　福島県大沼郡横田村長　菅家善三外十一名提出

野岩羽線鉄道敷設促進に関する請願

第七六二号　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延提出

赤穂線鉄道敷設促進に関する請願

第八四〇号　岡山県知事　三木行治提出

釧勝線鉄道敷設に関する請願

第一〇二八号　北海道白糠郡白糠町長　青木金吾外二名提出

越美北線鉄道敷設計画に関する請願

第一一三四号　京都市下京区油小路御前通下ル玉本町一九七京福電気鉄道株式会社取締役社長　石川芳次郎提出

橋場線鉄道復活等に関する請願

第一一四五号　岩手県岩手郡御明神村長　竹花庄蔵外一名提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年二月二十三日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者　栃木県庁内東北本線（大宮―仙台間）電化促進期成同盟連合会内　小平重吉（第三一三号）

右の請願は、東北本線は、北関東から東北、北海道の広地域にわたりこれを縦貫する重要幹線であるが、地形上急こう配および急カーブが多いため、沿線の持つ経済上社会上の重要性にかかわらずその実質価値を認められることなく閑却され旧態のまま現在に至つているから、信濃川運輸省直営発電所の完成を期に、豊富な資源を産し、その開発を期待されている大宮、仙台間の鉄道電化をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森漁港臨港鉄道敷設に関する請願

請願者　青森市議会議長　伊東善五郎（第六〇一号）

右の請願は、青森漁港は関係当局の努力によつて昭和二十二年度に再着工され、着々進行しているが、同港の背後施設が極めて不備な状況にあり、年間十数万トンにおよぶ漁獲物の取扱に支障をきたし、時間的、労力的、経済的損失が極めて大きく、多年の努力と巨額の費用によつて修築された同漁港もその価値を充分に発揮できない実情であるから、同港に臨港鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遠信鉄道敷設に関する請願

請願者　静岡県浜松市長　岩崎豊外五十七名（第七三〇号）

右の請願は、浜松市を起点とし二俣町を経て飯田線に連けいする遠信鉄道の敷設は、関係地方民多年の念願であつて、本線の架設によつて各種地方産業の飛躍的発展は多言を要するまでもなく、国家経済に及ぼす利益もまたじん大なものがあるから、すみやかに本鉄道の敷設を実現するとともに、飯田線の付替架線は静岡県側に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

只見線鉄道敷設工事促進に関する請願

請願者　福島県南会津郡只見村役場内　菅家徳三郎外十名（第七三一号）

請願者　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外十八名（第七五二号）

請願者　福島県大沼郡横田村長　菅家善三外十一名（第七四号）

右の請願は、只見、小出間、只見、川口間鉄道の重要性については、只見川二百万キロワット電源開発の緊急の要請を第一とし、奥地内八千万石に及ぶ森林資源と古来無尽蔵と称される埋蔵鉱産物の開発を可能ならしめるために絶対不可欠のものであつて、これが全通の暁は国土総合開発只見特定地域の雄こんなる構想を実現するばかりでなく、独立日本の再建はこれを措いて他に求め得ないと確信している。本線中只見、小出間は昭和十二年五月着工したが日華事変のため同年十一月延期せられ、宮下、川口間は本年十月着工、明年しゆん功予定であるが、川口、只見間を連絡しなければ右の目的は達し得ないから、只見線鉄道事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野岩羽線鉄道敷設促進に関する請願

請願者　福島県庁内福島県町村会内　横山宗延（第七六二号）

右の請願は野岩羽鉄道は、山形県米沢市を起点にし喜多方、田島町を経て栃木県今市市に貫通する奥地開発の重要予定線の一つであるが、戦争その他の悪条件に禍されてまだその一部の実現をみたに過ぎず地元産業の発展上はなはだ遺憾に堪えないから、すみやかに本鉄道を敷設貫通し資源の開発、輸送力の増強、文化の向上を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤穂線鉄道敷設促進に関する請願

請願者　岡山県知事　三木行治（第八四〇号）

右の請願は昭和十一年第六十九議会において承認以後一部施行のままにて放任され、その開通を久しく待望された赤穂線が、国会ならびに国鉄当局の明断により昭和二十六年十二月相生、赤穂間が先ず開通、それに引き続き昭和二十七年度、赤穂、日生間の施工が決定し、目下建設工事が着々進行中であるが、本線の優秀性は同区間の山陽本線をしのぐものであり、また経済効果の面でも他の建設予定線に優越するものであつて、これが価値の完全発揮は全線開通をまつて始めて期待し得るものであるから、本線の建設工事を早急に完成するために予算を大幅に確保され東西中三方面より施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

釧勝線鉄道敷設に関する請願

請願者　北海道白糠郡白糠町長　青木金吾外二名（第一〇二八号）

右の請願は釧路十勝地方は、幾多無限の資源を有する北海道の中心地帯であるが、運輸交通の機関に恵まれないため、未開発のまま現在に至つている。しかるに同地方の国有原始林は、蓄材量八千万石といわれ、またいわゆる釧路炭田の石炭埋蔵量は七億二千万トンといわれており、これが開発は現下日本の焦びの急務であるから、北海道白糠町より足寄郡足寄村に至る釧勝線鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

越美北線鉄道敷設計画に関する請願

請願者　京都市下京区油小路御前通下ル玉本町一九七京福電気鉄道株式会社取締役社長　石川芳次郎（第一一三四号）

右の請願は国鉄建設予定線越美北線は、福井市から大野町を経て現在の越美南線に結び、北陸方面と中部日本を短絡し、一方奥越方面の資源開発を目的とするものと称せられているが、この予定線の実情は福井、大野間は比較的平坦地であるが、大野以遠はけわしい山岳地帯であるためばく大な建設費を要し、しかも利用度が少く資源も期待できないばかりか、私鉄との競合となり両者とも赤字を出すのみであるから、本線の計画は慎重に措置せられるとともに万一計画を実施する場合は私鉄に対する補償を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

橋場線鉄道復活等に関する請願

請願者　岩手県岩手郡御明神村長　竹花庄蔵外一名（第一一四五号）

右の請願は橋場線は大正十年開設以来昭和十九年戦争のため撤収されるまで二十四年間沿線町村の産業開発、物資輸送、文化向上等に大きな役割を果してきたのであるが、撤収後の沿線ならびに秋田県側の不便損失ははなはだじん大であるから、すみやかに本線を復活して奥地の林鉱資源の開発を図るとともに、雫石駅と橋場駅の中間青木駅に新駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四七号　東北、北海道両地方に気象官署増設の陳情

第一八三号　港湾等の整備費国庫補助増額等に関する陳情

第二四七号　三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年二月十六日

運輸委員長　小泉　秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第二号

東北、北海道両地方に気象官署増設の陳情

第一四七号　山形県知事　村山道雄外七名提出

港湾等の整備費国庫補助増額等に関する陳情

第一八三号　東京都議会議長　斎藤清亮外七名提出

三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する陳情

第二四七号　宮城県知事　宮城音四郎外八名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年二月十六日
運輸委員長　小泉　秀吉
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

東北、北海道両地方に気象官署増設の陳情

陳情書　山形県知事　村山道雄外七名（第一四七号）

右の陳情は、東北、北海道地方は冷害、雪害、ならびに豪雨こう水を主体とした気象災害によつて、年々ばく大な損失をこうむり、産業、経済、文化等の活動が制約され、他の地方に比しいちじるしい後進性を示している。しかるに気象官署の設置状況は全国の最下位にあり、諸般の対策樹立の上に重大な支障をきたしている現状であるから、すみやかに気象官署を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

港湾等の整備費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　斎藤清亮外七名（第一八三号）

右の陳情は、わが国においては、海洋資源の獲得ならびに海外との交易は国策として最も重要であり、これを解決するには港湾の整備が第一要件であるが、多額の経費を要する港湾整備は現在の地方財政においては到底その実現をきし得ないから、港湾および漁港整備費に対する国庫補助増額ならびに起債わくの拡大を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する陳情

陳情者　宮城県知事　宮城音五郎外八名（第一四七号）

右の陳情は、宮城、岩手および青森の三県沿岸を縦貫する鉄道の敷設は、鉄道敷設法に基く建設予定線に編入されていながら、いまだにその実現を見ないことは、林、鉱、水、農等豊富な資源と天然の風光に富む観光地帯として早くよりその必要を認められている三陸沿岸地方の産業振興経済安定上極めて遺憾であるから、三陸沿岸縦貫鉄道の急速完成について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三〇三号　大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十八年二月二十三日
運輸委員長　小泉　秀吉
参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第三号

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第三〇三号　栃木県知事　小平重吉提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十八年二月二十三日
運輸委員長　小泉　秀吉
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する陳情

陳情者　栃木県知事　小平重吉（第三〇三号）

右の陳情は、東北本線は、北関東から東北、北海道の広地域にわたりこれを縦貫する重要幹線であるが、地形上急こう配および急カーブが多いため、沿線の持つ経済上社会上の重要性にかかわらずその実質価値を認められることなく閑却され旧態のまま現在に至つているから、信濃川運輸省直営発電所の完成を期に、豊富な資源を産し、その開発を期待されている大宮、仙台間の鉄道電化をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十八年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十八号参照〕

審査報告書

酒税法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年二月二十六日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　野溝　勝
松永　義雄　杉山　昌作
小林　政夫　西川甚五郎
小宮山常吉　黒田　英雄
菊川　孝夫　大矢半次郎
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、酒税の負担の実情にかんがみ、酒税の税率を引き下げるとともに、基本税及び加算税の区分を廃止し、酒税を滞納した場合においては利子税をあわせて徴収することとし、又酒税の保全を図るため証紙制度を採用する外、製造免許、監督等に関する規定を整備する等酒税法の全文を改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

酒税法の規定を整備し、最近の酒税負担の実態に即応せしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年二月二十六日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　野溝　勝
松永　義雄　小林　政夫
杉山　昌作　西川甚五郎
小宮山常吉　黒田　英雄
菊川　孝夫　大矢半次郎
伊藤　保平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、酒税法の全文改正に伴い、酒類製造業者等が酒類業組合等を設立することを認めて、これが自主的に酒類の適切な需給調整等を行うことができることとするとともに、政府が酒類製造業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

酒税の保全と酒類の取引の安定に資する利益がある。

三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しない。

（第三十号参照）

審査報告書
　国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案
　右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
　昭和二十八年三月三日
　　大蔵委員長　中川　以良
　参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
　黒田　英雄　　森　八三一
　小宮山常吉　　小林　政夫
　菊川　孝夫　　大矢半次郎
　伊藤　保平　　堀木　鎌三
　松永　義雄　　木内　四郎
　杉山　昌作

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、樹木の現金化に長期間を要する実情にかんがみ、国有林野のいわゆる立木売払代金の延納特約期間を一年に延長しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　国有林野の立木の売払を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案
　右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
　昭和二十八年三月三日
　　大蔵委員長　中川　以良
　参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
　堀木　鎌三　　松永　義雄
　伊藤　保平　　大矢半次郎
　黒田　英雄　　森　八三一
　小宮山常吉　　小林　政夫
　杉山　昌作　　菊川　孝夫
　平沼彌太郎

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、現行法の下において、未だ有効化されていない旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券及び利札の一部について善意の取得者によつて所有されているものを有効化する等の措置を講じようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。
二、事件の利害得失
　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券及び利札の善意の取得者の権利を保護し得る利益がある。
三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
　保険業法の一部を改正する法律案
　右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
　昭和二十八年三月二日
　　大蔵委員長　中川　以良
　参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
　稲垣平太郎　　野溝　勝
　黒田　英雄　　堀木　鎌三
　小林　政夫　　杉山　昌作
　大矢半次郎　　平沼彌太郎
　松永　義雄　　西川甚五郎

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法律案は、航空保険事業について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用を除外するとともに、所要の規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　航空保険事業について、海上保険事業と同様料率協定、再保険プール協定等の共同行為をすることができる等の利益がある。
三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しない。

（第三十一号参照）

審査報告書
　医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案
　右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
　昭和二十八年三月四日
　　厚生委員長　藤森　眞治
　参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
　藤原　道子　　大谷　瑩潤
　常岡　一郎　　谷口弥三郎
　草葉　隆圓　　中山　壽彦
　堂森　芳夫

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法律案は、旧専門学校令による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者に対して、医師国家試験予備試験の受験資格を認めようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
　本法律の施行によつて旧医学専門学校四学年の課程を終了した者を救済し得る利益がある。
三、費用
　本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書
　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
　右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
　昭和二十八年三月三日
　　法務委員長　中山　福藏
　参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
　伊藤　修　　齋　武雄
　加藤　武徳　　長谷山行毅
　郡　祐一　　鬼丸　義齊
　岡部　常

要領書
一、委員会の決定の理由
　本改正案は簡易裁判所の管轄区域、所在地、名称等を変更するものであるが、いづれも行政区画又は土地の状況の変更に伴うものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　この措置により、簡易裁判所の管轄区域、所在、名称等が行政区画や土地の状況に適合する。
三、費用
　本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書
　輸出品取締法の一部を改正する法律案
　右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
　昭和二十八年三月三日
　　通商産業委員長　結城　安次
　参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
　小瀧　彬　　山本　米治
　佐多　忠隆　　加藤　正人
　西田　隆男　　境野　清雄
　石川　清一　　左藤　義詮
　黒川　武雄　　島　清
　栗山　良夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正法案は、最近のわが輸出品に対する海外の批判に鑑み、品質等を向上せしめる必要があるので、それがため(一)、最低の標準を定め得る輸出品の範囲を拡充し、(二)、被登録者の登録基準を改め、(三)、被登録者に対する監督を強化する等の措置を規定せんとするもので、妥当な方策と認められる。

二、事件の利害得失
競争激化を予想せられる国際市場において、粗悪品等の輸出を防止することにより、輸出貿易の振興に寄与する利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

〔第三十二号参照〕

審査報告書

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月五日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

谷口弥三郎　常岡　一郎
藤原　道子　大谷　瑩潤
一松　定吉　草葉　隆圓
小杉　繁安

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、消費生活協同組合の協同施設等の設置を容易ならしめ、組合事業の健全な発達を助長するため、組合に対して資金を貸し付ける都道府県に対し、貸付資金を貸し付けようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失
本法の施行によつて、組合事業の健全な発展を図り得る利益がある。

三、費用
本法施行のため昭和二十八年度予算に貸付金二千五百万円を計上している。

審査報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月五日

厚生委員長　藤森　眞治

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

常岡　一郎　藤原　道子
大谷　瑩潤　谷口弥三郎
草葉　隆圓　小杉　繁安
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、児童措置費の負担能力に関する認定機関を調整する等のため改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失
児童措置費の認定機関を調整して、徴収事務上の煩雑を少くし得し得る利益がある。

三、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月六日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　伊藤　保平
堀木　鎌三　大矢半次郎
菊川　孝夫　小林　政夫
小宮山常吉　西川甚五郎
松永　義雄　森　八三一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、公有林野官行造林法の規定により行う事業並びに受託治山事業を国有林野事業とするとともに、受託治山事業に従事する職員の給与等の経費について、一般会計から国有林野事業特別会計に繰入金をし得る規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
国有林野事業の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算に、一般会計から国有林野事業特別会計への繰入金として一億八百五十八万六千円が計上されている。

審査報告書

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月六日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　堀木　鎌三
伊藤　保平　黒田　英雄
菊川　孝夫　小林　政夫
小宮山常吉　西川甚五郎
松永　義雄　森　八三一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、開拓者資金融通法による農地開拓者に対する貸付金の財源に充てるため、昭和二十八年度において一般会計から開拓者資金融通特別会計に繰入金をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
農地開拓者に対する資金の貸付を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが昭和二十八年度において、一般会計から開拓者資金融通特別会計へ十七億二千五百四十五万三千円を繰り入れることとなる。

審査報告書

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月六日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森　八三一　西川甚五郎
小宮山常吉　菊川　孝夫
黒田　英雄　伊藤　保平
堀木　鎌三　大矢半次郎
松永　義雄　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、漁船損害補償法第三条第二項の規定による特殊保険の再保険に係る事故が、昭和二十七年度に異常に発生したのに伴い、漁船再保険特別会計に生じた損失を補てんするため、昭和二十八年度において一般会計から繰入金をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
漁船再保険特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算に、一般会計から漁船再保険特別会計の特殊保険勘定への繰入金として五千万円が計上されている。

審査報告書
解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年三月六日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
大矢半次郎　堀木　鎌三
伊藤　保平　黒田　英雄
森　八三一　西川甚五郎
小宮山常吉　小林　政夫
松永　義雄　菊川　孝夫

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、旧解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第三条の規定により、国庫に帰属した財産の管理及び処分の状況にかんがみ、その財産に関する収入金の経理を一般会計において行うこととし、解散団体財産収入金特別会計を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　解散団体財産収入金の経理を進捗せしめる利益がある。
三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しない。
〔第三十三号参照〕

審査報告書
麻薬取締法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年三月十日
厚生委員長　藤森　眞治
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
藤原　道子　谷口弥三郎
大谷　瑩潤　長島　銀藏
一松　定吉　中山　壽彦
常岡　一郎

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は麻薬取締実施の経験にかんがみ、麻薬取扱者の免許の種類を調整し、その取締に関する事務の一部を都道府県知事に委任し、麻薬取扱者の帳簿等の記載義務を軽減するため、従来の法律を廃止してあらたに麻薬取締法を制定しようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
　現下の実情に即した麻薬の取扱及び取締を実施し得る利益がある。
三、費用
　本法施行のため昭和二十八年度予算において八千七百六十余万円を計上している。

審査報告書
大麻取締法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年三月十日
厚生委員長　藤森　眞治
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
藤原　道子　谷口弥三郎
大谷　瑩潤　長島　銀藏
一松　定吉　中山　壽彦
常岡　一郎

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、大麻に関する取締を緩和し、及びその取締に関する事務を都道府県知事に委任しようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
　本改正によつて最近の事情に即した取締をなし得る利益がある。
三、費用
　本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書
生活保護法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年三月九日
厚生委員長　藤森　眞治
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
谷口弥三郎　常岡　一郎
大谷　瑩潤　小杉　繁安
長島　銀藏　堂森　芳夫
草葉　隆圓

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、福祉事務所における生活保護法施行事務の処理の能率化を図るため、特定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金等に委託することができるようにしようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
　生活保護法実施事務の能率化を図り、生活保護実施の適正を期することができる利益がある。
三、費用
　本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年三月九日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
木内　四郎　黒田　英雄
伊藤　保平　西川甚五郎
大矢半次郎　松永　義雄
小宮山常吉　杉山　昌作
小林　政夫

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、新たに発売する製造たばこ「富士」の最高価格を定めるとともに、「ピース」等の最高価格を現行定価に順応して改定する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　専売収入の確保に資する等の利益がある。
三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しないが、新たに「富士」を発売することによつて、昭和二十八年度において十六億余円のたばこ売払代金の収入が予定されている。

審査報告書
アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十八年三月九日
大蔵委員長　中川　以良
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
大矢半次郎　西川甚五郎
伊藤　保平　黒田　英雄
木内　四郎　堀木　鎌三
小宮山常吉　小林　政夫
杉山　昌作　松永　義雄
木村禧八郎

一、要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、従来アルコール専売事業特別会計の負担で行つていた発酵研究を、昭和二十八年度から一般会計で行うこととなつたのに伴い、その研究用財産を無償で一般会計に所属替をするため所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

発酵研究の充実に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度一般会計予算に、発酵研究所に必要な経費として、二千百五十二万一千円が計上されている。

審査報告書

製塩施設法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月九日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小宮山常吉　松永　義雄
杉山　昌作　木内　四郎
黒田　英雄　伊藤　保平
西川甚五郎　大矢半次郎
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、塩田等の災害復旧事業費のうち、災害にかかつた塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる部分の補助を、原形復旧に要する都分の補助と同率にし、また、その年に発生した災害の激甚な地方における塩田等の災害復旧事業の事業費のうち一定の限度をこえる部分についての補助率を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

製塩施設の維持安定に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

航空業務に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十二日

外務委員長　德川　頼貞

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大山　郁夫　大隈　信幸
曾祢　益　平林　太一
伊達源一郎　杉原　荒太
高良　とみ

要領書

一、委員会の決定の理由

連合王国は、日本国との平和条約第十三条(b)に基き、わが国との民間航空運送協定が締結されるまで、平和条約発効後四年間、わが国において航空業務を運営する一方的な特権を有しているが、この協定を締結することによつてわが国は連合王国と対等の条件で日英間の国際航空に従事し得ることになるので、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

平和条約に定められた航空業務の片務的状態が解消され、わが国の航空企業もまた、英国航空企業と同等の条件で連合王国に乗り入れることができ、わが国航空事業の発展に資することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

飼料の品質改善に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯島連次郎　東　隆
三橋八次郎　岡村文四郎
小林　亦治　石原幹市郎
滝井治三郎　宮本　邦彦
池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は飼料の品質の改善向上を図るため(一)飼料の製造業者及び輸入業者の届出義務(二)飼料の製造業者及び輸入業者の希望による登録(三)登録を受けた飼料に対する保証票の添付(四)異物混入及び虚偽の宣伝等の禁止(五)飼料の取締上必要があるときの立入検査等について規定せんとするものであつて妥当の措置と認められる。

二、事件の利害得失

飼料の品質の改善に資しもつて飼料の公正な取引の確保並びに養畜養禽の合理化に寄与する。

三、費用

本法律案成立後において必要な経費予算を要求することになつている。

審査報告書

主要農作物種子法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯島連次郎　東　隆
岡村文四郎　小林　亦治
石原幹市郎　滝井治三郎
宮本　邦彦　三橋八次郎
池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現行法に対して(一)対象農作物として新たに大豆を追加する(二)指定種子生産ほ場において生産される主要農作物の種子はほ場審査の外に生産物審査をも受けなければならないこととする(三)都道府県は指定種子生産ほ場の用に供するため原種及び原々種の生産を行わなければならないこととする(四)都道府県は優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならないこととする(五)右実施に必要な経費に対し国庫から補助金を交付する等の改正を行わんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失

主要農作物の優良な種子の生産普及に資し、農業生産の拡大に寄与する。

三、費用

本法施行のため、既往の分を含めて約二億八千万円を必要とし、昭和二十八年度予算に計上要求せられている。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十二日

農林委員長　山崎　恒

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯島連次郎　東　隆
三橋八次郎　岡村文四郎
小林　亦治　石原幹市郎
滝井治三郎　宮本　邦彦
池田宇右衞門

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、現行法に対して、公庫の資本金に関して昭和二十八年度において一般会計から百億円を追加出資するための規定及び公庫の役職員の退職手当の支給の基準の設定に関する規定を設け並びに農林漁業金融公庫の設置に伴つて農山漁村電気導入促進法に、又農山漁村電気導入促進法の制定に伴つて公庫の資金の貸付条件に一部改正を加えんとするものであつて妥当の措置と認める。

二、事件の利害得失
農林漁業金融公庫の円滑な運営に資し、農林漁業資金の疎通に寄与する。

三、費用
農林漁業金融公庫に対する追加出資の分として昭和二十八年度予算に百億円が計上要求されている。

審査報告書

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十二日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　堀木　鎌三
杉山　昌作　小林　政夫
伊藤　保平　松永　義雄
黒田　英雄　岡崎　眞一
大矢半次郎　木村禧八郎
野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律中、社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
規定を整備する利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

金管理法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十二日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松永　義雄　菊川　孝夫
森　八三一　杉山　昌作
小林　政夫　伊藤　保平
黒田　英雄　小宮山常吉
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における金の生産及び金に対する実需の状況に即応して、政府が買上げる一定量の新産金以外の金は、自由に取引することができることとしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
金鉱業の育成に資するとともに金に対する実需に応じ得る等の利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十一日

大蔵委員長　中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　小林　政夫
西川甚五郎　伊藤　保平
黒田　英雄　平沼彌太郎
堀木　鎌三　木村禧八郎
杉山　昌作　小宮山常吉
大野　幸一　菊川　孝夫
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における取引の実情に即応して、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い、現金支払の場合における端数計算の基準を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
取引の円滑化に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため必要な経費として、昭和二十八年度一般会計予算に一千九十二万円が計上されている。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十一日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

成瀬　幡治　中川　幸平
上原　正吉　上條　愛一
村尾　重雄　村上　義一
河井　彌八　松原　一彦

要領書

一、委員会の決定の理由
少年院法の規定による代用特別少年院の廃止に伴つて、少年院を新設するとともに、少年刑務所を少年院に転用し、又分院を本院に昇格させる等適宜改正を加えることは適当の措置と認めた。

二、事件の利害得失
この措置により、家庭裁判所から保護処分として送致された者に矯正教育を授ける収容施設を強化することができる。

三、費用
本法施行のため昭和二十八年度予算中、九千二百万円が計上されている。

審査報告書

統計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十一日

内閣委員長　竹下　豐次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

村尾　重雄　上條　愛一
村上　義一　河井　彌八
上原　正吉　中川　幸平
成瀬　幡治　松原　一彦

要領書

一、委員会の決定の理由
昨年八月に行われた行政機構の改革によつて、統計委員会は廃庁されて、行政管理庁に設けられた統計基準部がその事務を継承しており、従つて統計法は行政管理庁の所掌の法律となつているが、同法中に一箇所だけ残つている「統計委員会」の字句を「行政管理庁長官」と改める等その他所要の改正を行う必要がある。

二、事件の利害得失
統計法について規定を整備することができる。

三、費用
本法の施行により別に費用を要しない。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十三日

電気通信委員長　溝淵　春次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山田　節男　池田七郎兵衛

尾崎　行輝　森崎　隆

新谷寅三郎　鈴木　恭一

水橋　藤作

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条の規定に基いて昭和二十八年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めんとするものであるが、その内容は同協会の行うラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業に必要なものであつて、いずれも妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

この承認をなすことによつて、日本放送協会の事業を円滑に遂行し得る利益がある。

第十二回国会参議院において採択せられた請願の処理経過（昭和二十七年十二月一日調）

第十二回国会において、参議院で採択せられ、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれその請願の関係庁に送付し、関係庁よりその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は目下調査中である。

右処理ずみのものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

第十二回国会　内閣受理件数　処理案決定件数

九百九十九件　八百六十三件

第十二回国会参議院において採択せられた請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
元傷い軍人の恩給増額に関する請願（二件）（第一二七、二五三号）	総理府	講和条約の効力発生に伴い、直ちに、請願の趣旨のごとき新処置を講ずることは、国家財政その他の事情にかんがみ、困難である。
地方債に対する制限緩和等の請願（第一〇号）	同	現在の地方債の機能から、必ずしも償還能力のみを考えて規制することは困難であり、将来において請願の趣旨の点を考慮したい。なお、昭和二十六年度国庫予算の補正に当つて地方財政平衡交付金を百億円増額したが、国庫財政の現状から、経費の節約、不急事業の取止等地方自治体の善処を期待している。
災害復旧工事費起債等の措置に関する請願（第四一号）	同	昭和二十六年発生災害復旧費の公共事業については相当の起債が許可される見込であり、なお、二十六年度地方債の発行枠も当初の計画より増加した。
小樽市の起債わく等増額に関する請願（第一二二号）	同	一、公共事業起債は、小樽市についてのみ特別の措置をとることは不可能である。 二、地方財政平衡交付金の増額については、昭和二十六年度国庫予算補正に当つて百億円増額したが、今後基準財政需要額算定について出来る限り実態に則した方法を研究していきたい。
失業対策事業費起債増額に関する請願（第二六四号） 六・三制教育整備費起債に関する請願（第四二八号）	同	失業対策費起債を特に増額してある。 六・三制整備事業費起債は一〇〇％これを確保することにしてある。
道路事業費起債許可に関する請願（第四八三号）	同	各団体に配分された枠内において優先的に充当されることは差支えない。なお、一般単独事業においても、団体の希望により道路事業に対しては比較的に優先して起債を許可している。
消防施設費起債に関する請願（第五一〇号）	同	起債要望額が極めて多額の上、地方債の発行限度額があるので要望通り許可することは不可能であるが、消防強化のため更に努力したい。
都市の清掃事業施設費の財源措置に関する請願（第六四一号）	同	一、清掃事業費の起債のうち下水道事業については、極力希望にそいうるよう努力したい。 二、地方財政平衡交付金中には基準財政需要額中衛生費の単位費用として算入している額が、特別な測定単位の設定については、今後とも検討したい。
ルース台風による災害復旧費地方負担額全額起債認可の請願（第八三二号）	同	鹿児島県に対して六六〇百万円融資されることになつており、なお、災害公共事業費の市町村負担については、昭和二十七年度地方債発行枠としてにらみ合せ措置したい。
地方財政法中一部改正に関する請願（第一一四五号）	同	地方債の発行は公営企業及び投資的事業の財源として発行することを原則とするものであり、第三十三条は制度の改正に伴う特別の措置であるから、請願趣旨の如き改正は直ちに認め難いが、将来研究したい。
中学校建築費起債許可に関する請願（第一二六四号）	同	一定の基準以上の起債は困難である。
自動車税引上げ反対に関する請願（二件）（第一一六一、一一六二号）	同	慎重に検討中である。
京都市の都市計画用地買収費起債等に関する請願（第四五九号）	同	疎開跡地整備事業費起債が一〇、〇〇〇千円許可せられることになつており、なお、昭和二十六年度には一二、〇〇〇千円が補助せられておるが、将来国家財政の許す限り極力努力したいと考える。
狩猟者税を目的税とするの請願（第一六九号）	同	狩猟者税を国税の目的税とすること及び税額の引下げは困難であるが、なお、研究した趣旨については、充分考慮を払う考えである。
地方自治権尊重に関する請願（第一二号） 電気事業に係る公納金保証年限延長等の請願（第五七九号）	同 同	公納金保証年限の延長又は増額は、今後充分検討したい。

進駐軍射撃用地接収に対する損害補償の請願（第一二八〇号）	同	一、接収地域内の補償については、山林の立木は接収中でも中間的に補償するよう考究中である。その他土地の地形変更については接収解除後補償することとなつている。 二、接収地域外の補償については当該地方公共団体の責任において措置されるべきものと考える。
傷い、恩給改正に関する請願（第六〇八号）	同	講和条約の効力発生に伴い、直ちに実現することは困難であるので、効力発生後あらたに軍人軍属の恩給に関する重要事項を審議するため審議会が設けられるから、この審議会の結論に基いて、昭和二十八年四月以後適正の額を給する措置をするのが適当と考える。
町村議会事務局設置に関する請願（第八〇九号）	同	地方公共団体の機構簡素化の上から、国会の修正に賛成である。
旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願（第六三一号）	同	今直ちに撤廃することは困難であるが、今後において合理化を図りたい。
地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願（第七七〇号）	同	一、電気ガス税は、電気又はガスの使用者に対して一率に課税すべきもので、現状においては非課税の範囲を現行程度に止めることはやむを得ないものである。 二、ガスについても、公共事業令の適用を受けるガス事業者の製造するガスのみに限定することは、適当でない。
元傷い、軍人及び軍属の恩給制度改正に関する請願（二件）（第四〇一、九〇一号）	同	講和条約の効力発生に伴い、直ちに復活することは困難であるが、審議会を設け、これによつて昭和二十八年度以降において措置したいと考える。
宮崎県大淀川第一第二両発電所復元に関する請願（第四八八号）	同	旧自家用電気設備の返還については、新会社と前所有者との間の話合いによつて解決をはかるようにしたい。但し、当事者の希望があり、その必要を認めた場合は、公益事業委員会をしてあつせんの労をとらしめたい。
電源開発促進に関する請願（第四五号）	同	本件については、一日も早く有効適切な具体的方策を樹立してその急速な促進を図るため、目下鋭意慎重に検討を進めている。
積算電力計に関する請願（第六一七号）	同	一、積算電力計取付は電力会社の自己資金で実施することになつているので見返資金に依存することは困難である。 二、積算電力計の取付については、取付促進に努力している。
新潟県須原発電所電力増強工事施行に関する請願（第七五三号）	同	東北電力株式会社において検討中のものであり、資金の確保次第早急に改造にかかる予定である。
美容業者に対する電力制限許可制の請願（第一一七六号）	同	電力のきう迫せる需給状況から美容業者等の営業用電気使用者といえども使用制限はやむを得ないものと考える。
東北地方の電力危機打開に関する請願（第八五二号）	同	電力融通については現在電気事業者間において自主的に順調に行われ、かつ、非常の際は緊急融通措置の実施も考えているので地域的不均等も極度には現われる惧はないと考える。 なお、今後の電力危機打開の積極的対策としては、電源開発の急速な促進を努力している。 我が国の発電施設の構成から電気炉電解については豊水期と渇水期における受電電力の容量に差等を附してあり、差等のあるものに対し、渇水期においては豊水期の実績をその比率によつて削減することは、その他の需用との均衡上やむを得ないものと考えるが、特に止むを得ないものに限り、豊渇水期の受電電力量の差の四分の一に相当する電力量は調整することとしてある。 本地区は建設費が割高となるので更に検討中である。
渇水期の電力使用制限に関する請願（第一一六四号）	同	一、電源開発の急速な促進については、その実現にあらゆる努力を払つており、特に、開発資金の確保については、有効適切な具体的方策を樹立し、その強力な推進を図りたいと考えている。 二、離島、未点燈部落の電化については、電力会社の電化工事の推進の対策をとつてきたが、財政上、経済上相当困難な事態であるので、根本的な対策の実現をみていないが、今後とも補助金の交付、資金運用部の地方債の引受枠の拡大等を通じて、実現を期したいと考えている。
関川水系笹ヶ峰ダム建設に関する請願（第一一六五号）	同	
電源開発促進および離島、へき地の電化助成に関する請願（第一一〇五号）	同	
電力危機打開対策等に関する請願（第七一六号）	同	電力危機に対しては、火力発電用石炭の確保、外国炭及び代燃重油の輸入促進等必要な措置を講じたが、根本的な解決をするため電源開発の急速な促進のためにあらゆる努力を払つている。なお、地域差調整の制度の存廃については慎重に検討したい。又発電県に対する電力の増配は現状においては困難である。
電力危機打開に関する請願（八件）（第一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八九、一〇九〇号）	同	一、電源開発については、目下国家資金の投入について具体的方策を検討中である。 二、電力危機に対しては、火力発電用石炭の確保、外国炭及び代燃重油の輸入促進等あらゆる措置を講じたが、電力不足の根本的な解決をするための電源開発を強力に推進したい。 三、公益事業委員会の委員は、公益事業令の定めるところに従つて、公正な判断力と広い知識と経験とを有する者のうちから内閣総理大臣が両議院の同意を受けて任命したものである。 四、電力需給の調整は各電力会社の自主的な電力融通により各地域間の不均衡を招来しないよう努めている。 五、電気事業再編成の完了後、新電力会社においては、サービス改善に、種々努力を続けているが、今後とも所要の督励をしたい。
電力危機打開に関する請願（第二一七〇号）	同	一、電力の融通については、既に公益事業令に必要な規定が設けられている。 二、地域差については公益事業令において地

電力危機打開に関する請願（第七五二号）	総理府	域差調整の制度を設けているが、これの存廃については、慎重検討したい。 三、三面川電力の県内確保は、現行制度においては困難である。 四、只見川電源の開発については、目下米国海外技術顧問団の技師を招へいし、詳細調査中であるので、具体的結論を得次第、これを参酌して早期実現の期待にそうべく努力したい。 五、笹ヶ峰ダムは建設費が割高となるので、なお、検討を加えている。
長崎県南田平、田平両村の地域給に関する請願（第四号）	同	一、各地間の電力融通は、各電力会社をして融通契約に基き自主的に実施せしめているが、地域間において多少の差等はやむを得ないと考える。 二、電力危機に対しては、発電用石炭の確保、外国炭及び代燃重油の輸入促進等あらゆる必要な措置を講じた。 三、石炭確保資金については、電力会社と市中銀行との自主的な折衝に委ねたが、資金の裏づけに努力した。
埼玉県の地域給に関する請願（第五〇号）	同	昭和二十七年四月より請願の趣旨のとおり地域給の支給割合を実施している。
大分県竹田町の地域給に関する請願（二件）（第五一、一九七号）	同	右に同じ。
北海道千歳町の地域給に関する請願（第五二号）	同	右に同じ。
広島県三原市の地域給に関する請願（二件）（第六一、三八六号）	同	右に同じ。
石川県飯田町の地域給に関する請願（第九一号）	同	右に同じ。
石川県松任町の地域給に関する請願（第九二号）	同	右に同じ。
石川県羽咋町の地域給に関する請願（第九三号）	同	右に同じ。
岡山県寄島町の地域給に関する請願（第一二一号）	同	右に同じ。
三重県上野市の地域給に関する請願（第一八九号）	同	右に同じ。
広島県瀬野村下瀬野の地域給に関する請願（第一九三号）	同	右に同じ。
大分県三重町の地域給に関する請願（第一九六号）	同	右に同じ。
茨城県太田町の地域給に関する請願（第二〇〇号）	同	右に同じ。
岡山県茶屋町の地域給に関する請願（第二〇一号）	同	右に同じ。
岡山県妹尾町の地域給に関する請願（第二〇二号）	同	右に同じ。
北海道静内町の地域給に関する請願（第二〇五号）	同	右に同じ。
千葉県鴨川町の地域給に関する請願（第二九四号）	同	右に同じ。
千葉県成東町の地域給に関する請願（第二九五号）	同	右に同じ。
千葉県大多喜町の地域給に関する請願（第二九六号）	同	右に同じ。
埼玉県の地域給に関する請願（第三〇一号）	同	右に同じ。
埼玉県川越市の地域給に関する請願（第三〇二号）	同	右に同じ。
愛知県の地域給に関する請願（第三一一号）	同	右に同じ。
徳島県鳴門市の地域給に関する請願（第三一四号）	同	右に同じ。
大分県森町の地域給に関する請願（第三一五号）	同	右に同じ。
北海道深川町の地域給に関する請願（第三一七号）	同	右に同じ。
広島県松永町の地域給に関する請願（第三一四号）	同	右に同じ。
三重県木本町の地域給に関する請願（第三一五号）	同	右に同じ。
愛知県形原町の地域給に関する請願（第三一八号）	同	右に同じ。
岡山県井原町の地域給に関する請願（第三三三号）	同	右に同じ。
香川県多津町の地域給に関する請願（第三三六号）	同	右に同じ。
大分県三重町の地域給に関する請願（第三四四号）	同	右に同じ。
鹿児島県の地域給に関する請願（第三七七号）	同	右に同じ。
鹿児島県垂水町の地域給に関する請願（第三七八号）	同	右に同じ。
大阪府茨木市の地域給に関する請願（第三七九号）	同	右に同じ。
岡山県津山市の地域給に関する請願（第三八七号）	同	右に同じ。
岡山県藤戸町の地域給に関する請願（第三八八号）	同	右に同じ。
千葉県の地域給に関する請願（第四〇二号）	同	右に同じ。

和歌山県湯浅町の地域給に関する請願（第四〇六号）	同	右に同じ。
愛知県西浦町の地域給に関する請願（第四一一号）	同	右に同じ。
愛知県新城町の地域給に関する請願（第四一二号）	同	右に同じ。
徳島県川島町の地域給に関する請願（第四一三号）	同	右に同じ。
愛媛県今治市の地域給に関する請願（第四一四号）	同	右に同じ。
愛媛県宇和町の地域給に関する請願（第四一五号）	同	右に同じ。
徳島県小松島市の地域給に関する請願（第四五〇号）	同	右に同じ。
岐阜県萩原町の地域給に関する請願（第四五三号）	同	右に同じ。
和歌山県田辺市の地域給に関する請願（第四五五号）	同	右に同じ。
富山県高岡市の地域給に関する請願（第四九四号）	同	右に同じ。
石川県津幡地区の地域給に関する請願（第四九七号）	同	右に同じ。
岐阜県萩原町の地域給に関する請願（第五〇〇号）	同	右に同じ。
青森県大湊町の地域給に関する請願（第五〇一号）	同	右に同じ。
秋田県大館市の地域給に関する請願（第五〇六号）	同	右に同じ。
愛知県豊橋市の地域給に関する請願（第五一三号）	同	右に同じ。
和歌山県新宮市の地域給に関する請願（第五四四号）	同	右に同じ。
和歌山県御坊町の地域給に関する請願（第五四五号）	同	右に同じ。
秋田県横手市の地域給に関する請願（第六二一号）	同	右に同じ。
石川県飯田地区の地域給に関する請願（第六二三号）	同	右に同じ。
新潟県加茂町の地域給に関する請願（第六四三号）	同	右に同じ。
山口県安下庄町の地域給に関する請願（第六七九号）	同	右に同じ。
奈良県伏見町の地域給に関する請願（第六八〇号）	同	右に同じ。
三重県木本町の地域給に関する請願（第六八八号）	同	右に同じ。
千葉県八日市場町の地域給に関する請願（第七〇九号）	同	右に同じ。

兵庫県川西町の地域給に関する請願（第七五七号）	同	右に同じ。
和歌山市の地域給に関する請願（第八五七号）	同	右に同じ。
和歌山県海南市の地域給に関する請願（第八五八号）	同	右に同じ。
愛知県西浦町の地域給に関する請願（第八六一号）	同	右に同じ。
滋賀県今津町の地域給に関する請願（第八六三号）	同	右に同じ。
三重県宇治山田市の地域給に関する請願（第九一〇号）	同	右に同じ。
千葉市の地域給に関する請願（第九六七号）	同	右に同じ。
岡山県早島町の地域給に関する請願（第一〇五二号）	同	右に同じ。
岐阜県岩村町の地域給に関する請願（第一一二三号）	同	右に同じ。
京都府大山崎村の地域給に関する請願（第一一四四号）	同	右に同じ。
静岡県金谷町の地域給に関する請願（第一一九四号）	同	右に同じ。
徳島市の地域給に関する請願（第一号）	同	昭和二十七年四月より地域給の支給割合の改訂を実施したが、請願の趣旨をそのまま実現することは出来なかつた。なお、地域給の適正化については、今後とも一層の努力をしたい。
島根県津和野町の地域給に関する請願（第二号）	同	右に同じ。
千葉県酒々井町の地域給に関する請願（第五六号）	同	右に同じ。
香川県詫間町の地域給に関する請願（第六〇号）	同	右に同じ。
岡山県福渡町、鴨田村の地域給に関する請願（第六二号）	同	右に同じ。
山口県下松市の地域給に関する請願（第八五号）	同	右に同じ。
大阪府富田林市の地域給に関する請願（第八六号）	同	右に同じ。
宮崎県妻町の地域給に関する請願（第九〇号）	同	右に同じ。
佐賀県大町、北方両町の地域給に関する請願（第一〇三号）	同	右に同じ。
岡山県勝間町の地域給に関する請願（第一〇四号）	同	右に同じ。
岡山県林野町の地域給に関する請願（第一〇五号）	同	右に同じ。

岡山県牛窓町の地域給に関する請願（二件）（第一二〇、三八九号）	総理府	昭和二十七年四月より地域給の支給割合の改訂を実施したが、請願の趣旨をそのまま実現することは出来なかつた。なお、地域給の適正化については、今後とも一層の努力をしたい。	
東京都立川市の地域給に関する請願（第一八七号）	同	右に同じ。	
京都市綾部市の地域給に関する請願（第一九〇号）	同	右に同じ。	
宮崎県門川町の地域給に関する請願（第一九八号）	同	右に同じ。	
北海道江別町の地域給に関する請願（第二〇三号）	同	右に同じ。	
北海道安平村の地域給に関する請願（第二〇七号）	同	右に同じ。	
北海道手稲村の地域給に関する請願（第二〇八号）	同	右に同じ。	
千葉県野田市の地域給に関する請願（第二一九三号）	同	右に同じ。	
茨城県日立市の地域給に関する請願（第二〇〇号）	同	右に同じ。	
奈良県の地域給に関する請願（第二〇四号）	同	右に同じ。	
山口県の地域給に関する請願（第二〇五号）	同	右に同じ。	
和歌山県の地域給に関する請願（第二〇六号）	同	右に同じ。	
滋賀県の地域給に関する請願（第二〇八号）	同	右に同じ。	
福井県の地域給に関する請願（第二〇九号）	同	右に同じ。	
三重県の地域給に関する請願（第二一一号）	同	右に同じ。	
徳島県の地域給に関する請願（第二一三号）	同	右に同じ。	
広島県土生町の地域給に関する請願（第二一一号）	同	右に同じ。	
石川県の地域給に関する請願（第二一九号）	同	右に同じ。	
岐阜県の地域給に関する請願（第二二〇号）	同	右に同じ。	
香川県津田町の地域給に関する請願（第二二七号）	同	右に同じ。	
高知県佐川町の地域給に関する請願（第二二八号）	同	右に同じ。	
愛媛県の地域給に関する請願（第二二九号）	同	右に同じ。	
愛媛県大洲町の地域給に関する請願（第二四〇号）	同	右に同じ。	
福岡県の地域給に関する請願（第二四二号）	同	右に同じ。	
和歌山県の地域給に関する請願（第二八一号）	同	右に同じ。	
京都府の地域給に関する請願（第二八二号）	同	右に同じ。	
佐賀県の地域給に関する請願（第二八五号）	同	右に同じ。	
千葉県佐倉地区の地域給に関する請願（第四〇二号）	同	右に同じ。	
埼玉県鴻巣町の地域給に関する請願（第四〇四号）	同	右に同じ。	
福岡県筑後地区の地域給に関する請願（第四一八号）	同	右に同じ。	
大分県国東町の地域給に関する請願（第四二一号）	同	右に同じ。	
岐阜県八百津町の地域給に関する請願（第四五二号）	同	右に同じ。	
北海道岩見沢市の地域給に関する請願（第四五六号）	同	右に同じ。	
愛知県豊川市の地域給に関する請願（第四五七号）	同	右に同じ。	
愛知県岡崎市の地域給に関する請願（第四五八号）	同	右に同じ。	
石川県三谷村の地域給に関する請願（第四九六号）	同	右に同じ。	
石川県橋立村の地域給に関する請願（第四九八号）	同	右に同じ。	
仙台市および東北諸都市の地域給に関する請願（二件）（第四九九、一〇二四号）	同	右に同じ。	
北海道美唄市の地域給に関する請願（第五〇三号）	同	右に同じ。	
兵庫県明石市の地域給に関する請願（第五〇八号）	同	右に同じ。	
大分県中津市の地域給に関する請願（第五〇九号）	同	右に同じ。	
香川県津田町の地域給に関する請願（第五四八号）	同	右に同じ。	
香川県苅間町の地域給に関する請願（第五四九号）	同	右に同じ。	
高知県佐川町の地域給に関する請願（第五七六号）	同	右に同じ。	
千葉県八街町の地域給に関する請願（第五八一号）	同	右に同じ。	
大阪府富田林市の地域給に関する請願（第五八二号）	同	右に同じ。	

北海道江差町の地域給に関する請願（第六一五号）	同	右に同じ。
福岡県早良郡の地域給に関する請願（第六四六号）	同	右に同じ。
佐賀県大町町の地域給に関する請願（第七〇八号）	同	右に同じ。
福岡県南郷村の地域給に関する請願（第七三五号）	同	右に同じ。
岡山県勝山町の地域給に関する請願（第七三七号）	同	右に同じ。
千葉県五井町の地域給に関する請願（第八〇六号）	同	右に同じ。
和歌山県白浜町の地域給に関する請願（第八五六号）	同	右に同じ。
東京都府中、小金井、国分寺地区の地域給に関する請願（第八六〇号）	同	右に同じ。
静岡県有度村の地域給に関する請願（第九四六号）	同	右に同じ。
北海道江別町の地域給に関する請願（第九四九号）	同	右に同じ。
静岡県鷲津町の地域給に関する請願（第一〇〇五号）	同	右に同じ。
佐賀県相知地区の地域給に関する請願（第一〇八六号）	同	右に同じ。
京都府大江町の地域給に関する請願（第一一九七号）	同	右に同じ。
奈良県下田村の地域給に関する請願（第二号）	同	本件は、昭和二十七年四月地域給改訂の際実現出来なかつたが、地域給の適正化については、一層の努力をしたい。
京都府園部町の地域給に関する請願（第五号）	同	右に同じ。
京都府八木町の地域給に関する請願（第六号）	同	右に同じ。
北海道岩内町の地域給に関する請願（第五三号）	同	右に同じ。
北海道寿都町の地域給に関する請願（第五四号）	同	右に同じ。
京都府周山町の地域給に関する請願（第五五号）	同	右に同じ。
高知県高岡町の地域給に関する請願（第五七号）	同	右に同じ。
香川県豊浜町の地域給に関する請願（第五九号）	同	右に同じ。
静岡県三島市の地域給に関する請願（第八七号）	同	右に同じ。

静岡県沼津市の地域給に関する請願（第九四号）	同	右に同じ。
北海道広尾町の地域給に関する請願（第九五号）	同	右に同じ。
北海道浦河町の地域給に関する請願（第九六号）	同	右に同じ。
北海道倶知安町の地域給に関する請願（第九七号）	同	右に同じ。
北海道芦別町の地域給に関する請願（第九八号）	同	右に同じ。
北海道余市町の地域給に関する請願（第九九号）	同	右に同じ。
北海道様似村の地域給に関する請願（第一〇〇号）	同	右に同じ。
北海道幌泉村の地域給に関する請願（第一〇一号）	同	右に同じ。
長崎県高浜村端島地区の地域給に関する請願（第一〇二号）	同	右に同じ。
岡山県高松町外三町村の地域給に関する請願（第一〇六号）	同	右に同じ。
京都府宇治田原村の地域給に関する請願（第一一九号）	同	右に同じ。
静岡県伊東市の地域給に関する請願（第一八八号）	同	右に同じ。
京都府大原野村の地域給に関する請願（第一九一号）	同	右に同じ。
広島県大屋村の地域給に関する請願（第一九二号）	同	右に同じ。
徳島県池田町の地域給に関する請願（第一九四号）	同	右に同じ。
熊本市の地域給に関する請願（第一九五号）	同	右に同じ。
兵庫県西脇町の地域給に関する請願（第一九九号）	同	右に同じ。
北海道富良野町の地域給に関する請願（第二〇四号）	同	右に同じ。
北海道紋別町の地域給に関する請願（第二〇六号）	同	右に同じ。
千葉県大原町の地域給に関する請願（第二一二号）	同	右に同じ。
静岡県富士町の地域給に関する請願（第二一七号）	同	右に同じ。
静岡県清水市の地域給に関する請願（第二一八号）	同	右に同じ。
岐阜県高山市の地域給に関する請願（第二一九号）	同	右に同じ。
神奈川県茅ヶ崎市の地域給に関する請願（第二三三号）	同	右に同じ。

岡山県の地域給に関する請願（第二〇七号）	総理府	本件は、昭和二十七年四月地域給改訂の際実現出来なかつたが、地域給の適正化については、一層の努力をしたい。
静岡県の地域給に関する請願（第二一〇号）	同	右に同じ。
大分県由布院町の地域給に関する請願（第二一六号）	同	右に同じ。
北海道遠軽町の地域給に関する請願（第二一八号）	同	右に同じ。
北海道伊達町の地域給に関する請願（第二一九号）	同	右に同じ。
宮城県角田町の地域給に関する請願（第二二〇号）	同	右に同じ。
広島県田熊町の地域給に関する請願（第二二二号）	同	右に同じ。
広島市の地域給に関する請願（第二二三号）	同	右に同じ。
静岡県伊東市の地域給に関する請願（第二二六号）	同	右に同じ。
静岡県沼津市の地域給に関する請願（第二二七号）	同	右に同じ。
岐阜県落合村の地域給に関する請願（第二三一号）	同	右に同じ。
岐阜県川辺町の地域給に関する請願（第二三二号）	同	右に同じ。
岡山県備前町の地域給に関する請願（第二三四号）	同	右に同じ。
香川県内海町の地域給に関する請願二件（第二三五号、四一六号）	同	右に同じ。
香川県仁尾町の地域給に関する請願（第二四一号）	同	右に同じ。
宮崎県の地域給に関する請願（第二四二号）	同	右に同じ。
岐阜県多治見市の地域給に関する請願（第二八〇号）	同	右に同じ。
愛知県近永町の地域給に関する請願（第二八二号）	同	右に同じ。
京都府亀岡町の地域給に関する請願（第二八四号）	同	右に同じ。
京都府大宮町の地域給に関する請願（第四〇五号）	同	右に同じ。
岐阜県北方町の地域給に関する請願（第四〇七号）	同	右に同じ。
岐阜県今渡町の地域給に関する請願（第四〇八号）	同	右に同じ。
滋賀県大津市の地域給に関する請願（第四〇九号）	同	右に同じ。
大阪府泉北郡の地域給に関する請願（第四一〇号）	同	右に同じ。
福岡県田川市の地域給に関する請願（第四一七号）	同	右に同じ。
大分市の地域給に関する請願（第四一九号）	同	右に同じ。
大分県鶴崎町の地域給に関する請願（第四二〇号）	同	右に同じ。
大分県津久見市の地域給に関する請願（第四二二号）	同	右に同じ。
北海道幌別町の地域給に関する請願（第四二三号）	同	右に同じ。
滋賀県堅田町の地域給に関する請願（第四二四号）	同	右に同じ。
岐阜県中津川町の地域給に関する請願（第四五一号）	同	右に同じ。
北海道増毛地区の地域給に関する請願（第四五四号）	同	右に同じ。
愛媛県御荘、城辺両町の地域給に関する請願（第四九一号）	同	右に同じ。
北海道置戸町の地域給に関する請願（第五〇二号）	同	右に同じ。
北海道豊平町の地域給に関する請願（第五〇四号）	同	右に同じ。
北海道長万部町の地域給に関する請願（第五〇五号）	同	右に同じ。
神奈川県真鶴町の地域給に関する請願（第五〇七号）	同	右に同じ。
大分県臼杵市の地域給に関する請願（第五一〇号）	同	右に同じ。
大分県柳ヶ浦町の地域給に関する請願（第五一一号）	同	右に同じ。
大分県佐賀関町の地域給に関する請願（第五一二号）	同	右に同じ。
宮崎県日向市の地域給に関する請願（第五一四号）	同	右に同じ。
岐阜県美濃町の地域給に関する請願（第五一九号）	同	右に同じ。
岐阜県陶町の地域給に関する請願（第五四二号）	同	右に同じ。
富山県南山田村信末地区の地域給に関する請願（第五四六号）	同	右に同じ。
北海道訓子府村の地域給に関する請願（第五五〇号）	同	右に同じ。

千葉県天津町の地域給に関する請願（第五六五号）	同	右に同じ。
三重県鵜方町の地域給に関する請願（第五七二号）	同	右に同じ。
三重県浜島町の地域給に関する請願（第五七三号）	同	右に同じ。
大阪府中河内郡の地域給に関する請願（第五八三号）	同	右に同じ。
大阪府高安村の地域給に関する請願（第五八四号）	同	右に同じ。
京都府宮津町の地域給に関する請願（第五八五号）	同	右に同じ。
千葉県勝浦町の地域給に関する請願（第六一八号）	同	右に同じ。
静岡県吉原市の地域給に関する請願（第六一九号）	同	右に同じ。
静岡県富士宮市の地域給に関する請願（第六二〇号）	同	右に同じ。
福井県吉崎村の地域給に関する請願（第六二二号）	同	右に同じ。
山梨県玉幡村西八幡および玉川地区の地域給に関する請願（第六二四号）	同	右に同じ。
愛知県東郷村の地域給に関する請願（第六〇六号）	同	右に同じ。
北海道函館市の地域給に関する請願（第六二六号）	同	右に同じ。
北海道士別町の地域給に関する請願（第六二七号）	同	右に同じ。
愛知県志段味村の地域給に関する請願（第六九九号）	同	右に同じ。
大分県杵築町の地域給に関する請願（第七一七号）	同	右に同じ。
高知県八田、神谷両村の地域給に関する請願（第七一八号）	同	右に同じ。
山口県徳山市の地域給に関する請願（第七三一号）	同	右に同じ。
山口県岩国市の地域給に関する請願（第七三二号）	同	右に同じ。
福岡県志賀島村の地域給に関する請願（第七三六号）	同	右に同じ。
岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願（第七五八号）	同	右に同じ。
岡山県和気町の地域給に関する請願（第八〇七号）	同	右に同じ。
岐阜県神岡町の地域給に関する請願（第八〇八号）	同	右に同じ。
岐阜県関市の地域給に関する請願（第八五五号）	同	右に同じ。

和歌山県箕島町の地域給に関する請願（第八五九号）	同	右に同じ。
愛知県刈谷市の地域給に関する請願（第八六二号）	同	右に同じ。
兵庫県米田町の地域給に関する請願（第八六四号）	同	右に同じ。
愛媛県川之江町の地域給に関する請願（第八六五号）	同	右に同じ。
大阪府横山村の地域給に関する請願（第九〇九号）	同	右に同じ。
北海道室蘭市の地域給に関する請願（第九四七号）	同	右に同じ。
北海道夕張市の地域給に関する請願（第九四八号）	同	右に同じ。
北海道厚岸町の地域給に関する請願（第九五〇号）	同	右に同じ。
広島市三庄町の地域給に関する請願（第九六六号）	同	右に同じ。
京都府宮津町の地域給に関する請願（第九七四号）	同	右に同じ。
大分県高田町の地域給に関する請願（第一〇〇六号）	同	右に同じ。
千葉県成田町の地域給に関する請願（第一〇二二号）	同	右に同じ。
千葉県小金町の地域給に関する請願（第一〇二三号）	同	右に同じ。
長崎市の地域給に関する請願（第一〇四三号）	同	右に同じ。
神奈川県与瀬町の地域給に関する請願（第一〇六七号）	同	右に同じ。
千葉県和田村の地域給に関する請願（第一〇八八号）	同	右に同じ。
秋田、能代両市の地域給に関する請願（第一一八号）	同	右に同じ。
北海道銭亀沢村の地域給に関する請願（第一一二四号）	同	右に同じ。
愛知県横須賀町の地域給に関する請願（第一一三七号）	同	右に同じ。
長崎県南田平村外二箇村の地域給に関する請願（第一一七八号）	同	右に同じ。
東京都東村山町南秋津の地域給に関する請願（第一二六七号）	同	右に同じ。
千葉県姉崎町の地域給に関する請願（第一二八三号）	同	右に同じ。

医師たる公務員の待遇改善に関する請願（第八号）	総理府	公務員の待遇改善については、従来より努力して来たが、今後とも国家財政を勘案し、改善に努力したい。
公務員の給与ベース改訂に関する請願（三件）（第六五五、八八二、一二八九号）	同	右に同じ。
郵政事業全従業員の給与ベース改訂に関する請願（第一〇一七号）	同	右に同じ。
公務員の給与ベース改訂等に関する請願（第一一六〇号）	同	右に同じ。
気象台職員の給与ベース改訂等に関する請願（第一一九九号）	同	右に同じ。
岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願（第五四二号）	同	昭和二十七年八月改訂の際請願の趣旨を実現出来なかつたが、寒冷地手当の適正化については、今後とも努力したい。
青森県の石炭手当に関する請願（第六一一号）	同	現在のところ石炭手当は北海道在勤職員にのみ支給されることになつており、その他の地域に対しては、支給を考えていない。
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願（三件）（第九四四、九四五、一一五九号）	同	寒冷地手当及び石炭手当に対して所得税を課税しないこととすることは他との権衡上困難であり、また所得税については地域による物価、生活費等の差異を考慮し負担を定めることは法制上困難である。
平衡交付金増額および六・三制教育確立に関する請願（第一一〇七六号）	同	一、地方財政平衡交付金は、昭和二十六年度補正予算及び二十七年度予算においてそれぞれ増額しており、今後もその総額決定については地方財政の実態に即応するよう努力したいと考える。 二、新学制については毎年度能う限りの財政措置を講じて来たが、義務教育については、第十三回国会において義務教育費国庫負担法が制定されたので、更に財政措置が強固になると考える。
平衡交付金増額に関する請願（九件）（第八九三、八二七、一一八九、六六四、一〇〇二、九三〇、五五一、四八二号）	同	一、昭和二十六年度特別交付金の交付に当つては、災害による特別の財政需要或は税の減収について特に充分考慮の上配分を行つた。 二、平衡交付金については、昭和二十六年度補正予算、二十七年度予算においてそれぞれ増額しており、地方財政の実態に即応せしめるよう努力している。
地方財政平衡交付金法第十二条中一部改正に関する請願（第一一七九号）	同	現地幼稚園の経費を測定単位に用いていないのは、幼稚園が普遍的でなく、園児数が地方団体の任意募集により増減できるので、交付金交付上公正をそ害するからであるが、昭和二十六年度の特別交付金の算定の際考慮の上措置した。
合併町村に特別平衡交付金配分の請願（第八三七号）	同	昭和二十六年度分の特別交付金の交付に当つては、町村合併による特別の財政需要に対しては充分考慮し合併による基準財政需要額の減少に対しては全額保障し或は合併団体数に一定の金額を乗じ交付する等の方法により措置したのであるが今後とも検討の上善処したい。
自治体警察強化に伴う経費の財源付与の請願（第一四号）	同	警察法の建前から当該都市の税収入及び地方財政平衡交付金で賄うものとして当該都市の状況を勘案の上人口を測定し、それを前提として財政需要を算定している。然し乍ら今後の社会状勢の推移によつては、請願の趣旨について十分検討したい。
平衡交付金配分に関する請願（第一二八五号）	同	昭和二十六年度の平衡交付金の本決定に当つては、交付金及び財政収入の増加を勘案の上措置するとともに、以上の措置によつても昭和二十五年度に比し財政需要が下廻るものについては特別交付金の算定に当つて充分考慮の上激変の緩和を図つた。
五大市の平衡交付金等増額に関する請願（第八二五号）	同	一、五大市の財政需要の大であることについては、地方財政平衡交付金の基準財政需要額の算定の際充分考慮し処したい。 二、地方債については、昭和二十六年度補正予算に伴い五大市分としては特別な増額はなされなかつたが、年度末における調整により一三〇百万円を追加し、更に「赤字」補塡を主体とした特別融資において二六億円増額した。
地方財政平衡交付金の増額等に関する請願（九件）（第三五二、三五三、一五、六六五、七三三、一二一四、一〇九八、八二六、一〇三一号）	同	一、平衡交付金は昭和二十六年度補正予算、昭和二十七年度予算においてそれぞれ増額したが、今後も地方財政の実態に即応せしめるよう努力したい。 二、地方債については、昭和二十六年度補正予算において百億円の起債増額を行い、更に年度末において、八十億円の増額を行つた。
野球入場税設定に関する請願（第七一〇号）	同	入場税中野球のみを区分して特種入場税とすることは困難であるが、その性格等より従来から税率について特例が設けられ、更に地方税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百六十二号）により、税率を一率に百分の二十と改められた。
軍事裁判受刑者釈放に関する請願（第一一七七号）	法務省	連合国軍事占領裁判所の有罪確定判決によつて現在刑執行中の者については、平和条約効力発生の日には釈放される見込である。その場合釈放された者を国内法令に従い日本側で起訴して裁判に附することもないと考えるが、それについては充分慎重に考慮したい。なお、そのための特別の法律案の立法は考えていない。
新潟県燕町に登記所設置に関する請願（第三九二号）	同	昭和二十七年三月に設置し事務を開始した。
岐阜県高須町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願（第二一〇号）	同	国家財政及び他地方との均衡の問題もあるので、最高裁判所とも協議して、事情の許す限りなるべく希望にそうよう考慮したい。なお、地方法務局出張所の存置についても充分考慮したい。

福島県石川町に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願（第二一二号）	同	国家財政及び他地方との均衡の問題もあるので、最高裁判所とも協議して、事情の許す限りなるべく希望にそうよう考慮したい。
北海道弟子屈町に区検察庁及び簡易裁判所設置促進の請願（第二一一号）	同	右に同じ。
北海道千歳町に簡易裁判所設置の請願（第九一七号）	同	右に同じ。
福島地方法務局塩川出張所存置に関する請願（第一〇七号）	同	現在の登記所は当分の間現在のまま存置する方針である。
福島地方法務局松川出張所存置に関する請願（第二一三号）	同	右に同じ。
福島地方法務局本宮出張所存置に関する請願（第二一四号）	同	右に同じ。
福島地方法務局野沢出張所存置に関する請願（第二一五号）	同	右に同じ。
福島地方法務局坂下出張所存置に関する請願（第二一六号）	同	右に同じ。
金沢地方法務局中の島出張所存置に関する請願（第二一八号）	同	右に同じ。
三重県津地方法務局尾呂志出張所存置に関する請願（第三五四号）	同	右に同じ。
新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願（第五六一号）	同	右に同じ。
鹿児島地方法務局佐多出張所存置に関する請願（第五九九号）	同	右に同じ。
新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願（第七六八号）	同	右に同じ。
鳥取地方法務局岩井出張所存置に関する請願（第七六九号）	同	右に同じ。
広島法務局神辺出張所存置に関する請願（第一〇七七号）	同	右に同じ。
神戸地方法務局家島出張所存置に関する請願（第二一七号）	同	右に同じ。
海外未帰還者引揚促進等に関する請願（第一一〇七号）	外務省	引揚問題の完全なる解決及び留守家族の援護については今後とも最善の努力を払いたい。
オーストラリア、マヌス島戦犯者の内地送還に関する請願（第九七五号）	同	本件については出来る限りの努力をしたい。
戦犯者の助命等に関する請願（第九七六号）	同	右に同じ。
全戦犯被拘禁者赦免の外交措置に関する請願（第一一七五号）	同	批准書寄託と同時に関係各国に勧告することは、実現不可能であるが、細心の注意をもつて事態の推移を検討している。
戦犯者の減刑に関する請願（第九七七号）	同	原好三は未決通算十年に減刑されたから同人の出所は近く実現すると考える。なお、戦犯一般に対する恩赦、減刑等については実現に努力すべく細心の注意をもつて事態の推移を検討している。
戦犯者釈放に関する請願（第八四三号）	同	巣鴨拘置所並びに同所服役中の戦犯者の管理を日本側に移譲すべく準備中であり、恩典についても協議中である。
戦犯者釈放に関する請願（第五三八号）	同	戦犯者の家族で生活困窮者に対しては生活保護法を適用している。戦犯者の恩赦減刑については努力すべく細心の注意をもつて事態の推移を検討している。
戦犯者釈放に関する請願（第九一八号）	同	戦犯者の恩赦、減刑等については努力すべく細心の注意をもつて事態の推移を検討している。
戦犯者釈放に関する請願（第九五一号）	同	右に同じ。
千島列島の日本復帰に関する請願（第一一八〇号）	同	対日平和条約において千島列島に対する一切の権利を放棄している。なお、ハボマイ、シコタンは日本領と考えるからあくまで領有権を主張する考えである。
奄美大島諸島の日本完全復帰等に関する請願（第一二四五号）	同	日本復帰については今後とも努力したい。なお、関税の撤廃は実施ずみであり、恩給諸給与に対しては諸調査を実施することになつておる。又渡航手続の簡易化、郵便為替の交換等も近く実施出来る予定である。その他についても目下調査研究中である。
盗難漁船返還に関する請願（第六六一号）	同	盗難漁船については従来事件発生の都度占領軍総司令部の尽力を要請し、又韓国代表部とも交渉したが韓国側は未だ返還に応じていない。その後昭和二十六年十月以来は日韓会談を通じて要求してきたが、右会談は本年四月中絶した。返還要求は今後も推進する方針である。
マッカーサー・ライン早期撤廃等に関する請願（第八〇四号）	同	マッカーサー・ラインは昭和二十七年四月廃止された。また、公海における操業については二十七年五月水産庁監視船の外に、新たに海上保安庁巡視船を追加派遣して指導、保護の措置をとつている。
講和発効後における接収地の処理問題に関する請願（第一〇五六号）	同	行政協定に基き「施設及び区域」に関する取極めの締結に当り、住宅以外の一般施設一〇五件中八五件は一時使用のものとして決定し、これら一時使用の部に属した施設は軍の移転又は解除計画の進捗に伴い逐次解除せられることになつている。又住宅は昭和二十八年三月までに全部解除されることになつている。なお、各施設の解除時期の促進については今後とも努力したい。
南洋群島グリニッチ島りん鉱採掘促進に関する請願（第七八二号）	同	一、わが国民がグリニッチ島を含む旧南洋群島において鉱石を採掘するためには、太平洋諸島信託統治領を統治する高等弁務官からその権利を得なければならないこととなつた。

たばこ小売の利益率引上げに関する請願（九件）（第六四、六五、一四五、二二三、四七三、六一四、八七一、九三五、九三六号）	大蔵省	二、信託統治領の開発につき日本の参加を考慮されるようできるだけ努力したい。 三、採掘権の許可は、先ず採掘希望者が直接当事者たる高等弁務官に対し採掘権賦与につき申出るのが筋道である。さらに日本政府に具体的計画の提示ある場合は、関係の各方面に対する話合いの要否を別途考慮したい。
同（六件）（第九三七、九三八、九三九、九四〇、九四二、九四三号）	同	昭和二十六年十二月一日より千分の八〇を最高とする引上げを実施した。
国民金融公庫法中一部改正に関する請願（第一一二七号）	同	右に同じ。
粗製しょう脳およびしょう脳原油の収納価格引上げに関する請願（第一一二二号）	同	今直ちに改正は困難であるが、趣旨にそうようにしたいと考える。
北海道旭川市に国民金融公庫支所設置の請願（第六九号）	同	目下札幌市の外、一ヶ所設置すべく準備中であるが、具体的な場所については、資金需要等諸般の事情を慎重に検討の上決定したい。
中小企業の融資対策に関する請願（第一一〇〇号）	同	昭和二十六年八月に改訂されたが、なお、実情を調査し他への影響も慎重考慮の上善処したい。
社会保険診療収入に対する所得税軽減の請願（第一一二八号）	同	信用組合に対する資金運用部資金の預託は、法規上認められず又資金計画からするも困難である。なお、国民金融公庫の資金枠の拡大については、逐次にわたつて拡大しておる。今後とも中小企業金融対策については格段の考慮を払いたい。
ルース台風による、災害者の国税減免の請願（第八六号）	同	収支実額調査のできない者に対しては自由診療収入と保険診療収入を各別に区分して調査し、適正な課税の実現に努めておる。今後も一層実状に即するよう努力したい。
在外資産の補償に関する請願（第一一〇六号）	同	災害被害者に対しては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第一七五号）あるいは所得税法（昭和二十二年法律第二七号）の規定の適用により措置している。なお、り災後の所得の減少に対しては課税の適正を期したい。
台湾引揚者の接収財産返還に関する請願（四件）（第一一二六、一一八六、一二一二、八九二号）	同	在外資産は平和条約により連合国に残置された財産は、連合国により自由に処分され、また、旧日本領土に残置された財産は、当該地域に施政を行う当局との個別交渉により決定されることになつておるが、その帰すうは未確定である。在外資産の喪失者に対する国家補償の問題は、財政上困難と考えるが、検討を続けている。 平和条約によれば、台湾を管治している当局との間で個別交渉により決定することになつておるが現在のところでは未確定である。なお、在外資産の喪失者に対する国家補償の問題については財政上困難と考えるが、検討を続けている。

洋紙の物品税撤廃に関する請願（第六三号）	同	洋紙については、その用途、需要等にかんがみ、特別の軽減税率を適用して課税しており、この程度の負担は、やむを得ないと考える。
陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願（第一八号）	同	課税最低限は、既に昭和二十六年八月ある程度引き上げられた。
運動用品の物品税免税点設定の請願（第一二三号）	同	野球用、庭球用のボール等は、非課税となつており、その他のものに対しては最低の税率で課税しているので、この程度の税負担はやむを得ないと考える。
児童乗物の物品税撤廃に関する請願（第二四七号）	同	児童用乗物は、大部分のものが非課税となつておるので、課税最低限以上の高級品に対する現行程度の課税はやむを得ないと考える。
金庫、手提金庫の物品税撤廃に関する請願（第四六〇号）	同	最低税率によつて課税しておるから、この程度の負担はやむをえないと考える。
水あめの物品税撤廃に関する請願（第七九〇号）	同	現行程度の税負担はやむを得ないと考えるが、なお、原料甘しよの適正価格の維持には努めたい。
水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願（三件）（第一〇八、四三一、四七四号）	同	右に同じ。
漆器の物品税撤廃に関する請願（二件）（第二六二、四七五号）	同	漆器は大部分のものが非課税となつており、課税最低限以上の高級品に対し現行程度の課税はやむを得ないと考える。
繊物消費税の廃止に伴う損失補償の請願（第六〇〇号）	同	実現は困難と考える。
揮発油税軽減に関する請願（二十三件）（第八四八、九七〇、九七一、九八四、九九二、一〇〇〇、一〇三六、一〇九一、一一三一、一一五五、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一六、一二一七、一二一八、一二四七、一二五八、一二七一、一二七六、一二九一号）	同	現行税率程度の課税はやむを得ないと考える。
海外引揚者収容のため旧軍用地および建物無償払下げに関する請願（第五八〇号）	同	一、調整金付送金小切手を借入金とは考えられず、送金小切手の問題として処理されるものである。 二、内地支払銀行が支払を拒絶した場合には、送金小切手の受取人は、取組店に対して遡及してその救済をもとめることとなるが、取組店たる在外店舗の処理状況が不明確な現段階では、具体的措置を講ずることは時期尚早と考える。 本件については、目下国有財産特別措置法案を国会に提案中であるので、本法律案の成立をまつて実情を調査の上、適正な処理をしたい。

呉市平和産業港湾都市建設総合計画に関する請願（第一九〇号）	同	右に同じ。
未復員者給与法中一部改正に関する請願（四件）（第四四九、六〇九、五三一、五三二号）	同	昭和二十七年度も継続実施する。
未復員者給与法の適用期間延長等に関する請願（五件）（第一七七、五八九、六一〇、九〇二、一一四六号）	同	昭和二十七年度も継続実施する。
未復員者給与法存続等に関する請願（第五五八号）	同	昭和二十七年四月から発足する。
公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願（四件）（第一三五、二六八、五六八、七七六号）	文部省	産業教育振興法に基く昭和二十七年度の財政援助の対象とするかどうかについては、県の総合計画を徴した上で考慮したい。
富山大学文理学部経済学科の学部昇格に関する請願（二件）（第一一五三、一二六八号）	同	一、補助単価の引上は既に実施している。 二、起債については補助額と同額を目標に努力したい。 三、老朽校舎に対する国庫補助と起債については努力中である。 四、認証外工事への国庫補助は困難と考える。 五、基準坪数の引上は、国庫補助の面において困難である。 六、屋内体操場については大幅な補助は困難であるが、今後出来る限りわくの拡大に努力したい。
ルース台風による公立学校災害復旧費全額国庫負担等の請願（第一〇六六号）	同	一、基準坪数の引上は国家財政の都合により困難である。 二、〇・七坪の整備は昭和二十四年度の実態調査に基き昭和二十七年度において完成を目標としているが二十八年度も継続補助したい。 三、老朽校舎の改築については趣旨にそうよう努力中であるが、現段階においては困難と考える。
六・三制学校建築費国庫補助に関する請願（第六三三号）	同	一、補助単価の引上は既に実施している。 二、起債については補助額と同額を目標に努力したい。 三、老朽校舎に対する国庫補助と起債については努力中である。 四、認証外工事への国庫補助は困難と考える。 五、基準坪数の引上は、国庫補助の面において困難である。 六、屋内体操場については、大幅な補助は困難であるが、今後出来る限りわくの拡大に努力したい。
福岡市立月隈小学校移転工事費国庫補助に関する請願（第七四〇号）	同	昭和二十五年度以来補助をしているが、国家財政の範囲内において請願の趣旨に沿うよう努力したい。
六・三制教育確立に関する請願（二件）（第一一〇〇、一一九二号）	同	今後開放される呉市所在の旧軍財産についても、旧軍港都市転換法によつて、呉市平和産業港湾都市の早急完遂のため出来る限り考慮したい。
六・三制校舎整備費国庫補助に関する請願（第八六七号）	同	未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百八十六号）により更に三年間療養期間が延長されたので請願の趣旨は達成せられたものと考える。
六・三制学校教育堅持に関する請願（第五三五号）	同	右に同じ。
小学校老朽校舎改築費国庫負担に関する請願（第六三五号）	同	現行教育公務員特例法の中に規定することは困難であるが、職員の身分確定については目下研究中である。
六・三制学校建築費国庫補助増額に関する請願（第四七一号）	同	教育、財政上の問題等を考慮し、慎重に研究したいと考える。
小学校舎増改築費国庫補助等に関する請願（第一二五一号）	同	昭和二十七年度中に被害の大体を復旧できるよう考慮している。
学校給食法制定等に関する請願（第一二二五号）	同	一、昭和二十六年度補正予算において木造単価二万三千円が認められた。 二、〇・七坪までの補助は継続したい。 三、危険校舎改築は研究中であり、抜本的な対策を立てたいと考えている。
学校給食法制定に関する請願（第一二五一号）	同	昭和二十六年度六・三制予算によつて移転費の若干を補助した。
学校給食継続実施に関する請願（七件）（第一二六、七七五、一一八二、五三七、六三四、五五三号）	同	一、六・三制の変更は考えておらぬ。 二、六・三制の完全実施については昭和二十七年度も努力している。
学校給食廃止反対に関する請願（第一二一二号）	同	昭和二十七年度において〇・七坪までの完成に努力している。起債についても補助とともに考慮したい。
九州大学農学部農業工学科に千拓工学講座設置の請願（第七一三号）	同	六・三制の変更は考えておらぬ。
富山県立水産高等学校の遠洋漁業練習船建造に関する請願（第二二四号）	同	老朽危険校舎の改築の国庫補助と共に、改築促進の根本的な方策について研究中である。
六・三制教育施設整備費国庫補助等に関する請願（三件）（第九一三、一〇六五、九九四号）	同	昭和二十七年度において〇・七坪までの完成に努力している。起債についても補助とともに考慮したい。
六・三制教育施設整備に関する請願（第一八一号）	同	六・三制の変更は考えておらぬ。
六・三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する請願（七件）（第一三二、七二〇、一三三、九七八、二六九、九一四、一三四号）	同	老朽危険校舎の改築の国庫補助と共に、改築促進の根本的な方策について研究中である。 昭和二十七年度に〇・七坪の整備の完了と共に、二部授業や過剰学級の解消に努力中である。
寒冷地帯の学校屋内運動場建設費に関する請願（第二一号）	同	老朽危険校舎の改築の国庫補助と共に、改築促進の根本的な方策について研究中である。 学校給食は昭和二十七年度も継続する。なお、法制化は時機尚早と考える。

寒冷地帯の中学校屋内運動場建設費に関する請願（三件）（第八六、八四四、七七四号）	文部省	昭和二十五年度以来補助をしているが、国家財政の範囲内において請願の趣旨に沿うよう努力したい。
私立学校振興助成に関する請願（二件）（第一三六、九九五号）	同	一、私立学校共済制度の実施のための補助については、私立学校振興会の業務の一部として実施する予定である。 二、私立学校振興会の設立に要する補助については審議中である。 三、私立学校設備に対する補助については、将来充分に研究したい。なお、産業教育振興法に基く国庫補助は、昭和二十七年度から実施される。 四、私立学校旧軍施設買収費貸付金については、将来充分に研究したい。
三陸フイヨルドを国立公園に指定する等の請願（第一二三一号）	厚生省	今後調査する予定である。
柏崎、福浦八景、阿賀川ライン及び妙高高原一帯を国立公園に指定の請願（第一二三五号）	同	妙高高原については今後に調査の予定であるが、柏崎、福浦八景、阿賀川ラインについては今後検討したい。
天草島を雲仙国立公園の一部に編入の請願（第九二九号）	同	今後調査する予定である。
瀬戸内海国立公園児島地区内施設費国庫補助増額に関する請願（第二五七号）	同	瀬戸内海国立公園計画の一部として岡山県下津井、王子嶽集団施設地区並びに関連道路等の整備については昭和二十七年度もその一部を補助したが、今後なお施設整備について考究中である。
国立公園施設整備費国庫補助等に関する請願（第二五六号）	同	国庫補助その他の助成について考究中である。
結核予防法に基く健康診断及び予防接種費全額国庫負担の請願（第二五号）	同	国家財政の都合により困難である。
上下水道施設費国庫補助等に関する請願（第四〇号）	同	一、都市の既設上水道は原則的に独立企業となつているので大都市のこの種の事業補助金の増大は相当困難である。 二、下水道事業に対しては国庫補助の増大に努力したい。
理容美容業試験及び免許制廃止反対に関する請願（第一〇五七号）	同	廃止することは適当でないと考える。
北海道音別村中音別地区の給水施設工事施行に関する請願（第一二三三号）	同	今後詳細を調査せしめた上、実情を把握して対策を樹立したい。
片山病ぼく滅対策に関する請願（第一〇九号）	同	日本住血吸虫病ぼく滅については寄生虫病予防法に基き、予防対策に対し一部国庫負担のとに対策を実施中であるが、将来も引続き必要地区に対し、出来る限り対策を推進したい。
日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願（二件）（第七五一、二五四号）	同	右に同じ。
国立療養所給食費増額に関する請願（第九八〇号）	同	賄費の増額については毎年努力しており、今後も努力したい。
看護指導者教育機関設置に関する請願（第二八号）	同	昭和二十八年度において東京大学医学部に看護学科を設置するよう努力中であり、又、助産婦及び看護婦の専任教員講習についても確実な設備を確保できるよう努力したい。
公的医療機関の財政危機打開に関する請願（第六四〇号）	同	公的医療機関の新設、拡充等の財政的助成については従来とも努力しているが、今後とも努力したい。
国立都城病院の地方移管反対に関する請願（第一〇六八号）	同	国立病院として運営してゆく方針である。
社会福祉関係行政費全額国庫負担等に関する請願（第二四号）	同	社会福祉行政は各保護の実施機関においても当然その経費の一部を負担すべきであり、なお、社会福祉事業法の規定による「福祉に関する事務所」の設置に要する経費の国庫負担への切換えについては、目下検討中である。なお、児童保護費については、既に児童福祉法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百二十二号）によつて国庫補助制度を実施した。
社会福祉法および児童福祉法による措置費国庫補助の請願（第一一〇二号）	同	児童福祉法の施行に要する経費のうち児童福祉施設への入所並びに里親に委託する費用は、既に国庫補助金に切替えられた。なお、社会福祉事業法の規定による福祉事務所の設置に関する経費の国庫負担への切替は、なお研究中である。
福岡県にアフター・ケア施設設置の請願（第一一〇号）	同	結核後保護施設の設置に関しては昭和二十八年度において、全国に八ヶ所設置するよう努力している。
傷い者補償に関する請願（第九五二号）	同	戦傷病者の援護については、身体障害者福祉法の他に新たな戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二七号）が施行された。 一、傷病者の医療については、未復員者給与法等によつて一切国庫負担しているが、一度治癒して退院した者或は病状が固定し年金等の裁定の受付者等に対しては自己負担となるが、現に生活に困窮している者には生活保護法の医療扶助により、又一定範囲の戦傷病者に対しては更生医療の無料給付によつて援護したい。 二、強制雇用制度については、今後研究したい。 三、戦傷賜金並びに年金を公務員法に準じて支給することは研究したい。 四、国鉄運賃を無料とすることは困難である。 五、私鉄、公営交通機関の運賃五割引は既に実施している。

災害救助法による生業資金貸付金増額等の請願（第八三五号）	同	六、補装具の交付、修理は既に実施している。
ルース台風により災者の収容住宅増築の請願（第八三一号）	同	七、戦傷病者更生資金の増額は今後共努力したい。
生活保護法にアフター・ケア扶助設定の請願（第九五四号）	同	八、国鉄旅客運賃割引の適用範囲の拡大については身体障害者福祉法の適用範囲拡大とともに努力したい。
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願（二件）（第一二〇二、九七九号）	同	九、恩給金庫の復活については努力したい。
児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願（十一件）（第一〇四九、二六、六七、一七三、三七〇、四三〇、四六一、七七三、一二三二、一二三七、二七号）	同	一〇、身体障害者で福祉司として適任者は採用したい。
児童福祉司制度廃止反対に関する請願（第一一五七号）	同	一一、身体障害者更正援護施設の運営を民間に委託することは困難である。
同（第一一七四号）	同	一二、結核回復者後保護施設は昭和二十八年度に設置すべく努力している。
母子福祉法の制定に関する請願（第一一三四号）	同	災害救助法による応急仮設住宅の設置は従来限度の引上げについては、実現に努力したい。
未亡人援護対策確立に関する請願（第六八号）	同	全壊流失戸数の一割を認めていたがルース台風については市部は一割、郡部は二割を認めたが、将来その増加に努力したい。
		兵庫公共職業補導所は、その施設の本質上入所する生活保護法による被保護者について、同法による収容保護の基準の設定及び収容保護の取扱は認め難いが、真に居宅の基準により難い特別の必要ある場合には、被保護者個々人について特別基準を設定して保護を行う途があるので、特にその必要があるものについては、その者の保護の実施機関を経由して厚生大臣あて申請するようにいたしたい。
		一、病院又は療養所に収容中の患者に対する適用基準の引上については、要望にそうよう細目について検討中である。
		二、生活扶助基準額の改訂は昭和二十七年五月より既に実施されている。なお今後共努力したい。
		児童福祉法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百二十二号）の施行により既に処理ずみである。
		現在のところ廃止の考えはない。
		右に同じ。
		実現について目下研究中である。
		右に同じ。

幼稚園及び保育所の機能の限界確立に関する請願（第二五五号）	同	保育所は保育に欠ける乳児及び小学校就学前の幼児が対象となつておるが、特に必要があれば保育に欠ける少年をも保育できることになつているので、その対象を満三歳以下の乳幼児に限ることは適当でない。ただ従来往々にして、保育の必要の少い児童を入所させている保育所の例をみるので、昭和二十六年七月「保育所入所措置等の指導についてこの通牒をもつてこの点を強く指導してきたのであるがその後関係者の協力により次第に改善されつつあり今後一層の徹底が期待されている。なお三歳未満の乳幼児の保育については特に努力している。
児童福祉法による助産措置費国庫補助増額に関する請願（第一七四号）	同	児童福祉法による助産施設措置費の支出限度額はすべて一健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法一による支出額に準拠し、点数をもつて支出されることになつている。従つて助産措置のうち社会保険の点数に定めのあるものについては、すべてその点数計算によることとし、点数に定めなきものについては、特別にその支出限度額を定めている。
健康保険療養給付期間延長に関する請願（第一二五四号）	同	一、助産費は、正常分娩の場合はその限度は各都道府県で適宜定めていたが、昭和二十六年度より五〇〇円に決定した。（分娩時のみに必要なガーゼ、脱脂綿等及び助産婦の分娩介助料を見込む。）
国民健康保険事業の危機突破に関する請願（六件）（第一七二、四二九、四六四、五五六、五八八、六六六号）	同	二、沐浴料は一回二点である。
国民健康保険事業の危機突破に関する請願（第三五〇号）	同	三、ガーゼ、脱脂綿等消耗品は、第一項助産費に見込まれており、翌日以降は、入院料に見込まれている。
		四、異状分娩については現在研究中である。
		療養給付期間の延長については検討中である。
		一、昭和二十七年度より国民健康保険再建整備資金貸付金制度及び国民健康保険奨励交付金制度が実施されたが、今後とも充実したい。
		二、療養給付費の二割国庫補助については実現に努力したい。
		三、直営診療施設設置費の五割国庫補助は困難である。
		一、社会保障制度の実現については鋭意努力したい。
		二、療養給付費の国庫補助についてはその実現に努力したい。
		三、事務費の国庫補助額は昭和二十七年度は増額され、被保険者一人当り事務費単位額も五十三円余に引き上げられた。
		四、昭和二十七年度より国民健康保険再建整備資金貸付金制度及び国民健康保険奨励交付金制度が実施されたが、今後とも充実したい。

国民健康保険事業の危機突破に関する請願（二件）（第一一一、二五八号）	厚生省	五、直営診療施設設置費については、無医村、医師不足町村の解消に重点をおき、増額に努力している。 六、昭和二十六年度から社会保険診療収入に対する所得税について軽減措置が講ぜられている。 七、地方税法（第七〇二条の二第五号但書）による課税額の限度は昭和二十七年六月から三万円に引上げられた。但し削除は適当でないと考える。 八、災害地に対する特別補助として昭和二十七年度から災害に特別貸付金制度が設けられた。 九、都道府県団体連合に対する国庫補助金の増額は困難である。 一、療養給付費の二割国庫補助はその実現に努力したい。 二、社会保障制度の実現については鋭意努力したい。
国民健康保険事業療養給付費国庫補助に関する請願（第一一〇三号）	同	療養給付費の二割国庫補助については、その実現に努力したい。
歯科医師たる保険医の診療報酬点数引上げに関する請願（第六九七号）	同	昭和二十六年十二月一点単価は甲地十二円五十銭乙地十一円五十銭に引上げた。
広島市の原爆犠牲者遺族援護に関する請願（二件）（第一一八三、一一八四号）	同	戦傷病者戦没者遺族等援護法の第三十四条に該当する者には弔慰金が支給されることとなつた。
戦争犠牲者国家補償制度確立に関する請願（第六一三号）	同	戦傷者には障害年金を又戦没者遺族には遺族年金及び弔慰金を支給すべく戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定された。
戦争犠牲者遺族の補償に関する請願（第九八五号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者遺族及び傷い者の保障に関する請願（第一一八六号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願（六件）（第二五九、五五七、五七四、七七二、一二三六、一〇九五号）	同	戦傷病者及び戦没者遺族に対しては、障害年金、弔慰金等を支給すべく戦傷病者、戦没者遺族等援護法が制定せられた。 未帰還者及び留守家族の援護については現行未復員者給与法及び特別未帰還者給与法を改正して根本的に援護の充実を期するよう目下鋭意検討中である。
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願（第一一八五号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者国家補償法制定促進に関する請願（第七四二号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者の国家補償に関する請願（第一一〇一号）	同	右に同じ。

戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願（第一二六九号）	同	未帰還者及び留守家族の援護については現行未復員者給与法及び特別未帰還者給与法を改正して根本的に援護の充実を期するよう目下鋭意検討中である。 右に同じ。
未帰還者及び留守家族の国家補償に関する請願（第一〇五〇号）	同	戦没者の遺族に対し、遺族年金及び弔慰金を支給すべく戦傷病者、戦没者遺族等援護法が制定せられた。未帰還者及び留守家族の援護については現行未復員者給与法及び特別未帰還者給与法を改正して根本的に援護の充実を期するよう目下鋭意検討中である。 海外抑留同胞の帰還促進については、かねてより、国際赤十字或は第三国を通じる等あらゆる努力を傾けて来たが、今後共、出来る限り努力したい。
戦ぼつ者遺族援護法制定等に関する請願（第一三一号）	同	一、賄費の増額については毎年努力している。 二、国立療養所の地方移譲は考えておらぬ。 三、医療従業員の増員については努力した い。 四、療養給付期間の延長については国庫負担によつて実現が図られるよう検討中である。 五、国立療養所に入所中の患者に対する生活保護法による生活扶助の適用基準引上については、請願の趣旨にそうよう細目検討中である。生活扶助基準額は昭和二十七年四月引上げられている。 六、選挙法の改正は目下研究中である。 七、結核予防法関係の予算増額については今後共努力したい。なお、結核予防法第三十四条の医療費負担については、昭和二十七年四月から、腎結核、膀胱結核、腸結核、骨関節結核等についても公費負担が行われることとなつた。 八、アフターケア施設についてはその実現に努力中である。 九、未復員者給与法の療養給付期間は、昭和二十六年十二月同法の一部改正により三年延長された。
結核対策に関する請願（第七一号）	同	
繭価安定制度に関する請願（第七二一号）	農林省	繭糸価格安定法が昭和二十六年法律第三百十号で公布されたが、今後とも繭価安定については糸価安定と同様に、その実現に努力したい。
岡山県英田郡外六郡を積雪寒冷単作地帯に指定の請願（第七六二号）	同	既指定地帯に隣接する地方については、総合的調査を実施の上、指定するか否かを決定したい。
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に伴う予算化促進の請願（第三六二号）	同	昭和二十六年度補正予算において、土地改良関係公共事業費約二十億円を計上した。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に関する請願（第一二二七号）	同	右に同じ。
積雪寒冷単作地帯農業振興対策に関する請願（第一四四号）	同	昭和二十六年度補正予算において、団体営灌漑排水事業小規模土地改良事業も国庫助成を行うこととし、土地改良関係公共事業費約二十億円を計上した。
北方公海漁場再開に関する請願（第三三号）	同	講和条約の効力発生とともにマ・ラインは撤廃されることとなり、北方公海にも出漁の可能性が生ずるが、諸般の情勢により、領海侵犯等の問題をおこさぬよう充分に注意し、出漁許可については慎重を期したいと考える。
ルース台風災害救済に関する請願（第七八八号）	同	災害救済については国家財政の許す限り請願の趣旨にそうべく努力している。
ルース台風による農業土木施設復旧費全額国庫負担等に関する請願（第六八二号）	同	一、農業土木施設の災害復旧費に対する全額国庫負担は考えておらぬ、しかし、一定の限度を超える被害に対する補助率の引上については目下現行法の一部改正を準備中である。 二、供出割当については充分考慮してある。 三、等外玄米は規格は既に定められておる。が、供出対象とするか否かは、今後検討したい。
災害復旧農業資金緊急融資に関する請願（二件）（第八二二、八九四号）	同	一、昭和二十六年度水陸稲の共済金の支払については目下支払額の決定を急いでおる。なお、鹿児島県については再保険の概算払を実施した。 二、農業手形の延納は困難である。 三、肥料購入資金のために別途の資金源の設定は困難である。 四、農業施設の復旧費の貸付については、農林漁業資金融通法に基き、農地並びに農業者の共同利用施設の復旧に対して融通の措置を講じている。 本件の趣旨の実現については努力したい。
農業政策確立に関する請願（第九一九号）	同	部落農業団体の育成強化については目下鋭意検討中である。
部落農業団体活動費等助成に関する請願（第四六六号）	同	国有林野整備臨時措置法の趣旨に従つて調査のうえ処置したい。
岡山県呉妹村地内国有林払下げに関する請願（第九二一号）	同	右に同じ。
岡山県三谷村地内国有林払下げに関する請願（第九二〇号）	同	国家財政が許せば開さくする予定である。
福島県湯出小屋林道開さくに関する請願（第一〇三五号）	同	国営にするか否かについては、なお研究を要する。
福島県中畑村所在の財団法人日本酪農講習所の国営に関する請願（第二六七号）	同	趣旨にそうよう努力したい。
愛知県に家畜衛生試験場東海支所設置の請願（第三一号）	同	

福島県都路村所在の農林省林内放牧試験地施設拡充に関する請願（第二二六号）	同	本試験地の廃止は考えておらず昭和二十七年度は現在実施中の試験を続行する予定である。なお、強化拡充については試験目標を充分再検討の上、研究費の増額等を勘案し今後実現に努力したい。
林道開発に関する請願（第八三八号）	同	昭和二十七年度において県計画を検討の上、一般林道として補助対象の取扱をする予定である。
国営林道開設促進に関する請願（第一〇九九号）	同	昭和二十七年度は実施困難であるが、今後実施を検討したい。
からまつ害虫黒星葉虫駆除に関する請願（第八一一号）	同	国有林に対しては目下薬剤駆除を行つているが、民有林は近接地域に桑畑があり、飛行機等の使用は細心の注意が必要と考えられる。又幼虫期の薬剤駆除と併せて越冬中の駆除と天敵の利用について目下研究中である。なお、民有林の徹底駆除については「松喰虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律」の改正をまつて国庫補助を行う予定である。
十勝岳山ろく治山事業促進に関する請願（第二七七号）	同	本件については予算に基づいて北海道庁及び北海道開発庁と協議の上決定したい。
漁況調査及び速報に関する請願（第六九〇号）	同	要望にそうよう努力したい。
占平漁港修築工事費国庫補助に関する請願（第一六五号）	同	第三種漁港に指定され、目下修築工事施行中であるが、国家財政の許す範囲で事業費の増額を計り、急速に事業を完了するよう考慮したい。
泊漁港船入ま築設工事促進に関する請願（第一八〇号）	同	漁港整備計画に採択の上は国家財政の許す範囲内で、修築事業を実現するよう考慮したい。
様似漁港修築工事促進に関する請願（第一八一号）	同	第三種漁港として目下工事中であるが、国庫財政の範囲内で許す限り増額して早急に修築事業を完了し利用の万全を期したい。なお、冬島漁港については第二次分として指定すべく準備中である。
熊石外三漁港築設に関する請願（第二三七号）	同	熊石漁港は第三種漁港に指定され整備計画に採択されているので、国家財政の範囲内で修築事業の実現に努力したい。相沼、関内は共に第一種漁港に指定されているので整備計画に採択された場合は国家財政の範囲内で考慮したい。泊川漁港は今後漁港に指定され漁港整備計画に採択された場合に考慮したい。
汐吹漁港築設促進等に関する請願（第二三八号）	同	第一種漁港として修築中のものであるが国家財政の許す範囲内で急速に修築事業を完了するよう考慮したい。
北海道美国漁港船入ま、修築工事施行等に関する請願（第二三九号）	同	漁港に指定され、漁港整備計画に採択の上は国家財政の許す範囲内で考慮したい。

江良港船入ま修築工事施行に関する請願（第二四〇号）	農林省	第二種漁港として漁港整備計画に採択されているので国家財政の範囲内で修築事業を実現するよう考慮したい。
寿都漁港船入ま修築工事施行に関する請願（第二四一号）	同	第三種漁港として指定され漁港整備計画に採択されているので国家財政の許す範囲内で修築事業を実現するよう考慮したい。
日司港船入ま、拡張工事施行等に関する請願（第二四四号）	同	漁港として指定され漁港整備計画に採択の上は国家財政の許す範囲内で修築事業を実現するよう考慮したい。
北海道浦元船入ま、築設等に関する請願（第二四六号）	同	第一種港として指定され漁港整備計画に採択されているので国家財政の許す範囲内で実施するよう考慮したい。
庶野漁港拡張工事施行等に関する請願（第二四七号）	同	一、庶野漁港は第四種漁港に指定され漁港整備計画に採択されているので国家財政の範囲内で考慮したい。 二、襟裳は第二次分指定として準備中のものであり、幌泉、笛舞、東洋、目黒各港は北海道庁より、指定の申請ある場合指定の手続を取りたい。なお、指定の上漁港整備計画に採択されれば国家財政の範囲内で修築を考慮したい。
知柄漁港防波堤築設工事促進に関する請願（第四四三号）	同	第二種漁港に指定され漁港整備計画に採択されているので、国家財政の許す範囲内で修築事業の実現を期したい。
寿都漁港拡張工事施行に関する請願（第七一四号）	同	第三種漁港として漁港整備計画に採択されているので、国家財政の許す範囲内で修築事業の実現を期したい。
山臼漁港築設に関する請願（第九八七号）	同	第一種漁港に指定され漁港整備計画に採択されているので国家財政の範囲内で実施するよう考慮したい。
漁業行政一元化に関する請願（第六八五号）	同	本件については、例えば漁船船員法の如きものの制定は、漁業の形態は非常に複雑多岐にわたつており、この問題は漁業の経営、労働面の実態を正確に把握することが必要であり、その上漁業に適用されている現行労働法規に対する改正か或は本法の制定かの方針を定める必要があると考える。なお、漁船行政の統合については、既に漁船法が制定され一部が実行されておるが、なお、漁業の国籍証明、積量の測度等の問題についてもこれが実現について目下慎重審議中である。
漁船保険料軽減に関する請願（第六九一号）	同	昭和二十七年度より、附加再保険料の廃止、漁船保険組合に対して交付する事務費補助金の増額、漁業協同組合を単位とする義務的保険加入に対する保険料二分の一国庫負担等により漁民の支払う保険料の引下げについて準備中である。

水産行政機構の拡充強化に関する請願（第八〇二号）	同	水産行政の拡充強化については諸般の事情を考慮の上善処したい。なお、漁船保険行政担当機構についても新らしく漁船損害補償制度が実施されることになると当然その拡充強化を考慮することになると考える。
岩手県の災害復旧工事費国庫補助増額に関する請願（第一六八号）	同	農地の災害復旧事業の昭和二十六年度補助金は当初国家財政の都合上交付予定額より一部一時保留されたが、このうち一部が復活し既に交付済である。なお、残額分については二十七年度に交付する予定である。
南谷川防災ため池築設に関する請願（第一二七号）	同	事業計画書を審査し、現地調査とあわせ検討の上、適当であれば請願の趣旨にそいたい。
九十九里浜沿岸漁業者の連合国軍演習による損害補償の請願（第一一五号）	同	昭和二十五、二十六年度の損失に対し、終戦処理費昭和二十六年度補正予算中から予算の示達済である。
北海道新十津川村にかんがい用貯水池設置の請願（第一六〇号）	同	請願の趣旨にそうよう目下努力中である。
北海道大谷地せき止工事等施行に関する請願（第一五二号）	同	所定の手続きにもとづき計画書提出の際、内容審査の上、考慮したい。
土地改良、災害復旧両事業費国庫補助増額等に関する請願（第二八四号）	同	土地改良事業等は国家財政の許す限り予算の増額を計りたい。なお、補助対象の拡大については、全国にわたつて小規模土地改良等を補助できるよう努力している。
団体営土地改良事業費国庫補助復活等に関する請願（第二八六号）	同	一、団体営土地改良事業に対する国庫補助の復活については目下努力中である。 二、耕地関係の災害に対する補助金交付は、緊急復旧により効果の多いものから優先的に交付する方針で目下努力中である。
積雪寒冷単作地帯の土地改良事業施行に関する請願（第五九四号）	同	積雪寒冷単作地帯臨時措置法の趣旨にかんがみ、すみやかに補助金を交付して事業に着手できるよう努力している。
水産物輸出振興対策に関する請願（第七九六号）	同	水産資源の保護及び輸出水産物の流通機構の確立を図るため、差当り特に緊急を要する品種については輸出貿易管理令を適用すると共に行政指導に遺憾のないよう措置する考えである。
北海道山背泊漁港改修工事促進に関する請願（第七一号）	同	国家財政の許す範囲内で修築事業を実施するよう考慮したい。
漁港修築費国庫補助増額等に関する請願（第七九八号）	同	第一次整備計画の早期完成及び第二次整備計画の樹立の達成に努力したい。行政機構の問題については充分検討の上善処したい。
岩手県下の漁港整備および災害復旧両事業費国庫補助増額に関する請願（第五七八号）	同	国家財政の許す範囲内においてその目的を達成するよう考慮したい。
赤岡港船だまり築設に関する請願（第五九一号）	同	国家財政の許す範囲内で昭和二十七年度以降において修築事業を施行するよう考慮したい。
漁港調査規則制定に関する請願（第一〇二七号）	同	漁港調査規則の制定については考慮したい。

北海道大澗漁港築設促進に関する請願（第七〇号）	同	目下修築工事を実施中であるが、国家財政の許す範囲内で工費を増額して早急に完成するよう考慮したい。
漁港修築費予算増額等に関する請願（第五二三号）	同	漁港整備計画遂行上趣旨の実現について努力したい。
大船渡漁港築設に関する請願（第一〇五四号）	同	国家財政の許す範囲内で修築事業を実現するよう考慮したい。
農業災害補償法の一部改正に関する請願（第四六五号）	同	一、昭和二十七年度改訂水稲共済掛金標準率には安全割増を含めず、安全割増の思想はこれを新に設置する基金に包含する方針である。 二、共済掛金標準率の全国最低のものについてもその二分の一を国庫で負担することは、困難であるが、昭和二十七年度においては農家単位共済を試験的に実施することとしているが、これによれば請願の趣旨に合致するものと考える。
水稲保険料率改訂に関する請願（第一一六八号）	同	昭和二十七年度において行う共済掛金率の改訂については充分これを考慮したと考える。
漁港修築予算等増額に関する請願（第一七八号）	同	本件の実現については善処したい。
漁業用資材に対する補給金制度復活の請願（第六九五号）	同	主要な漁業資材はすべて輸入によつて賄われているが、燃油については一方的に望み得ないが、関係上価格の引下げは関税の免除が暫定的に決定されている。なお、漁網については水産物の統制が廃止されている現在においては補給金制度の復活は困難である。従つて、漁業経営については、資材の改善促進、経営の合理化等に努力したい。
アミラン漁網調整費助成に関する請願（二件）（第四四一、二四九、七八四号）	同	今後において適当な措置を講ずるよう検討を進めたい。
合成繊維漁網購入費国庫補助等に関する請願（第六八九号）	同	今後において適当な措置を講ずるよう検討を進めたい。
砂糖法制定に関する請願（第三四九号）	同	てん菜糖業の保護育成については保護策について、検討中であるが、立法措置については、更に検討を要すると考える。
鹿児島県の昭和二十六年度供米に関する請願（第八一〇号）	同	請願の趣旨の如き自主供出を認めることは困難である。なお、当県については既に相当量の減額補正済である。
労務加配米制度廃止反対に関する請願（三件）（第九五六、一〇二九、一〇八四号）	同	米穀の統制撤廃の時期等については未定であり、従つて労務加配米についても将来米穀の統制を廃止する場合は慎重検討の上決定したい。
漁業効率増進のため機械設備費特別融資等に関する請願（第六七六号）	同	既に漁業用小型無線陸上局の新設に対しては国庫助成を実施しているが、その他についても特別融資について努力したい。

梶並川防災ため池築設費国庫補助に関する請願（第一二八二号）	同	本地区採択の可否について、目下計画書を審査中であり、採択になれば出来る限り請願の趣旨にそうよう努力したい。
土地改良事業促進に関する請願（第九八一号）	同	一、北海道及び東北地方の積雪寒冷単作地帯に対しては、昭和二十六年度補正予算としては二十億円、昭和二十七年度においては二十九億八千八百万円を計上した。なお、国庫補助率の引上げについては、困難である。 二、農林漁業資金の昭和二十七年度予算は大幅に増額した。なお、借入手続の簡素化については研究中であるが、とりあえず、取扱金融機関に対して貸付申請書添附書類の簡素化を計るよう通知済である。 三、昭和二十七年度予算は、積極的に本事業を推進すべく相当に計上した。なお、小規模土地改良事業に対する国庫補助の復活については、北海道および東北地方に対しては昭和二十六年度補正予算から復活した。 四、電気料金の改訂に際しては、極力軽減されるよう努力し、その一部は実施されておるが、国庫負担とすることは困難である。 五、土地改良区設立手続の簡素化については、土地改良法の目的を逸脱しない範囲内において研究したい。なお、普通水利組合等の組織変更期間の延長については、その必要を認めていない。
土地改良事業の補助単位面積引下げに関する請願（第八二一号）	同	
土地改良事業費等国庫補助増額に関する請願（第四八六号）	同	今にわかに都道府県営土地改良事業に対する制限面積を百町歩程度に引き下げることは、不可能である。
同（第五九五号）	同	昭和二十七年度においては、経済審議会の答申に基き積極的に土地改良、開拓事業の実施を期しておる。
土地改良事業等促進に関する請願（第三七〇号）	同	土地改良並びに災害の復旧は、国家財政の許す限り予算の増額を計りたい。
開拓地を警察予備隊用等に接収反対の請願（第一〇八五号）	同	農地の拡張改良事業については、昭和二十七年度は補助費および農林漁業融資ともに相当増額される予定である。なお、積雪寒冷単作地帯振興予算についても相当増額される見込である。
連合軍演習による漁業被害防止等に関する請願（第六八八号）	同	本件については、充分考慮の上適切なる措置をとりたい。
鹿児島県海域漁場の米海軍射撃及び爆撃訓練区域指定変更等に関する請願（第四八一号）	同	一、演習区域については行政協定により要望に沿うべく処理したい。 二、損失に対する国家補償については、その制度化を図るべく準備を進めている。 昭和二十七年一月要望が入れられ区域の変更が行われた。なお、演習による漁業上の損失についても考慮したい。

農業改良普及事業に従事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願（第二六六号）	農林省	昭和二十六年度補正予算において増額が認められたので、都道府県に対し、追加補助を行つたので概ね要望にそいえたものと考える。
宮城県亘理郡農業水利改良事業国営化に関する請願（第八一九号）	同	本件については二十七年度において新規県営事業としての申請があつたが、調査の結果鳥の海支配区域は同年度から新規県営事業として採択した。牛橋排水区域については、鳥の海に連絡する本計画案の外直接太平洋に放流することも考えられるので後者について再調査の上両案を比較検討する必要がある。調査費用は二十七年度に支出の予定である。
ルース台風による災害復旧漁業資金緊急融資の請願（二件）（第八九五、八三〇号）	同	ルース台風の災害復旧については、昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法の施行により融資機関に対し、復旧融資を円滑にするため、融資の三割の損失補償と、年四分の利子補給を行うこととなつた。 漁業権証券の資金化については、鹿児島県に対しては当初買上枠の外、ルース台風の災害復旧分として一二、三〇〇千円の追加買上を行つた。
水産業等の融資に関する請願（第一二二九号）	同	長期融資については、農林漁業資金を水産業協同組合が利用することが出来、その他の個人、法人については、見返資金による中小企業融資の制度がある。又別に中小企業信用保険制度があるが、これらの制度の運営については、水産業の実態に即し、融資の円滑を期するよう努力したい。なお、新に漁業信用基金制度を設けるべく検討中である。又漁業権証券の資金化については国債整理基金特別会計の債務償還費により買上げを実施中である。
漁業金融合理化に関する請願（第六九二号）	同	一、低利資金の融資については、農林漁業資金融通法の施行により漁港関係については六分五厘、その他の施設については七分五厘の低利長期資金の貸付がなされている。 二、漁業手形制度、漁業共済基金制度、漁船建造等に対する設備金及び着業資金に対する融資方法については、法制化について検討中である。なお、ルース台風、十勝沖地震の災害については特別措置法が施行され四分の利子補給と三割の損失補償が行われることとなつている。 三、漁業共済基金の積立金に繰入れた金額を積立てた者の所得の計算上損金に算入することについては検討中である。
牧野造成費全額国庫負担等に関する請願（第九二二号）	同	一、国有林野内牧野の所属替は、現在手続中のものを除き今後行わない方針であるので、事業費の予算計上は行わない。 二、単に貸付契約し、使用料を支払つているという理由のみでは、自作農創設特別措置法の規定による牧野とは認め難い。 三、国有林野内牧野の開放については、別途研究したい。

土地改良事業費、災害復旧事業費および地盤沈下対策事業費国庫補助増額の請願（第二八五号）	同	一、都道府県営土地改良事業に対する予算は相当額計上された。なお、小規模土地改良事業に対する国庫補助は積雪寒冷単作地帯に対しては昭和二十六年度から、その他の地方は昭和二十七年度から復活された。 二、災害の速かな復旧については国家財政の許す限り予算を増額したい。 三、地盤沈下対策については、昭和二十七年度以降も引き続き復旧の促進を計りたい。
開拓者の安定対策確立に関する請願（第七八五号）	同	一、建設工事及び開拓道路の完成については速かに完成すべく予算の増額について機会あるごとに努力している。 二、未建設住宅については、昭和二十七年度中に全部解決することは困難であるが、逐次解消の予定である。 三、開墾費の補助単価、歩掛、補助率の是正については、昭和二十七年度において田畑、平均事業費単価を約三〇％増額した。しかし、今後とも努力したい。 四、強酸性土じょうの改良は、昭和二十七年度は、過年度開墾地約一万町歩と開拓新墾地約一万五千町歩とを予定している。 五、開墾附帯工事については、補助工事として昭和二十七年度から実施するよう努力したい。又小団地補助工事は昭和二十七年度において前年度予算の約三割増をもつて実施する予定である。 六、開拓地の分教場、診療所電気導入施設を大幅に増設することを緊急に実施することは困難である。 七、大家畜の導入については、入植者基本融資のほか、昭和二十七年度には予算を計上し、なお、恒久的対策としては、中期の促進対策資金の貸付をできるよう、必要な措置を検討中である。 八、開拓信用基金制度の確立と、この制度による融資額を一戸当り一万円以上にするため、第三号基金として一億円を貸付けできるよう措置した。
農林漁業資金融通法に基く貸付資金わく増大等の請願（第三六六号）	同	農林漁業資金のわくは、昭和二十六年度補正予算において更に六十億円を加え二十七年度には二百億円に増大するとともに、内地における漁船又は復旧につとめても、水産業協同組合の営む漁業のための施設に対しては、その貸付の対象とするため、昭和二十七年三月政令第四十四号で農林漁業資金融通法施行令の一部を改正した。
岩手県下の火災による農山漁村に長期事業資金融資の請願（第二九八号）	同	本件の如き局地的なものに対しては法的措置は困難であるので、農林漁業の組合系統金融機関による融資を活用する外、農山漁民の共同利用施設の復旧又は新設については、農林漁業資金融通法に基く長期資金の貸付によつて処理したい。

外国映画輸入に関する請願（第一二九一号）	通商産業省	一、輸入封切本数を現在以上増加することは好ましくないと考える。 二、各国別割当本数は現在の方式が最も妥当と考える。 三、教育文化映画、ニュース映画については申請があれば、差し支えない限り輸入を許す方針である。
工芸指導所東北支所の強化拡充に関する請願（第一二四一号）	同	工芸指導所東北支所は、昭和二十七年四月から産業工芸試験所東北支所として、漆器に関する研究部門を主力として産業工芸の指導機関として振興に努力している。
工業技術庁陶磁器試験所東海支所存置に関する請願（第四七六号）	同	昭和二十七年四月から従来の陶磁器試験所東京工業試験所名古屋支所を統合して、名古屋市に名古屋工業技術試験所を設置した。しかし、従来の陶磁器試験所東海支所は新設の試験所の第六部として、従来通り瀬戸市において、陶磁器に関する研究をより総合的且つ強力に行つておる。
鉱毒対策費国庫助成に関する請願（第六三六号）	同	坑廃水の地下水化処理は、我が国においては未だ実例を見ない新しい方法であるので、これに関する試験研究の促進を図ると共に、その結果により善処したい。
浜名港修築工事促進に関する請願（第二三四号）	運輸省	昭和二十五年度より新井地区の整備を実施し、昭和二十七年度においては物揚場を整備することとなつており、本地区の整備完了後において港口の整備計画を検討の上善処したいと考える。
小樽港第三号ふ頭工事施行に関する請願（第二三五号）	同	昭和二十七年度においては、防波堤五〇米及び前床鋪装一、五三〇立米を実施することになつている。
門司港田野浦地区修築工事緊急施行に関する請願（第四四四号）	同	国家財政の都合もあり第三号ふ頭工事の実施は困難である。
館山港築設工事施行に関する請願（第五三〇号）	同	昭和二十七年度においては、防波堤一二米を施行する予定である。
岩船港修築工事施行に関する請願（第五五九号）	同	昭和二十七年度は防波堤一三〇米及び浚渫三〇、〇〇〇立米を施行する予定である。
岩船港修築工事施行に関する請願（第一〇〇九号）	同	右に同じ。
名洗避難港築設に関する請願（一件）（第五九三、六五九号）	同	昭和二十七年度においては、防波堤工事に着手する予定である。
第七次船後期建造促進に関する請願（三件）（第六〇二、六四二、七二八号）	同	第七次後期建造分は建造資金の都合により一二万グロス噸と五万グロス噸の二回に分割し、十七万グロス噸に決定されている。なお、今後は出来る限り資金面からの制約による計画建造量の修正又は実施遅延を来たさぬよう努力したい。
久慈避難港築設促進に関する請願（第六六〇号）	同	近い将来に着工するよう鋭意努力中である。

小樽港しゅんせつ施行に関する請願（第八四九号）	同	充分調査研究の上善処したい。
熊本県本渡、瀬戸間運河開さくに関する請願（第九二三号）	同	本運河の開さくによる経済的価値を調査研究の上善処したいと考える。
海上および港湾運送能率低下防止に関する請願（第一一四一号）	同	目下請願の趣旨にそつて措置を考究中である。
自動車運送事業免許制度廃止反対に関する請願（一九件）（第八四、一一六、一二二、一三二、一三三、一三六〇、一三六一、三九五、三九六、四三八、四三九、四六二、五二五、五七〇、六六九、七〇二、七三八、七四九、六七〇号）	同	免許制は存続する考えである。
同（六件）（九九六、一〇九三、一一三八、一一六三、一二一九、一二二一号）	同	右に同じ。
北海道船山村金田みさきに航路標識設置の請願（第四三四号）	同	昭和二十八年度以降において実現に努力したい。
兵庫県家島町大碇および尾崎に燈台設置の請願（第五九七号）	同	右に同じ。
日本海の浮流機雷に関する請願（第六八三号）	同	昭和二十六年度末以降冬期日本海方面の浮流機雷対策として掃海船を増派し、巡視船を動員する等浮流機雷の早期発見、処分及びそれによる種々の災害の防止に全力を挙げているが、最近は数量的にも季節的にもその脅威は非常に弱まつていると考える。
長崎海洋気象台に大型観測船配置の請願（第一〇三八号）	同	国家財政の現状においては要望にそうことは困難である。
銭函、軽川両駅間に簡易乗降場設置等の請願（第七二号）	同	簡易駅の設置は今後現地調査の上研究したい。またガソリンカーの運転は早急実施は困難である。
福島県郡山市、浪江町間に国営バス運輸開始の請願（第二九一号）	同	本区間中浪江、大堀間については、近く実施の予定であり、その他の区間は民営業者との関係から早急実施は困難である。
磐越東線および水郡線に二等客車連結の請願（第三五八号）	同	現有二等客車の現状から早急実施は困難であるが、漸次二等車の増備と相まつて研究したい。
石灰石の鉄道運賃軽減に関する請願（第三五九号）	同	昭和二十六年十一月の運賃改正の際に二五一キロ以上は従来どおり一割引とし、新たに二五〇キロ以下のものに五分引を追加実施し、なおこれ以外に特別な事情ある石灰石の輸送に対しては、区間を特定して割引を実施している。

元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願（第四三六号）	運輸省	現在身体障害者に対しては、五割の割引を実施しているが無賃の取扱をすることは国鉄の現状よりして困難である。	
愛知県矢作町西牧内地内に停車場設置の請願（第四九〇号）	同	要員等の関係上早急実施は困難であるが、将来電化の際研究したい。	
木材の貨物運賃軽減に関する請願（第五六九号）	同	昭和二十六年十一月の運賃改正に際し、上級材（六級）のうちひのき類を改めて、木曾ひのきのみとして他は下級材（七級）とした。また、七五一キロ以上輸送するものは、上、下級材とも一〇％の割引を実施した。なお、等級の改正は、経済事情の安定をまつて全面的に改正するよう目下慎重に検討を進めている。	
農業関係貨物運賃軽減に関する請願（第五七七号）	同	農業関係貨物の運賃は、従来とも他の品目に比較して低位の等級を考慮して来たので、更に割引又は等級引下げを行うことは困難である。又減トンについても既にそれを織り込んであるので、現行制度のまま更に減トンすることは考えられない。なお、昭和二十六年十一月の運賃改正に当つては、一部特殊な無蓋車を使用する場合においては運賃計算トン数引下げの措置をとり負担の軽減を図つた。	
八戸、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願（第六四八号）	同	尻内、鮫間は、新製気動車の落成次第運転する予定になつているが、八木駅まで延長することは、気動車の現状から早急実施は困難である。	
岩手県大川目村、夏井駅間の国鉄バス運輸延長に関する請願（第六五一号）	同	目下実施方につき種々研究中である。	
階上、種市両駅間に簡易停留場設置の請願（第六五二号）	同	今後現地の実情等をよく調査の上研究した。	
大衆魚の貨物運賃軽減に関する請願（第六八六号）	同	大衆魚については、従来の六級を七級に引下げ、更に昭和二十六年十一月の運賃改正で五〇一キロ以上のものを五％割引にし、割引の範囲を拡げた。	
果実の鉄道運賃軽減に関する請願（第七五六号）	同	目下のところ青果物の等級を引下げることは困難であるが、運賃制度については慎重に研究を進めている。	
白棚鉄道復活に関する請願（第七七八号）	同	営業休止線の復活については、目下種々研究中である。	
水産食料品の貨物運賃引上げ反対に関する請願（第七九二号）	同	大衆魚については昭和二十六年十一月運賃改正の際五〇一キロ以上のものを五％割引にし、割引の範囲を拡げたが、主食、野菜なみに引下げることは困難である。	
魚沼線復活促進に関する請願（第八七九号）	同	営業休止線の復活については、目下種々研究中である。	
御徒町駅南口乗降場開設に関する請願（第九一二号）	同	混雑の打開については研究中であるが、工事に莫大の費用を要するので早急実施は困難である。なおよく研究したい。	
与野駅東口開設に関する請願（第一一九五号）	同	要員、予算の関係上早急実施は困難である。	
亜炭の鉄道貨物等級引下げに関する請願（第一二一〇号）	同	現在以上の引下げは困難である。	
常磐線電化促進に関する請願（第三五号）	同	本件についてはできるだけ早い機会に実施すべく目下調査研究中であるが、柿岡の地磁器研究所に対する対策について研究中である。	
紀伊木本、尾鷲両駅間鉄道敷設に関する請願（第三六号）	同	昭和二十七年度において工事を再開した。	
国鉄既定計画線全通促進に関する請願（第三七号）	同	建設線の敷設については目下その実現に諸般の施策を講じており、今後とも十分調査研究を進めたい。	
大糸線全通促進に関する請願（第七三号）	同	昭和二十七年度に工事を再開した。	
大宮、白河両駅間電化促進に関する請願（第一二九号）	同	本件についてはその必要性を認め目下調査研究中であつて、今後資金その他をにらみ合せて、出来るだけ早い機会に逐次実施したい。	
岩内、黒松内両駅間鉄道敷設に関する請願（第一七一号）	同	鉄道の新線建設についてかねてから種々研究中であり、その実現にづいて諸施策を講じつつあるので、本路線についても今後十分調査研究したい。	
宮下駅、川口村間鉄道敷設促進に関する請願（第二二八号）	同	昭和二十七年度において工事を再開した。	
荒海駅、滝原間鉄道敷設に関する請願（第二二九号）	同	建設線の工事再開について目下諸施策を講じているので、本路線についても今後十分調査したいと考える。	
荒海、滝原間鉄道敷設促進に関する請願（第二九四号）	同	右に同じ。	

米沢、熱塩両駅間および荒海、今市両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第二三〇号）	同	右に同じ。
大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願（第二七〇号）	同	本件については、目下調査研究中であり、今後資金、その他をにらみ合せて、できるだけ早い機会に逐次実施したいと考える。
相生、西大寺両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第二七一号）	同	本区間中、相生、播州赤穂間は昭和二十六年十二月営業を開始した。なお、赤穂、西大寺間は昭和二十七年度において工事を再開した。
東北、常磐両線電化に関する請願（第二五六号）	同	本件については目下調査研究中であつて、今後資金、その他をにらみ合せて、できるだけ早い機会に逐次実施したい。
小本線延長工事促進に関する請願（第三九七号）	同	宇津野、浅内間は昭和二十七年度において工事を再開した。
朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第四三五号）	同	鉄道の新線建設については、かねてより種々研究中であり、本路線についても今後十分研究したい。
三陸沿岸縦貫鉄道敷設促進に関する請願（二件）（第四三七、四九五号）	同	三陸沿岸線の実現については、諸施策を研究中であるが、今後ともなお十分調査したい。
大隅半島縦貫鉄道敷設に関する請願（第四六九号）	同	鉄道の新線建設については、かねてより種々研究中であり、本路線についても今後十分研究したい。
山川、枕崎両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第四七〇号）	同	右に同じ。
唐津港石炭積出引込線高架橋急設に関する請願（第四七九号）	同	鉄筋コンクリート造りを計画し昭和二十六年に一部着工したので二十七年度中にはしゅん功の予定である。
茨城県長倉村、大子駅間鉄道敷設促進に関する請願（第五二四号）	同	建設線については、かねてより種々研究中であり、目下これが実現につき諸般の施策を講じている。
関金、勝山両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第五四一号）	同	新線建設については種々研究中であり、目下実現について施策を講じている。
車人、古江両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第六〇一号）	同	建設線については研究中であるが本路線についても今後十分調査したい。
雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第六三〇号）	同	撤収線の復活は現下の情勢では早急の復活は困難である。なお、建設線については今後の国土開発を考慮し研究したい。
宮古、久慈両駅間鉄道敷設に関する請願（第六五〇号）	同	三陸沿岸線は国土開発等の見地からこれが実現について諸政策を研究中であるが、今後ともなお十分調査したい。
浜原、備後十日市両駅間鉄道敷設促進の請願（第七〇五号）	同	建設線の工事再開について、目下諸施策を進めており、今後とも十分調査したい。
福岡県下国鉄電化促進に関する請願（二件）（第七三九、七八〇号）	同	北九州地方の電化については、調査検討中であるが、資金その他の面から早急な実施は困難である。
只見鉄道全通促進の請願（第七五四号）	同	工事再開について目下諸施策を講じているので、今後とも十分研究したい。
二俣、住久間両駅間鉄道敷設の請願（第八五〇号）	同	建設線についてはかねてより種々研究中であり、目下これが実現に関する諸施策を講じているので、本路線についても今後十分調査したい。
四国循環鉄道全通促進の請願（第八五一号）	同	本路線のうち影野、窪川間は昭和二十六年十一月営業を開始した又江川崎、吉野生間は二十七年度において工事を開始した。
静岡県掛川町、御前崎港間鉄道敷設に関する請願（第九二五号）	同	今後において研究したい。
北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設の請願（第九八六号）	同	今後北海道開発計画とにらみ合せ研究したい。
宮崎、小林両駅間鉄道敷設に関する請願（第一〇三九号）	同	新線の建設についてかねてより種々研究中であり、本路線についても今後十分調査したい。
常磐線電化促進に関する請願（第一一二九号）	同	本件についてはその必要を認め、目下調査研究中であり、今後資金、その他とにらみ合わせて、できるだけ早い機会に逐次実施したい。
氷見、羽咋両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一一三六号）	同	今後の国土、資源開発等をにらみ合わせて考究したい。
北見枝幸、雄武両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一二一一号）	同	今後北海道開発計画とにらみ合わせ研究したい。

国鉄松任工場機関車職場新設等に関する請願（二件）（第一〇四八、一〇二〇号）	運輸省	昭和二十八年度以降において実現方考慮中である。
茨城県多賀町水木に郵便局設置の請願（第二一九号）	郵政省	早急実現は困難である。なお、簡易郵便局の設置ならば将来考慮したい。
山形県津山村天童温泉に郵便局設置の請願（第二一〇号）	同	早急実現は困難であるが、簡易郵便局の設置ならば将来考慮したい。
東京都板橋郵便局庁舎新築に関する請願（第一〇三三号）	同	昭和二十七年度において新築用土地を買収することとしているが、局舎については二十八年度以降実施方を考慮したい。
富山県道下簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願（第一三七号）	同	早急実現は困難である。
岡山県連島、福田両町地区の水島地帯に郵便局設置促進の請願（第一七〇号）	同	差向実現は困難であるが、将来計画上の参考としたい。
特定郵便局の電報配達定員増加に関する請願（第四二六号）	同	定員の増加は困難であるが、夜間電報配達臨時者の採用難の緩和を図るため夜間の配達費の支給額を引き上げたから相当緩和されると考える。
鳥取県下の電気通信施設拡充に関する請願（第四七号）	同	一、鳥取電話局の改式は昭和二十七年度計画として取り運び中である。 二、岡山、米子間ケーブル新設は、二十八年度に実施し得るよう計画中である。 三、鳥取、米子間ケーブル布設は二十九年度以降に考慮したい。 四、米子局と皆生局の交換区域合併は二十七年四月に実施済みである。 五、境電報電話局は、新築落成したので、近く移転し現方式のまま整備する予定である。 六、米子、松江間ケーブル布設については二十八年度に実施し得るよう計画中であるが、準即時通話方式の採用は、実施が困難である。 七、米子電気通信管理所は、廃止するので新築はしない。 八、鳥取電報局の新築については、電話局と併せて新築方を計画中である。 九、米子電話局の自動改式は困難である。

高知県窪川町川口地区の電話架設促進に関する請願（第四八号）	同	現在においては交換事務開始の実現は困難であるが、電話の架設については多数共同加入により出来るだけ要望にそいたい。
山形、仙台両市間市外電話ケーブル架設の請願（第一三九号）	同	現在工事中で二十七年度内に完成の見込である。
岡山県津賀局を集中局とする市外電話回線増設に関する請願（第二七二号）	同	岡山、金川間は一回線増設し、開設ずみである。
香川県大見局に電話交換事務開始の請願（第四二七号）	同	大見村に交換事務開始は困難であるが、加入希望者に対しては、上高瀬局の加入者として電話線の実費負担の多数共同加入制度等によつて出来るだけ希望にそいたい。なお、電報配達事務開始については、早急実施が困難であるが出来れば窓口交付の例による方法で要望にそいたい。
兵庫県宝塚電話局の電話交換方式変更に関する請願（第四七八号）	同	昭和二十八年度において自動改式を実施し得るよう目下努力中である。
尼崎市の電話整備拡充促進等に関する請願（第六一六号）	同	尼崎局は自動改式の上、分局として大阪局に編入する予定をもつて昭和二十七年度中に自動電話局の局舎建設に着工する予定である。また、市外電話回線については、尼崎、大阪間は二十七年度において、大阪、尼崎にそれぞれ発信二十五回線を増設することとなつており尼崎、神戸間は二十七年七月に一回線を増設ずみである。
室蘭電話局の電話交換方式変更促進に関する請願（第六六三号）	同	室蘭局は昭和二十七年度に新営は困難であるが、局舎の新営、自動改式については、二十八年度以降においてなるべく早く実現するよう努力したい。
吹田市を大阪通話区域に編入の請願（第九二八号）	同	吹田市を大阪通話区域に編入することは昭和二十七年度より着手するよう努力中であるが、差し当り通話改善のために二十六年度において、大阪、吹田にそれぞれ発信十五回線を増設、開通ずみであり、更に二十七年度においても大阪発信二〇回線、吹田発信十五回線を増設するよう計画中である。
島根県中野村に電話局新築の請願（第一〇一八号）	同	中野局の電話交換事務開始は困難である。しかし、加入希望者に対しては、井原局の加入者として収容し、同局の普通加入区域とするよう計画を進めているから、近く要望にそいうると考える。

香川県高篠郵便局に電報受付および配達事務開始の請願（第一〇四二号）	同	電報受付事務開始については開始方を手配中である。なお、窓口交付の例による電報配達事務の開始については実現が困難である。
福岡電話局の施設拡充に関する請願（第一〇八三号）	同	昭和二十六年度において、一、〇〇〇端子を増設ずみである。更に二十七年度においても福岡西局に一、〇〇〇端子を増設する予定である。なお、新計画分局の増築工事は二十七年度中には着工の予定である。
電話の運営改善に関する請願（第一二三八号）	同	一、ＰＢＸの自営については、電信電話公社が認定した工事担任者が設置する場合は加入者が自営出来るよう定める予定である。 二、ビル内のケーブル配線を加入者に供給させることについては、検討中である。 三、増設機械の機器を加入者が供給する制度は公社が設置及び保存する施設については、認めない方針である。 四、自営のＰＢＸ設置場所に工事担当者以外の業務長を置くことは、必要を認めない。
千葉電話局の電話交換方式改善等に関する請願（第一二三九号）	同	千葉局は、昭和二十六年度において加入者約四〇〇名を増加し、二十七年度において五〇〇名程度収容するよう計画を進めている。なお、自動改式については、二十九年度以降の計画において実現に努力したい。
ラジオ共同聴取料金引下げに関する請願（第一四〇号）	同	日本放送協会の受信料に段階差をつけることは実現が困難である。しかし、共同聴取施設者の負担軽減については、施設者が受信料を一括集金した場合、手数料として一部を払いもどす方法等の具体的方策について日本放送協会において鋭意研究中である。
失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願（第三九号）	労働省	失業対策事業費の国庫補助を現行の補助率以上に引き上げることは困難である。なお、地方負担についてはできるだけ起債を確保したい。又賃金の改正は考えていない。
失業対策事業資材費国庫補助増額に関する請願（二件）（第二六五、三六七号）	同	失業対策事業の資材費は一人一日二〇円とし、この二分の一を国庫補助することになつておるが、その配付に当つては、事業の経済効果を勘案し、資材費を多額に使用する建設的事業に対しては、これに応じて補助をなすことになつている。 既に昭和二十六年度第三・四半期から実施している。
香川県美合村の失業対策事業に関する請願（第三六八号）	同	昭和二十七年度において仙台市に東北労災病院、秋田県北秋田郡に東北労災病院秋田分院（珪肺症患者療養所併設）の設立を準備中である。
東北地方に労働省立労災病院及び珪肺療養所設置の請願（第一二四九号）	同	一、調達は原則として直接調達方式による契約を実施しているが日本経済に不利益を生ずるような場合には、日本政府を通じ、又はその援助を得て調達することになつている。 二、間接、直接調達方式にかかわらず、米駐留軍と業者間の契約上の紛議は、すべて日米合同委員会において調停するが、紛議の調査その他の紛議に関する事務処理は、調達庁が行つている。なお、問題の発生を未然に防止する措置を講ずる方針である。 三、直接調達方式による契約の実施に当つて入札条件、入札の結果等の契約内容の公開については米側と協議中である。 四、調達に当つて、不当な契約条件により契約を締結する等のことのないよう米側と協議中である。又賃金は一般賃金水準を下らないようにする根本方針については、既に米側の合意を得ている。 五、直接調達方式によつて、契約を締結するに当つて、不当に契約価格を引き下げることのないよう米側と協議中である。 六、契約に当つて、不当な契約単価により契約を締結して、業者を圧迫せぬよう米側と協議中である。 七、講和発効後は、駐留軍の指令等は存せず、且つ、レーバー、クローズについても駐留軍において今後かかる条項を調達契約中に入れざるよう日米合同委員会の分科会で交渉中であつて、労働者の組合活動の自由を制限する如き事例の惹起を極力防止するよう努力中である。また駐留軍の使用する施設及び区域内で労働に従事する者については、軍による立入禁止等の措置がとられることもありうるが、そのような場合は必要に応じて米国側とも協議して個々のケースについて善処したい。
特需関係労働者の労働条件改善に関する請願（第七五九号）	同	
吉野川改修工事等促進に関する請願（第一〇七四号）	建設省	今後国家財政の許す限り砂防を含む総合的な治水計画の早期完成に努力したい。

魚野川多聞橋下流地区改修工事施行に関する請願（第八七五号）	建設省	今後国家財政を勘案し、県当局と打合せの上善処したいと考える。
巨瀬川川尻開さく工事施行に関する請願（第八四七号）	同	緊急箇所の局部改修工事を施行中である。
筑後川改修工事施行に関する請願（第八四一号）	同	国家財政の都合により重点的に施行しておるが、出来る限り工費を増額して期待にそうべく努力したい。
北上川右岸姉体築堤工事施行に関する請願（第三六九号）	同	右岸姉体堤防については昭和二十六年度一部着工しており、北上川については重点的に工事を進めておるが、来年度においても極力工事費の増加に努めて要望にそいうるよう努力したいと考える。
利根川中流部河床しゆんせつ工事施行に関する請願（第二八一号）	同	今後極力改修費の増額を図り、早急に着工出来得るよう努力したいと考える。
中小河川江花川改修工事施行に関する請願（第二八〇号）	同	今後国家財政の許す限りにおいて重点的に局部改修等の方法でなるべく速かに実施する様努力したい。
加茂川改修工事施行に関する請願（第二三六号）	同	今後国家財政の許す限りなるべく速かに実現する様努力したい。
幌別川改修工事施行に関する請願（第一六四号）	同	今後極力河川事業費の増大に努め、期待にそいうるよう善処したいと考える。
揖保川改修工事促進に関する請願（第四三号）	同	目下鋭意工事を続行しておるが、今後も極力工事費の増加に努め、重点的に工事を進めて行きたい。
火災による災者に住宅復興資金融通の請願（第三九九号）	同	災害による罹災者に対してはその都度要望に応じており、岩手県下における罹災者に対しては八十四戸分の融資を承認済である。
北海道勇払原野総合開発に関する請願（第一八二号）	同	今後本件に対する調査実施に努力したい。
災害復旧費国庫補助に関する請願（第四四号）	同	本件の復旧については再度災害を被らないよう適切な対策を樹て且つ国庫補助も一部は既に交付し、なお、今後も国家財政が許す限り復旧の促進を期したい。
愛媛県川之江町の防潮堤防築設に関する請願（第一〇八二号）	同	国庫助成の下に復旧する計画が確定しているので国家財政の許す限り速かに助成する方針である。
災害復旧事業費全額国庫負担に関する請願（第七一五号）	同	全額国庫負担は困難であるが、復旧費の増額に努力したい。
余野川の災害土木助成工事施行に関する請願（第六六二号）	同	再度災害を被らないよう徹底的な復旧工事を施行したい方針である。
兵庫県由良町海岸地盤沈下工事施行に関する請願（第七六一号）	同	実地を調査し対策を計画中であるので国家財政の許す限り助成に努める方針である。
災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願（第二八三号）	同	新国庫負担法により災害復旧費の増加に伴い地方財政の状況と比較して逓増する負担率を交付することとなつたので請願の趣旨にそいうると考える。
愛媛県鏡村海岸護岸工事費国庫補助に関する請願（第一一五四号）	同	国庫助成の下に復旧する計画であるので国家財政の許す限り速やかに助成する方針である。
ルース台風による災害復旧の請願（第八三六号）	同	既に融資等の措置を講じたが今後国家財政の許す限り援助の方途を講じたい。
ルース台風による災害復旧費国庫補助等に関する請願（第六〇三号）	同	新国庫負担法による国庫負担率は税収入と対比して逓増率を採用しているので、全額国庫負担は困難である。
土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願（第八三四号）	同	災害の激増と国家財政の都合により国庫負担金が数ケ年度に分割交付されているが早期完成については今後とも努力したい。
土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願（第八九七号）	同	右に同じ。
ルース台風による災害復旧に関する請願（二件）（第一一五二、一一五三号）	同	国家財政の許す限り相当の国庫負担金を交付して復旧の促進を期したい。
火災によるり災町村に公営国庫補助庶民住宅建築資金追加割当の請願（第四〇〇号）	同	雫石町に対しては、昭和二十六年度は二〇戸を追加割当し、昭和二十七年度においても更に一六戸を建設する予定であるが、他の町村はその被害程度から困難である。
福岡県小倉市の都市計画用地買収費国庫補助等に関する請願（第五二八号）	同	昭和二十七年度の予算の範囲内において疎開跡地の処理については重点的に考慮し速かなる完了を期している。
特別都市計画事業費国庫補助増額に関する請願（第一四六号）	同	昭和二十七年度以降において極力善処したい。

土地区画整理委員会委員の任期等に関する請願（第一四七号）	同	目下趣旨にそうよう改正を考慮中である。
江差岩内線準地方費道開さくに関する請願（第一一四号）	同	昭和二十六年度において直轄工事として目下鋭意施行中である。
北海道準地方費道江岩岩内線一部開さく工事継続施行等に関する請願（第二八七号）	同	右に同じ。
北海道大沢村白神、吉岡村間海岸道路全通に関する請願（第一五四号）	同	多額の工事費を要するので早期完成は困難と考えるが、予算の許す限り完成を早めるよう努力したい。
北海道倶知安、赤井川村間道路開さく等に関する請願（第一五三号）	同	後年度において道路費予算を勘案の上考慮したい。
地方費道江差瀬線中一部改修工事施行に関する請願（第一六一号）	同	昭和二十七年度改良工事として路線中一部区間を重点的に改修施行中であり本区間の改修についても後年度予算勘案の上成るべく早く着工に努力したい。
北海道美河魚高見間道路開さく等に関する請願（第一五九号）	同	後年度において道路費予算を勘案の上考慮したい。 なお、路線認定は知事よりの申請をまつて措置したい。
北海道準地方費道入柄岩内線開さく工事施行に関する請願（第一五八号）	同	目下本村大森地内一、〇〇〇米を鋭意施行中であり残余区間の改良についても成るべく早く改良するよう努力したい。
夕張市清水沢、鹿島間道路開さく工事継続施行等に関する請願（第二八八号）	同	昭和二十七年度改良工事として、川端紅葉山線中、由仁町川端、紅葉山間五、〇〇〇米、又清水沢、大夕張線中南大夕張、大夕張間八、〇〇〇米の区間を目下重点的に改良施工中であり残余区間についても後年度道路予算勘案の上成るべく早く完成できるよう努力したい。
国道四号線中一部改修工事施工に関する請願（第一五七号）	同	後年度において道路費予算を勘案の上成るべく早い時期に着工する様努力したい。
支笏湖を中心とする観光産業道路開さくに関する請願（第一一二一号）	同	昭和二十七年度改良工事として一部区間を施工中であり残余区間についても後年度道路予算を勘案の上成るべく早期に着工するよう努力したい。

国立公園大雪山観光自動車道路開設に関する請願（第一二八号）	同	後年度道路費予算勘案の上成るべく早い時期に着工できる様努力したい。
空知川の空知橋を永久橋に架換の請願（第一一八八号）	同	昭和二十七年度道路費予算勘案の上出来得る限り着工出来るよう努力したい。
北海道福島町福島、岩部間道路開さく工事継続施行に関する請願（第一五五号）	同	目下右村岩部地内を鋭意施行中であり、残余区間についても昭和二十七年度道路予算勘案の上出来得る限り継続施工する様努力したい。
札幌市、千歳町間及び千歳町、支笏湖間道路舗装工事施行に関する請願（第一一二二号）	同	札幌市千歳町間道路舗装については昭和二十七年度道路費予算勘案の上実施したい。その他については後年度において考慮したい。
北海道熊碓石八雲準地方費道改修促進に関する請願（第七六号）	同	昭和二十七年度道路予算勘案の上極力実施するよう努力したい。
北海道厚岸本町、値龍町間に架橋の請願（第八七三号）	同	道路費予算並びに全国的にみた架橋の緩急度等を勘案の上後年度で考慮したい。
北海道清水町、日高村間道路開さくに関する請願（第七四三号）	同	道路費予算を勘案の上後年度において考慮したい。
豊平川架橋に関する請願（第七三〇号）	同	実施箇所を調査検討の上成るべく早い時期に実現するよう努力したい。
江部乙、雨龍両村間準地方費道の石狩川に架橋の請願（第七〇六号）	同	道路費予算並びに全国的にみた架橋の緩急度等を勘案の上後年度で考慮したい。
鵡川平取両村間道路改修促進等に関する請願（第七五号）	同	一、平取より鵡川に至る路線の改修については、後年度において道路予算勘案の上成るべく早い時期に着工するよう努力したい。 二、川橋の架換については、永久橋の実現は困難であるが、昭和二十六年度木橋架換工事として完成している。
高知県加茂村御鉢谷防災工事施行の請願（第八一号）	同	県当局の調査完了をまつてすみやかに善処したい。
高知県別府村地帯防災工事促進の請願（第七七号）	同	昭和二十六年度に岩屋川に堰堤を竣功し其の後の成果を検討中である。

岡山県下の渓流砂防工事施行に関する請願（第五二七号）	建設省	岡山県下の各河川砂防工事については、昭和二十六年度で吉井川外二十一ヶ川に堰堤三十基、床固十基等を施行中である。然し本県治水の完璧を期するには今後なお多額の工費を要するので予算の増額を図り逐次実施したいと考える。
江川川上流砂防工事施行に関する請願（第八二号）	同	予算の増額をまつて早急に着工し要望にそいたいと考える。
地すべり砂防工事予算の実現に関する請願（第二七六号）	同	地辷り対策砂防工事については、従来より通常砂防事業費の一部をもつて施行して来たのであるが、地辷り地域の拡大と予算の少額のため充分な効果をあげることが出来なかつた。今後共予算の増額に努力し要望にそいたい。
高知県森村笹ノモト砂防工事施行に関する請願（第七八号）	同	昭和二十六年度において堰堤一基を施行し竣功したが、今後共予算の増額をまつて要望にそいたい。
高知県長者村地すべり地帯砂防工事施行に関する請願（第七九号）	同	昭和二十六年度において堰堤一基を完成した。なお、昭和二十四年の調査によれば今後堰堤五基を要するので速やかに完成を計り要望にそいたいと考える。
高知県大崎村宗津、大籔両地区砂防工事施行に関する請願（第八〇号）	同	昭和二十六年度において堰堤一基を完成したのであるが、今後共予算の増額をはかり要望にそいたい。
桐見川ゴロメキ砂防工事施行に関する請願（第八三号）	同	昭和二十四年の調査によれば堰堤一基を要する見込であるがすみやかに要望にそうようにしたい。
根知川上流砂防工事施行に関する請願（第二七四号）	同	昭和二十六年度で堰堤二基を完成したのであるが、二十四年の調査によれば今後堰堤床固四基を要するので予算の増額をまつて早急に実施したい。
石油製品統制撤廃反対等に関する請願（第一一五〇号）	経済安定本部	石油輸入の外貨資金については、石油の完全充足を目標として割当増加に努めておる。なお、統制撤廃については、国際情勢の推移、外貨資金の状況等を勘案して決定したい。

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
○第十六号				
三〇三	上	二九	大樹村	大樹町
三〇五	上	四	飯野川村	飯野川町
〃	〃	三〇	本庄町	本荘町
三一三	下	三五	湯沢町	湯沢村
三一四	上	一五	保内町	保内村
三一五	下	一八	織田村	織田町
三一六	下	二四	稲羽郡	稲葉郡
三二一	上	一三	塩津町	塩津村
三三〇	上	一七	国府村	国府町
三三三	上	三三	庄原村	庄原町
三三五	下	二	妻鳥町	妻鳥村
〃	〃	三	寒川村	寒川町
三三六	上	一五	片地町	片地村
○第十九号				
四〇一	一	九	来年度おいては	来年度においては
四〇二	三	一	集績	集積
四〇九	五	一八	レヂスタンス	レヂスタンス
○第二十号				
四一七	二	二六	金融情熱等	金融情勢等
四二三	四	三	おい伺い	お伺い
四二五	一	三	つもにりは	つもりは
○第二十一号				
四三五	二	一	にし、朝鮮	し、朝鮮
〃	四	二六	一繋	一撃
〃	五	三	常盤炭労	常磐炭労
四三七	二	五	産業の	産業を
○第二十二号				
四四七	一	一〇	むしろこれほ	むしろこれは
○第二十三号				
四五八	二	三	万場一致	満場一致
○第二十四号				
四六四	五	一六	無視した	無視して
四六六	一	二四	経統	継統
四七七	四	九	決定して	決して
四七〇	二	二五	国康負担	国庫負担
四七三	三	三六	それ通り	その通り
四七四	五	二三	出庫	国庫
四七八	一	一三	そうとき	そのとき
○第二十六号				
五〇〇	一	一三	お葉が	お言葉が
○第二十七号				
五〇八	二	九	超きた	起きた
五一三	三	二六	尋常の場	尋常の場合
五二一	一	七	小して	対して
○第二十八号				
五四一	一	三六	酒類の取引の安定に	酒類業組合等に
五五七	二	一四	府町村	市町村
五六〇	五	三	人種蹂躙	人権蹂躙
五六一	四	一八	手にいつて	手によつて
五六五	二	二二	世留一	世界一
五六八	三	一〇—一二	これろにおるかせ知れません	これらにおるかも知れません
五七一	五	三〇	運務	運動
五七三	四	一六		
○第二十九号				
五八一	一	三三	県予算	全予算
〃	三	九	差別待過	差別待遇
五八三	五	三	西イドツ	西ドイツ
五八六	四	二九	戦争病者	戦傷病者
五八七	三	二〇	行うと	行う
○第三十号				
五九一	一	三〇	おけを	おける
五九二	二	三五	私に	私は
五九七	四	一〇	線糸相場	綿糸相場
五九九	四	一四	2　会社	会社
〃	五	一三	一年を	一年に
○第三十二号				
六一三	四	一〇	一般会行	一般会計
○第三十三号				
六一九	五	三三—三四	尤もとめ、	尤もと認め、
六二六	二	三	没取	没収
○第三十四号				
六四二	一	三三	するものあり	するものでありり
〃	四	一〇	適初	適切

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一五六　振替東京一九〇〇〇　官報課